

令和元年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和元年9月2日 開会

}

令和元年9月24日 閉会

吉田町議会

令和元年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	2 1
○議案第31号～議案第49号の一括上程、説明	2 4
○報告第2号～報告第4号の報告	6 0
○散会の宣告	6 2

第 2 号 (9月3日)

○開議の宣告	6 4
○議事日程の報告	6 4
○議案第36号の詳細説明	6 4
○散会の宣告	1 1 9

第 3 号 (9月4日)

○開議の宣告	1 2 0
○議案第43号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第49号の質疑、討論、採決	1 3 0
○散会の宣告	1 3 3

第 4 号 (9月13日)

○開議の宣告	1 3 4
○議事日程の報告	1 3 4
○議案第37号の質疑	1 3 4
○議案第38号の質疑	1 3 5
○議案第39号の質疑	1 4 4
○議案第40号の質疑	1 4 4
○議案第44号の質疑	1 4 8
○議案第45号の質疑	1 4 8
○議案第46号の質疑	1 4 9
○議案第47号の質疑	1 4 9
○議案第41号の質疑	1 4 9
○議案第42号の質疑	1 5 5
○議案第48号の質疑	1 5 5
○散会の宣告	1 5 8

第 5 号 (9月17日)

○開議の宣告	159
○議事日程の報告	159
○一般質問	159
大石 巖	159
楠元 由美子	172
福世 義己	184
盛 純一郎	189
山内 均	201
○散会の宣告	212

第 6 号 (9月18日)

○開議の宣告	213
○議事日程の報告	213
○一般質問	213
平野 積	213
八木 栄	225
蒔田 昌代	234
○議案第50号の上程、説明	244
○散会の宣告	246

第 7 号 (9月19日)

○開議の宣告	248
○議事日程の報告	248
○議案第36号の質疑	248
○散会の宣告	281

第 8 号 (9月20日)

○開議の宣告	282
○議事日程の報告	282
○議案第36号の質疑	282
○散会の宣告	316

第 9 号 (9月24日)

○開議の宣告	317
○議事日程の報告	317
○議案第36号の討論、採決	317
○議案第37号の討論、採決	317
○議案第38号の討論、採決	318
○議案第39号の討論、採決	318

○議案第40号の討論、採決	319
○議案第41号の討論、採決	319
○議案第42号の討論、採決	320
○議案第44号の討論、採決	320
○議案第45号の討論、採決	320
○議案第46号の討論、採決	321
○議案第47号の討論、採決	321
○議案第48号の討論、採決	322
○議案第31号の質疑、討論、採決	322
○議案第32号の質疑、討論、採決	323
○議案第33号の質疑、討論、採決	323
○議案第34号の質疑、討論、採決	324
○議案第35号の質疑、討論、採決	324
○議案第50号の質疑、討論、採決	328
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	329
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	331
○発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	332
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	334
○発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	335
○日程の追加について	338
○発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	338
○議員派遣について	343
○議会閉会中の継続調査について	344
○町長挨拶	344
○議長挨拶	346
○閉会の宣告	347

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに令和元年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただきありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶いただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様とは6月の定例会以来の顔合わせでございますけれども、議員の皆様にはお変わりなくお元気な御様子うれしく思います。

長丁場の議会でございますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから令和元年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、7番、蒔田昌代君、8番、三輪美由紀君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月2日から9月24日までの23日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月2日から9月24日までの23日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、委員長及び副委員長の辞任及び選任について報告いたします。

議会閉会中に総務文教常任委員会委員長に対し、副委員長の中田博之君から一身上の都合により、総務文教常任委員会副委員長を辞任したい旨の申し出があり、辞任願が提出されました。

総務文教常任委員会では、吉田町議会委員会条例第10条第1項の規定に基づき辞任を許可し、委員会の構成に係る事件であるため、直ちに同条例第6条第2項の規定に基づき副委員長の互選を行い、同委員会副委員長に5番、平野 積君が選任されました。

また、同じく、議会閉会中に、議会広報特別委員会副委員長に対し、委員長の山口一博君から、一身上の都合により、議会広報特別委員会委員長を辞任したい旨の申し出があり辞任願が提出されました。

議会広報特別委員会では、同条例第9条第1項に基づき、副委員長が委員長の職務を代行する中で、同条例第10条第1項の規定に基づき辞任を許可し、委員会の構成に係る事件であるため、直ちに同条例第6条第2項の規定に基づき委員長の互選を行い、同委員会委員長に12番、大石 巖君が選任されました。

次に、監査委員から例月出納検査の監査結果報告書が提出されております。

写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。6月25日火曜日、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が島田市において開催されました。

7月3日水曜日、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月5日金曜日、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月9日火曜日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市において開催されました。

7月25日木曜日、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が牧之原市において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成30年度事業報告並びに決算報告並び令和元年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

そのほか、8月9日金曜日には静岡県市町議会議員研修会が静岡市において開催され、内閣府子ども・子育て会議委員でもある、株式会社ベレフェクト代表取締役、太田彩子氏による、「これからのキャリア支援～女性活躍・働き方改革の時代に必要なもの～」と題し講演が行われました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げますが、冒頭に当たりまして、過日、大変うれしいニュースがもたらされましたので、触れさせていただきます。

このうれしいニュースとは、吉田中学校の生徒諸君が歴史に残る偉業を達成したことでございます。皆様も御存じのとおり、8月24日に大阪府で開催された第46回全日本中学校陸上競技選手権大会の男子400メートルリレー決勝で、陸上競技部の男子生徒4人が、これまでの日本中学記録を0秒15上回る42秒25の日本中学新記録を樹立し、見事に優勝を果たすという快挙をなし遂げました。

全国に吉田町の名を轟かせてくれたこのすばらしい出来事は、私も含め多くの町民の皆様には大きな感動と希望をもたらし、町制施行70周年の記念すべき年に彩りを添えてくれました。この快挙にかかわられた皆様方に敬意を表したいと思います。

また、町を元気づける取り組みといたしまして、去る6月には、株式会社丸総様が創業50周年の記念事業として、大型トラック3台の広い荷台の側面に、町の防災、観光、子育てをテーマとしたデザインを施し、ラッピングトラックとして毎日各地を走り回り、吉田町を宣伝していただける取り組みを実施していただけることとなりました。

地域間競争が一層激しさを増してくる中で、このように民間の御支援も賜りながら地方創生への取り組みを進められる出来事が起こりましたことは、まさに吉田町の明るい未来につながるものではないかと喜んでいるところでございます。

このように、町全体が一丸となって明るい未来へと躍進していく機運が高まっている中、11月10日には、町制施行70周年記念式典を開催する運びとなりました。式典では、これまで当町の発展に御尽力いただきました防災功労者の皆様への感謝状贈呈を初め、子供たちに未来への夢や希望を發表していただく場を設けるなど、当町が今後80周年、さらには100周年へと続く中で発展し続け、活力あふれる町となることを祈念するイベントとすべく、目下、準備を進めているところでございます。

町制施行 70 周年、また、村から町へ 130 周年の節目を迎え、勢いを増している当町が、今後、さらに豊かで勢いがあり魅力あふれる町へと発展していけるよう、引き続き、それぞれの事業に全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして、御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、7 月までに松林の撤去が完了し、盛土工事も着々と進んでおります。今後も、国・県と連携を図りながら、早期完成を目指し整備を進めてまいります。

次に、「ふじのくに」のフロンティアを開く取り組みにおける川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域基盤整備事業についてでございます。

大幡川にかかる橋梁工事につきましては既に完了し、並行して整備を進めております町道高島 7 号線の整備完了にあわせて供用を開始することとしておりますが、町道高島 7 号線につきましては、目下、隣接地における開発行為との調整を行いながら、9 月末までに完成させる予定であります。また、これに接続する町道高島 4 号線につきましては、12 月末までに舗装を終えるように事業を進めております。

次に、河川改修事業についてでございます。

準用河川であります大幡川につきましては、今月中旬に工事の契約を締結し、川尻地区における落差工の根固め工事に取りかかる予定でございます。

また、片岡地区における大窪川の改修工事につきましても、今月中旬に契約を締結し、昨年度実施した箇所の上流部につきまして護岸改修を進める予定でございます。

次に、同報系防災行政無線の整備についてでございます。

同報系防災行政無線につきましては、令和 4 年 12 月 1 日からのデジタル波全面移行に対応するため、昨年度までに同報系防災行政無線の基幹放送設備である親局と屋外拡声子局 24 局をデジタル対応の機器に更新をいたしました。残り 12 局の屋外拡声子局につきましても、本年度に入りまして既にデジタル対応機器への更新が完了いたしましたことから、当初の予定より大幅に前倒しして、8 月中旬から、36 局全ての屋外拡声子局をデジタル波放送に切りかえることができました。

次に、消防団車両の更新についてでございます。

地域防災力の充実・強化を図ることを目的とした小型動力ポンプつき積載車の取得につきましては、8 月 9 日に契約を締結いたしました。新たに導入する車両は、小型動力ポンプはもとより多種多様な資機材の積載が可能で、消火活動だけではなく救助活動能力もあわせ持った多機能型車両であり、第 1 分団に配備する予定でございます。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、若年がん患者等支援事業につきまして、御報告申し上げます。

当町では、本年度より新たに、がんの治療を受けた方に対する支援といたしまして、将来、子供を産み育てることを望んでいる方が卵子や精子などを凍結保存するための費用や、ウィッグや乳房補正具を購入するための費用、さらには、医学的知見から回復の見込みがない状態にあるとされている 40 歳未満の方が自宅で療養する際に必要なサービスを受けるた

めの費用に対する助成制度を創設し、がん患者の皆様が少しでも安心して治療や療養生活を送ることができる環境づくりに努めております。

次に、アクティブシニアの皆様のお暇活動を推進する事業のうち、今月から開始をいたしますおいしい野菜づくり教室についてでございます。

これは、農福連携の事業として、要支援1または2の認定者や生活機能の低下が見られる方が、65歳以上の元気な高齢者の方々と助け合いながら農作物の栽培を行うことで、同世代の仲間づくりにつなげるとともに、要介護状態にならないような体力の維持・向上を目指すものでございます。

また、通いの場千草会の皆様にも御協力いただきながら、介護予防体操や簡単なレクリエーション等も取り入れた楽しい教室にまいります。

次に、11月に開催を予定しております「アクティブシニア応援フェア in 吉田」についてでございます。

高齢化の進行により、家事援助や通いの場といった生活支援ニーズが増加すると予測されることから、町では、担い手の養成を行うとともに、これまで社会活動に関心がなかった方の社会参加を促すため、昨年度に引き続き、県が実施しております66歳から76歳までの方を対象とする「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」を活用し、11月15日に学習ホールにおきまして「アクティブシニア応援フェア in 吉田」を開催いたします。

具体的な内容といたしましては、多くの会員の方が家事援助等の地域貢献活動に従事されているシルバー人材センターやボランティア団体による活動発表、活動の場と活動する人とをマッチングするブースの出展、ニュースキャスターやコメンテーターとして多くの報道番組に出演されているジャーナリストの鳥越俊太郎さんを講師にお迎えし、4度のがん手術を乗り越え、精力的に活動を続けられる自身の生き方や働き方をもとに、セカンドライフのポジティブな過ごし方についてお話しいただく機会、講演会などを予定しております。

多くの皆様に御来場いただくことにより、社会参加やボランティア活動等への一歩を踏み出す契機となり、生きがいを持って地域で御活躍される高齢者がますます増えていくことを期待しております。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、展望台小山城及び小山城売店につきまして、御報告申し上げます。

まず、小山城売店についてでございますが、町及び町の特産品の魅力を発信していく場とすべく、7月14日に「しらすのまどぐち」としてリニューアルオープンいたしました。当日は、開店前から多くの皆様にお並びいただき、釜揚げシラス等をお買い求めいただきました。

今後は、小山城売店周辺が、シーガーデンシティ構想における「賑わいまちづくり」の一翼を担うエリアとして、より魅力的な場所となりますよう、地域おこし協力隊と連携をし、イベント等の開催についても検討してまいります。

展望台小山城につきましては、昨年9月9日に入館者80万人を達成するなど、昭和62年の開館以来、多くの皆様に御来館いただいておりますが、建設から30年以上が経過し老朽化が目立つようになってまいりましたことから、劣化状況を調査するため、5月から8月までの期間において展望台小山城劣化診断業務を実施いたしました。今後は、この診断結果を精査し、今後における詳細設計、改修工事へとつなげてまいります。

次に、プレミアム付商品券発行事業についてでございます。本事業は、10月1日から消費税及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における増税直後の消費を喚起し下支えることを目的といたしまして、プレミアム付商品券を発行するものでございます。

今回の商品券の購入対象者は住民税非課税の方及び小さな乳幼児のいる子育て世帯に限定されており、商品券の購入には購入引換券が必要となります。住民税非課税の方のみ、購入引換券のための事前申請が必要となりますことから、対象となる可能性のある方には、8月中旬に申請書を送付させていただきました。購入引換券につきましては、申請書類を審査した後、今月下旬から順次発送することとしております。

購入対象者は、1セット5,000円分の商品券を4,000円で5セット購入することができます。商品券の販売につきましては、使用期間が10月1日から来年2月29日までとなりますことから、9月28日及び29日の2日間、中央公民館におきまして先行販売を予定しております。また、10月以降は、吉田町商工会、ハイナン農業協同組合各支店、静岡うなぎ漁業協同組合、南駿河湾漁業協同組合吉田支所と町の産業課窓口で販売いたします。

なお、商品券の取扱店舗につきましては、8月16日時点で60店舗に御協力いただけることとなっておりますが、随時募集しておりますので、今後もホームページなどを活用し、周知を図ってまいります。

次に、昨年度からの繰り越し事業でございます被災農業者向けの経営体育成支援事業についてでございます。

本事業につきましては、昨年の台風24号において被災した農業用施設や農業用機械等の復旧、撤去、補強等に係る費用を補助することにより、営農を再開する農業者の負担軽減を図るものでございます。

当町では、お二人の方と一つの法人から、ビニールハウス10棟の修繕、5棟の撤去、4棟の再建申請があり、事業を進めてまいりましたが、このたび、申請者から報告書が提出され、全ての事業が無事完了したことを確認いたしましたので、御報告させていただきます。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会につきましては、御報告申し上げます。

町では、シーガーデンシティ構想の深化とさらなる推進を図ることを目的といたしまして、昨年6月に、国・県の関係機関の職員や自治会長の皆様、町内産業4団体の代表の皆様などで構成される「吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会」を設置しております。

この委員会では、町が「シーガーデンシティ構想推進計画」を策定する際に、その計画案に関して御協議いただくこととなっており、7月30日には本年度第1回目の委員会を開催し、町が示した計画素案に対し委員の皆様それぞれの視点から貴重な御意見をいただきました。

また、推進委員会の作業部会であります吉田漁港多目的広場利活用検討委員会からは多目的広場の利活用に向けた検討結果について、静岡文化芸術大学からは推進計画策定に係る提案につきまして、委員会で御報告いただきました。

現在策定中の「シーガーデンシティ構想推進計画」につきましては、沿岸部で整備を進めている防潮堤や吉田漁港多目的広場、県営吉田公園等のシーガーデンを活用したにぎわい創出に係る取り組みを先行して進めていくため、これらの整備・利活用の促進に重点を置いた

内容となっており、今後、今月下旬をめどに第2回目の委員会を開催し、委員の皆様による協議を経て、計画を策定する予定でございます。

次に、新たな公共交通システムの導入に向けた調査研究についてでございます。

当町では、将来的に町民の皆様が不便なく町内を快適に移動できる環境を整えることを目指し、本年度、新たな公共交通システムの構築に向けた調査研究を行ってまいります。この調査研究につきましては、全国各地の公共交通政策に精通されており、国土交通省のアドバイザーとなっておられます、名古屋大学大学院環境学研究科の加藤博和教授に御指導をいただきながら、名古屋大学と連携して実施してまいります。現在、今月中に委託契約を締結できますように準備を進めているところでございます。

この業務委託契約が締結された後には、町民の皆様を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、当町の公共交通に係る実地調査を行うなど、あらゆる角度から調査を行い、当町の現状と課題を把握しつつ、地理的条件や人口分布等を踏まえた新たな公共交通システムの構築に向けて事業を展開してまいります。

次に、大幡川幹線の道路改良事業についてでございます。

大幡川幹線につきましては、現在、大幡地区におきまして、東名高速道路から主要地方道吉田大東線までの延長約1キロメートル区間の事業着手に向けての調整を進めているところでございます。今後、地元の皆様との意見交換や関係機関との連携を一層進めてまいります。

次に、町道町上3号線の道路改良事業についてでございますが、現在、川尻小山地区の大幡川尻2号線と大幡川幹線とを結ぶ延長約84メートルの道路整備に向け、測量及び設計業務を進めており、今後、地権者の皆様の御協力のもと、用地取得に着手する予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan」の本年度における主な事業につきまして、現在までの実施状況を御報告申し上げます。

まず、「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」のうち、「快適な学習環境の整備」の一つとして進めております全小・中学校体育館へのエアコン設置工事についてでございますが、本工事の実施に必要な設計業務委託契約を4月26日に締結し、8月9日に業務が完了いたしました。今後、この設計をもとに入札を行い、年度内の完成に向け、着実に工事を進めてまいります。

次に、「『確かな学力』の育成を軸とした幼保・小中一貫教育の推進」についてでございますが、「吉田町幼児教育カリキュラム」に基づく教育の実践といたしまして、7月3日にさゆり保育園におきまして実践園研究会を開催し、公開保育・研究発表及び教育研究協議会を行いました。

10月には、本年度2回目の実践園研究会を、すみれ保育園及びこども発達支援事業所において行う予定でございます。

これらの「吉田町幼児教育カリキュラム」に基づいた実践を通して、幼・保・小の教職員が「育てたい子どもの姿」を共有するとともに、実践から得られた成果を生かし、さらなる幼児教育の充実及び町内幼稚園、保育園と小学校との連携を図ることとしております。

次に、「教職員が授業に専念できる環境づくり」のうち、「ICT環境の充実」の一つとして進めております「職員室及び教室のICT機器の整備」についてでございます。

本年度は、各小・中学校で教職員が使用している全ての校務用パソコンのオペレーティングシステムをウィンドウズ7から最新のウィンドウズ10に移行し、老朽化が進んでいる校務用サーバーとともに更新する事業を計画しておりますが、この事業につきましては、7月23日に入札を行い、7月25日に賃貸借契約を締結し、今月末までに入れかえ作業が完了する予定でございます。

これにより、校務を安全かつ円滑に進めることができる環境が整備できるものと考えておりますが、今後もさらに、教職員の働き方改革や児童・生徒への指導の充実に資するよう、ICT環境の整備を着実に進めてまいります。

次に、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」のうち、「問題行動のない落ち着いた教育環境の実現」の一つとして進めております「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員の各校配置」についてでございます。

当町では、町内の小・中学校に在籍する支援が必要な児童・生徒の教育を円滑に実施するため、巡回相談員派遣事業を展開しており、あらかじめ決められた日程で各小・中学校に巡回相談員を派遣しておりますが、年々希望者が増え、数カ月先まで予定が埋まり、突発的な要望への対応が難しい状況となっておりますので、8月から新たに「吉田町児童・生徒等教育相談事業」を開始いたしました。

本事業は、社会福祉法人と委託契約を締結し、要望に応じて心理相談員による心理相談や心理検査を行うものでございますが、これにより、特に突発的な要望に対して柔軟に対応できる体制を整えることができたものと考えております。

今後も、子供からの相談のみならず、子供たちを支える保護者や家族からの相談及び支援に係る体制を充実させ、学校、社会、地域が協力して問題を解決するために必要な環境を整えてまいります。

最後に、「放課後の子どもの居場所づくり」の一つとして進めております放課後子ども教室推進事業についてでございます。

放課後における子供の居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、昨年度から中央小学校区において、平日4時間授業の日に対応した放課後子ども教室を実施しておりますが、本年度からは、中央小学校区に加え、自彊小学校区においても放課後子ども教室を開設いたしました。

現在、中央小学校区では109人、自彊小学校区では64人の児童が、さまざまな体験を通して地域ボランティアの皆様と交流し、楽しみながら活動しております。

今後も引き続き、放課後における子供たちの安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を一層支援してまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして、御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、「静岡県生活基盤施設耐震化等補助金」を活用して導水管の耐震化を進めている基幹管路耐震化事業、配水池から災害時の応急給水拠点となる公共施設や避難所までの管路を耐震化する耐震ネットワーク事業、漏水事故等による被害軽減及び有収率向上を図るための老朽管布設がえ事業、他の事業に伴う配水管の布設がえ等の事業を

実施するため、10件の工事を予定しております。このうち、既に1件の工事が完了し、4件につきましても既に発注済みとなっており、順調に工事を進めている状況でございます。また、残る5件の工事に つきましても、ただいま、発注に向けて準備を進めております。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助事業として事業を進めております。

浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の施設管理として実施する水処理設備における散気装置、攪拌機及び返送汚泥ポンプなどの機械設備更新工事並びにこれら水処理設備及び監視制御設備に関連する電気機器の更新工事の発注を終えており、本年度から2カ年で実施をしております。

なお、機械設備更新工事における機器撤去にあわせて実施いたします反応タンク耐震補強工事につきましては、今議会定例会へ請負契約の締結に関する議案を上程させていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

管渠建設につきましては、国の交付金を活用して実施する片岡1号汚水幹線工事、片岡2号汚水幹線工事及び既設管路施設耐震補強工事を予定しておりますが、このうち、ゼロ債務負担行為を活用して実施いたしました片岡1号汚水幹線工事の第6工区及び第7工区につきましては、先月末までに工事を完了させることができました。

また、片岡1号汚水幹線工事の第1工区から第3工区及び片岡2号汚水幹線工事の第1工区につきましては、既に発注を終えて工事に着手しており、片岡2号汚水幹線工事の第2工区及び既設管路施設耐震補強工事につきましても、発注の準備を進めているところでございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、町制施行70周年記念事業につきまして、御報告申し上げます。

冒頭でも申し上げましたとおり、本年度は、当町が誕生してから70年の節目を迎えますことから、この70年間の歩みを町民の皆様と振り返り、先人たちの業績に感謝するとともに、当町のさらなる発展に寄与することを目的といたしまして、町制施行70周年記念事業に取り組んでおります。

7月1日からは、庁舎及び総合体育館に「祝 吉田町町制施行70周年」の懸垂幕を掲出するとともに、庁舎及び各小・中学校にも同様のデザインで横断幕を掲出するなど、住民の皆様とともに70周年を祝うための広報活動を行っております。

また、現在、広報よしだやホームページ等を活用し、町の歴史を物語る写真を広く募集しております。皆様から御提供いただいた写真は、10月から北オアシスパーク、図書館、総合体育館において開催いたします「70年のあゆみ写真展」において展示させていただく予定でございます。

次に、第5次吉田町総合計画後期基本計画及び第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

第5次吉田町総合計画後期基本計画の策定につきましては、現在、庁内において第5次吉田町総合計画前期基本計画評価調書を作成し、前期3カ年の目標値などの実績の把握を行い、本年度の事業内容とあわせて進捗状況の分析を行っているところでございます。

今後は、住民の皆様からの御意見を後期基本計画に反映させるため、町内の各分野で活動されている 22 の民間団体の皆様へのヒアリングを実施し、町民の皆様の意見の把握に努めてまいります。

また、取りまとめた評価調書は、吉田町行財政構造改革推進本部会議において審議し、10 月中に開催を予定しております吉田町総合計画等審議会において前期基本計画の評価を御報告させていただきたいと考えております。

第 2 期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本年 12 月に示される予定となっております、国の第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら策定を行うとともに、第 5 次吉田町総合計画後期基本計画と同時期の策定となりますことから、これと整合性を図りながら策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、人権教育講演会の開催についてでございます。

当町では、町民の皆様が人権について正しく理解し、差別と偏見のない明るい社会を実現することを目的として、毎年、人権教育講演会を開催しております。本年度の講演会は、東京オリンピック・パラリンピックを翌年に控え、同大会の機運が高まっているまたとない機会でありますことから、「オリンピック・パラリンピックと人権 共生社会を目指す『ヒューマン・レガシー』」をテーマに首都大学東京特任教授の舛本直文氏を講師にお迎えし、10 月 30 日に学習ホールにおいて開催いたします。

この講演会の聴講をきっかけに、一人でも多くの町民の皆様が人権に関する意識を高め、互いを認め合う持続可能な明るい社会と未来の実現につながることを期待しております。

次に、ふるさとよしだ寄附金についてでございます。

平成 30 年度は、返礼品の額が寄附額の 3 割以内とする総務省の方針を受け、前年度に比べ寄附額が大きく減少しましたが、本年度につきましては、ふるさと納税のポータルサイトを 2 社増やすなど寄附金の受入窓口を広げたことや、積極的なプロモーション活動により、4 月から 7 月までの 4 カ月間の寄附額は 1 億 4,309 万円となっております。

昨年度同時期の受入額の 5,760 万円と比較いたしますと、約 2.5 倍の増額となっております。

ふるさと納税制度につきましては、一部自治体の行き過ぎた行為により制度の趣旨がゆがめられたことから、地方税法が改正され、本年 6 月から総務省が制度を利用できる自治体を指定する新たな指定制度が創設されるという状況を迎えましたが、平成 29 年 9 月から 3 割の返礼率を維持している当町につきましては、本年 6 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までを指定対象期間として、国の基準に適合する地方団体として指定され、適正に制度を運用しております。

今後も、全国の皆様が吉田町を応援していただけるよう、より一層のシティプロモーション活動に取り組んでまいります。

以上、本年度の事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、町制施行 70 周年、また、村から町へ 130 周年の節目を迎え、勢いを増している当町が、今後もさらに進化し続け、多くの皆様を選んでいただける魅力あふれるまちとなりますよう、引き続き、全力を挙げてそれぞれの事業に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、藁科武夫君。

〔監査委員 藁科武夫君登壇〕

○監査委員（藁科武夫君） 藁科武夫です。よろしく申し上げます。

平成30年度決算等審査意見を申し述べます。なお、意見を述べる順序につきましては、1、決算等審査意見書、一般会計、特別会計及び基金の運用状況、2、水道事業会計決算審査意見、3、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見といたします。

では、決算等審査意見を述べますので、決算等審査意見書をお願いします。

1ページをお願いします。

平成30年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書。

審査の対象。

平成30年度吉田町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、吉田町基金の運用状況。

審査の時期。

令和元年7月18日から令和元年8月6日まで。

審査の方法。

町長から送付された各会計歳入歳出決算、証書類、附属書類及び基金の運用状況について計数の確認を行ったほか、財産の管理状況、財政状況及び予算の執行状況について資料を集め、関係職員から説明を聴取し、これを審査した。

審査の結果。

各会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に行われているものと認められた。

証書類の記載内容は、適正に表示されているものと認められた。基金の運用状況を示す書類の計数についても、正確に表示され、適正に処理されているものと認められた。

審査の概要。

決算の概要。

平成30年度一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりです。

2ページをお願いします。

平成30年度一般会計及び特別会計の予算額合計は174億529万円で、前年度より18億199万3,000円の減少、前年度比90.6%となっている。

歳入額は173億5,605万2,000円で、前年度より13億271万4,000円の減少、前年度比は93%である。また、予算現額に対する執行率は99.7%で、前年度より2.6ポイントの上昇となった。

歳出額は166億9,479万1,000円で、前年度より11億940万円の減少、前年度比は93.8%である。また、予算現額に対する執行率は95.9%で、前年度より3.2ポイントの上昇となった。

実質収支額は6億5,617万1,000円で、前年度より1億9,065万9,000円の減少で、対前年度比は77.5%となっている。

一般会計。

歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況並びに前年度との比較は、次のとおりです。

平成30年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額110億4,979万6,000円、歳出額105億1,534万6,000円、歳入歳出差引残額は5億3,445万円で、令和元年度への翌年度繰越額は509万円を差し引くと、実質収支額は5億2,936万円となる。

前年度比較では、歳入額では7億9,244万3,000円の減少、歳出額も7億1,184万円の減少、実質収支額は前年度より7,794万8,000円の減少、歳入調定額は8億2,150万8,000円の減少となった。

歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は72億1,654万円で構成比率は65.3%、依存財源は38億3,325万4,000円で構成比率は34.7%である。

自主財源は、前年度より寄附金4億5,394万6,000円、繰入金36億155万4,000円が減少となり、町税は1億1,012万5,000円、財産収入は6,017万9,000円、繰越金は9,130万9,000円、諸収入は396万9,000円等が増加となったが、決算額は対前年度5億4,321万1,000円の減少となった。

依存財源は、前年度より配当割交付金422万5,000円、株式等譲渡所得交付金741万円、地方交付税1,692万5,000円等が減少となり、地方譲与税594万5,000円、地方消費税交付金1,826万8,000円、自動車取得税交付金348万2,000円、国庫支出金3,852万3,000円、町債1,456万8,000円等が増加となったが、決算額は対前年度比2億4,923万5,000円の減少となった。

3ページをお願いします。

収入済額の款別内容は次のとおりです。

本年度は前年度と比較すると主に町民税1億1,540万円、地方消費税交付金1,826万8,000円、国庫支出金3,852万4,000円、財産収入6,018万円、繰越金9,131万9,000円、町債1,456万8,000円等が増加したが、一方、地方交付税1,692万6,000円、県支出金2億4,042万1,000円、寄附金4億5,394万6,000円、繰入金3億6,015万5,000円、諸収入6,000万5,000円等が減少した。その結果、110億4,979万6,000円の収入済額となり、前年度より7億9,244万4,000円の減少となった。

4ページをお願いします。

過去5年間における町税収納率の状況は次のとおりです。

未納額は、前年度に比べ2,413万7,000円減少し、1億3,671万6,000円となり、不納欠損額は前年度より715万6,000円の減少の574万4,000円の計上をすることとなった。

本年度の収納率は97.6%と前年度より0.5ポイントの上昇となり、収納率の向上が図られた。今後も、公平負担と財源の確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入確保に努められたい。

町営住宅使用料の収納率は本年度80.3%となり、前年度より1.2ポイント低下している。現年度分の収納率が3.9ポイント、滞納繰越分も5.0ポイント低下したことで全体の収納率が低くなっている。公平負担の原則及び財源確保の観点から収納率向上に最大限努められたい。

町債における本年度の借入額は9億1,426万4,000円であり、前年度より1,456万8,000円の増加となっている。主なものは、臨時財政対策債3億7,356万4,000円、小・中学校トイレ改修事業費2億350万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費9,170万円、津波防災ステーション機器改修事業費3,690万円、漁協環境整備事業費2,140万円、消防ポンプ車両整備事業費2,490万円、同報無線デジタル化整備事業費6,460万円、大幡川改修事業費4,070万円等である。

なお、町債の平成30年度決算高は110億7,904万4,000円となっているが、その内訳は通常分73億2,276万2,000円、津波防災対策分37億5,628万2,000円である。

歳出決算額の概要。

歳出予算現額は110億2,209万7,000円に対して、支出済額105億1,534万6,000円で、執行率は95.4%である。翌年度繰越額は3,697万9,000円で、前年度より4億5,110万5,000円の減少となった。

不用額は4億6,977万2,000円で、前年度より1億1,092万1,000円の減少となった。翌年度繰越額3,697万9,000円は総務管理費172万8,000円、大幡川改修事業費700万円、経営体育成支援事業費1,025万1,000円、吉田漁港多目的広場実施設計業務委託費1,800万円です。

支出済額105億1,530万6,000円は前年度より7億1,184万円の減少となった。

減少の主なものは総務費3億431万6,000円、商工費2億8,162万9,000円、教育費3億6,888万8,000円等である。

一方、増加の主なものは民生費2億2,561万6,000円、消防費1億4,823万5,000円等である。

5ページをお願いします。

歳出決算額の款別内容は、次のとおりです。

特別会計。

吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額は1,612万2,000円、歳出総額は1,612万2,000円、差引残額はゼロ円の決算内容です。

平成30年度は、一般会計への土地売却527万1,000円、吉田インターチェンジ周辺基盤整備事業用地として土地を取得した。したがって土地取得事業特別会計の平成30年度末の土地残高は9億8,884万6,000円となっている。

吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額は29億8,556万6,000円、歳出総額は29億174万円、差引残額は8,382万6,000円の決算内容である。保険給付状況は療養諸費で療養給付費のうち一般被保険者が10

万 5,062 件、費用額は 21 億 6,092 万 9,000 円、退職被保険者等が 914 件、費用額は 1,811 万 1,000 円となっている。

高額療養費の支給状況は、一般被保険者が 3,577 件で 2 億 3,060 万 3,000 円、退職被保険者等が 41 件の 237 万 4,000 円となっている。

6 ページをお願いします。

加入世帯及び被保険者の状況は次のとおりです。

加入世帯及び被保険者数。

世帯数は前年度末より 128 世帯減の 3,625 世帯となり、被保険者数は 325 人減の 5,985 人となっている。

収納率は現年度分 93.7%、滞納繰越分 27.2%となり、現年度分は 1.5 ポイント上昇、滞納繰越分 2.6 ポイント上昇、合計では 79.1%となり、前年度より 1.8 ポイントの上昇となっている。

また、不納欠損額は、前年度より 747 万 1,000 円減少の 423 万 3,000 円となっている。

今後においても、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、被保険者の健康づくり及び疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額 2 億 6,376 万 6,000 円、歳出総額 2 億 6,279 万 6,000 円、差引残額 96 万 9,000 円の決算内容です。

保険料の調定額に対する収納率は 99.2%と前年度より 0.1 ポイントの上昇となっている。なお、不納欠損額は未計上です。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 6,148 万 9,000 円です。

7 ページをお願いします。

今後においても公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入確保に努められたい。

吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額 18 億 9,287 万 9,000 円、歳出総額 18 億 6,760 万 4,000 円、差引残額 2,527 万 6,000 円の決算内容です。

保険料の調定額に対する収納率は前年度と同率の 98.2%となり、不納欠損額は 18 万 3,000 円増加の 201 万 1,000 円となっている。

今後においても公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

事業の実施状況は次のとおりです。

被保険者の状況。

第 1 号被保険者は、前年度より 135 人増の 7,339 人、高齢化率は 0.5 ポイント上昇の 24.8%となっている。第 2 号被保険者は、前年度より 37 人減の 9,920 人で、1 号及び 2 号被保険者合計数は、前年度より 98 人増の 1 万 7,259 人となっている。

要介護認定関係。

申請状況は前年度より 29 人増の 1,103 人、認定状況は前年度より 11 人増の 1,021 人となっている。

8 ページをお願いします。

保険給付状況。

給付費用は16億5,748万3,000円となっている。内訳の主なものは、施設サービス費、延べ件数1万3,657件、給付費7億3,716万5,000円、居宅サービス費、延べ件数2万82件で、給付費は8億9,264万9,000円となっている。

吉田町公共下水道事業特別会計。

歳入総額は11億4,792万4,000円、歳出総額は11億3,118万3,000円、差引残額は1,674万1,000円となっている。

9 ページをお願いします。

下水道使用料の調定額に対する収納率は、95.8%と前年度より0.6ポイント上昇となり、本年度の不納欠損額は15万1,000円減少の59万1,000円となった。

公平負担と財源確保の観点から引き続き収納率向上に努められたい。

業務実績は、次のとおりです。

管渠整備率は前年度より1.2ポイント上昇の73%、普及率は前年度より2.3ポイント低下の31.7%となっている。

10 ページをお願いします。

企業債の前年度比較は、次表のとおりです。

当年度末企業債残高は、前年度より2億1,875万4,000円減の54億9,238万2,000円となっています。

収支比率及び一般会計から繰入金の5年間の推移は、次表のとおりです。

本年度の収支比率は65.7%で前年度より5.5ポイント低下している。

管渠及び浄化センターの適切な維持管理を行い、収支比率の向上を図られたい。

実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合審査した結果、計数は正確であった。

財産に関する調書。

公有資産。

土地及び建物。

土地。

当年度の面積は64万1,954平方メートルで前年度比44.19平米増加となる。

なお、インターチェンジの周辺基盤整備事業用地として用地先行取得をしている。

また、放課後児童クラブ施設用地として財産活用した。

建物。

建物の延べ面積は前年度対比699.38平米増加となり、当年度末は8万6,962.66平米となる。

なお、内訳は放課後児童クラブ施設である。

有価証券。

当年度保有額は265万8,000円であり、昨年度と同様な保有である。

出資による権利。

当年度出資額は2,601万7,000円であり、昨年度と同様な出資額である。

物品。

物品は、前年度対比 58 増加となり、当年度は 3 万 3,002 である。

内訳は、主に机、椅子、車両等々、小・中学校の教材備品である。

債権。

前年度末対比 75 万 2,000 円の増加となり当年度末 369 万 1,000 円である。

基金の運用状況。

吉田町物品調達基金。

基金運用残高は条例に定める基金の額である 400 万円で、回転率は 2.0 となっている。

むすび。

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であることを認めた。

また、予算の執行については、おおむね事業目的及び事業計画に沿って行われ、事業の目的に沿った成果が得られたものと認められた。

今後についても、第 5 次吉田町総合計画に基づき、諸事業の推進を図るとともに、町民の視点に立ったより効果的で効率的な事務事業執行に努められたい。

以上をもちまして、各会計決算等審査意見とします。

次に、水道事業会計決算審査意見を申し述べますので、水道事業会計決算審査意見書をお願いします。

1 ページをお願いします。

平成 30 年度吉田町水道事業会計決算審査意見書。

審査対象。

平成 30 年度吉田町水道事業会計決算。

審査の日。

令和元年 7 月 10 日。

審査の方法。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された。地方公営企業法第 30 条第 7 項の規定に基づく決算書及び同法施行令第 23 条の規定に基づく決算附属書類等につき、証書類その他、会計書類等を照合し、地方公営企業法第 3 条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否かについて資料と説明を求め、審査をするとともに、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営していたかを検討するため、事業の分析を行った。

なお、平成 31 年 4 月 1 日に建設資材等の棚卸しを実施した。

審査結果。

審査に付された平成 30 年度吉田町水道事業会計の決算書及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、経営実績及び財政状態はおおむね適正に表示されているものと認められた。

また、予算の執行状況は、おおむね事業の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認められた。

決算の概要。

事業の概要。

平成 30 年度業務実績は、次表のとおりです。

3 ページをお願いします。

当年度の業務実績を見ると、平成 31 年 3 月 31 日現在の給水人口は 3 万 2,481 人であり、給水区域内人口 3 万 4,031 人に対する水道普及率は 95.4%と昨年度と同率であった。

また、年間総配水量は 465 万 7,295 立米で、そのうち総有収水量は 407 万 4,780 立米となっており、有収率は 87.5%で、前年度と比較して 0.8 ポイント上昇した。

稼働 1 日配水能力は 1 万 8,200 立米であり、前年度と同数値となっている。

予算の執行状況。

収益的収入及び支出の予算執行状況は、次表のとおりです。

収益的収入の決算額は 6 億 1,466 万 7,000 円で、現予算額 5 億 8,712 万 5,000 円に対して、2,754 万 2,000 円増額となり、収入率は 104.7%となっている。

収益的支出の決算額は 5 億 1,219 万 4,000 円で、現予算額 5 億 4,386 万 2,000 円に対し、不用額は 3,166 万 8,000 円であり、執行率は 94.2%となっている。

4 ページをお願いします。

資本的収入及び支出の予算執行状況は、次表のとおりです。

資本的収入の決算額は 1 億 221 万円で、現予算額 1 億 1,142 万 1,000 円に対して、921 万 1,000 円の減額となり、収入率は 91.7%と前年度比 9.8 ポイント減少しました。

資本的支出の決算額は 3 億 7,974 万円で、現予算額 4 億 1,112 万 5,000 円に対して、不用額は 3,138 万 5,000 円であり、執行率は 92.4%と前年度比 4.2 ポイント減少している。

棚卸し資産購入額の予算執行状況は、次表のとおりです。

棚卸し資産購入額の決算額は 304 万 1,000 円で、予算額 578 万 3,000 円に対して、不用額は 274 万 2,000 円であり、執行率は 52.6%となっております。

5 ページをお願いします。

事業経営。

収益は、次表のとおりです。

収益合計は 5 億 7,400 万円であり、前年度と同様な収益を確保した。

営業収益は、前年度より 151 万 3,000 円減少した。

営業外収益は、前年度より 224 万 4,000 円増加している。

費用は、次表のとおりです。

費用合計は 4 億 8,740 万 4,000 円であり、前年度より 1,126 万 2,000 円増加している。

営業費用は、前年度より 1,952 万 4,000 円増加している。

営業外費用は、前年度より 826 万 2,000 円減少している。

経営成績。

経営成績は、次表のとおりです。

総収益は 5 億 7,400 万円、総費用が 4 億 8,740 万 3,000 円であり、8,659 万 7,000 円の差引損益を生じ、総収支比率は 117.8%であり、前年度より 2.6 ポイント低下している。

経常収支の推移は、次表のとおりです。

供給単価と給水原価の比較。

有収水量 1 立米当たり供給単価の給水原価の推移は、次表のとおりです。

7 ページをお願いします。

供給単価は前年度より 23 銭増加しているが、給水原価は前年度より 2 円 93 銭増加している。その結果、供給単価から給水原価を差し引いた額は 18 円 85 銭となり、前年度より 2 円 70 銭減少している。これは給水収益が前年度並みであり、原水浄水及び配水給水費等の経常費用が増加したことが主な要因である。

財政状態。

資産。

平成 31 年 3 月 31 日現在の資産状況は、次表のとおりです。

資産合計は、73 億 4,026 万 3,000 円であり、前年度より 1,614 万 8,000 円減少している。

固定資産は、前年度より 2,710 万 1,000 円減少している。また、平成 30 年度末管路延長は、642.5 メートル延長増設し、30 万 1,546.7 メートルとなっている。

流動資産は、前年度より 1,519 万 3,000 円増加している。これは主に現金預金が 1,446 万円増加したことによるものです。

繰延資産。

地方公営企業法施行令第 25 条第 2 項に基づき、繰延資産償却は、適切な企業処理がされた。

負債・資本。

平成 31 年 3 月 31 日現在の負債・資本の状況は、次表のとおりです。

負債・資本合計は 73 億 4,026 万 3,000 円であり、前年度より 1,614 万 8,000 円減少している。

負債合計は、39 億 5,922 万 5,000 円であり、前年度より 1 億 394 万 3,000 円減少している。

固定負債は、前年度より 9,183 万 8,000 円減少している。

流動負債は、前年度より 599 万円増加している。増加は、企業債 402 万 5,000 円、預り金 153 万 5,000 円等である。

繰越収益は、前年度より 1,809 万 5,000 円減少している。

資本は、33 億 8,103 万 8,000 円であり、前年度より 8,779 万 4,000 円増加している。

資本金は、前年度より 7,619 万 8,000 円増加している。

剰余金は、前年度より 1,159 万 7,000 円増加している。

10 ページをお願いします。

資金の状況。

キャッシュ・フロー計算書。

平成 30 年度吉田町水道事業キャッシュ・フロー計算書は、次表のとおりです。

業務活動によるキャッシュ・フローは 2 億 7,787 万 3,000 円であり、前年度より 394 万 2,000 円減少している。

投資活動によるキャッシュ・フローは 1 億 7,679 万 8,000 円であり、前年度より 353 万 7,000 円増加している。

財務活動によるキャッシュ・フローは 8,661 万 5,000 円であり、前年度より 697 万 6,000 円減少している。

その結果、資金期末残高は 5 億 5,010 万円となり、前年度より 1,446 万円増加となった。

むすびに。

経営上非常に重要な指標である有収率は、87.5%で前年度より0.8ポイント上昇となっている。料金回収率は、118%と100%を上回っているが、有収率の向上は、安定給水に直結するものであることから、引き続き漏水調査、漏水箇所の修繕、計画的な管路更新等漏水対策に取り組まれない。

未処分利益剰余金1億7,205万3,000円は資本金への組み入れ8,400万円、減債積立金の積み立て3,000万円、建設改良積立金の積み立て5,500万円として処分し、残額の305万4,000円は翌年度繰越利益剰余金とする予定となっている。

施設整備に関する企業債の当年度末残高は24億667万7,000円で、当年度は7,100万円の起債を行っているが前年度末に比べ8,781万2,000円減少している。

水道料金の未収金は、1,147万4,000円で12万1,000円減少し、収納率は97.6%で、前年度と比べ0.3ポイント改善した。また、不納欠損額は202万8,000円で前年度より130万円減少となった。

なお、利便性向上及び回収率アップのために、コンビニエンスストアにおける料金収納事務を当年度から開始した。納付書発行件数に対するコンビニ収納割合は58.8%となり、よい成果をおさめている。

費用面においては、水道施設の維持管理及び老朽管の更新、管路等の耐震化がある。今後ともさらなるコスト縮減や経営の効率化に取り組まれない。

なお、今後10年間の経営基本計画となる「吉田町水道事業経営戦略」については、水道事業が将来にわたり安定したサービス提供を継続するためであるので、適切に対処されたい。

以上、吉田町水道事業会計決算審査意見とします。

次に、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に対する審査意見について述べますので、平成30年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を願います。

平成30年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書。

審査の概要。

審査の対象。

平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づき算定された地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び同法第22条第1項に定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

審査の時期。

令和元年7月10日から令和元年8月6日まで。

審査の方法。

審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠し適正に算定されているかを検証するために、関係書類との照合を行うなどにより審査を実施した。

審査の結果等。

審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等については、次表のとおりです。

健全化判断比率。

平成 30 年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はいずれも黒字であり、マイナス表示となっている。実質公債費比率は 11.5%、将来負担比率は 70.8%となっている。

資金不足比率。

平成 30 年度決算における資金不足比率は、法適用企業の水道事業会計及び法非適用企業である下水道事業特別会計はいずれも黒字であり、マイナス表示となっている。

2 ページをお願いします。

健全化判断比率等の状況について。

実質赤字比率について。

実質収支は 5 億 2,936 万円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

資金不足比率について。

下表のとおり、2 会計とも資金剰余の状態にあるので資金不足比率は生じていないもので、健全な財政状況下にある。

連結実質赤字について。

連結実質収支は 12 億 1,714 万 9,000 円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

実質公債費比率について。

平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 カ年平均である実質公債費比率は 11.5%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率について。

将来負担比率は 70.8%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

是正に関する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見といたします。

以上をもちまして、平成 30 年度決算等審査意見といたします。

○議長（増田剛士君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 10 時 40 分といたします。

休憩 午前 10 時 26 分

再開 午前 10 時 36 分

○議長（増田剛士君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願います。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。議会運営委員会の活動報告をいたします。

令和元年6月28日金曜日、第1会議室にて、午前10時から委員会を開会しました。出席者、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和元年第2回吉田町議会臨時会の運営について、町長提出議案について総務課長より説明がありました。

第29号議案 副町長の選任につき同意を求めることについて。第30号議案 吉田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての2件。

上程議案の審議方法について。常任委員会の付託審査はなし。本会議で審議。町長から上程議案の提案説明。担当課長から議案の詳細説明。

休憩をとり、全員協議会にて内容確認、論点整理。

再開後、質疑、討論、表決。

2、会期。7月1日の1日間とする。

3、会議録署名議員の指名。5番、平野 積議員。6番、山口一博議員を指名。

次に、その他について。各委員会の会議においてホワイトボードを利用することの意見が出されました。

以上、散会は10時40分でした。

令和元年8月26日月曜日、第1会議室にて、午前9時から委員会を開会。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和元年第3回吉田町議会定例会の運営について、町長提出議案並びに報告事項について総務課長より説明がありました。提出議案は条例の一部を改正する条例の制定について3件、条例の制定について2件、決算の認定について7件、補正予算について6件、工事請負契約の締結について1件の19件と法令に基づく報告3件。

上程議案の審議方法について、常任委員会への付託審査はなし。早期議決議案は第43号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてと、第49号議案 令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の締結についての2件。

一般会計の決算。特別会計及び企業会計の決算と補正予算に係る議案の第36号議案から第42号議案、第44号議案から第48号議案の12議案の審議については、中間日に質疑を行い、最終日に討論、表決を行う。

本会議最終日で審議するその他の議案は、第31号議案から第35号議案の5議案とする。

会期の決定及び審議予定表について。定例会の会期は9月2日から24日までの23日間とする。

協議内容につきましては、配付してあります会期及び審議予定表のとおり決定いたしました。

会議録署名議員の指名。会議録署名議員の指名については議席順により7番、蒔田昌代議員、8番、三輪美由紀議員を指名。

次に、一般質問の取り扱いについて協議しました。一般質問者は8名で、受け付け順に9月17日午前3人、午後2人。9月18日午前3人とする2日間で行う。

2、意見書の取り扱いについて。地震財特法の延長に関する意見書について協議をしました。本会議最終日に意見書について発議することを決定しました。

3、町長の専決処分、委任事項の指定について。町長の専決処分、委任事項の指定について協議をしました。

その他について。一般質問通告書の記載例について、事務局案を9月20日の議会運営委員会へ提出し、協議することを決定。

以上、散会は午後3時25分でした。

以上が議会運営委員会の議会閉会中における活動報告です。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告を願います。

7番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。総務文教常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

6月に行われた第2回定例会会期中の委員会において所管事務調査を、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策についてに決定いたしました。

調査の目的としまして、町は総合計画の基本理念において、安全で安心して住み続けることのできる町づくりを掲げ、高齢者福祉については高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち、健康で生き生きと暮らせる町を目指す状態としている。

そうした中、現在、当町の高齢化率等は低いものの、高齢者が抱える生活環境への不安や不便は対象者の多少にかかわらず減るものではなく、ましてやひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯においては行政等のさらなる支援が必要だと考える。

そこで、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯に対する町が行っている支援策の取り組み状況と課題について調査研究するとしました。

また、調査の方法を執行部から説明員の出席及び資料の提出を求め、現状と課題を検証する。

調査期間を調査研究が終了するまでとし、あわせて議会閉会中の継続調査とすることを決定し、議長に通知いたしました。

7月19日、委員7人、事務局2人の出席で委員会を開催しました。

当委員会が開会する前に、副委員長4番、中田博之君から委員長へ副委員長の辞任願が提出されました。委員会開会宣告後、直ちに、委員会条例第10条第1項の規定によって、副委員長の辞任についてを議題とし、辞任を許可することに異議なしと認め、4番、中田博之君の副委員長の辞任を決定しました。

直ちに、副委員長の選挙を実施し、その結果、5番、平野 積議員が副委員長に就任し、議長に報告いたしました。

続いて、所管事務調査についてであります。福祉課より第8次高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画の3、住みなれた地域でいつまでも暮らせる自立と安心の町づくり及び4、高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくりに関する施策の説明を受けました。

説明を受けての再質問事項に関しましては、委員長の質問趣旨に従い、各委員に提出を依頼しました。

7月29日、委員6人、欠席1人、事務局2人の出席で、委員会を開催しました。委員長の質問趣旨に従い各委員に提出を依頼した質問について協議し、福祉課への質問について、メイン質問テーマとして、1、吉田町高齢者移動支援事業、2、配食サービス事業、3、吉田町救急医療キット配布に決定しました。

その他の質問に関しては、委員から出た質問全てを質問内容を明確にして提出するとし、その書式は正副委員長が事務局の協力を得て作成することを決定いたしました。

また、多くの質問が出されているので、福祉課からの回答は数回に分けることが考えられる旨を説明し、委員に了承を得ました。

以上で総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から御報告願います。

8番、三輪美由紀君。

〔産業建設常任委員会委員長 三輪美由紀君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（三輪美由紀君） 8番、三輪美由紀です。産業建設常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

6月に行われた第2回定例会会期中の委員会において所管事務調査を、地場産業の活性化についてに決定いたしました。

調査目的といたしまして、町は総合計画の基本理念において「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」を掲げ、その基本理念における施策の大綱の一つを「活力あふれる産業振興のまちづくり」としております。

そこで、各産業のさらなる発展のため、地場産業の活性化について調査研究するをいたしました。

また、調査方法を執行部から説明員の出席及び資料提供を求め、現状と課題を検証する。

調査期間を調査研究が終了するまでとし、あわせて議会閉会中の継続調査とすることを決定し議長に通知いたしました。

7月12日、委員6名、事務局1名の出席で委員会を開催し、地場産業の定義について協議いたしました。協議の結果、当委員会の定義をいたしまして、その地方の資源、労働力を背景に吉田町で古くから発展定着し、地域独自の特産品の製造・生産を行う産業と決定いたしました。また、当町の地場産業にはどのような産業があるかを議論し選出しました。

7月26日、委員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催し、産業課へ説明を求める内容について協議いたしました。

内容としまして、一つ目として、当町の産業の現状とこれまでの推移について。二つ目といたしまして、町が行っている、または行ってきた取り組みについて。三つ目としまして、地場産業についてと大きく三つに分類し、各項目の詳細な質問についても決定いたしました。なお、この協議の中で、12日の委員会で上げた当町の地場産業の具体例について、一部修正を行いました。

また、次回委員会時に産業課から説明を受けることとし、その日程調整を行うことも決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長御苦労さまでした。

◎議案第31号～議案第49号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第5、第31号議案から日程第23、第49号議案までの19議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第3回吉田町定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は条例の一部改正について3件、条例の制定について2件、決算の認定について7件、補正予算について6件、契約の締結について1件の合計19件でございます。

それでは各議案について御説明申し上げます。

第 31 号議案は、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令が本年 3 月 29 日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、個人住民税について、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えるなど、本条例の一部を改める必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第 32 号議案は、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が本年 4 月 17 日に公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることに伴いまして、氏に変更があった者の旧氏での印鑑登録、印鑑登録原本及び印鑑登録証明書に旧氏を併記することができるよう本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第 33 号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等が本年 5 月に公布され、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの子供の利用料が無償化されることに伴いまして、従来の制度との区別ができるよう本条例の一部を改める必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第 34 号議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年の 6 月 14 日に公布され、成年被後見人を欠格条項と規定している種々の法律が改正されることに伴いまして、この影響を受ける条例の改正を行う必要があることから、整理条例として公開する趣旨に沿った内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第 35 号議案は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成 28 年 11 月 18 日に公布され、本年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が 8 % から 10 % に引き上げられることから、当町の公共施設等にかかる使用料、利用料、占用料等について、消費税相当額を適正に転嫁するため、整備条例として法改正の趣旨に沿った内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第 36 号議案は、平成 30 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は平成 30 年度の一般会計歳入歳出決算につきまして歳入総額 110 億 4,979 万 5,561 円、歳出総額 105 億 1,534 万 5,868 円、歳入歳出差引残額 5 億 3,444 万 9,693 円になります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 37 号議案は、平成 30 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 30 年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 1,612 万 1,880 円、歳出総額 1,612 万 1,880 円、歳入歳出差引残額ゼロ円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 38 号議案は、平成 30 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 30 年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 29 億 8,556 万 6,113 円、歳出総額 29 億 174 万 194 円、歳入歳出差引残額 8,382 万 5,919 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 39 号議案は、平成 30 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 30 年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 2 億 6,376 万 5,523 円、歳出総額 2 億 6,279 万 6,188 円、歳入歳出差引残額 96 万 9,335 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 40 号議案は、平成 30 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 30 年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 18 億 9,287 万 9,267 円、歳出総額 18 億 6,760 万 3,622 円、歳入歳出差引残額 2,527 万 5,645 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 41 号議案は、平成 30 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成 30 年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 11 億 4,792 万 3,775 円、歳出総額 11 億 3,118 万 3,185 円、歳入歳出差引残額 1,674 万 590 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 42 号議案は、平成 30 年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、あわせて平成 30 年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入 6 億 1,466 万 6,818 円、収益的支出 5 億 1,219 万 4,496 円、資本的収入 1 億 220 万 9,969 円、資本的支出 3 億 7,973 万 9,679 円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 7,752 万 9,710 円は、減債積立金 1,600 万円、建設改良積立金 5,800 万円、過年度分消費税資本的収支調整額 1,546 万 3,649 円、過年度分損益勘定留保資金 7,071 万 834 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 735 万 5,227 円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第 43 号議案は、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本議案は、令和元年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 305 万 7,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 110 億 9,248 万 7,000 円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第44号議案は、令和元年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和元年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,996万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,498万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第45号議案は、令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、令和元年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,450万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億845万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第46号議案は、令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、令和元年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,055万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第47号議案は、令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、令和元年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,490万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億2,358万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第48号議案は、令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、令和元年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億5,517万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第49号議案は、令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田浄化センターの反応タンクの耐震補強工事につきまして、一般競争入札により契約金額5,247万円で、大石建設株式会社、代表取締役大石真也と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします19議案の概要でございます。

なお、第43号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について及び第49号議案 令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の締結についての2議案につきましては、早期の議決をお願いしたいと考えております。第43号議案につきましては、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い早急にシステム改修を実施する必要がありますことから、また第49号議案につきましては、先に発注しました吉田浄化センターの機械設備更新工事及び電気設備更新工事と密接な関係があり、本反応タンク耐震補強工事を令和2年1月中に確実に完成させる必要がありますことから、早期議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の議会定例会中になるとは思いますが、町内の小・中学校の体育館のエアコンを整備するために、令和元年度吉田町立小・中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約を実施する予定でございます。

このため、当該契約の整備が整い次第、今議会に契約の締結に関する議案を追加上程させていただきたいと存じますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

〔会計管理者兼会計課長 中村真也君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

会計課からは本定例会へ上程いたしました第 36 号議案 平成 30 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成 30 年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー 7 をあわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは、最初に決算書の 10 ページをごらんください。

平成 30 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額 110 億 4,979 万 5,561 円、歳出総額 105 億 1,534 万 5,868 円、歳入歳出差引残額 5 億 3,444 万 9,693 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

歳入歳出を前年度と比較いたしますと、歳入では金額で 7 億 9,244 万 3,687 円、率にいたしまして 6.7%の減額となっております。また、歳出では金額で 7 億 1,184 万 248 円、率にいたしまして 6.3%の減額となっております。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

決算書の 2 ページ、3 ページと、参考資料ナンバー 7 の 1 ページをごらんください。

初めに歳入でございます。

歳入の主なものについて申し上げますと、1 款町税は収入済額 55 億 2,630 万 1,199 円で、歳入に占める構成比は 50%でございます。

13 款国庫支出金は、収入済額 9 億 4,924 万 5,393 円で、歳入に占める構成比は 8.6%でございます。

決算書の 4 ページ、5 ページをごらんください。

14 款県支出金は、収入済額 6 億 7,547 万 498 円で、歳入に占める構成比は 6.1%でございます。

16 款寄附金は、収入済額 2 億 3,993 万 4,190 円で、歳入に占める構成比は 2.2%でございます。

20 款町債の収入済額は 9 億 1,426 万 4,000 円で、歳入に占める構成比は 8.3%でございます。このうち、前年度からの繰越明許額は 2 億 6,750 万円でございます。町債の主なものは、小・中学校トイレ改修事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業、同報無線デジタル化整備事業などに係る起債でございます。

以上、歳入合計は予算現額 110 億 2,209 万 7,000 円に対し、調定額 111 億 9,799 万 2,276 円、収入済額 110 億 4,979 万 5,561 円、不納欠損額 574 万 4,277 円により、収入未済額 1 億 4,245 万 2,438 円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書の 6 ページ、7 ページと、参考資料ナンバー 7 の 3 ページをごらんください。

歳出の主なものについて申し上げますと、2 款総務費は支出済額 11 億 5,468 万 3,604 円で、歳出に占める構成比は 11%でございます。

3 款民生費は、支出済額 29 億 496 万 607 円で、歳出に占める構成比は 27.6%でございます。

4 款衛生費は、支出済額 15 億 5,204 万 7,583 円で、歳出に占める構成比は 14.8%でございます。

8 款土木費は、支出済額 12 億 2,108 万 9,630 円で、歳出に占める構成比は 11.6%でございます。このうち、前年度からの繰越明許額は 5,709 万 3,840 円でございます。

10 款教育費は、支出済額 11 億 2,648 万 8,978 円、歳出に占める構成比は 10.7%でございます。このうち、前年度からの繰越明許額は 2 億 9,511 万円でございます。

決算書の 8 ページ、9 ページをごらんください。

12 款公債費は、支出済額 11 億 2,340 万 5,823 円で、歳出に占める構成比は 10.7%でございます。

以上、歳出合計は予算現額 110 億 2,209 万 7,000 円に対し、支出済額 105 億 1,534 万 5,868 円、翌年度繰越額 3,697 万 9,000 円で、これにより不用額は 4 億 6,977 万 2,132 円でございます。

以上が歳出でございます。

次に、参考資料ナンバー 7 の 5 ページをごらんください。

一般会計歳出の性質別構成比でございます。

主なものを申し上げますと、人件費の性質別構成比は 15.9%、物件費は 17.4%、補助費は 18.1%で、これらで全体の半数以上を占めております。なお、公債費の構成比は 10.7%となっております。

最後に、決算書の 310 ページをごらんください。

平成 30 年度決算の実質収支に関する調書でございます。

3 の歳入歳出差引額 5 億 3,444 万 9,000 円から、4 の翌年度へ繰り越すべき財源 509 万円を控除した 5 の実質収支額は、5 億 2,935 万 9,000 円でございます。

以上が、平成 30 年度吉田町一般会計歳入歳出決算（案）の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 34 号議案、第 37 号議案及び第 44 号議案の 3 議案について御説明申し上げます。

初めに、第 34 号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案書の 14 ページ、15 ページ及び参考資料ナンバー 4 をごらんいただきたいと思います。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が 6 月 14 日に公布されたことに伴いまして、成年被後見人等を欠格条項として規定している種々の法律が改正されますことから、この種々の法律の改正の影響を受ける条例の改正を行う整理条例を制定するものでございます。

今般の法律の改正は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、成年被後見人等の人権が尊重される規定となるよう適正化するものであります。この法改正の趣旨にのっとり改正する条例の名称は、吉田町職員の給与に関する条例、吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、吉田町職員等の旅費に関する条例、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 4 条例でございます。

改正の内容でございます。

まず、第 1 条の規定は吉田町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

地方公務員法の改正に伴いまして、第 15 条の 6 第 2 号中「法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く」を削り、期末手当の支給制限における除外規定を改めるものでございます。

地方公務員法第 16 条の規定には、これまで公務員試験を受けることができない者の中に、成年被後見人及び被保佐人が記載されていたわけでございますけれども、今般の法改正でこの欠格条項が除外されることに伴い、第 1 号が削られたことから、新旧対照表にございます法第 16 条第 1 号、この法とは地方公務員法になりますけれども、これに該当して失職した職員を除くという部分を削るものでございます。

次に、第 2 条の規定は、吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございます。消防団員となることができないとしておりました成年被後見人及び被保佐人につきまして、法改正の趣旨にのっとり欠格条項から削り、あわせて「禁固」と「終る」の文言の修正、第 4 条及び第 5 条の項ずれを改めるものでございます。

次に、第 3 条の規定は、吉田町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

第 1 条の吉田町職員の給与に関する条例の改正規定と同様、地方公務員法第 16 条第 1 号の規定が削られたことから、吉田町職員等の旅費に関する条例に号ずれが生じた第 3 条第 3 項の中、「第 16 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 16 条各号」に改めるものでございます。

次に、第 4 条の規定は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。この条例に記載されている法は児童福祉法となりますが、この児童福祉法第 34 条の 20 の規定は養育里親及び養子縁組里親となることができない者として、成年被後見人及び被保佐人が記載されておりまして、今般の法改正でこの欠格条項が削除されましたことから、この改正に伴う号ずれが生じた第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改めるものでございます。

なお、条例の施行日を規定しております附則につきましては、各法律の施行日に倣い、第1条から第3条までの規定は令和元年12月14日から施行し、第4条の規定は公布の日から施行することとしたものでございます。

続きまして、第37号議案 平成30年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。

平成30年度吉田町歳入歳出決算書の資料をお手元に御用意お願いいたします。

一般会計決算の最終ページ、348ページの後に、吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書がございますので、こちらをごらんいただきたいと存じます。その決算書の6ページをごらんください。

歳入総額1,612万1,880円、歳出総額1,612万1,880円、歳入歳出差引残額ゼロ円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額は19万3,595円でございます。これは、土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に1款2項の財産売却収入の収入済額は527万760円でございます。これは、高島4号、10号線の用地を一般会計へ売り払いを行った収入でございます。

次に、2款1項の繰入金の収入済額は1,065万7,500円でございます。これは、財産取得費の公有財産購入費として土地開発基金から繰り入れたものでございます。

次に、3款1項の繰越金につきましては、前年度からの繰越金はございませんでしたので収入はございませんでした。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子の収入済額は25円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

次に歳出でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は19万3,620円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。

2目の財産取得費の支出済額は1,065万7,500円でございます。これは、吉田インターチェンジ周辺基盤整備事業用地として、2筆525平方メートルを先行取得したものでございます。

3目の繰出金の支出済額は527万760円でございます。これは、高島4号、10号線用地を購入した分を一般会計へ売り払い、土地開発基金へ繰り出したものでございます。

歳入及び歳出の説明は以上でございます。

次に、決算書の16ページをごらんください。

土地取得事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,612万1,000円、歳出総額1,612万1,000円、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はゼロ円でございます。

実質収支に関する調書の説明は以上でございます。

また、23 ページをごらんいただきますと、平成 30 年度末土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料 8 の 2 に平成 30 年度末土地取得事業特別会計所有地位置図を示させていただいておりますのでごらんいただきたいと存じます。

以上が、平成 30 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の内容でございます。

続きまして、第 44 号議案 令和元年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

今回の補正予算は、表紙の裏の第 1 条にありますとおり、歳入歳出それぞれに 1,996 万 2,000 円を追加させていただき、歳入歳出それぞれの総額を 3,498 万 6,000 円とさせていただくものでございます。

1 ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、2 款の繰入金に土地開発基金から繰入金として 1,996 万 2,000 円を追加し、総額 3,498 万 6,000 円とさせていただきます。

次に、歳出でございますが、1 款総務費の一般管理費に財産取得費として歳入と同額の 1,996 万 2,000 円を追加させていただき、総額を 3,498 万 6000 円とする補正をお認めいただくとするものでございます。

以上が、総務課から上程いたしました議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第 35 号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び第 43 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）についての 2 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 35 号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 16 ページから 29 ページ及び参考資料ナンバー 5 をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）が平成 28 年 11 月 18 日に公布され、本年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が 8% から 10% に引き上げられることに伴いまして、使用料、利用料、占用料等につきまして消費税相当額を適正に転嫁するため、主として条例中に消費税相当額が明記されております 14 の条例と、現在消費税及び地方消費税相当額が内税表記となっている使用料等を外税表記に統一して変更しようとする 11 の条例を合わせまして、合計 25 の関連条例を一括して改正する条例を制定しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、吉田町立隣保館設置条例の一部改正でございます。別表に定められました各室ごとの使用料の額につきまして、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますことから、現行の使用料の額を100分の108で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない使用料の額を定めまして、別表の備考欄にも新たに、使用料の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする1号を加えまして、いわゆる消費税及び地方消費税相当額を外税表記とする改正を行おうとするものでございます。

第2条は、吉田町普通河川条例の一部改正でございます。別表中の100分の108を100分の110に改めるものでございます。

第3条は、吉田町立集落センター設置条例の一部改正でございます。別表で規定されております利用料金は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の利用料金の額を100分の108で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない利用料金の額を定めまして、別表の備考欄に新たに、利用料金の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする1号を加えるものでございます。また、今回の改正にあわせまして、現在、吉田町立集落センターは神戸集落センターの一施設となっておりますので、別表名称を削る軽微な文言修正をあわせて行うものでございます。

第4条は、吉田町立コミュニティ・センター設置条例の一部改正でございます。別表中に規定されております(1)大幡会館、(2)川尻浜丁会館、(3)住吉会館のそれぞれの利用料金の額は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の使用料金の額を100分の108で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない利用料金の額を定めまして、別表の備考欄に新たに、利用料金の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする1号を加えるものでございます。

第5条は、吉田町立コミュニティ広場設置条例の一部改正でございます。別表備考中100分の8を100分の10に改めるものでございます。

第6条は、吉田町体育館設置条例の一部改正でございます。別表中に規定されております(1)吉田町総合体育館使用料、(2)吉田町体育センター使用料、(3)附属設備使用料のそれぞれの使用料金の額は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の使用料金の額を100分の108で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない使用料金の額を定めまして、別表の備考欄に新たに、使用料の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする1項を加えるものでございます。

また、今回の改正にあわせまして、別表備考欄中の文言を修正するとともに、備考第9項に規定されておりました使用料の計算において100円未満の端数が生じたときはこれを切り

上げるとしていた規定は、今回の改正で 10 円未満の端数が生じた場合は切り捨てることで統一しておりますことから、今回の改正で削るものでございます。

第 7 条の吉田町都市公園条例の一部改正及び第 8 条の吉田町都市下水道条例の一部改正につきましては、別表中 100 分の 108 を 100 分の 110 にそれぞれ改めるものでございます。

第 9 条は、吉田町公民館設置条例の一部改正でございます。第 3 条第 2 項中 100 分の 8 を 100 分の 10 に改めるものでございます。

第 10 条は、吉田町学習ホール設置条例の一部改正でございます。第 3 条の改正では文言の軽微な修正を行うとともに、別表中に規定されております(1)ホール等使用料、(2)附属設備等使用料のそれぞれの使用料金の額は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の使用料金の額を 100 分の 108 で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない使用料金の額を定めまして、これまで別表(1)ホール等使用料の下段に規定しておりました備考を、別表(2)附属設備等使用料の次に規定するものとし、あわせて別表の備考欄に新たに、使用料の額は上記の額に 100 分の 10 を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする 1 項を加えるものでございます。

第 11 条は、吉田町展望台小山城設置条例の一部改正でございます。

第 3 条中の表に規定されております入場料の額は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の入場料の額を 100 分の 108 で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない入場料の額を定めまして、同表に新たに備考として、入場料の額は上記の額に 100 分の 10 を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする 1 項を加えるものでございます。

第 12 条の吉田町道路占用料等徴収条例の一部改正では、第 2 条中 100 分の 108 を 100 分の 110 に改め、第 13 条の吉田町下水道条例の一部改正では、第 15 条中 100 分の 8 を 100 分の 10 に改めるものでございます。

第 14 条は、吉田町コミュニティ防災センター設置条例の一部改正でございます。別表で規定されております利用料金は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の使用料金の額を 100 分の 108 で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない利用料金の額を定めまして、別表の備考欄として新たに、利用料金の額は上記の額に 100 分の 10 を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする 1 号を加えるものでございます。

また、今回の改正にあわせまして、現在、吉田町コミュニティ防災センターは町立住吉コミュニティ防災センターの一施設となりますので、別表の名称を削る軽微な修正をあわせて行うものでございます。

第 15 条は、吉田町上水道事業給水条例の一部改正でございますが、第 23 条第 2 項及び第 30 条第 1 項中 100 分の 8 を 100 分の 10 に改めるとともに、法の条項ずれを修正するため、第 33 条第 1 項中第 4 条を第 6 条に改めるものでございます。

第 16 条は、吉田町立図書館設置条例の一部改正でございます。これまで、図書館の視聴覚ホール及び附属設備の使用料につきましては、吉田町使用料徴収条例（昭和 48 年吉田町

条例第5号)に規定されておりましたが、当該施設の使用料をより明確化するため、今回の改正に合わせまして図書館設置条例の中に規定するものでございます。

第6条の規定は、図書館の視聴覚ホール及びその附属設備を使用する者は、この条例の定めるところにより、使用料を納付するものとし、第2項では、使用料の額は別表に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとしております。

第7条では使用料の減免について、第8条では使用料の不還付について、第9条では過料について、それぞれ追加規定をしておりますが、この内容につきましては、現行の吉田町使用料徴収条例で規定されている内容のものと同じの内容としておりますので、これまでの運用と何ら変わるものではございません。

別表につきましても、これまで吉田町使用料徴収条例に規定されておりました図書館の視聴覚ホール及び附属設備の使用料は、現行では、消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりましたので、現行の使用料金の額を100分の108で除して、円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない使用料の額を新たに使用料として別表で規定するものでございます。

第17条は、吉田町健康福祉センター設置条例の一部改正でございます。別表に規定されております(1)デイサービス施設、(2)デイサービス施設以外の施設のそれぞれの使用料の額は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の使用料金を100分の108で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない利用料金の額を定めるとともに、これまで別表(1)デイサービス施設の使用料の下段にただし書きで規定されておりました日割り計算につきましては、新たに別表(1)の備考に、使用料の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額(消費税及び地方消費税相当額)を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする1項を加えることから、日割り計算の端数処理として100円未満は切り捨てる旨の規定から、一月に満たないときは単なる日割り計算とすることとしております。

また、別表(2)デイサービス施設以外の施設の備考につきましても、他の施設と同様に備考として新たに、使用料の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額(消費税及び地方消費税相当額)を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする1項を加えるものでございます。

第18条の吉田町準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正では、第3条第1項中100分の108を100分の110に改め、第19条の吉田漁港管理条例の一部改正では、第18条第2項中100分の108を100分の110に、別表第1、備考第3号中100分の108を100分の110に、それぞれ改め、第20条の吉田町法定外道路管理条例の一部改正では、第14条第2項中100分の8を100分の110に改めるものでございます。

第21条では、吉田町学校施設使用条例の一部改正でございまして、第8条第2号では軽微な文言の修正を行い、別表で規定されております利用料金は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の使用料金の額を100分の108で除して、円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない使用料金の額を定めまして、別表の備考欄に新たに、使用料の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額(消

費税及び地方消費税相当額)を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする1号を加えるものでございます。

また、今回の改正にあわせまして、現行の備考欄に規定している文言修正を行うとともに、これまで備考第7項で規定していましたが使用料の100円未満の端数を切り上げる措置も、今回の改正により削除するものでございます。

第22条は、吉田町行政財産の目的外使用料条例の一部改正でございますが、第2条第2項及び第3項中100分の108を100分の110に改めるものでございます。

第23条は、吉田町老人福祉センター設置条例の一部改正でございます。別表第1の大広間、和室、リラックスルーム(吉田町老人福祉センター)、集会室、健康相談室(吉田町高齢者人材活用センター)及び別表第2の入浴施設で規定されております使用料は、現行では消費税及び地方消費税相当額が内税となっておりますので、現行の使用料金の額を100分の108で除して円未満を切り上げました消費税及び地方消費税相当額が加味されていない使用料金の額を定めまして、それぞれの別表に新たに備考として、利用料金の額は上記の額に100分の10を乗じて得た額(消費税及び地方消費税相当額)を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする1項を加えるものでございます。

第24条は、吉田町防災公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正でございます。別表第2の1、占用する場合の使用料の備考第5号及び2、行為を行う場合の使用料の備考第4号中100分の108を100分の110に改め、別表第2、3、有料公園施設を利用する場合の使用料の備考中100分の8を100分の10に改めるものでございます。

第25条は、吉田町創業支援センター設置条例の一部改正でございます。別表備考中100分の8を100分の10に改めるものでございます。

今回の条例改正は、公共施設等の使用料、占用料等に係る消費税及び地方消費税相当額を適正に転嫁すること及び全てを外税方式として統一することによりまして、使用料等の額がこれまでと同様の水準であることを明確化するために所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は附則第1項で令和元年10月1日から施行するものとしております。この条例の施行に際しての経過措置としまして、附則第2項では、吉田町下水道条例につきまして、令和元年10月1日前から継続して公共下水道を使用している場合の使用料については、令和元年11月30日の間に計量するものについては従前の例によるものとし、附則第3項では、吉田町上水道事業給水条例につきまして、令和元年10月1日前から継続して水道を使用している場合の料金については令和元年11月30日までの間に計量するものについては従前の例によるものとしております。附則第4項では、先ほども御説明をさせていただきましたが、吉田町立図書館の視聴覚ホール及びその附属設備の使用料を規定してございました吉田町使用料徴収条例につきまして、今回の改正で、吉田町立図書館設置条例に当該使用料を規定することに伴いまして廃止をしようとするものでございます。

以上が、第35号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第43号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）及び参考資料の令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書をごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、別冊の補正予算書、令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億305万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9,248万7,000円とするものでございます。また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただこうとするものでございます。

次に、第2条は、地方債の補正をお認めいただこうとするものでございます。その内容につきましては、5ページ、6ページでございます第2表地方債補正をごらんください。

1の追加でございますが、消防指揮車両整備事業につきましては、430万円を限度額として設定するものでございます。また、自彊小学校校地拡張事業につきましては、4,490万円を限度額として設定するものでございます。

次に、2の変更でございますが、総合体育館空調設備整備事業につきましては210万円を増額し、補正後の限度額を940万円とするものでございます。また、臨時財政対策債につきましては、3,866万3,000円減額し、補正後の限度額を2億6,133万7,000円とするものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続き詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、3ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の9款地方特例交付金でございますが、601万5,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目地方特例交付金につきましては13万6,000円の減額でございます。その内容でございますが、それぞれの交付決定に伴いまして、個人住民税減収補填特例交付金、住宅ローン減税に伴う減収を補填するための交付金を260万円増額、自動車税減収補填特例交付金、自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するための特例交付金を162万8,000円減額、軽自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するための特例交付金を110万8,000円減額するものでございます。

次に、2項1目子ども・子育て支援臨時交付金でございますが、こちらは615万1,000円の増額でございます。これは、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴いまして、子ども・子育て支援臨時交付金を615万1,000円増額するものでございます。

続きまして、4ページ、10款地方交付税でございますが、こちらは3,673万4,000円の減額でございます。これは、令和元年7月23日に令和元年度普通交付税大綱が閣議に報告、了承され、今年度の当町に対する普通交付税の額が2億6,326万6,000円と決定されましたことから、当初予算計上額を下回る額につきまして減額するものでございます。

続きまして14款国庫支出金でございますが、1,811万3,000円の減額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目民生費国庫負担金におきましては、3,101万1,000円の増額でございます。その内容でございますが、低所得者保険料軽減負担金につきまして

は、平成 30 年度決算に係る精算に伴い 2,000 円を増額するものでございます。また、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴う組み替えにより 3,100 万 9,000 を計上するものでございます。

続きまして、4 ページから 5 ページにかけての 3 目教育費国庫負担金におきましては、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴う組み替えにより、子育てのための施設等利用給付費負担金 2,257 万 9,000 円を計上するものでございます。

次に、2 項 2 目民生費国庫補助金におきましては、5,453 万 7,000 円の減額でございます。その内容でございますが、障害者総合支援事業費補助金につきましては、就学前、障害児の発達支援の無償化に伴い 96 万 2,000 円を計上するものでございます。また、幼児教育無償化に係る給付制度の創設に伴いまして、地域子ども・子育て支援事業費交付金を 82 万円増額、施設型給付費補助金の組み替えにより 2,950 万 3,000 円減額するものでございます。

保育所等整備補助金につきましては、小規模保育施設整備事業に係る整備計画の取り下げに伴いまして、4,075 万円を減額するものでございます。子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、幼児教育保育無償化に伴い 1,393 万 4,000 円を計上するものでございます。

次に、6 目教育費国庫補助金におきましては、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴う組み替えにより、幼稚園就園奨励費補助金 1,716 万 6,000 円を減額するものでございます。

続きまして、6 ページをごらんください。

15 款県支出金でございますが、こちらは 71 万 1,000 円の増額でございます。その内訳でございますが、まず 1 項 1 目民生費県負担金におきましては、1,449 万 8,000 円の増額でございます。その内容でございますが低所得者保険料軽減負担金につきましては、平成 30 年度決算に伴い、精算に伴いまして 1,000 円を増額するものでございます。また、子ども・子育て支援給付費負担金につきましては、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴う組み替えにより 1,449 万 7,000 円を計上するものでございます。

次に、3 目教育費県負担金におきましては、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴う組み替えにより、子育てのための施設等利用給付費負担金 763 万 6,000 円を計上するものでございます。

次に、2 項 2 目民生費県補助金におきましては、1,284 万円の減額でございます。その内容でございますが、成年後見推進事業費につきましては、市民後見人の育成支援に係る補助金 8 万 4,000 円を計上するものでございます。また、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴いまして、施設型給付費補助金を組み替えにより 1,374 万 4,000 円減額、子育て支援事業費交付金を 82 万円増額するものでございます。

次に 7 ページ、8 目教育費県補助金におきましては、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴う組み替えによりまして、保育園就園奨励費補助金 858 万 3,000 円を減額するものでございます。

続きまして 18 款繰入金でございますが、918 万 2,000 円の増額でございます。

1 項 1 目の特別会計繰入金につきましては、平成 30 年度決算に伴い、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計から一般会計に繰り入れる額をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、8 ページ、19 款繰越金でございます。こちらにつきましては、平成 30 年度の一般会計決算がまとまったことに伴いまして、平成 30 年度一般会計の歳入歳出差引額から平成 30 年度からの繰越明許費の一般財源の額を差し引いた額が 5 億 2,935 万 9,000 円となり、当初予算計上額を上回りましたので、その上回る額の 3 億 2,935 万 9,000 円を増額するものでございます。

続きまして、21 款町債でございますが、1,263 万 7,000 円の増額でございます。

まず、1 項 3 目消防債の消防指揮車両整備事業につきましては、緊急防災・減災事業債を活用し、財源振替を行い、今回 430 万円を限度額として設定するものでございます。

次に 4 目教育債の総合体育館空調設備整備事業につきましては、総合体育館の空調設備設置に係る設計委託料の増額に伴い 210 万円を増額するものでございます。また、自彊小学校校地拡張事業につきましては、自彊小学校の校地拡張に係る自彊小学校維持管理費の増額補正に伴い、その財源といたしまして 4,490 万円を限度額として設定するものでございます。

次に、9 ページ、6 目臨時財政対策債につきましては、普通交付税交付額の決定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額も決定をいたしましたのでその発行可能額に合わせるよう、3,866 万 3,000 円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10 ページをごらんください。

1 款議会費でございますが、35 万円の増額でございます。これは、1 項 1 目議会費におきまして、人事異動に伴い職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、2 款総務費でございますが、3,205 万 1,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目一般管理費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費 3,670 万 8,000 円減額するものでございます。

次に、11 ページの 2 款 2 項 1 目税務総務費におきましては、185 万 7,000 円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を 172 万 6,000 円増額するとともに、臨時職員賃金の単価改定に伴いまして、臨時職員賃金 13 万 1,000 円を増額するものでございます。

次に、12 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費におきましては、277 万 9,000 円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を 25 万 6,000 円増額、また 13 ページ、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴いまして、臨時職員賃金を 54 万 3,000 円増額するとともに、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う吉田町印鑑条例の一部改正にあわせまして、印鑑登録証明書等旧氏記載に係るシステム改修委託料 198 万円を計上するものでございます。

次に、4 項 1 目選挙管理委員会費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を 2 万 1,000 円増額するものでございます。

続きまして、14 ページをごらんください。

3 款民生費でございます。こちらは、2,938 万 1,000 円の減額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を59万円増額するものでございます。

次に、2目国民年金事務費におきましては、こちらも人事異動に伴い、職員人件費を20万4,000円増額するものでございます。

次に、15ページ、3目国民健康保険費におきましては、234万3,000円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を236万2,000円減額、また臨時職員賃金の単価改定に伴う国民健康保険事業会計繰出金1万9,000円を増額するものでございます。

次に16ページ、5目心身障害者福祉費におきましては、118万4,000円の増額でございます。その内訳でございますが、心身障害者自立支援事業費につきましては、就学前障害児の発達支援の無償化に伴う電算処理委託料を110万円増額するものでございます。また、地域生活支援事業費につきましては、市民後見人の育成支援に伴う成年後見推進委員会報償金を8万4,000円増額するものでございます。

次に、7目介護保険費におきましては、1,091万1,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費1,078万8,000円増額、また17ページ、介護保険事業費会計繰出金につきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴う事務費繰出金2万7,000円を増額するとともに、平成30年度決算に係る精算に伴い、低所得者保険料軽減繰出金過年度分6,000円を計上するものでございます。また、低所得者利用者負担額軽減措置事業費につきましては、平成30年度決算に係る精算に伴い、県補助金等返還金9万円を増額するものでございます。

次に、17ページから18ページにかけての2項1目児童福祉総務費におきましては、1,242万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動及び幼児教育・保育無償化に伴い、職員人件費を1,236万5,000円増額するとともに、臨時職員賃金の単価改定に伴い、ファミリー・サポート事業費を6万2,000円増額するものでございます。

次に、3目保育所費におきましては、5,267万3,000円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い、職員人件費を321万4,000円減額、また19ページの保育園管理費につきましては、4,945万9,000円の減額でございます。その内容でございますが、幼児教育・保育無償化に伴う電算処理委託料及び事務費を増額計上するとともに、保育所等設備整備交付金に係る内示の取り下げに伴いまして、小規模保育施設整備事業費補助金6,112万6,000円を減額するもので、保育園管理費全体といたしましては4,945万9,000円の減額となるものでございます。

次に、19ページから20ページにかけての4目児童館費におきましては、31万9,000円の増額でございます。その内訳でございますが、いずれも臨時職員賃金の単価改定に伴う臨時職員賃金の補正で、児童館運営費につきましては17万9,000円の増額、また地域子育て支援拠点事業費につきましては14万円の増額でございます。

続きまして、4款衛生費でございます。こちらは、150万8,000円の減額でございます。

まず、1項1目保健衛生総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を151万3,000円減額するものでございます。

次に、21ページ、2目予防費におきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴い感染症予防費を2,000円増額するものでございます。

次に、21 ページから 22 ページにかけての 3 目環境衛生費におきましては、4 万 6,000 円の減額でございます。その内訳でございますが、環境保全費につきまして事業内容の見直しによる組み替えでございまして、公共用地草刈等業務委託料 1,190 万 4,000 円を減額し、作業員に係る臨時職員賃金、自動車借上料、環境保全作業のための一般備品等を計上するもので、環境保全費全体といたしましては、4 万 6,000 円の減額となるものでございます。

次に、22 ページ、6 目健康づくり事業費におきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴い健康体操運営費を 1 万 1,000 円増額するものでございます。

次に、8 目健康増進事業費におきましても、臨時職員賃金の単価改定に伴い、健康増進事業費を 3 万 8,000 円増額するものでございます。

続きまして、23 ページ、6 款農林水産業費は、134 万 3,000 円の減額でございます。その内訳でございますが、いずれも人事異動に伴う職員人件費の補正で、1 項 1 目農業委員会費におきましては 138 万 6,000 円の減額、24 ページの 2 目農業総務費におきましては 2 万円の増額、また 3 項 2 目漁港管理費におきましては 2 万 3,000 円の増額となるものでございます。

25 ページをごらんください。

続きまして、7 款商工費は 203 万 6,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目商工総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を 212 万 2,000 円減額するものでございます。

次に、3 目観光費におきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴い観光振興費を 8 万 6,000 円増額するものでございます。

続きまして、26 ページ、8 款土木費でございますが、2,850 万 2,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目土木総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費が 1,591 万 8,000 円減額となるものでございます。

次に、26 ページから 27 ページにかけての 4 項 1 目都市計画総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を 31 万 7,000 円増額するものでございます。

次に、27 ページの 2 目土地区画整理事業費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を 41 万 1,000 円減額するものでございます。

次に、28 ページ、4 目公共下水道費におきましては、1,249 万円の減額でございます。これは、公共下水道事業特別会計が平成 30 年度決算がまとまり、公共下水道事業特別会計への繰出金が算出できましたことから、その結果に基づき一般会計で当初予定しました 1,249 万円について繰り出しを取りやめるものでございます。

続きまして、9 款消防費は 167 万 7,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目常備消防費におきましては、消防救急広域事業費につきまして、緊急防災・減災事業債を活用することにより、財源の振替を行うものでございます。

次に、29 ページの 5 目災害対策費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を 167 万 7,000 円減額するものでございます。

続きまして 30 ページをごらんください。

10 款教育費は、1 億 851 万 1,000 円の増額でございます。

まず、1項2目事務局費におきましては、人事異動及び幼児教育・保育無償化に伴いまして職員人件費を24万8,000円増額するものでございます。

次に30ページから31ページにかけての3目教育諸費におきましては、1,499万6,000円の増額でございます。その内訳でございますが、31ページの教職員等負担金・補助金につきましては、小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するため、小・中学校活動補助金を実績に応じて184万6,000円増額するものでございます。また、幼児教育振興事業費につきましては、1,315万円を増額するものでございます。これは、幼児教育・保育無償化に係る給付制度の創設に伴う組み替えによる補正でございます。就園奨励費補助金を3,433万2,000円減額し、幼稚園利用給付費を4,748万2,000円計上するものでございます。

次に、31ページから32ページにかけての2項小学校費の1目学校管理費におきましては、6,715万2,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を723万5,000円増額、また自彊小学校維持管理費につきましては、自彊小学校の校地拡張に係る施設用地2,534万3,000円、施設関連補償費3,457万4,000円を計上するものでございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を1万2,000円増額するものでございます。

次に、32ページから33ページにかけての4項1目社会教育総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を318万9,000円増額するものでございます。

次に、4目図書館費におきましても、人事異動に伴い職員人件費を1,034万3,000円増額するものでございます。

次に、34ページの5項1目保健体育総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を885万7,000円増額するものでございます。

次に、34ページから35ページにかけての3目体育館運営費におきましては、総合体育館の空調設備設置に係る施工方法の見直しにより、設計委託料を371万4,000円増額するものでございます。

続きまして、35ページの12款公債費につきましては、320万2,000円の減額でございます。これは、元金の確定及び平成30年度借入れ分の借入利率が当初の見込みを下回って確定され、利息の支払いが減ることになりましたので、1項1目元金につきましては10万円増額、2目利子につきましては330万2,000円減額となるものでございます。

最後に、36ページ、13款諸支出金でございますが、2億9,389万6,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を積み立てるための支出でございます。その内容といたしましては、財政調整基金に2億9,389万6,000円を積み立てるものでございます。

以上が、第43号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての内容でございますが、今回の補正予算のうち3款民生費の2項3目保育所費の保育園管理費につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修等に係る事業であり、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、第43号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、早期の議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

以上が、企画課関連の第 35 号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び第 43 号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第 2 号）についての 2 議案の御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（増田剛士君） ここで暫時休憩いたします。
再開は午後 1 時 20 分といたします。

休憩 午後 零時 1 8 分

再開 午後 1 時 1 8 分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は 13 名です。
続きまして、税務課長、お願いします。
税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

- 税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。
本議会に上程いたしました第 31 号議案について御説明申し上げます。
本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくこととさせていただきます。
お手元の提出議案 1 ページから 9 ページまでと、参考資料ナンバー 1 をごらんいただきたいと思っております。
今回の主な改正は、個人住民税の非課税措置の対象に、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親を加えること、軽自動車税のグリーン化特例の段階的な改正及び消費税率改正に伴う環境性能割の臨時的軽減を行うこととさせていただきます。
参考資料により御説明申し上げます。
1 ページをごらんください。
第 1 条、吉田町税条例の一部改正でございます。
第 36 条の 2 の改正は、町民税の申告についての改正でございます。
第 6 項から第 8 項を 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項から第 9 項とし、新たに第 6 項として所得税の確定申告書の記載事項の見直しに伴い、町民税の申告書についても、同様に申告書の記載事項について一定の簡便な記載によることができることとするものとさせていただきます。
第 36 条の 3 の 2 の改正は、ひとり親に係る個人町民税の非課税措置を適用するため、給与所得者の扶養親族申告欄に単身児童扶養者である旨を記載することとされたことによるものとさせていただきます。
第 36 条の 3 の 3 の改正は、公的年金受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者である旨を記載することとされたことにより、改正を行うものとさせていただきます。
2 ページをごらんいただきたいと思っております。

第2項、第4項につきましては、所得税法の改正に伴い、引用する条項を整備するものでございます。

第36条の4は、第36条の2の改正に伴い、項ずれによる改正及び一般用例に基づき文言の整備を行うものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割について非課税とする臨時的軽減の規定を新設するもので、附則第15条の2を第15条の2の2とし、新たに第15条の2として、平成30年ガソリン軽中量車基準に適合する等、一定の基準に適合した自家用の3輪以上の軽自動車で、取得が特定期間である令和元年10月1日から令和2年9月30日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とすることを規定するものでございます。

第15条の2の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例において、2項から4項までを加えるものでございます。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が行うこととされており、県知事は当分の間、納付すべき環境性能割の額について不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認可を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等を定めるものでございます。

4ページをごらんください。

第15条の6の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について第3項を加えるもので、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、自家用の3輪以上の軽自動車を取得したときに限り、環境性能割の税率を1%軽減するものでございます。

第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正でございます。

第1項の改正は、重課の規定を整備するものでございます。

第2項から第4項までの改正は、令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号を指定の翌年度の種別割の税率を軽減することとするものでございます。

まず、第2項は、電気軽自動車及び一定の排出性能を備えた天然ガス軽自動車について税率のおおむね75%を低減すること、第3項は、3輪以上のガソリン軽自動車についてエネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの等は、税率のおおむね100分の50を軽減すること、第4項は、3輪以上のガソリン軽自動車で、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの等は、税率のおおむね100分の25を軽減することを規定するものでございます。

第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について新設するもので、町長が納付すべき種別割の額について不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認可を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をしたもの、またその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を定めるものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、吉田町税条例の一部改正でございます。

第24条の改正は、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置が講じられたことにより、単身児童扶養者を非課税の対象へ追加するものでございます。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の経過について、電気自動車等に限定する見直しが行われたことによるものでございます。

第5項に、令和3年度、令和4年度に初回登録を受けた電気軽自動車等を、令和4年度分、令和5年度分の経過の対象とすることを新設するものでございます。

7ページをごらんください。

第16条の2は、第16条に第5項が追加されたことにより改正するものでございます。

続きまして、第3条、吉田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成28年改正条例の一部を改正し、第15条の6第2項に「当分の間」を加え、附則第16条の改正の重課の規定について整備を行うものでございます。

第4条、吉田町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成30年改正条例の一部を改正するもので、法人町民税の申告について大法人に対する電子申告による提出が義務化されたことに伴い、申告書等の提出について規定をし、第13項から5項を追加して、第17項までとするものでございます。申告書の提出について、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難である等、一定の事由があるときは、町長の承認に基づいて書面での申告ができることとすること、また国税において書面で認められた法人については、町長の承認は不要とすること等を定めております。

附則第1条第2条の改正は、5項が追加されたことにより改正するものでございます。

9ページをごらんください。

附則でございます。

第1条では、施行期日を令和元年10月1日と定めております。ただし、第3条、第4条の規定は、公布の日からと定めております。

第1条中町民税にかかわる第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、第36条の4の改正並びに町民税に関する経過措置第2条の規定は、令和2年1月1日から、第2条中第24条町民税の非課税に関する改正並びに町民税に関する経過措置第3条の規定については、令和3年1月1日から、第2条中軽自動車税に係る附則第16条、附則第16条の2の改正並びに軽自動車税に関する経過措置附則第5条の規定は、令和3年4月1日からとするものでございます。

第2条、第3条では、町民税に関する経過措置を、第4条、第5条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上が、吉田町税条例等の一部を改正する条例についての御説明でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第 32 号議案、第 38 号議案、第 39 号議案、第 45 号議案、第 46 号議案の 5 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 32 号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、11 ページと、参考資料ナンバー 2 をごらんいただきたいと存じます。

国が進める女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等へ、本人からの申請により、旧氏を併記できるようにするため、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が、平成 31 年 4 月 17 日に公布され、令和元年 11 月 5 日に施行されることとなりました。この施行令の改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われ、氏に変更があったものが、住民票等への旧氏の記載を申し出て記載された場合、旧氏での印鑑登録が可能となったことから、旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書に旧氏を併記することができるよう、吉田町印鑑条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

改正内容でございますが、第 6 条の登録印鑑の制限におきまして、旧氏に関する規定を追加し、第 7 条の印鑑登録原票におきましては、登録する事項に旧氏を追加いたしました。

第 13 条の印鑑登録の抹消におきましては、抹消しなければならないものの中に、旧氏に関する規定を追加いたしました。また、第 6 条及び第 7 条におきまして、今回の改正にあわせ軽微な文言等の修正をさせていただきました。

そして、附則につきましては、施行期日を令和元年 11 月 5 日からと規定をいたしました。

以上が、第 32 号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

次に、議案書 34 ページ、第 38 号議案 平成 30 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、6 ページをごらんいただきたいと存じます。

平成 30 年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額 29 億 8,556 万 6,113 円、歳出総額 29 億 174 万 194 円、歳入歳出差引残額 8,382 万 5,919 円という内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の 8 ページ、9 ページをごらんください。

1 款国民健康保険税は、収入済額 7 億 3,294 万 4,552 円、不納欠損額 423 万 3,045 円、収入未済額 1 億 8,975 万 9,311 円でございます。一般被保険者及び退職被保険者を合わせた現年度分の保険税の収納率は 93.66%で、昨年度に比べて 1.5 ポイント上回りました。

次に、10 ページ、11 ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 39 万 2,951 円で保険税に係る督促手数料でございます。

3 款国庫支出金は、災害臨時特例補助金で収入はございません。

次に、12 ページ、13 ページの 4 款県支出金は、収入済額 19 億 26 万 1,591 円でございます。内訳といたしましては、平成 30 年度の制度改革により、保険給付費の全額が県から交付されることになった普通交付金 18 億 4,445 万 5,285 円と、保険者努力支援分などの特別交付金 5,580 万 6,306 円でございます。

次に、5 款財産収入は、収入済額 28 万 2,720 円で基金利子でございます。

次に、12 ページから 15 ページにかけての 6 款繰入金は、収入済額 1 億 5,012 万 615 円でございます。これは、低所得者層の負担を軽減するための保険基盤安定繰入金、事務費相当額を繰り入れる職員給与費等繰入金などの一般会計からの法定繰り入れでございます。

続いて、7 款繰越金は、収入済額 1 億 8,991 万 2,002 円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、14 ページから 19 ページにかけての 8 款諸収入は、収入済額 1,165 万 1,682 円で、保険税に係る延滞金や第三者行為納付金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書は 20 ページからとなります。

まず、1 款総務費は、支出済額 1,341 万 5,223 円でございます。内訳でございますが、1 項総務管理費は、支出済額 999 万 3,819 円で、一般管理費や国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

22 ページ、23 ページの 2 項町税費は、支出済額 326 万 2,544 円で、国保税の賦課徴収に係る電算委託料などの事務経費でございます。

次の 3 項運営協議会費は、支出済額 15 万 8,860 円で、国民健康保険運営協議会の委員報酬等でございます。

次に、24 ページから 33 ページにかけての 2 款保険給付費は、支出済額 18 億 5,975 万 1,127 円でございます。主な内訳といたしましては、1 項療養諸費は疾病や負傷に関する療養給付費等で、支出済額 16 億 1,134 万 1,704 円でございます。

次に、26 ページから 29 ページにかけての 2 項高額療養費は、一部負担金相当額が算定基準額を超えた場合に支給するものでございまして、支出済額 2 億 3,317 万 5,453 円でございます。

次に、32 ページから 37 ページにかけての 3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 8 億 2,261 万 4,472 円でございます。平成 30 年度の制度改革により、県が国保財政の運営主体となり、県全体の保険給付費の推計額をもとに各市町ごとの所得水準や医療費指数などから算出した納付金を県へ納付したものでございます。

次に、36 ページ、37 ページの 4 款共同事業拠出金は、支出済額 385 円で、退職医療制度に係る事務費で、国民健康保険団体連合会で支出したものでございます。

次に、38 ページ、39 ページの 5 款財政安定化基金拠出金の支出はございません。

次に、38 ページから 43 ページにかけての 6 款保健事業費は、支出済額 2,404 万 7,577 円でございます。健康増進と医療費適正化のために実施いたします各種人間ドックの助成事業や、生活習慣病に特化した特定健康診査などの保健事業に係る経費でございます。

次に、42 ページ、43 ページの 7 款基金積立金は、支出済額 1 億 5,087 万 1,000 円で、平成 29 年度決算により確定した額を国民健康保険事業基金に積み立て、平成 30 年度末の基金残高は 4 億 3,359 万 1,643 円となっております。

次に、8款公債費の支出はございませんでした。

次に、44ページから49ページにかけての9款諸支出金は、支出済額3,104万410円で、これは保険税還付金及び療養給付費など負担金の前年度精算に係る償還金でございます。

次に、48ページ、49ページの10款予備費は、9款1項3目の一般被保険者保険税還付加算金が発生したことにより4,000円の充用を行い、予算現額の499万6,000円は不用額となっております。

次に、52ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額29億8,556万6,000円、歳出総額29億174万円、歳入歳出差引額8,382万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8,382万5,000円でございます。

以上が、第38号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。

続きまして、議案書36ページの第39号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額2億6,376万5,523円、歳出総額2億6,279万6,188円、歳入歳出差引残額96万9,335円という内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億1,561万4,600円でございます。なお、この収入済額には75万2,300円の還付未済額が含まれております。保険料は、後期高齢者医療広域連合で賦課し、市町で徴収を行っております。特別徴収及び普通徴収を合わせた現年度分の保険税の収納率は99.60%でございました。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額1万6,600円で、保険料に係る督促手数料でございます。

3款繰入金は、収入済額4,616万6,038円でございます。これは、低所得者と社会保険等の被扶養者であった方の均等割額の減額分であり、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、8ページから11ページにかけての4款繰越金は、収入済額63万3,050円でございます。

次に、10ページから13ページにかけての5款諸収入は、収入済額133万5,235円で、保険料に係る延滞金、保険料還付金及び預金利子でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億6,148万9,038円でございます。これは、被保険者の皆様に納付していただいた保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付したものでございます。

次に、14 ページから 17 ページにかけての 2 款諸支出金は、支出済額 130 万 7,150 円でございます。これは、保険資格の異動等に伴う保険料の還付金と保険料に係る督促手数料及び預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、16 ページ、17 ページの 3 款予備費の充用はございませんでした。

次に、20 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額 2 億 6,376 万 5,000 円、歳出総額 2 億 6,279 万 6,000 円、歳入歳出差引額 96 万 9,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 96 万 9,000 円でございます。

以上が、第 39 号議案 平成 30 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。

続きまして、議案書の 46 ページ、第 45 号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊となっております令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の表紙裏面をごらんいただきたいと存じます。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,450 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 845 万 8,000 円にするものでございます。また、第 2 項にありますとおり、款項の区分、区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、また別冊の令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の、こちらの 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の 4 款県支出金でございますが、66 万円の増額でございます。これは、被用者保険の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、被扶養者であった者が国民健康保険の被保険者となった場合に、応益割について軽減措置が講じられておりますけれども、令和元年度以降、軽減措置期間を「当分の間」から「2 年間に限る」と見直されたことに伴い発生するシステム改修について、満額特別調整交付金が交付されると示されたことから、今回措置するものでございます。

次に、6 款繰入金でございますが、最低賃金の改定により歳出において臨時職員賃金単価の改定を行いますが、事務費を一般会計から繰り入れることになっていることから、歳出の増額に合わせて職員給与費等繰入金を 1 万 9,000 円増額するものでございます。

次に、3 ページの 7 款繰越金でございますが、7,382 万 5,000 円の増額でございます。これは、平成 30 年度の国民健康保険事業の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金額の差額を増額計上するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

4 ページをごらんください。

1 款総務費でございますが、67 万 9,000 円の増額でございます。先ほど、歳入でも申し上げましたとおり、最低賃金の改定に伴い、臨時職員の賃金を 1 万 9,000 円増額し、旧被扶養者軽減措置の期間が見直されたことに伴い発生するシステム改修費 66 万円を措置するものでございます。

次に、4ページから5ページにかけての7款基金積立金でございますが、7,317万円の増額でございます。これは、このたび平成30年度決算及び補正予算（第1号）がまとまり、国民健康保険事業基金に積み立てる額が確定したことから措置するものでございます。

次に、9款諸支出金でございますが、65万5,000円の増額でございます。これは、平成30年度決算に伴う精算分で、特定健康診査等負担金の償還分である保険給付費等交付金特別交付金償還金64万円、返納金に還付が発生したことから1万3,000円、また、一般会計から繰り入れた職員給与費等繰入金の前算分を一般会計へ繰り出すため2,000円をそれぞれ措置するものでございます。

以上が、第45号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

続きまして、議案書47ページ、第46号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊になっております令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の表紙裏面をごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,055万5,000円にするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項の区分、区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細を御説明させていただきます。

別冊の令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、こちらの2ページをごらんください。

初めに、歳入の4款繰越金でございますが、96万9,000円の増額でございます。これは、平成30年度後期高齢者医療事業の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金額の差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、95万3,000円の増額でございます。これは、平成30年度に収納いたしました保険料のうち、未精算分の保険料を後期高齢者医療広域連合へ納入するものでございます。

次に、4ページの2款諸支出金でございますが、1万6,000円の増額でございます。これは、平成30年度決算に伴う精算分で、預金利子と保険料に係る督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、第46号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課から提出いたしました5議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第 40 号議案、第 47 号議案の 2 議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案書の 38 ページ、第 40 号議案 平成 30 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算 6 ページをごらんいただきたいと思っております。

平成 30 年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額 18 億 9,287 万 9,267 円、歳出総額 18 億 6,760 万 3,622 円、歳入歳出差引残額 2,527 万 5,645 円という内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、吉田町歳入歳出決算書の 8 ページ、9 ページの事項別明細書をごらんください。

1 款保険料は、1 号被保険者保険料で、歳入済額 4 億 5,511 万 6,058 円で、不納欠損額は 201 万 1,320 円、収入未済額は 646 万 4,847 円でございます。第 7 期介護保険事業計画では、介護保険料の基準額を月額 4,800 円としております。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万 5,200 円で、介護保険料の督促手数料でございます。

次に、8 ページから 11 ページ、3 款国庫支出金をごらんください。

収入済額は、3 億 8,922 万 2,964 円で、介護給付費に対しての国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業費に対しての国庫補助金、事務交付金、保険者機能強化推進交付金でございます。

次に、10 ページから 13 ページ、4 款支払基金交付金でございます。

収入済額は、4 億 7,151 万 2,263 円で、2 号被保険者の保険料でございます。

次に、12 ページから 15 ページ、5 款県支出金でございます。収入済額は 2 億 6,453 万 6,352 円で、県負担金及び県補助金で介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分でございます。

次に、14 ページ、15 ページ、6 款財産収入でございます。収入済額は 30 万 5,241 円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、14 ページから 17 ページ、7 款繰入金でございます。収入済額は 2 億 8,551 万 9,280 円で、一般会計からの繰入金で介護給付費及び地域支援事業費に対する繰入金や事務費に対する繰入金、そして低所得者への保険料軽減策に対しまして、国・県からの補助金を繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金でございます。

次に、16 ページ、17 ページ、8 款繰越金でございます。収入済額 2,438 万 6,378 円で、前年度の決算による繰越金でございます。

次に、18 ページ、19 ページ、9 款諸収入でございます。収入済額は 225 万 5,531 円で、雑入、貯金利子、延滞金収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

20 ページから 25 ページ、1 款総務費でございます。支出済額は 3,821 万 1,677 円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。1 項の総務管理費のほか、3 項介護認定審査会費が主な支出となっております。

次に、24 ページから 29 ページ、2 款保険給付費でございます。支出済額は 16 億 5,748 万 3,706 円で、1 項の介護サービス等に対する介護給付費が主な支出となっております。

次に、28 ページ、29 ページ、3 款基金積立金でございます。支出済額は 1,345 万 8,000 円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。平成 30 年度末基金残高は 3 億 3,032 万 9,296 円でございます。

次に、28 ページから 39 ページ、4 款地域支援事業費でございます。支出済額は 1 億 1,878 万 5,241 円で、1 項介護予防・生活支援サービス事業は、要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業、そして 2 項包括的任意事業費は、地域包括支援センター運営事業や認知症施策推進事業などの包括的支援事業、介護相談員の派遣や配食サービスなどを行う任意事業がございます。

次に、38 ページから 41 ページ、5 款諸支出金でございます。支出済額は 3,966 万 4,998 円で、1 項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金と前年度の精算分として国・県等への返還金でございます。2 項の繰出金は、一般会計への繰出金でございます。

40 ページ、41 ページ、6 款予備費の充用はございませんでした。

次に、44 ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 18 億 9,287 万 9,000 円、歳出総額 18 億 6,760 万 3,000 円、歳入歳出差引額 2,527 万 5,000 円でございます。翌年へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 2,527 万 5,000 円となります。

以上が、第 40 号議案 平成 30 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の 48 ページ、第 47 号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊の令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の 1 ページをごらんください。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,493 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 20 億 2,361 万 5,000 円とするものでございます。また、2 項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 2 ページから 4 ページ、歳入をごらんください。

4 款支払基金交付金でございます。平成 30 年度の介護給付費交付金の精算分として、603 万 3,000 円を、社会保険診療報酬支払基金より交付されることから増額計上するものでございます。

次に、5 款県支出金でございます。平成 30 年度の介護給付費県負担金の精算分として 144 万 7,000 円を県より交付されることから増額計上するものでございます。

次に、7 款繰入金でございます。一般会計より、事務費繰入金として最低賃金改定に伴い臨時職員の賃金単価の改定分を 2 万 7,000 円、平成 30 年度決算に伴う精算として低所得者

介護保険料軽減繰入金 6,000 円と、介護保険給付費準備基金より 314 万 4,000 円繰り入れるものでございます。

次に、8 款繰越金でございます。平成 30 年度の歳入歳出決算に基づき、2,427 万 5,000 円を繰越金として計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

説明書の 5 ページ、6 ページをごらんください。

1 款総務費でございます。最低賃金の改定に伴い、臨時職員の賃金単価の改定により 2 万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、6 款諸支出金でございます。平成 30 年度の実績に基づき、国・県等からの交付金の返還金と、一般会計からの繰越金に対して返還が生じたことから、一般会計へ繰り出すもので、合わせて 3,490 万 5,000 円を増額計上するものでございます。

以上が、第 47 号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての御説明でございます。

福祉課からの 2 件の議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願います。

○議長（増田剛士君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第 33 号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案つづり 12 ページ、13 ページ、そして参考資料ナンバー 3 をごらんいただきたいと思っております。

本議案は、本年 10 月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、子ども・子育て支援給付の種類が、子供のための現金給付及び子供のための教育・保育給付から、子供のための現金給付、子供のための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に改められ、また、子ども・子育て支援法施行令により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの子供の利用料が無償化される一部改正が行われましたことから、町の条例で定めている用語を、従来の教育・保育給付の認定と今回新設されます子育てのための施設等利用給付の認定とを区分するとともに、利用者負担額を徴収するものを明確にするために、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

第 5 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、附則で施行日を令和元年 10 月 1 日と規定しております。

以上、こども未来課から 1 件の議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第 41 号議案、第 42 号議案、第 48 号議案、第 49 号議案の 4 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の 40 ページ、第 41 号議案 平成 30 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー12、主要な施策と成果に関する説明書をごらんいただきたいと思います。初めに、別冊決算書の 6 ページをごらんください。

平成 30 年度 吉田町公共下水道事業特別会計の歳入総額 11 億 4,792 万 3,775 円、歳出総額 11 億 3,118 万 3,185 円、歳入歳出差引残額 1,674 万 590 円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

決算書 8 ページ、9 ページの事項別明細書をごらんください。

初めに、1 款分担金及び負担金の収入済額は 1,116 万 8,700 円で、これは公共下水道受益者負担金でございます。

次に、2 款 1 項使用料は、下水道使用料で、収入済額は 8,747 万 9,430 円、不納欠損額は 59 万 914 円、収入未済額は 324 万 2,906 円でございます。

2 項手数料は、指定工事店証交付手数料で、収入済額は 8 万 1,000 円で、排水設備工事を実施するために必要な指定工事店の新規及び更新手数料でございます。

次に、3 款国庫支出金の収入済額は 1 億 7,250 万円で、管渠の整備、浄化センターの機器更新等にかかわる社会資本整備総合交付金でございます。

10 ページ、11 ページをごらんください。

4 款繰入金の収入済額は 6 億 3,295 万 1,000 円で、これは職員人件費、管渠建設費、排水設備建設費、管渠維持管理費、浄化センター維持管理費、浄化センター建設費、公債費などに充てるため、一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、5 款繰越金の収入済額は 2,459 万 361 円で、これは平成 29 年度からの繰越金でございます。

次に、6 款諸収入の収入済額は 505 万 3,284 円で、2 項預金利子は 487 円、3 項雑入の収入済額は 505 万 2,797 円で、主な内容は消費税還付金でございます。

12 ページ、13 ページをごらんください。

7 款町債の収入済額は 2 億 1,410 万円で、管渠建設費、浄化センター建設費の起債分でございます。

以上、歳入の収入済額は 11 億 4,792 万 3,775 円でございます。

次に、歳出でございます。

14 ページ、15 ページをごらんください。

1 款公共下水道事業費の支出済額は 5 億 7,655 万 6,278 円でございます。1 目管渠建設費の支出済額は 2 億 7,594 万 5,546 円でございます。この目の主な支出は、職員人件費 5 名分のほか、公共管渠建設時における 1 件の業務委託、7 件の工事を初め、町単の管渠建設費、

排水設備、公共ます建設費などがございます。なお、平成 30 年度の管渠整備延長は、公共、町単合わせて 1,415.7 メートルでございます。

次に、18 ページ、19 ページをごらんください。

2 目管渠維持管理費の支出済額は 878 万 980 円でございます。この目の主な支出は、下水道情報管理システム業務委託料や、マンホールポンプの電気使用料、保守点検委託料でございます。

18 ページから 21 ページまでをごらんください。

3 目浄化センター維持管理費の支出済額は 1 億 2,439 万 4,292 円でございます。この目の主な支出は、職員人件費 1 名分のほか、電気使用料、電気設備の修繕料、浄化センターの維持管理業務委託など 9 件の業務委託料と、下水道使用料賦課徴収負担金などが主なものでございます。

次に、20 ページから 23 ページまでの 4 目浄化センター建設費の支出済額は 1 億 6,743 万 5,460 円でございます。この目の主な支出は浄化センター、反応タンク、耐震補強設計業務、電気設備更新工事監理業務委託、下水道施設ストックマネジメント計画策定業務委託、浄化センター機械設備更新工事、電気設備更新工事（第 1 工区）並びに固定資産評価及び地方公営企業法適用化移行事務支援業務委託でございます。

2 款公債費の支出済額は 5 億 5,462 万 6,907 円で、1 目元金の償還元金は、4 億 3,285 万 4,428 円、2 目利子の償還利子は、1 億 2,177 万 2,479 円でございます。

24 ページから 25 ページまでの 3 款予備費からの充用はございません。

以上、歳出合計、支出済額は 11 億 3,118 万 3,185 円でございます。

決算書の 28 ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 11 億 4,792 万 3,000 円、歳出総額 11 億 3,118 万 3,000 円、歳入歳出差引額は 1,674 万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 1,674 万円となります。

以上が、第 41 号議案 平成 30 年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

次に、議案書の 42 ページ、第 42 号議案 平成 30 年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

吉田町水道事業会計決算書の 1 ページをごらんください。

平成 30 年度吉田町水道事業決算報告書は、1 ページから 4 ページまででございます。この決算報告書の金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてでございますが、第 1 款の水道事業収益の決算額は 6 億 1,466 万 6,818 円でございます。その内訳としましては、第 1 項営業収益の決算額 5 億 4,509 万 1,605 円でございます。主な項目は給水収益でございます。第 2 項営業外収益の決算額は 6,957 万 5,213 円でございます。主な項目は長期前受金戻入や雑収益でございます。

次に、2 ページをごらんください。

支出についてでございますが、第 1 款水道事業費用の決算額は、5 億 1,219 万 4,496 円でございます。その内訳としまして、第 1 項営業費用の決算額は 4 億 3,996 万 1,637 円ござい

います。第2項営業外費用の決算額は7,223万2,859円でございます。この営業外費用の中に支払消費税1,575万2,500円が含まれております。第3項特別損失から支出及び第4項予備費からの充用はございません。

次に、3ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入についてでございますが、第1款資本的収入の決算額は1億220万9,969円でございます。その内訳としまして、第1項企業債の決算額は7,100万円でございます。第2項他会計出資金の決算額は119万7,809円でございます。第3項国庫県支出金の決算額は433万3,000円でございます。第4項その他資本的収入の決算額は2,567万9,160円でございます。

次に、4ページをごらんください。

支出についてでございますが、第1款資本的支出の決算額は3億7,973万9,679円でございます。その内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は2億2,092万6,928円でございます。第2項企業債償還金の決算額は1億5,881万2,751円でございます。この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額は2億7,752万9,710円となっております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

これは、平成30年度吉田町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。参考資料ナンバー13の2の水道事業会計決算資料3ページ以降の主要な施策と成果に関する説明書の金額は消費税を含んでおりますので、金額は一致いたしません。

それでは、初めに営業収益の主な項目について御説明いたします。

給水収益の5億246万8,082円は水道料金でございます。その他の営業収益の181万4,300円は消火栓維持管理料などでございます。

次に、営業費用の主な項目について御説明申し上げます。

原水浄水及び配水給水費は1億2,164万659円でございます。この項目の主な支出は職員人件費のほか、委託料、修繕費、動力費などでございます。

業務費は3,833万731円でございます。この項目の主な支出は、職員人件費のほか委託料でございます。

総係費は2,327万7,777円でございます。この項目の主な支出は、職員人件費のほか、貸倒引当金繰入額でございます。

減価償却費は2億3,249万1,214円でございます。この項目の支出は、配水管などの構築物の減価償却費でございます。

資産減耗費は1,448万4,531円でございます。この項目の支出は、配水管の布設がえ工事などにより除却した資産減耗費でございます。

次に営業外収益の主な項目について御説明申し上げます。

長期前受金戻入の6,117万2,042円は、建設改良事業の償却資産の取得、改良のために交付される補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益の790万9,832円は、下水道使用料賦課徴収負担金や欠損済み水道料金などでございます。

次に、営業外費用の主な項目について御説明申し上げます。

支払利息及び企業債取扱諸費は5,219万1,161円でございます。この項目の主な支出は、企業債の償還利子でございます。

繰延資産償却は424万円でございます。この項目の支出は、平成25年度に実施した変更認可申請書に伴う費用を5年間で均等に償却しているものでございます。

この結果、決算書の6ページにありますように、平成30年度の純利益は8,659万6,604円でございます。また、その他未処分利益剰余金変動額の8,400万円は、平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しにより、減債積立金を使用して企業債償還を行った場合や、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合、その使用した金額に相当する額を未処分利益剰余金とすることから、減債積立金取崩金額2,600万円と建設改良積立金取崩金額5,800万円の合計金額でございます。

以上により、当年度未処分利益剰余金は1億7,205万3,845円でございます。

次に、8ページをごらんください。

これは、平成30年度吉田町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。先ほど説明いたしました平成30年度末の未処分利益剰余金1億7,205万3,845円は、平成30年度純利益8,659万6,604円、繰越利益剰余金145万3,241円、建設改良積立金の取り崩し金額5,800万円、減債積立金の取り崩し金額2,600万円の合計金額です。議会の議決による処分額1億6,900万円のうち、資本金への組み入れ8,400万円は、建設改良積立金の取り崩し金額5,800万円と減債積立金の取り崩し金額2,600万円の合計金額です。また、減債積立金への積み立ては3,000万円、建設改良積立金への積み立ては5,500万円です。

町の未処分利益剰余金の処分方法の考え方については、単年度における企業債元金償還金の最大償還額の半分、8,000万円は最低限減債積立金として確保することとして、残りは当年度未処分利益剰余金で賄えるようにするというものです。このような考えから、減債積立金につきましては、平成29年度末残高が9,000万円ありましたが、3,000万円積み立てて、1億2,000万円とし、その後2,600万円取り崩したことから、平成30年度末残高は9,400万円でございます。また、建設改良積立金につきましては、平成29年度末残高は2億7,000万円ありましたが7,000万円積み立てて3億4,000万円とし、その後5,800万円取り崩したことから、平成30年度末残高は2億8,200万円でございます。この結果、処分後の繰越利益剰余金を305万3,845円とすることを本議会においてお認めいただくものでございます。

次に、決算書の9ページから13ページまでの平成30年度吉田町水道事業貸借対照表でございます。

初めに10ページをごらんください。

平成30年度末における吉田町水道事業の現金預金は、5億5,009万9,528円でございます。また、未収金は平成29年度分と平成30年度分の未収水道料金を合計した金額でございます。1,147万4,097円でございます。

決算書の11ページをごらんください。

未払金は303万7,300円となっております、この金額は全て支払消費税でございます。

以上が、第42号議案 平成30年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

続きまして、議案書の49ページ、第48号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の1ページをごらんください。

まず、第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,517万9,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項の区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が、今回の補正予算の概要でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って説明させていただきます。

令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入の4款繰入金と5款繰越金でございますが、これは平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計決算に伴って補正するものでございまして、平成30年度決算の結果、1,674万円の繰越金が発生いたしましたことから、繰越金につきましては当初予算で措置した500万円との差額である1,174万円を増額することとし、繰入金につきましては、繰越金の増額に伴い減額する1,174万円に歳出の減額分75万円を加えた1,249万円を減額補正することとしております。

次に、3ページをごらんください。

歳出でございますが、1款公共下水道事業費は75万円を減額することとしております。まず、1項1目の管渠建設費のうち、職員人件費については今年度の人事異動に伴い職員5名分を4名分とするため、給料300万円、共済費50万円、合わせて350万円を減額するものでございます。また、町単管渠建設費の委託料については、昨年度末にマンホールポンプの点検を実施した結果、排出先のマンホールについて早急な対応が必要な状況であることが判明したことから、来年度の補助対象工事の実施に向けて今年度末に申請予定でありますストックマネジメント計画に当該箇所を追加するため、管路施設の調査、改築計画策定業務委託として275万円を計上するものでございます。

以上が第48号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案書の50ページ、第49号議案 令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の50ページ、51ページをごらんください。

本議案は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札に付した令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の締結について、契約の金額を5,247万円、契約の相手方を静岡県榛原郡吉田町大幡2130番地、大石建設株式会社、代表取締役大石真也とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、参考資料ナンバー14をごらんください。

1 ページは、入札結果表でございます。入札につきましては、令和元年8月9日午後1時30分から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加者資格委員会において入札参加資格が確認された業者1社による一般競争入札を執行いたしました。この入札の結果、大石建設株式会社と4,770万円に税及び地方消費税相当額の10%を加算した金額5,247万円で、8月13日に仮契約を締結しております。また、予定工期としまして、令和元年9月5日から令和2年2月7日としております。

次に、2ページの工事等概要書をごらんください。

工事箇所は、吉田町住吉地内、工事内容は吉田浄化センター耐震補強工事として、構造物撤去工1式、鉄筋コンクリート増打ち工1式、あと施工せん断補強鉄筋工1式、あと施工可とう継手設置工1式、コンクリート復旧工1式で、これは、吉田町下水道総合地震対策計画に基づき耐震基準を満たしていない吉田浄化センター内の水処理棟の2系反応タンクについて耐震対策を実施する工事でございます。

3ページ以降の図面につきましては、今回施工箇所を赤色で示しております。

3ページは、吉田浄化センターの水処理棟2系反応タンクの平面図です。

4ページは、水処理棟地下1階の2系反応タンクの施工箇所の平面図です。

5ページから7ページは、改修前、改修後の施工箇所の断面図でございまして、5ページは鉄筋コンクリート増打ち工で、底面の無筋コンクリートを撤去後、鉄筋コンクリートを増打ちします。

6ページは、あと施工可とう継手工で、底面の無筋コンクリートを撤去後、コンクリートのジョイント部に伸縮部材の保護シートを施工します。

7ページは、主にあと施工せん断補強鉄筋工で、底面の無筋コンクリート撤去後、せん断破壊対策を施工します。

8ページは、あと施工せん断補強工事の詳細図です。

この工事は、5月の臨時会で承認いただいた機械設備更新工事と、6月の定例会で承認いただいた電気設備更新工事と関連する工事でありまして、機械、電気設備工事につきましては来年度末までの完成期日でありまして、債務負担行為を設定して工事を実施しているところでございます。この機械設備、電気設備についてですが、ともに2系反応タンク内の既存機器等の撤去工事と清掃を8月に完了しておりまして、現在、更新機器の製作等を進めており、反応タンクの耐震補強工事完成後の来年2月から、順次反応タンクの機器の設置を行っていく予定でありまして、令和2年1月までに、反応タンクの耐震対策工事を完了させる必要があるため、本議案については早期議決案件としてお願いするものでございます。

また、本事業は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として行うものでございます。

以上が、第49号議案 令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の締結（案）についての説明でございます。

上下水道課から4議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしく願います。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第24、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 平成30年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成30年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成30年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告願います。

では、企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

第2号報告といたしまして、平成30年度決算に基づく吉田町健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

議案書の52ページ、53ページ及び参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと存じます。

この報告は、平成30年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの表がございまして、算出された表を指標にしまして、財政の健全化を客観的に判断するものとなっております。

当町の平成30年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、議案書の52ページの表のとおりでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計におきまして、実質収支が赤字ではございません。いずれも比率は表示がされておられません。また、実質公債費比率につきましては11.5%、将来負担比率につきましては70.8%となりました。なお、括弧内に表示をいたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も括弧内に表示をしました基準よりも大幅に過少な数値か、もしくは数値が表示されない結果となり、いずれの指標から見ましても健全な状況であることをあらわしております。

それでは、別冊の参考資料ナンバー15、平成30年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんいただきたいと存じます。

最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございますが、上段には、先ほどの四つの健全化判断比率をお示ししております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されます。その結果、早期健全化団体、財政再生団体におきましては、財政健全化計画、財政再生計画の策定や起債の制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の表につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町の一般会計と土地取得事業特別会計になります。この二つの会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率であらわすこととなっておりますが、いずれの会計におきましても赤字が出ていない実質収支となっている当町

の場合は、計算結果が反映されないため、1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は2ページに示されておりますとおり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質赤字額及び資金不足等の総額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率であらわすものでございますが、いずれの会計も実質収支が赤字ではないため、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示をされておられません。

次に、実質公債費比率でございます。この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計を加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれております。この実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借り入れを行う場合、協議の対象とするか、許可の対象とするのかの判断の基準などに用いられております。具体的には、一般会計等が負担をします元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているのかをあらわしたものになります。

平成30年度決算に基づく実質公債費比率は11.5%となりまして、前年度の10.8%から0.7ポイント上がっております。この要因につきましては、3ページの総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明いたします。

比率が上がりました要因といたしましては、前年度、平成29年度決算は、平成27年が10.6%、28年が9.8%、平成29年が12.3%の3カ年平均で10.8%であったのに対しまして、平成30年度決算は平成28、9.8%、平成29、12.3%、平成30、12.6%の3カ年平均で11.5%となっております。平成30年度決算におきましては、平成29年度12.3%、平成30年度12.6%の2カ年分の数値が影響し、前年度と比較して比率が上昇をいたしております。なお、実質公債費比率は、決算の数値、決められた計算方法により求めた数値、交付税算定資料からの数値をそれぞれ用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3カ年平均で判断することになっております。こうしたルールに基づいて算出いたしました、平成30年度決算に基づく実質公債費比率が11.5%になるものでございます。

1ページをごらんください。

続きまして、将来負担比率について御説明いたします。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や、将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町におけるこの指標の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に、地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の平成30年度決算に基づく将来負担比率は70.8%となり、前年度の73.9%から3.1ポイント下がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

算定上、分子に計上される将来負担額は、地方債残高が減少し組合負担等見込み額なども減少しましたことから、分子全体で前年より減少となりました。また、算定上、分母に計上

されます標準財政規模が増加したことから、分母全体で前年度よりも増加となっており、分子が減少し分母が増加したことによりまして前年度より比率が下がっているというものでございます。

ここまで四つの比率につきまして御説明をいたしました。各比率から見た当町の財政状況は、いずれも健全であることが示されております。

以上、企画課からの第2号報告としての平成30年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第3号報告の平成30年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてと、第4号報告の平成30年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

まず初めに、議案書の54ページ、55ページと、参考資料ナンバー16をごらんください。

初めに、第3号報告 平成30年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率について監査委員の意見を付して議会に報告させていただくものでございます。

同法第22条第2項により、平成30年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率を算定しました結果、平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計は、実質収支は黒字となっておりますので資金不足が生じておりません。したがって、報告書の吉田町公共下水道事業特別会計の資金不足比率欄は、数字での表示はございません。

続きまして、議案書の56ページ、57ページと、参考資料ナンバー17をごらんください。

第4号報告 平成30年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年度決算に基づく吉田町水道事業会計にかかわる資金不足比率について監査委員の意見を付して議会に報告申し上げます。

同法第22条第2項の規定により、平成30年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、当水道事業会計の決算は黒字となっておりますので資金不足は生じておりません。したがって、報告書の吉田町水道事業会計の資金不足比率欄は、数字での表示はございません。

以上で、第3号、第4号の報告とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
御協力ありがとうございました。
本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時05分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会2日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

◎議案第36号の詳細説明

○議長（増田剛士君） 日程第1、第36号議案 平成30年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第36号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。説明は款ごとに区切って行います。

初めに、歳入の1款から10款及び20款について順次説明願います。

なお、歳入の11款から19款までは、各課の歳出の説明にあわせて行いますので、願います。

執行部の説明は、歳入については歳入事項別明細書により願います。

また、歳出の説明は主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に各事業区分に沿ってわかりやすく簡潔に自席で願います。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。

それでは、歳入の1款から説明を求めます。

初めに、税務課長、願います。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

歳入1款町税の収入状況につきまして、決算書により御説明申し上げます。

決算書の12ページから15ページをごらんください。あわせて、課税状況につきましては一般会計歳入歳出決算資料主要な成果と施策に関する説明書68ページから70ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、町税全体の収入状況といたしましては、調定額56億6,301万7,411円、収入済額は55億2,630万1,199円でございます。町税全体の収納率は97.59%で、前年度と比較いたしますと0.47%の増でございます。不納欠損額は574万4,277円、前年度と比較し715

万 5,848 円の減でございます。収入未済額は 1 億 3,097 万 1,935 円、前年度と比較いたしますと 1,698 万 921 円、11.4%の減でございます。収納につきましては、各種実態調査等の強化をし、文書催告等の実施、早期の滞納処分等により、30 年度末の未納者の数は 1,602 人となっております。

続きまして、税目別の収入状況を御説明申し上げます。

個人の町民税の現年課税分につきましては、調定額 15 億 6,887 万 5,050 円、前年度対比で 3,249 万 2,060 円、率にして 2.11%の増でございます。増額の要因といたしましては、給与所得等の所得金額の増及び納税義務者の増加によるもので、給与所得金額は前年度と比べ 8 億 6,738 万 5,000 円、納税義務者は 197 人の増加でございます。収入済額は 15 億 4,906 万 7,584 円、収納率は 98.74%でございます。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額 7,123 万 159 円、収入済額は 2,082 万 7,923 円、収納率は 29.24%でございます。

次に、不納欠損でございますが、414 万 8,747 円でございます。不納欠損の理由といたしましては、財産のない者が 29 人、128 万 9,620 円、生活保護、生活困窮者が 9 人、66 万 4,901 円、所在不明者が 5 人、12 万 2,162 円、海外出国が 29 人、115 万 8,269 円、死亡、相続人不存在による者が 16 人、91 万 3,795 円でございます。

次に、町民税の法人の現年分について申し上げます。調定額は 7 億 1,903 万 1,600 円、前年度対比で 8,124 万 3,400 円、12.74%の増でございます。収入済額は 7 億 1,856 万 6,400 円、前年度対比 8,116 万 4,400 円、12.7%の増で、収納率は 99.94%でございます。法人税の課税状況は、法人納税義務者数は 775 社でございます。滞納繰越分につきましては、調定額 190 万 7,463 円、前年度対比 39 万 4,500 円、17.14%の減でございます。収入済額は 57 万 4,240 円、収納率は 30.1%でございます。不納欠損につきましては 22 万 4,506 円で、不納欠損の理由といたしましては、財産のない者 1 件、5 万円、法人の解散、破産による者 4 件、17 万 4,506 円でございます。

続きまして、固定資産税について申し上げます。現年度分につきましては、調定額 27 億 1,082 万 3,300 円で、前年度対比で 1,383 万 800 円、0.51%の減でございます。固定資産税の土地と家屋の評価は 3 年に一度評価がえが行われております。平成 30 年度は評価がえの年でありましたので、反映されたものとなっております。土地につきましては、前年度対比で課税標準額は 5 億 7,713 万 3,132 円、税額は 806 万 1,600 円の減少、家屋につきましては、課税標準額は 32 億 2,373 万 2,859 円、税額につきましては 4,388 万 9,000 円の減、償却資産につきましては、課税標準額は 27 億 2,467 万 7,435 円、税額としては 3,811 万 9,800 円の増となっております。収入済額は 26 億 9,636 万 2,069 円、前年度対比では 1,243 万 6,284 円、0.46%の減でございます。収納率は 99.47%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額 6,518 万 4,817 円、収入済額は 2,373 万 2,617 円、収納率は 36.41%でございます。不納欠損額につきましては 97 万 857 円でございます。欠損理由といたしましては、財産のない者が 6 人、70 万 1,623 円、生活保護、生活困窮による者が 3 人、23 万 5,201 円、法人の解散、破産による者が 1 人、1 万 7,477 円、死亡、相続人不存在による者が 4 人、1 万 6,556 円でございます。

次に、固定資産所在地市町村交付金及び納付金でございますが、269 万 7,300 円でございます。県有資産に対します交付金でございます。

続きまして、軽自動車税でございますが、現年度分につきましては、調定額 9,261 万 5,400 円で、前年度対比 373 万 6,300 円、4.2%の増でございます。軽自動車税の課税台数は 1 万 3,630 台で、前年度より 52 台増加となっております。収入済額は 9,116 万 3,521 円、前年度対比 365 万 3,825 円、4.18%の増で、収納率は 98.43%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額 378 万 3,626 円、収入済額は 129 万 3,072 円、収納率は 34.18%でございます。不納欠損額でございますが、不納欠損額は 31 万 5,551 円、不納欠損の理由といたしましては、財産のない者が 7 人、2 万 3,351 円、生活保護者、生活困窮による者が 4 人、1 万 6,200 円、海外出国が 38 人、19 万 9,000 円、法人の解散、破産による者が 6 人、1 万 2,000 円、死亡、相続人不存在による者が 11 人、6 万 5,000 円でございます。

決算書事項別明細書 14 ページをお開きください。

たばこ税につきましては、調定額、収入済額は 1 億 8,884 万 1,845 円でございます。売り上げ本数につきましては 3,632 万 2,103 本、前年度対比で 1.55%の増でございます。

続きまして、都市計画税でございますが、現年度分の調定額は 2 億 3,234 万 5,700 円で、前年度対比 2.24%の減でございます。前年度対比で土地につきましては、課税標準額で 3 億 2,299 万 1,610 円、税額で 51 万 5,200 円の減、家屋につきましては、課税標準額で 32 億 2,373 万 2,859 円、税額で 480 万 5,300 円の減でございます。収入済額は 2 億 3,110 万 6,223 円、前年度対比 2.19%の減でございます。収納率は 99.47%でございます。滞納繰越分は、調定額は 568 万 1,151 円、収入済額は前年度対比 9.33%の減でございます。調定額は 568 万 1,151 円で、前年度対比 9.33%の減でございます。収入済額は 206 万 8,405 円、収納率につきましては 36.41%でございます。不納欠損額は 8 万 4,616 円、欠損事由につきましては、財産のない者 6 人、6 万 1,150 円、生活保護、生活困窮による者が 3 人、2 万 499 円、法人の解散、破産による者が 1 人、1,523 円、死亡、相続人不存在による者が 4 人、1,444 円でございます。

以上が 1 款町税の収入状況でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、2 款から 10 款までと 20 款につきまして、決算書歳入事項別明細書により御説明申し上げます。

それでは、決算書の 14 ページ、15 ページをごらんください。

2 款の地方譲与税でございます。予算現額 9,370 万円に対しまして、収入済額は 9,635 万 8,000 円でございます。

なお、この地方譲与税の算定の基礎となります前年の平成 29 年 4 月 1 日現在における道路の延長 23 万 1,190 メートルと面積 142 万 4,786 平方メートルでございます。

まず、1 項地方揮発油譲与税でございますが、これは平成 21 年度の税制改正によりまして目的税から普通税に改められ、一般財源化されたものでございます。収入済額は 2,782 万 2,000 円でございます。

次に、2 項自動車重量譲与税でございます。これは自動車重量税として徴収されたものを、県を通じて譲与されるものでございます。こちらも平成 21 年度の税制改正により一般財源化されたものでございます。収入済額は 6,853 万 6,000 円でございます。

次に、決算書 14 ページから 17 ページにかけての 3 款利子割交付金でございます。県民税の利子割収入額のうち本来市町村分に相当する額につきまして、都道府県から市町村に交付金として交付されるものでございます。予算現額 820 万円に対しまして、収入済額は 774 万 4,000 円でございます。

続きまして、決算書 16 ページ、17 ページの 4 款配当割交付金でございます。この交付金は平成 15 年度の税制改正によって創設されたもので、一定の上場株式等の配当等の額に対して県民税の配当割課税として一括徴収され、その一部が市町村に配当割交付金として交付されるものでございます。予算現額 1,630 万円に対しまして、収入済額は 1,477 万円でございます。

次に、5 款株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらも平成 15 年度の税制改正により創設されたものでございます。源泉徴収を選択した特定口座における上場株式会社等の譲渡に係る所得に対してかかる税で、県民税として一括徴収され、その一部が市町村に株式等譲渡所得割交付金として交付されるものでございます。予算現額 1,940 万円に対しまして、収入済額は 1,478 万 2,000 円でございます。

次に、決算書 16 ページから 19 ページにかけての 6 款地方消費税交付金でございます。この交付金は地方消費税収入額のうち、本来市町村分として考えられる額が交付されます。交付の基準は国勢調査、平成 27 年 2 万 9,093 人の結果による人口と、経済センサス基礎調査において公表された従業員数、こちらは平成 26 年経済センサス基礎調査 1 万 7,091 人により案分して交付されるものでございます。予算現額 6 億 790 万円に対しまして、収入済額は 6 億 588 万 3,000 円でございます。

続きまして、決算書 18 ページ、19 ページ、7 款自動車取得税交付金でございます。これは県の自動車取得税収入額のうち、県における徴収経費を差し引いた額の 10 分の 7 に相当する額が交付されるものでございます。市町への交付基準は道路の延長と面積によって案分されます。予算現額 3,710 万円に対しまして、収入済額は 3,714 万 3,000 円でございます。

次に、8 款地方特例交付金でございます。これは長期にわたる景気低迷対策の一環として打ち出されました恒久的減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、平成 11 年度に創設された交付金でございます。こちらも平成 30 年度におきましても、個人住民税におきます住宅借入金等の特別税額控除、住宅ローン減税の実施に伴いまして、地方公共団体の減収を補てんするために地方特例交付金が交付されております。予算現額 2,738 万 3,000 円に対しまして、収入済額は予算現額と同額の 2,738 万 3,000 円でございます。

次に、9 款地方交付税でございます。地方交付税は普通交付税と特別交付税の 2 種類でございます。予算現額 3 億 7,828 万 4,000 円に対しまして、収入済額は 4 億 1,696 万 9,000 円でございます。平成 30 年度におきましても当町は基準財政需要額が基準財政収入額を超えておりますことから、普通交付税が交付される団体となっております。普通交付税は 2 億 8,304 万 6,000 円の収入額となりました。また、特別交付税につきましても、普通交付税で補促されない特別の財政需要に対しまして交付されるものでございます。平成 30 年度におきましても、台風被害に要する経費につきましても算定をされております。特別交付税は 1 億 3,392 万 3,000 円の収入額となりました。

次に、決算書 20 ページ、21 ページをごらんください。

10 款交通安全対策特別交付金でございます。これは道路交通法第 128 条第 1 項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通告書送付費支出相当額を控除した額が交付されるものでございます。予算現額 400 万円に対しまして、収入済額は 488 万 8,000 円でございます。

次に、52 ページ、53 ページをごらんいただきたいと存じます。

20 款町債でございます。予算現額 9 億 8,696 万 4,000 円に対しまして、収入済額は 9 億 1,426 万 4,000 円でございます。

まず、1 項 1 目総務債でございます。当初予算において 1,640 万円を計上しておりましたが、平成 30 年 9 月に減額補正をしまして、起債を取りやめたものでございます。

次に、2 目民生債でございます。こちらは当初予算におきまして 7,050 万円を計上しておりましたが、平成 30 年 9 月に減額補正をし、起債を取りやめたものでございます。

次に、3 目農林水産業債でございます。当初予算では 6,650 万円を計上しておりましたが、平成 31 年 3 月に 960 万円を減額補正し、平成 29 年度からの繰越明許 1,900 万円を合わせた 7,590 万円の予算現額となりました。収入済額は 6,540 万円で、津波防災ステーション機器改修事業に 3,690 万円、水産基盤整備事業に 330 万円、水産物供給基盤機能保全事業に 380 万円、漁港環境整備事業に 240 万円、漁港環境整備事業繰越明許に 1,900 万円を充当いたしました。なお、漁港環境整備事業に係る 580 万円を令和元年度に繰り越してございます。

次に、4 目土木債でございます。当初予算では 1 億 9,080 万円を計上しておりましたが、平成 30 年 9 月に 2,780 万円、平成 31 年 3 月に 5,190 万円、計 7,970 万円を減額補正し、平成 29 年度からの繰越明許 4,890 万円と合わせた 1 億 6,000 万円の予算現額となりました。その内訳として、1 節道路橋梁債につきましては 1 億 430 万円を収入し、吉田町内道路舗装修繕事業に 740 万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に 6,440 万円、吉田町内橋梁改修事業に 520 万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業繰越明許に 2,730 万円を充当いたしました。

次に、2 節河川債につきましては 4,560 万円を収入し、大幡川改修事業に 2,300 万円、河川護岸改修事業に 490 万円、大幡川改修事業繰越明許に 1,770 万円を充当いたしました。なお、大幡川改修事業に係る 390 万円を令和元年度に繰り越してございます。

次に、52 ページから 55 ページにかけての 5 目消防債でございます。当初予算では 1 億 600 万円を計上しておりましたが、平成 30 年 9 月に 590 万円を増額、平成 31 年 3 月に 360 万円を減額、補正予算全体としまして計 230 万円の増額補正となり、予算現額は 1 億 830 万円となりました。収入済額は 1 億 60 万円で、消防救急車両整備事業に 1,110 万円、消防ポンプ車両整備事業に 2,490 万円、同報無線デジタル化整備事業に 6,460 万円を充当いたしました。

次に、6 目教育債でございます。当初予算で 2,130 万円を計上しており、平成 29 年度からの繰越明許 2 億 4,790 万円を合わせた 2 億 6,920 万円の予算現額となりました。

その内訳として、1 節教育債につきましては 2,130 万円を収入し、校務システム更新事業に充当いたしました。

次に、4 節小・中学校債につきましては 2 億 350 万円を収入し、小・中学校トイレ改修事業繰越明許に充当いたしました。

最後に、7目臨時財政対策債でございますが、当初予算において3億8,000万円を計上いたしまして、平成30年9月に643万6,000円を減額補正し、予算現額を3億7,356万4,000円といたしました。収入済額も同額となっております。

以上が2款から10款までと20款の歳入についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書58ページ、59ページの歳出事項別明細書をごらんください。また、参考資料ナンバー6、主要な施策と成果に関する説明書により説明いたしますので、1ページから2ページをあわせてごらんください。

1款1項1目の2の事業、議会運営費でございます。支出済額6,682万4,776円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は議員報酬、議員期末手当、議員共済費となっております。事業内容につきましては、定例会、臨時会及び各委員会など議会の運営でございます。

次に、歳出事項別明細書59ページから61ページ、主要な施策と成果に関する説明書の3ページから5ページをごらんください。3の事業、議会調査活動費でございます。支出済額361万2,156円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は費用弁償、追録代、印刷製本費、協議会などへの負担金となっております。事業内容は事務事業の調査・研究で、委員会活動、研修への参加、議会広報紙の発行などを行っております。平成30年度は宿泊を伴う常任委員会の所管事務調査における委員会視察を行いましたので、事業費全般としては平成29年度と比較し増額となっております。

以上が議会費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承ください。

それでは、決算書の63ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。決算額は4,088万1,371円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の6ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに14款県支出金の自衛官募集事務費委託金の3万4,000円でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、顧問弁護士の相談料や町長交際費、図書の追録代、郵便料、事務機器の借上料等の経常的経費に加

えて、新たに支出といたしまして、13 節委託料で損害賠償請求に係る弁護士費用として、着手金を支出しております。

次に、決算書 65 ページの 3 の事業、吉田町表彰費でございます。決算額は 53 万 8,717 円でございます。概要につきましては、説明書の 7 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方または行政に貢献していただいた方を表彰することにより、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたもので、平成 30 年 11 月 15 日に授与式をとり行っております。主な支出といたしましては、表彰状受賞者及び感謝状受賞者への記念品代で、受賞された方は表彰状が 11 人、感謝状が 5 人、合わせて 16 人ございました。

次に、4 の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でございます。決算額は 2,997 万 8,000 円でございます。概要につきましては、説明書 8 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は一般管理費としての人件費が主となるものでございます。

次に、決算書の 67 ページ、5 の事業、日曜開庁事業費でございます。決算額は 385 万 6,800 円でございます。概要につきましては、説明書の 9 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めているものでございます。8 課 86 業務について実施をしております。日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター 4 人分の賃金を支出しているものでございます。

次に、決算書 67 ページの 2 款 1 項 2 目文書広報費の 2 の事業、広報広聴事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 988 万 8,840 円でございます。概要につきましては、説明書の 11 ページ、12 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに 17 款繰入金のふるさとよしだ寄附金基金繰入金の 11 万 8,800 円でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行や FM 島田における放送番組制作委託料が主なものでございます。また、町民等の多様なニーズに沿った迅速な情報提供を行うための町の情報発信ツールでありますホームページや情報発信アプリケーション「よしぼけニュース」により、緊急速報や町のイベント情報など速報性のある情報を即座に町民の皆様に提供することができました。

次に、決算書 71 ページ、2 款 1 項 5 目の財産管理費の 2 の事業、庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 7,478 万 1,645 円でございます。概要につきましては、15 ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳は全て一般財源でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため、維持管理を行っております。主な支出でございますけれども、庁舎の修繕のほか、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など、庁舎管理に係る経常的な経費でございます。昨年度は大型台風により庁舎エレベーター棟や駐輪場などに被害が出ており、早急な修繕が必要となり、予備費を充当して対応に当たっております。

次に、決算書 73 ページの 3 事業、公有財産管理費でございます。決算額は 2,099 万 8,803 円でございます。概要につきましては、16 ページをごらんください。財源内訳は全て

一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、そして土地家屋の借上料など経常的な経費でございます。

次に、4の事業、公用車管理費でございます。決算額は222万6,758円でございます。概要につきましては、説明書の17、18ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公用車の適正な管理維持を図るため、総務課が管理しております車両の修繕、車検等の維持管理費と公用車のリース料を支出しております。

次に、5の事業、契約管理費でございます。決算額は178万8,884円でございます。概要につきましては、説明書の19ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査のための旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として聴取する見積書や図面等の作成費用、設計手数料が主な支出となっております。

次に、決算書の85ページ、2款1項7目自治振興費の2の事業の自治振興費をごらんください。決算額は1,663万9,318円でございます。概要につきましては、説明書の41ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに19款諸収入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金の200万円でございます。自治振興費でございますが、各自治会による自発的、積極的なコミュニティ活動と自治意識の高揚を図るため、地域の自治組織であります自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金を支出しております。

次に、3の事業、自治会運営費でございます。決算額は440万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の42ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。自治会運営費でございますが、自発的、積極的コミュニティ活動と自治意識の高揚、そして地域の特色が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付しております。

次に、4の事業、地域施設管理費でございます。決算額は465万円でございます。概要につきましては、43ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに19款諸収入、地域施設コミュニティデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金の200万円でございます。地域施設管理費でございますが、町が所有する施設の指定管理委託料や各自治会が所有するコミュニティ施設に対する補助金が主なもので、コミュニティ活動の拠点施設に対して適正な管理運営が図られております。

平成30年度は、川尻区の川尻海岸照明設備のLED化に対して、大規模地区集会所省エネルギー・新エネルギー機器導入補助金として200万円の補助金を交付しております。地球環境に配慮した町づくりを推進するため、県の補助金を活用して交付しております。

次に、5の事業、町内会運営費でございます。決算額は380万円でございます。概要につきましては、説明書の44ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町内会運営費につきましては、各自治会の下部組織になります町内会活動の円滑な運営に資するため、1町内会当たり20万円の補助金を交付しております。

次に、6の事業、町内会活動費でございます。決算額は842万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の45ページ、46ページをごらんください。財源内訳は、一般財

源のほかに 15 款利子及び配当金収入のふるさと水と土基金の利子 1 万 1 円でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成と五つの分野につきまして、コミュニティー活動費補助金として 4 自治会に交付しております。各分野の活動目的を達成するとともに、地域のコミュニティーづくりに寄与しております。

次に、決算書 91 ページ、2 款 1 項 10 目の人事管理費の 2 の事業、職員福利厚生費をごらんください。決算額は 334 万 8,968 円でございます。概要につきましては、54 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は職員の健康づくりの推進や心身のリフレッシュを図るためのもので、血液、血圧検査や胃部、胸部のレントゲン検査など健康診断委託料が主な支出でございます。また、職員の心身のケアを図るため、産業医による健康相談を実施し、働きやすい職場環境を整え、職員の健康管理に努めております。

次に、3 の事業、臨時職員対策事業費でございます。決算額は 5,853 万 5,497 円でございます。概要につきましては、説明書の 55 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この臨時職員対策事業費は、多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するためのものがございます。臨時職員の賃金を初めとして、必要な雇用保険、社会保険料、健康診断委託料、公務災害負担金などの人件費に係る経費が主なものがございます。

次に、4 の事業、職員研修事業費でございます。決算額は 485 万 9,862 円でございます。概要につきましては、説明書の 56 ページ、57 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに 13 款国庫支出金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の 15 万円と 19 款諸収入の研修事業助成金の 3 万 191 円でございます。職員の資質向上と政策形成及び組織運営を担うことができる人材の育成のため研修を行うもので、主なものといたしましては報償費の講師謝礼金、そして研修へ参加するための特別旅費及び研修参加のための負担金でございます。職員が自発的に参加する派遣研修を初めとして、外部講師による全職員を対象とした行政手続制度の研修、各職階別に研修内容を決めて実施したものなど、公務員として法令遵守と全体の奉仕者としての意識を再認識いたしました。

次に、5 の事業、人事管理費でございます。決算額は 988 万 8,123 円でございます。概要につきましては、58 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。人事管理費は必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費を初め、適正な人事管理を行うための給与、人事システム委託料などの経費が主なものがございます。

次に、決算書 93 ページ、2 款 1 項 11 目の事務改善対策費、2 の事業、情報化推進費をごらんください。決算額は 5,622 万 46 円でございます。概要につきましては、説明書の 59、60 ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに 17 款繰入金のふるさとよしだ寄附金基金繰入金の 42 万 336 円でございます。情報化推進費は行政事務の効率化や行政サービスの一層の向上を図り、行政事務の ICT 化を推進するため、庁舎内のパソコン及び総合行政システム等の借上げを初め、自治体間のネットワークシステムである L G W A N の業務委託料、各システムの維持管理料などの経費が主なもの

でございます。新たなものとして、ことし5月の元号の改元に向けて、それぞれの業務における帳票や電算画面などシステム改修が必要となりましたことから、業務を委託して改元に備えております。

次に、決算書95ページ、3の事業、情報公開制度推進費をごらんください。決算額は357万1,112円でございます。概要につきましては、61ページ、62ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するとともに、町が保有する個人情報に適正に保護され、適正な事務を執行するために、吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例に基づく開示請求に係る必要な事務経費を初め、例規集の電算化サポート処理、例規審査のための法令支援業務、そして文書目録管理システムの借り上げなどが主な経費でございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。決算書の313ページからの節別支出額明細書をごらんいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業であります職員人件費につきましては、この節別支出額明細書でご説明いたします。この節別支出額明細書では、1款議会費から10款教育費までの各項目に対する節ごとの支出金額が掲載されております。このうち、職員人件費に当たる節は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費となります。

節別支出額明細書の最終ページでございます333ページをごらんいただきたいと存じます節別の歳出の合計になっております。

まず、2節の給料でございますが、町長、副町長、教育長及び一般職職員の合計で225人分の給料として7億5,185万7,771円を支出しております。

次に、3節職員手当等でございますが、期末手当、勤勉手当や時間外手当、通勤手当、扶養手当等の手当として5億9,333万1,397円を支出しております。この手当の合計の中には議会議員の期末手当も含まれております。

次に、4節共済費でございますが、3億877万1,927円を支出しております。この共済費の合計額の中には職員共済費のほか議会議員共済費、臨時職員の社会保険料等も含まれております。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款総務費、1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の67ページ、6の事業、行財政構造改革推進事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は2万9,830円でございます。概要につきましては、説明書10ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。歳出は9節の旅費、11節の事務費だけでございます。この事業は、行財政改革や吉田町づくりステップアップ行政評価に係る事務を推進するものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や総合計画の進捗状況の確認を初め、総合戦略の評価等の行政評価につきまして、行財政構造改革推進本部会議を開催して行っているもので、経常的な経費が主なものでござい

す。平成 30 年度では町づくりステップアップ行政評価のほか、まち・ひと・しごと総合戦略の評価改定、吉田町行政改革大綱第 6 次の策定業務等の会議を本会議で行っております。

続きまして、決算書 69 ページの 2 款 1 項 3 目財政管理費、2 の事業、財政管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 368 万 8,342 円でございます。概要につきましては、説明書 13 ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化への取り組みを行っている事業費でございます。町の財政運営の状況に関しまして、常に明確化する必要がありますことから、説明書にも記載しましたとおり、町の広報紙、ホームページ等で広く公表するとともに、各地区で開催されます町政報告会におきましても御報告をさせていただいているところでございます。

次に、決算書 75 ページ、2 款 1 項 6 目企画費の 2 の事業、企画調査費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 70 万 5,850 円でございます。概要につきましては、説明書 20 ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、企画調査事務全般につきまして、他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。平成 27 年度に吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第 5 次吉田町総合計画が策定されまして、平成 30 年度は事業執行の 3 年目に当たる年でございます。計画の進捗状況を外部評価する総合計画等審議会の開催経費も含まれているものでございます。

次に、決算書 75 ページ、3 の事業、国際交流推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 100 万 1,500 円でございます。概要につきましては、説明書 21 ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、吉田町国際交流協会に対します補助金が主なもので、国際交流協会では町の補助金を活用しまして外国人のための日本語勉強会、地域住民に対する外国語教室、児童・生徒の国際感覚を養成するための小・中学生海外短期派遣事業、地域住民と外国人の相互理解を深めるための異文化交流会などの事業を行っております。

次に、決算書 75 ページから 77 ページの 4 の事業、地域交流費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 393 万 5,130 円でございます。概要につきましては、説明書 22 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入の地域づくり推進事業助成金 178 万 6,657 円でございます。この事業は、福岡県八女市との都市間交流事業を初め、町内で開催されます大規模イベントの開催を促進し、交流人口の拡大を図り、もって当町のにぎわいの創出と、あわせて町の活性化を図ろうとするものでございます。特に、交流事業の拡大とにぎわい創出を目的としました吉田カムカム補助金の支出対象事業であります音楽イベントの「頂」、吉田公園クラフトフェア、吉田公園のチューリップまつりでは、毎年継続して開催されており、町内を初め、県内外にも認知度が高まってきておりまして、各種イベントを通じまして毎年 11 万人を超える集客があり、にぎわいが創出されております。

平成 30 年度に特筆すべき事項といたしましては、八女市との交流事業におきまして、特産品交流事業のさらなる進展を資するため、民間事業者による吉田町のシラスを八女市で、八女市の地酒を吉田町でそれぞれ相互販売ができる取り組みを実施いたしました。また、八

女市のイベントで使用しました竹あかりの一部を活用し、小山城の夜桜ライトアップにあわせて能満寺の階段に竹あかりを設置し、八女市との新たな交流事業を展開をいたしました。

次に、決算書 77 ページ、5 の事業、男女共同参画推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 204 万 3,146 円でございます。概要につきましては、説明書 23 ページ、24 ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか諸収入の地域振興セミナー開催事業助成金 41 万円でございます。この事業は、男女共同参画意識の普及啓発を推進するための事業費でございます。

平成 30 年度に特筆すべき事項といたしましては、よしだ未来フォーラムにおいて、子供からお年寄りまでの幅広い方々の参加と、特に若い子育て世代が参加しやすいように 2 月 9 日に開催されました第 3 回よしだ未来フォーラムでは、元女子レスリング金メダリストの吉田沙保里氏をお招きし、講演会のテーマを「世界に羽ばたけ！よしだっ子」として、吉田氏の幼少期における親子関係など経験談をもとにした講演内容としましたことから、女性団体の皆様を初め、子育て世代の方々多数御参加いただきました。

また、平成 30 年度では、男女共同参画意識の醸成を積極的に推進するため、3 月 25 日、中央公民館におきまして、町内の事業所を対象に「ワークライフバランス」及び「ハラスメント」をキーワードとした誰もが働きやすい職場環境に関するセミナーを開催し、働きやすい職場環境の定着について考える機会を提供いたしました。

次に、決算書 77 ページ、6 の事業、ふるさと納税推進事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額 1 億 2,560 万 1,494 円でございます。概要につきましては、説明書 25 ページ、26 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、平成 29 年度まではシティプロモーション推進事業費の中に計上されておりましたが、ふるさと納税制度の透明性の確保と適正な運用に資するため、平成 30 年度から新たに事業化したものでございます。この事業は、シティプロモーション活動の一環として、ふるさと納税制度を活用して町の特産品のブランド化や子育て支援など町の施策を PR しながら町の認知度を向上させ、あわせて町の魅力を町内外に発信していくための事業費でございます。

平成 29 年 9 月からふるさと納税制度の返礼品事業の返礼率を 5 割から 3 割にしましたことから、寄附金額は前年度実績に比べ大幅に減額となっておりますが、吉田の縁として吉田沙保里氏を起用したシティプロモーション活動を行うことにより、最終的に全国から寄附申し込み件数 1 万 4,261 件、寄附額 2 億 3,730 万 5,000 円もの多大なる御寄附をいただいております。

次に、決算書 79 ページの 7 の事業、生活交通確保対策費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 2,838 万 5,448 円でございます。概要につきましては、説明書 27 ページ、28 ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか公有民営方式車両購入費国庫補助金、5 市 2 町連携中枢都市圏構想事業負担金でございます。この事業は、地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の二つの国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協議して交付することが主なものとなっております。平成 30 年度には、藤枝相良線の 1 路線に関しまして、吉田町地域間幹線系統維持費補助金として、しずてつジャストラインに対しまして 99 万 6,620 円を支出しております。

平成 30 年度において特筆すべき事項といたしましては、平成 29 年度から始まりました静岡中部連携中枢都市圏事業では、都市間交通の利便性の向上を図るため、しずてつジャストラインに補助金を支出し、特急静岡相良線を主とする吉田インターチェンジ入り口上り線バス停停留所にバスの到着時刻がリアルタイムに表示されるバスロケーションシステムを設置いたしました。これによりバス利用者の利便性は大いに向上いたしております。

また、平成 30 年度では、藤枝相良線のバス路線の維持及び利用者の利便性向上を図るため、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用して新型のノンステップバス車両を 1 台町で購入し、その車両をしずてつジャストラインに有償で貸し出す事業を実施いたしました。これによりまして、バス事業者のしずてつジャストラインでは車両の維持費等の軽減が図られるとともに、国庫補助対象路線である藤枝相良線の維持に大きく貢献をしております。

次に、決算書 79 ページ、8 の事業、住民参画推進事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 4,930 円でございます。概要につきましては、説明書 29 ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、町民、事業者、行政の協働により住民参画の町づくりを推進するための取り組みを行っております。主な支出は職員が会議に出席したことによる旅費のみとなっております。

次に、決算書 79 ページ、9 の事業、ユニバーサルデザイン推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額はゼロでございます。概要につきましては、説明書 30 ページをごらんください。この事業は、予算執行額はありませんでした。誰もが利用しやすく生活しやすい環境づくりを推進するとともに、「広報よしだ」などを通じましてユニバーサルデザインの考え方の普及のための取り組みを行っております。内部的な事務といたしましては、公益財団法人静岡県市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業助成金の活用を促し、川尻会館の照明 LED 化、郷土資料館のトイレ、漁港、海岸トイレ及び役場 1 階の多目的トイレを改修したほか、「広報よしだ」3 月号にその取り組みを紹介いたしました。

次に、決算書 79 ページ、10 の事業、コミュニティ施設整備事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 200 万円でございます。概要につきましては、説明書 31 ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかコミュニティ助成事業助成金でございます。この事業は、コミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る取り組みを行っているものでございます。平成 30 年度は川尻区自治会から要望がありました川尻地区の屋台、太鼓の購入事業が採択され、地域コミュニティのさらなる活性化に寄与しております。

次に、決算書 79 ページ、11 の事業、大井川流域 s m i l e ネット事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 215 万 6,040 円でございます。概要につきましては、説明書 32 ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、FM 島田の受信エリアにおける防災・災害支援情報ネットワークと大井川流域の地域間交流、それから富士山静岡空港の利活用推進を図るための情報ネットワークを構築して、FM 島田の受信エリア拡大に向けた基盤整備を行うとともに、情報ネットワーク運営の協働の輪を広げることを目的にスタートしたものでございます。毎月、FM 島田の「よしだ s m

「i 1 e ラジオ」という放送番組で町内で開催されるさまざまなイベントや行政情報を放送し、町内外に広く情報を発信をしております。

次に、決算書 79 ページから 81 ページ、12 の事業、大井川流域交流費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 65 万 2,000 円でございます。概要につきましては、説明書 33 ページ、34 ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、大井川流域の市町が連携しさまざまな交流を図るとともに、流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、会議出席への旅費のほか、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る経費として、それぞれ負担金等を支出しております。

次に、決算書 81 ページ、13 の事業、吉田町総合計画策定事業費でございます。決算額は 112 万 9,671 円でございます。概要につきましては、説明書 35 ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、吉田町の町政運営の基本的かつ総合的な指針となります吉田町総合計画の策定に関する事業費となります。当町では平成 27 年度に平成 28 年度を始期としました第 5 次吉田町総合計画前期基本計画を策定いたしました。平成 30 年度は策定から 3 年目に当たる年度となりますことから、令和 2 年度からの後期基本計画の策定に向けた基礎資料となります町づくり住民意識調査を実施しております。

次に、決算書 81 ページ、14 の事業、シーガーデンシティ推進事業費でございます。決算額は 588 万 9,315 円でございます。概要につきましては、説明書 36 ページ、37 ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金、5 市 2 町連携中枢都市圏事業負担金でございます。この事業では、国の総合特区制度の指定を受けました静岡県の「“ふじのくに”フロンティアを拓く取組」となる川尻区内で展開する企業活動維持支援事業と北区内で展開します物資供給拠点確保事業の 2 事業を包含しましたシーガーデンシティ構想を推進するための総合的な企画調整及び推進に関する事務を行っております。

平成 30 年度に特筆すべき事項といたしましては、シーガーデンシティ構想を進める上で、町の玄関口となります東名吉田インターチェンジ周辺について、交通の結節点としての位置づけを初め、土地の利活用を含めた課題等の抽出を行い、次年度以降の当地区の具体的な利活用に関する地元住民との協議に向けた資料作成を行っております。

また、シーガーデンシティ構想のさらなる推進を図るため、新たにシーガーデンシティ構想推進委員会を設置し、まずは吉田漁港東側の多目的広場から大井川河口までの川尻工区におけるシーガーデンシティ構想推進計画の策定に向けた取り組みを開始をいたしました。

次に、決算書 81 ページから 83 ページ、15 の事業、シティプロモーション事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 4,322 万 6,509 円でございます。概要につきましては、説明書 38 ページ、39 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金の結婚新生活支援事業費補助金、県支出金のふじのくに少子化突破戦略応援事業費補助金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金、諸収入の地域づくり推進事業助成金でございます。この事業は、さまざまなツールを活用し町の魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住定住者や交流人口の増加を図り、町の新たなにぎわいを創出しようとする事業でございます。この事業は大きく七つの事業を実施しておりまして、移住定住促進事業、シテ

イプロモーションイベント事業、一般社団法人吉田町づくり校舎負担金事業、川根本町・吉田町地域イノベーション推進事業実行委員会負担金事業、吉田町賑わい創出事業、吉田町PR部長よし吉を活用したPR事業、ラッピングバス事業と多くの事業を展開しております。

平成30年度に特筆すべき事項といたしましては、生活交通対策事業でも御説明いたしましたが、平成30年度に公有民営方式により購入したノンステップ型バス車両はしずてつジャストラインに貸し出しを行い、藤枝相良線で運行するものでございますが、このバス車両は5年間は町の所有になりますことから、県立吉田特別支援学校の生徒が描きました吉田町をPRする絵をバス車両にラッピングを施し、町内はもちろん、沿線自治体の住民に向けた町の魅力を広く発信する事業を行っております。

次に、決算書83ページから85ページ、16の事業、地域おこし協力隊事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は303万1,122円でございます。概要につきましては、説明書40ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、総務省が推奨する地域おこし協力隊を活用し、イベントの活性化や情報発信の充実を図りながら、あわせて交流人口の拡大と移住定住の促進を図ろうとする事業で、地域おこし協力隊隊員に関する人件費、活動費などが主なもので、平成30年度から新たに事業化したものでございます。平成30年4月当初から採用の募集を開始し、12月から2人を採用することができております。平成30年度は採用期間が短い中でございましたが、SNSによる町の情報発信を初め、小山城の夜桜ライトアップ事業にあわせた竹あかり事業の実施など、外部の視点と若者の視点から勢力的に事業を展開していただいております。

次に、決算書95ページ、2款1項12目空港対策費、2の事業、空港活用推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は92万3,380円でございます。概要につきましては、説明書63ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。空港対策と空港の利活用の両面につきまして、空港周辺市町や他の関係団体と連携しながら事業を進めているとともに、吉田町空港対策協議会とも連携して事業を進めているものでございます。

以上が2款1項の総務管理費に係る企画課関連の事業の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費につきまして、決算書及び参考資料ナンバー6の決算資料、主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の68ページ、69ページをごらんください。

2款1項4目、2の事業、出納管理事務費でございます。決算額は179万8,828円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の14ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事務事業は、公金の収納及び支払い事務を円滑、適正に執行するための事務費でございます。主な支出は12節の役務費の指定金融機関派出手数料などの経常経費が主なものでございます。

以上が会計課にかかわる支出でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

2款総務費のうち防災課関係の事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の84ページから87ページ、2款1項8目防犯対策費の2の事業、防犯対策推進費をごらんください。決算額は1,013万5,962円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の47ページ、48ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することにより、犯罪のない健全で明るい町を形成することを目的としているものでございます。主な支出としては、防犯町づくり推進協議会を年2回開催したことによる委員報酬、各自治会が行う防犯灯の新設、修繕、移設等に係る防犯灯整備委託料、LED防犯灯の借上料でございます。

次に、決算書86ページから89ページ、2款1項9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費をごらんください。決算額は551万7,451円でございます。概要につきましては、説明書の49ページ、50ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善を図るとともに、交通安全施設を充実させ、交通事故のない安全で安心な町づくりを展開するものでございます。主な支出でございますが、カーブミラーの修繕料及び施設整備、各交通安全関係団体への負担金、補助金の支出でございます。

次に、決算書の89ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。決算額は573万9,919円でございます。概要につきましては、説明書の51ページ、52ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善、これらを目的としております。主に交通安全活動や交通事故防止を推進するための交通指導員の活動費でございます。主な支出としましては、交通指導員の報酬、出動手当及び交通指導員の活動のための被服費、研修会補助金でございます。

以上が防災課関係事業の説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

決算書の89ページ下段をごらんください。

2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費になります。決算額は499万3,920円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の53ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。区画線505メートル、転落防止柵98メートルなどの安全対策を実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時32分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税費につきまして、決算書及び主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の96、97ページ、1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんいただきたいと思っております。決算額は2,177万6,317円でございます。概要につきましては、説明書の64ページをごらんいただきたいと思っております。財源は全て一般財源でございます。税務事務の効率化を図ることを目的としております。歳出といたしましては、臨時職員賃金、公用車2台の管理費、各種協議会への負担金、過年度分の還付金が主なものでございます。

続きまして、決算書98ページ、99ページをごらんください。2の事業、賦課徴収費でございます。決算額は3,707万7,155円でございます。概要につきましては、説明書65ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、課税を適正に行うこと及び収納率の向上を図ることを目的としたものでございます。主な歳出は、徴収指導員の顧問料、課税徴収に係る業務のための委託料と滞納整理機構負担金でございます。平成30年度からコンビニエンスストアによる町税収納を開始いたしました。そのため12節手数料を支出しております。直接納付でのコンビニ利用率は21.37%でございます。

以上が当課にかかります歳出でございます。よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の101ページ、2の事業、戸籍住民基本台帳事務費をごらんください。決算額は3,919万1,485円でございます。概要につきましては、説明書の72ページから75ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか個人番号カード交付事業費補助金等の国庫支出金677万9,000円と人口動態調査費委託金等の県支出金98万3,000円でございます。この事業は、戸籍法や住民基本台帳法等に基づき、各種届出書の受理及び各種証明書の交付事務などを行っております。また、平成29年10月から各種証明書のコンビニ交付サービスを開始しており、皆様に御利用いただいております。主な支出といたしましては、臨時職員への賃金、戸籍電算事務などの委託料及び総合証明自動交付機等の事務機借上料でございます。

以上が町民課関係の事業の決算内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の105ページの2款4項1目の選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額が45万8,549円でございます。概要につきましては、説明書の76ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに14款県支出金の在外選挙事務委託金の428円でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催に係る経費及び適正な選挙人名簿の管理に資するための電算委託料などが主な経費でございます。

次に、2款4項2目の明るい選挙推進費の2の事業の明るい選挙推進費でございます。決算額は9万3,711円でございます。概要につきましては、説明書の77ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識の向上を図るとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行う経費が主なものでございます。満18歳の新有権者に対して啓発のためのメッセージカードを送付しております。

次に、決算書の107ページの2款4項3目静岡県議会議員選挙費の2の事業の静岡県議会議員選挙費でございます。決算額は245万815円でございます。概要につきましては、説明書の78ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしまして、14款県支出金の静岡県議会議員選挙費委託金の245万815円でございます。静岡県議会議員選挙は平成31年3月29日告示、平成31年4月7日執行でございますが、ここでは平成30年度中に係る選挙事務経費や告示日以降からの期日前投票事務に係る手当などの経費で、適正に選挙事務を執行しておりました。

続きまして、303ページ、13款1項1目普通財産取得費の2の事業の普通財産取得費をごらんください。決算額はゼロ円でございます。平成30年度におきましては、土地取得事業特別会計からの土地の買い戻し実績がございませんでした。

以上が総務からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款5項統計調査費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書109ページの2款5項1目の2の事業、統計一般事務費をごらんいただきたいと存じます。決算額は17万1,220円でございます。概要につきましては、説明書79ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の県単独統計調査費委託金3万円と統計調査員確保対策費委託金1万7,000円でございます。この事業は、統計に係る事務的なものが主で、町の統計要覧の発行が主なものでございます。

次に、決算書109ページから111ページ、2款5項2目の2の事業、諸統計調査費をごらんいただきたいと存じます。決算額は182万4,000円でございます。概要につきましては、説明書80ページをごらんください。財源内訳としましては、県支出金の経済センサス調査区管理費委託金5,000円、工業統計調査費委託金33万6,000円、漁業センサス調査委託金

29万5,000円、住宅・土地統計調査費委託金116万8,000円、国勢調査準備経費委託金3,000円、経済センサス準備調査委託金1万5,000円、農林業センサス準備経費委託金2,000円で、全て特定財源でございます。この事業は、国・県関連の統計に係る事務費、活動費の事務費が主なものでございます。

平成30年度に特筆すべき事項といたしましては、経済産業省の所管する工業統計調査、総務省所管の住宅・土地統計調査、農林水産省所管の漁業センサスを実施しております。また、令和元年度には経済センサス及び農林業センサスが、令和2年度には国勢調査がそれぞれ予定をされておりますので、その準備事務として一部を行っております。

次に、決算書301ページ、12款1項1目の2の事業、公債費元金をごらんいただきたいと存じます。決算額は10億3,789万8,450円でございます。概要につきましては、説明書324ページ、325ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。起債償還元金でございますが、借り入れ先ごとの償還額及び借り入れ残高につきましては、説明書の325ページのとおりでございます。また、それぞれの推移につきましても、通常分と津波防災対策分とそれぞれ分類して集計しております。

なお、総計といたしましては、平成29年度末現在高が112億267万8,000円、平成30年度償還元金額は10億3,789万8,000円、30年度借入金額は9億1,426万4,000円、平成30年度末現在高は110億7,904万4,000円でございます。

次に、決算書303ページ、12款1項2目、2の事業、公債費利子をごらんいただきたいと存じます。決算額は8,550万7,373円でございます。概要につきましては、説明書326ページ、327ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。起債償還利子につきましては、説明書の327ページに借り入れ先ごとの償還利子額の一覧表を、元金に係る通常分と津波防災分とそれぞれ分類して掲載しております。平成30年度は、償還利子額8,550万7,000円、179本の起債についての利子を償還しております。

次に、決算書303ページ、12款1項3目の2の事業、公債諸費をごらんいただきたいと存じます。決算額はゼロでございます。この事業は、地方債の発行や発行後における償還事務などの債務管理に要する経費、金融機関に対する元利金の支払い事務手数料などが計上されるものでございますが、予算執行及び事業の執行がありませんでした。

次に、決算書305ページ、13款2項1目、2の事業、財政調整基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は3億6,478万6,000円でございます。概要につきましては、説明書330ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか財産収入の財政調整基金62万1,807円でございます。基金の財源は、財政調整基金の基金利子62万1,807円を含めまして、一般財源を加えて基金を積んでおります。平成30年度末の基金残高は16億971円となっております。

次に、決算書305ページ、3の事業、減債基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は3万50円でございます。概要につきましては、説明書331ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の減債基金3万50円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、公債費対策のため公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金でございます。説明書331ページの下表にございまして、取り崩し額はゼロ、積み立て額は3万円でございますので、平成30年度末の基金残高は3,072万9,000円となっております。

次に、決算書 305 ページ、4 の事業、環境保全基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 595 円でございます。概要につきましては、説明書 332 ページをごらんください。財源内訳としましては、財産収入の環境保全基金 595 円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定されました目的基金で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として設けられた基金でございます。説明書 332 ページの下の表にありますとおり、取り崩し額はゼロ、積み立て額は四捨五入等ありますので 1,000 円となりますので、平成 30 年度末の基金残高は 597 万 2,000 円となっております。

次に、決算書 305 ページ、5 の事業、小・中学校建設基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 4 万 9,092 円でございます。概要につきましては、説明書 333 ページをごらんください。財源内訳としましては、財産収入の小・中学校建設基金 4 万 9,092 円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定された目的基金で、吉田町立小・中学校建設資金の積み立てのために設けられた基金でございます。説明書の 333 ページの下の表にありますとおり、取り崩し額はゼロ、積み立て額が 4 万 9,000 円ございましたので、平成 30 年度末の基金残高は 1 億 8,992 万 9,000 円となっております。

次に、決算書 305 ページ、6 の事業、教育振興基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額 19 万 5,917 円でございます。概要につきましては、説明書 334 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の教育振興基金 1 万 7,917 円の基金利子収入と諸収入の貸付金元金収入の現年度分 15 万 8,000 円で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定された目的基金で、吉田町の教育の振興を図るために設けられた基金でございます。説明書の 334 ページ、下の表にありますとおり、取り崩し額 105 万円、積み立て額が 19 万 6,000 円ございましたので、平成 30 年度末の基金残高は 6,162 万円となっております。

次に、決算書 305 ページ、7 の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 4,920 万 5,691 円でございます。概要につきましては、説明書 335 ページをごらんください。財源内訳としましては、ふるさとよしだ寄附金基金 16 万 6,763 円と寄附金のふるさとよしだ寄附金の指定寄附金 4,873 万 4,000 円と、全て一般財源でございます。この基金は、地方自治法第 241 条に規定されました目的基金で、ふるさと納税制度により吉田町を応援するために寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿った施策に要する経費の財源に充てるために設けられた基金でございます。説明書 335 ページの下の表にありますとおり、取り崩し額は 9,052 万 4,000 円、積み立て額が 4,920 万 6,000 円ございましたので、平成 30 年度末の基金残高は 1 億 6,841 万 9,000 円となっております。

次に、決算書 307 ページ、14 款 1 項 1 目、2 の事業、予備費をごらんいただきたいと存じます。予備費につきましては、当初予算で 2,000 万円を措置し、1,000 万円を補正させていただきましたが、1,661 万 1,000 円を充用いたしまして、予算減額の 1,338 万 9,000 円はそのまま不用額となりました。なお、充用先につきましては、説明書 336 ページに記載してありますとおりでございます。

以上が企画課からの 2 款 5 項統計調査費、12 款公債費、13 款諸支出金及び 14 款予備費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書 110 ページ、111 ページの歳出事項別明細書をごらんください。また、あわせて主要な施策と成果に関する説明書の 81 ページ、82 ページをあわせてごらんください。

2 款 6 項 1 目、2 の事業、監査委員費でございます。支出済額は 92 万 9,536 円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は監査委員報酬となっております。本年度も吉田町監査基準にのっとり、公正で能率的な監査を行いました。

以上、監査委員費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

決算書の 302 ページ、303 ページをごらんください。12 款公債費、1 項公債費、2 目利子の中にごございます 23 節償還金の利子及び割引料の中に当課にかかわります一時的な資金不足に対応するための一時借入金償還利子がございますが、30 年度は一時借入を行わなかったことから、予算執行はございませんでした。

以上が会計課にかかわるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 次に、3 款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、3 款民生費のうち 1 項 1 目社会福祉総務費、4 目老人福祉対策費、5 目心身障害者福祉費、6 目人権地域改善費、7 目介護保険費、そして 3 項 1 目生活保護費、4 項 1 目災害救助費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の 112 ページから 115 ページ、3 款 1 項 1 目、2 の事業、福祉総務費をごらんください。決算額は 149 万 4,938 円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の 83 ページをごらんください。財源は、一般財源のほかに国庫支出金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金でございます。社会福祉事業に係る庶務的な事業で、臨時職員に係る経費と公用車の車検に係る経費が主なものでございます。

次に、決算書の 114、115 ページをごらんください。3 の事業、民生児童委員活動費でございます。決算額は 618 万 2,520 円でございます。概要につきましては、説明書の 85 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の民生委員協議会費と民生委員法に基づく事務の権限委譲事務交付金でございます。民生委員・児童委員の活動に係る事業費で、50 人の民生委員・児童委員と 3 人の主任児童委員、合わせて 53 人分の活動費です。

次に、4 の事業、戦没者追悼事業費でございます。決算額は 58 万 7,415 円でございます。概要につきましては、説明書の 86 ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。昨年は 10 月 5 日に学習ホールにて戦没者追悼式を実施し、約 150 人の方に参加

していただきました。追悼式に係る記念品と祭壇設営に係る委託料が主なものでございます。

次に、5の事業、社会福祉協議会補助金でございます。決算額は3,612万5,561円でございます。概要につきましては、説明書の87ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域福祉の核となる社会福祉協議会の組織と活動の充実を図るため、事務局人件費のほか、相談事業、民生・児童委員活動事業、福祉団体に対する助成事業などがございます。

次に、6の事業、福祉介護手当支給事業費でございます。決算額は202万円でございます。概要につきましては、説明書の88ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに15款財産収入の利子及び配当金収入にあります地域福祉基金の2万3円でございます。常時介護が必要な方を3カ月以上在宅で介護している介護者に対し、月額1万円を支給しているもので、介護者の心身及び経済的負担の軽減を図っております。平成30年度は延べ202人分の家族の方に支給をしております。

次に、7の事業、地域福祉計画策定事業費でございます。決算額は6万3,000円でございます。概要につきましては、説明書の89ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。吉田町総合計画を上位計画とする地域福祉計画の進捗状況の確認のため、委員会の委員報酬でございます。

次に、11の事業、臨時福祉給付金給付事業費でございます。決算額は928万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の90ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。

次に、決算書の118ページから121ページ、3款1項4目老人福祉費、2の事業、老人福祉対策費でございます。決算額は74万9,861円でございます。概要につきましては、説明書の95ページ、96ページをごらんください。財源は、一般財源のほかに19款諸収入のワンコインサービス事業本人負担分でございます。高齢者福祉の経常的な経費のほかに、介護保険の対象にならない給付対象外の在宅福祉事業である高齢者移動支援事業やワンコインサービス事業、日常生活用具給付事業がございます。

次に、決算書の120、121ページ、3の事業、敬老事業費でございます。決算額は340万9,855円でございます。概要につきましては、説明書の97ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。平成30年度は9月11日に記念品贈呈を行い、町内在住の77歳及び80歳以上の高齢者2,551人が対象で記念品の配付を行い、92.4%の配付実績でした。長寿者へのお祝いとして最高齢者103歳の女性の方と100歳の方にお祝い訪問をし、また米寿の方132人へは誕生日月に記念品、写真等を贈らせていただきました。

次に、4の事業、社会福祉施設管理事業費でございます。決算額は6,080万7,363円でございます。概要につきましては、説明書の98ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに健康福祉センターの使用料、諸収入として健康福祉センターにおける公衆電話使用料、自販機の電気料、携帯電話無線基地局設備電気料でございます。当課が所管する施設の指定管理委託料、相寿園管理組合負担金が主なものでございます。

次に、決算書122、123ページ、5の事業、老人保護措置費でございます。決算額は507万5,841円でございます。概要につきましては、説明書の99ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに老人施設入所者負担金でございます。環境上の理由や経済的理

由、家族からの虐待などで65歳以上の高齢者が在宅での生活が困難になった場合に養護老人ホームへ措置するもので、3人の方が入所されておりました。

次に、6の事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。決算額は990万5,460円でございます。概要につきましては、説明書の100ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の老人クラブ活動費補助金でございます。町さわやかクラブへの活動費補助金やシルバー人材センター運営費補助金などがございます。高齢者の参加と健康維持が図られるよう、さわやかクラブの活動支援を行っております。また、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、シルバー人材センターへの支援を行っております。

7の事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。決算額は46万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の101ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。高齢者が地域社会から孤立することなく住みなれた地域で暮らし続けられるよう、行政、地域、民間企業などが協力して高齢者を見守り支援する高齢者見守りネットワークでございますが、平成30年度、ネットワーク協力事業所は46事業所となりました。高齢者見守りネットワーク連絡会を平成30年11月20日に開催し、ファシリテーターの清水先生のもと、協力事業所の方々と事例検討を行っていただきました。また、システム保守の実施を行っております。

次に、8の事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。決算額は62万4,238円でございます。概要につきましては、説明書の102ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに緊急通報システム利用料でございます。ひとり暮らし高齢者に対する安否確認の手だてとして行っております緊急通報システムが主な事業費となっております。

次に、3款1項5目心身障害者福祉費の2の事業、心身障害者福祉費でございます。決算額は282万5,044円でございます。概要につきましては、説明書の103ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに諸収入、心身扶養共済保険料でございます。身体、知的、精神の3障害者の相談員への報償金と第3期障害者計画策定委託料、心身障害者扶養共済納付金が主なものとなっております。

次に、決算書の124、125ページをごらんください。3の事業、心身障害者更生援護費でございます。決算額は4,736万12円でございます。概要につきましては、説明書の104ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の重度障害者医療費助成事業費でございます。重度障害者医療費助成が主な事業となっており、身体障害者手帳1級、2級及び3級の内部障害、療育手帳Aの所持者を対象とした医療費給付事業で、重度障害者の経済的負担の軽減が図られております。

次に、4の事業、障害者施設等負担金でございます。決算額は2,361万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の105ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。障害児の自立のために必要な訓練や指導を受ける施設への負担金で、島田市にあります駿遠学園には1人の入所者がおり、牧之原市のつくしの家には定期利用者が12人、週に一、二回の利用者が4人通園しており、自立に向けた訓練を受けております。

次に、5の事業、心身障害者自立支援事業費でございます。決算額は5億1,447万4,050円でございます。概要につきましては、106、107ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金で、障害者・児への自立支援事業に対する負担金、地域自殺対策強化事業費補助金でございます。身体・知的障害者・児の自立と社会参加

を推進するための事業で、主に扶助費でございます。障害者の日中活動を支援する生活介護や障害者の自立や就労への支援を行う就労支援などのサービスがあります。また、障害児へのサービスとしては放課後デイサービスや児童発達支援があります。

次に、決算書の126ページ、127ページの6の事業、障害者自立支援施設管理費でございます。決算額は350万6,592円でございます。概要につきましては、説明書の108ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。吉田町総合障害者自立支援施設あつまりーナへの指定管理者への管理委託料が主なものでございます。

次に、7の事業、地域生活支援事業費でございます。決算額は2,489万8,713円でございます。概要につきましては、説明書の109ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金、そして諸収入の訪問入浴サービス利用料でございます。地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援するための事業で、手話通訳や要約筆記者派遣事業、訪問入浴サービス、相談支援事業、日中活動の場として提供する地域活動支援センターや日中一時支援事業、移動支援事業、紙おむつやストーマ装具を支給する日常生活用具給付事業がございます。

次に、決算書128ページ、129ページ、6目人権・改善事業費、2の事業、人権・改善事業費でございます。決算額は39万5,131円でございます。概要につきましては、説明書の110ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の人権問題啓発事業費でございます。人権地域改善費は、差別のない社会の実現を目指し、人権啓発活動を行っており、昨年度は人権啓発として人権教育講演会やリーフレットの全戸配布を行っております。

次に、3の事業、神戸西会館運営費でございます。決算額は402万800円でございます。概要につきましては、説明書の111ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに神戸西会館使用料、県支出金の神戸西会館運営費補助金でございます。神戸西会館運営費は、差別のない社会を実現するための拠点として設置している神戸西会館の運営管理に係る費用、そして指導員報酬を主とした事業でございます。また、地域と交流を図るため、ヨガ、健康体操、生け花など教養講座や会館祭りを開催し、地域交流活動を広めております。

次に、決算書の130ページから133ページ、7目介護保険費、2の事業、介護保険事業会計繰出金でございます。決算額は2億7,185万9,280円でございます。概要につきましては、説明書の112ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金の低所得者保険料軽減国庫負担金、そして県支出金の低所得者保険料軽減県負担金でございます。介護保険事業会計繰出金は、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金があり、介護給付費の繰出金は保険給付費の12.5%を一般会計から繰り出し、地域支援事業繰出金は介護予防事業が12.5%、包括的支援任意事業は19.25%の割合で繰り出しを行っております。事務費繰出金は介護保険事業に関する事務費について、町の一般財源で賄うこととされていることから、介護保険事業会計の1款総務費の予算額から国庫補助金を差し引いた額を繰出金としております。

次に、3の事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。決算額は33万552円でございます。概要につきましては、説明書の113ページをごらんください。財源は、一般財源のほかに県支出金の介護保険利用者負担軽減措置事業費補助金でございます。社会福祉法人が低所得者で特に生活が困窮である者に対し利用者負担の軽減を行った場合

に、町から法人に対して補助金を行っております事業であります。平成30年度の軽減対象者は10人でした。また、平成29年度分の精算として県に返還したものでございます。

次に、決算書の156ページから159ページ、3款3項1目生活保護費、2の事業、生活保護費で、決算額は2万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の134ページをごらんください。財源は全て一般財源で、行旅人葬祭費でございます。

次に、3款4項1目災害救助費、2の事業、災害救助費で、決算額は500円でございます。概要につきましては、135ページをごらんください。財源は全て一般財源で、災害救助法説明会の旅費でございます。

以上、福祉課から一般会計決算の御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

3款民生費、1項社会福祉費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の117ページ、2目国民年金事務費の2の事業、国民年金事務費をごらんください。決算額は168万7,094円でございます。概要につきましては、説明書の91ページ、92ページをごらんください。財源は全て国庫支出金でございます。国民年金の事務は国の法定受託事務であり、町では資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続を行っており、電算処理委託料や需用費等の経常経費でございます。

次に、決算書の119ページ、3目国民健康保険費の2の事業、国民健康保険事業会計繰出金をごらんください。決算額は1億5,012万615円でございます。概要につきましては、説明書の93ページ、94ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金の2,532万4,000円と県支出金の7,227万4,000円でございます。主な支出といたしましては、低所得者に対する軽減対策の保険基盤安定繰出金でございます。このうち保険税の軽減分を補てんする国保税軽減分は県が4分の3、町が4分の1を負担し、保険税負担を緩和するための保険者支援分は国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担するものでございます。

以上が町民課関係の事業の決算内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課関係の事業を決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、2項1目児童福祉総務費でございます。決算書の135ページ、2の事業、児童福祉費をごらんください。決算額は1,304万9,556円でございます。概要につきましては、説明書の114ページをごらんください。財源内訳といたしまして、地域子ども・子育て支援事業費交付金の国庫支出金が66万円、県支出金が339万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金のその他が527万円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、子供たちの成

長、子育ての喜びを地域全体で実感できる町づくりを進めるための事業で、主な支出といたしましては、7節賃金はこども未来課の臨時職員及び平成28年度に立ち上げを行いましたファミリーサポートセンターのアドバイザーとして採用しております臨時職員の賃金でございます。また、13節委託料は子ども・子育て支援事業計画策定のため、国から指定された項目をもとに子育て世帯1,000世帯を対象にアンケートを実施した委託料でございます。20節扶助費は29年度からスタートいたしました吉田町出産祝金でございます。第2子を出産した方76名に5万円、第3子以降を出産した方42名に10万円のお祝金をお出しいたしました。また、ファミリーサポートセンターにつきましては、ステップアップシート(4)取り組み内容実績にも掲載させていただきましたが、平成31年3月末時点におきまして、子供の送り迎えや預かりを行ってくれるサポート会員が平成29年度よりも1名多い23名、子供の送り迎えや預かりをお願いしたいリクエスト会員は平成29年度よりも7人多い78名の登録者数となりました。事業の実績といたしましては、リクエスト会員からの208件の依頼をサポート会員につなげることができております。

次に、決算書135ページから137ページの3の事業、児童虐待防止事業費でございます。決算額は297万9,290円でございます。概要につきましては、説明書115ページをごらんください。財源は、国庫支出金が99万2,000円、県支出金が99万2,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、健全育成上の指導、見守りを行い、子供の安全を確保する事業で、主な支出でございますが、1節報酬は要保護児童対策地域協議会の開催に伴う委員報酬、7節賃金は子供の育児問題やDV等の相談、家庭訪問等を行っている家庭相談員の賃金でございます。平成30年度は、増加する相談業務に対応するため、再任用職員の配置をしていただき、業務を行うことができております。

次に、決算書137ページ、説明書116ページ、4の事業、ひとり親家庭対策事業費をごらんください。決算額は574万4,596円でございます。財源は、県支出金が281万6,000円、残りが一般財源でございます。この事業は、ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るための事業で、主な支出といたしましては、20節扶助費は母子家庭等医療費、ひとり親家庭就学支援事業費でございます。29年度に比べ母子医療の対象となる保護者と子供の数は36人減少した270人、小学校1年生に入学する際のランドセル購入者は2名減少した13人で行いました。

次に、決算書137から139、説明書117ページ、5の事業、子供発達支援事業費をごらんください。決算額は2,279万6,310円でございます。財源は、子供発達支援事業所利用者負担金や国保連から収入されます児童発達支援事業収入などで全て賄われております。この事業は、児童の発達に応じた少人数の療育を提供し、児童の自立、対人関係、コミュニケーションを改善するためのもので、主な支出といたしましては、7節賃金は臨時職員賃金7人分、13節委託料は子供の発達チェックや保護者の相談指導等について専門知識を有した職員が保育園、幼稚園を訪問し、子供と保護者に働きかけをする心理士、児童相談員派遣委託料でございます。また、支援事業所の事業として、他の園と同じように、毎日通う定期通園の子供たちが21人、保育園や幼稚園に通う子供たちが週に1度だけ通園する並行通園、親子通園を利用した子供たちが22名で行いました。

次に、決算書139ページ、説明書119ページ、6の事業、こども医療費助成事業費をごらんください。決算額は1億2,263万2,108円でございます。財源は、県支出金が2,743万

7,000円、静岡県町村自治振興協会からいただく交付金、過年度の還付金のその他が125万1,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、15歳までの子供を持つ保護者の経済的負担の軽減を図り、適正な治療を受けさせるための事業でございましたが、平成30年10月から対象年齢を18歳まで引き上げて実施しております。主な支出内容でございますが、12節役務費はこども医療費の受給者証を発行するための郵送料や医療費支払手数料として国保連に支払う経費、20節扶助費は保険診療に要した自己負担分の支払いでございます。平成30年4月時点のこども医療費の対象者数は4,317人で、29年同時期よりも97人減少しております。10月の対象年齢拡大により929名増員しましたが、扶助費は約26万円の増加でとどまっております。

続きまして、2目児童措置費でございます。決算書139ページ、説明書120ページ、2の事業、児童手当費をごらんください。決算額は5億1,388万6,064円でございます。財源は、国庫支出金が3億5,620万円、県支出金が7,803万7,000円、過年度返戻金その他が45万円、残りが一般財源でございます。この事業は、子供の健やかな成長を社会全体で応援するために、中学校を卒業するまでの子供を育てる保護者に児童手当を支給するもので、主な支出といたしましては、20節扶助費でございます。児童手当はゼロ歳から3歳未満までの児童に対し月額1万5,000円、3歳から小学校修了前の第1子及び第2子の児童に対し月額1万円、第3子は1万5,000円、中学生は月額1万円、高所得の方が該当する特例給付者は月額5,000円の支給を年3回お支払いしております。なお、こども医療費同様、対象年齢の子供の減少により、平成29年度と比較し、20節扶助費の児童手当は1,398万5,000円減少しております。

次に、3目保育所費でございます。決算書141ページから143ページ、説明書121ページ、122ページの2の事業、保育園管理費をごらんください。決算額は2億532万2,425円でございます。財源は、国庫支出金が3,013万1,000円、県支出金が1,915万2,000円、利用者からいただいた利用料等のその他が981万1,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、共働き家庭等の支援として保育サービス、子育て支援を行うための費用で、主な支出でございますが、7節賃金は臨時保育士49名、臨時給食員14名、保育補助員8名、一般事務員1人の支払い額でございます。13節委託料は保育士確保のための人材派遣委託料、保育園遊具点検のための委託料、保育料算定のための委託料でございます。20節扶助費は子ども・子育て支援法に基づいた施設に当町の子供たちが入園している場合に支払う給付費でございます。平成30年度は86人の子供たちの分をお支払いいたしました。

122ページは保育園の状況を掲載させていただきました。保育園措置人数でございますが、定員590人に対しまして530人の子供たちを受け入れし、入所率は89.83%でございます。平成30年度も待機児童を出すことなく終えることができました。また、平成30年度も29年度と同様に、保育士補助員や一般事務職員を採用し、保育士の負担軽減を図りながらサービスを実施いたしました。

次に、決算書143ページから151ページ、説明書123ページから126ページは各保育園の運営費でございます。

まず、説明書123ページの3の事業、さくら保育園運営費の決算額は1,819万9,376円でございます。財源は、利用者からいただく負担金等のその他が618万円、そして残りが一般財源でございます。平成29年度との違いといたしましては、13節委託料の中に警備保障業

務委託があります。この委託につきましては、園舎の中に個人情報を取り扱う職員室と食品を取り扱う給食室に警備保障を導入させていただきました。また、園庭等に不審者があらわれた場合に、警備員が即座に来ていただけるよう通報ブザーも導入し、安全な保育体制を確保させていただきました。なお、さくら保育園以外の園にも同じように導入してまいります。

説明書 124 ページ、4 の事業、すみれ保育園運営費の決算額は 2,434 万 8,004 円でございます。財源は、利用者からいただく負担金等のその他が 708 万 4,000 円、そして残りが一般財源でございます。すみれ保育園は定員 150 人に対し 173 名の受け入れで、入所率は 115.33% ございました。定員に対して 100% を超えてしまっているわけでございますが、床面積から算定した受け入れ人数は 235 名まで受け入れが可能となっております。また、厚生労働省児童家庭局保育課長から「保育所への入所の円滑化について」という通知の中で、定員の 20% まで受け入れが認められておりますので、すみれ保育園の場合は 180 人まで受け入れが可能となっております。

続いて、説明書 125 ページ、5 の事業、さゆり保育園運営費の決算額は 1,763 万 8,943 円でございます。財源は、国庫負担金が 3,000 円、利用者からいただく負担金等のその他が 638 万 3,000 円、そして残りが一般財源でございます。

説明書 126 ページ、6 の事業、わかば保育園運営費の決算額は 2,468 万 7,920 円でございます。財源は、利用者からいただく負担金等のその他が 642 万 3,000 円、そして残りが一般財源でございます。

続きまして、4 目児童館費でございます。

決算書 151 ページから 153 ページ、説明書 127 ページ、2 の事業、児童館運営費をごらんください。決算額は 793 万 2,659 円でございます。財源は、利用者からいただく材料代のその他が 5 万 7,000 円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかな成長を促すためのものの費用で、主な支出でございますが、7 節賃金は児童厚生職員 2 名分の賃金、11 節需用費は事務費や消耗品、子供たちが使う工作材料等でございます。

次に、決算書 153 ページから 155 ページ、説明書 128 ページ、129 ページの 3 の事業、放課後児童健全育成事業費をごらんください。決算額は 4,649 万 9,163 円でございます。財源は、国庫支出金が 1,267 万 5,000 円、県支出金が 1,246 万 2,000 円、利用者からいただくクラブ徴収金、施設維持管理料などのその他が 1,974 万 7,000 円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、共働き家庭において子供の居場所を提供し、子育てしやすい環境の整備を図るための費用でございます。主な支出でございますが、7 節賃金はクラブの支援員 25 名分の賃金、11 節需用費はクラブ運営に関する消耗品や子供たちのおやつ等の費用でございます。

129 ページには放課後児童クラブの内容を掲載させていただきました。平成 30 年度のクラブ数は、住吉小学校区は 1 クラブ、中央小学校区は 3 クラブ、自彊小学校区は 2 クラブ、合計で 6 クラブを運営しておりました。利用料は児童 1 人当たり月額 7,000 円ですが、第 2 子は 5,000 円、第 3 子は無料として子育てしやすい環境を整えております。また、クラブの利用料につきましては、平成 30 年度から口座引き落としができるよう体制を整えさせていただきました。

なお、平成 30 年度は新たにクラブを建設させていただきました。建設費につきましては、別の事業で予算を計上しておりますので、後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、決算書 155 ページ、説明書 130 ページの 4 の事業、地域子育て支援拠点事業費をごらんください。決算額は 494 万 1,986 円でございます。財源は、国庫支出金、県支出金とともに 164 万円、利用者からいただく材料費が 8,000 円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、子育てに関する不安を解消し、子育て世帯の交流の場を提供するための費用でございます。主な支出でございますが、7 節賃金は支援センターに勤務する延べ 4 人分の職員に払った賃金、8 節報酬費は親子教室、手づくり教室等の各種事業の講師謝礼金でございます。核家族化が進み、子育てを一人で行うことへの不安、ネットや雑誌等手に触れる情報が多過ぎて子供の発達のおくれや違いの戸惑いなどで母親が心身ともに疲れ、悩んでしまうことのないよう、サポートやリフレッシュを提供している事業でございます。また、育児に関してトラブルを抱えている母子を早期に発見し、適切な支援、情報共有を行っております。

次に、決算書 155 ページ、説明書 131 ページ、5 の事業、子ども会育成連合会助成事業費をごらんください。決算額は 40 万円でございます。財源は全て一般財源でございます。この事業は、児童に健全な遊びを与え、地域ぐるみで子育て支援を行うために町から子ども会育成連合会へ補助金を支給しているものでございます。子ども会の活動としては、小学校区の垣根を超えたドッジボール大会等を実施いたしました。

次に、決算書 155 ページから 157 ページ、説明書 132 ページ、6 の事業、放課後児童クラブ建設事業費をごらんください。決算額は 1 億 7,481 万 2,573 円でございます。財源は、国庫支出金が 8,130 万 4,000 円、県支出金が 2,178 万 6,000 円、建設中に事業者が使用した水道使用料が 1,000 円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、TCP トリビンスプランで学校の授業が平準化されることに伴い、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を預かる放課後児童クラブを各小学校区に建設するための費用でございます。主な支出としましては、13 節委託料は放課後児童クラブ建設に伴う設計委託や設計監理委託料、15 節工事請負費は各小学校区に 1 棟ずつ建設をいたしましたクラブの建設工事費や外構工事、18 節備品購入費は建設いたしましたクラブに設置するロッカーや電化製品等の費用でございます。建設したクラブは、住吉小学校区は学習ホール東側に、中央小学校区と自彊小学校区は学校敷地内に建設をさせていただきました。このクラブの建設を行ったことで、中央小学校からお借りしておりました体育館 2 階ミーティングルーム室はお返しをいたしました。現在のクラブ数は、住吉小学校区が 3 クラブ、中央小学校区が 4 クラブ、自彊小学校区が 4 クラブの合計 11 クラブを運営しております。

次に、決算書 157 ページ、説明書 133 ページ、2 の事業、児童厚生施設整備費をごらんください。決算額は 22 万 4,640 円でございます。財源は全て一般財源でございます。この事業は、地域における健全な遊びの場の提供と環境整備を図るための費用でございます。主な支出は維持管理費であります 11 節需用費で例年の水道代に加え遊具の修繕等を行わせていただきました。13 節委託料は遊具の点検費用でございます。

以上でこども未来課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費のうち健康づくり課関係の事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の161ページから163ページの1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費をごらんください。決算額は801万3,081円でございます。概要につきましては、説明書の136ページと137ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、健康づくり課が行う保健衛生事業の総務管理及び保健センター施設の維持管理を行うもので、主な支出は臨時職員の賃金、電算システムの使用料や保守料としての電算処理業務委託料でございます。

次に、3の事業、救急医療対策事業費をごらんください。決算額は684万6,390円でございます。概要につきましては、説明書の138ページと139ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、町民の皆様が安心して救急医療を受けることができるように地域の救急医療機関を確保し、また救急医療に対する理解を深めていただくための啓発等を行う事業でございます。支出は全て負担金で、志太榛原地域における夜間の1次救急医療体制として4市2町が協力して整備しております志太榛原地域救急医療センターに関するものは、救急医療センターの運営費負担金と指定管理者である公益社団法人志太榛原地域救急医療対策協会の運営と実施事業に対する負担金でございます。救急医療協力促進事業費負担金は休日当番医の救急医療業務を実施している榛原医師会に対する負担金で、救急医療施設運営費負担金は2次救急医療を輪番制で実施している焼津、藤枝、島田、榛原の各総合病院に対する負担金でございます。

次に、4の事業、榛原病院負担金をごらんください。決算額は3億9,087万5,000円でございます。概要につきましては、説明書の140ページと141ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、町民の皆様が地域において質の高い医療を受けることができるように、榛原総合病院の経営の健全化を図るための町から病院組合に対する負担金で、平成30年度の吉田町の負担割合は33.125%でございます。

次に、6の事業、災害時医療救護対策事業費をごらんください。決算額は44万7,080円でございます。概要につきましては、説明書の144ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金22万3,000円とその他7万4,000円でございます。この事業は、大規模地震等の災害時に備え、医療救護体制の整備を図ることを目的としており、救護所運営に必要な物品や医療救護活動に使用する防災備品を購入するとともに、医療救護訓練の実施等災害時の体制整備を図りました。

次に、7の事業地域医療対策事業費をごらんください。決算額は1万9,924円でございます。概要につきましては、説明書の145ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、地域の医療機関、住民、行政等関係機関が連携し、身近な地域で安心して医療が受けられる地域医療体制を整備することを目的としております。吉田町と牧之原市の住民有志で構成する「地域医療を支える はいなんの会」の主体的な活動を支援

しており、平成 30 年度は啓発活動の一つとして榛原総合病院の医療スタッフに感謝の気持ちを贈る絵手紙を作成し、病院ロビーに展示し、贈呈セレモニーを行いました。

次に、決算書の 165 ページ、2 目予防費、2 の事業、感染症予防費でございます。決算額は 8,784 万 3,589 円でございます。概要につきましては、説明書 146 ページから 149 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金 662 万 5,230 円でございます。この事業は、伝染のおそれのある疾病発生及び蔓延を予防するための予防接種法に基づく定期予防接種と任意接種に係る予防接種費助成事業を主に実施しており、主な支出は定期予防接種の個別接種に係る予防接種委託料でございます。予防接種法に規定されました乳幼児・児童が対象となる定期予防接種の A 類疾病の予防接種は、ほぼ 90% 以上の実施率を維持しております。平成 30 年度の新規事業として開始しました子供インフルエンザ予防接種費助成は 1,271 人に、おたふく風邪ワクチン予防接種費助成につきましては 408 人に助成をしております。

次に、決算書の 173 ページ、5 目母子保健衛生費、2 の事業、母子保健衛生費をごらんください。決算額は 5,734 万 5,016 円でございます。概要につきましては、説明書の 162 ページから 164 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 211 万 5,789 円、県支出金 94 万 3,894 円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金が 1,211 万 9,140 円、その他徴収金が 81 万 5,373 円でございます。この事業は、妊産婦や乳幼児に対する母子保健事業、各種助成事業を実施しており、主な支出は乳幼児・妊婦健診委託料等の委託料、不妊治療費、妊娠出産等応援パッケージ助成費等の扶助費でございます。不妊治療費助成のうち特定不妊治療費助成は 47 件、妊娠出産等応援パッケージ助成は 212 人の方に助成をしております。

次に、決算書の 175 ページ、5 目母子保健衛生費、3 の事業、妊娠・出産包括支援事業費をごらんください。決算額は 248 万 6,012 円でございます。概要につきましては、説明書の 165 ページと 166 ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金 90 万 4,000 円、県支出金 41 万 5,000 円、その他 1 万 1,400 円でございます。この事業は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うための拠点である子育て世代包括支援センター事業等に関するもので、主な支出は看護師等謝礼金の母子保健コーディネーターの謝礼金で、支援が必要な妊産婦に対し早期からの支援を実施しております。23 節の償還金利子及び割引料は国庫補助金返還金で、29 年度の母子保健衛生費国庫補助金の交付額が確定し、71 万 9,000 円の返還金が生じ、精算したものでございます。

次に、6 目健康づくり事業費、2 の事業、健康づくり事業費をごらんください。決算額は 172 万 1,395 円でございます。概要につきましては、説明書の 167 ページと 168 ページをごらんください。財源内訳が、一般財源のほかその他 3 万 6,300 円でございます。この事業では、生涯を通じた健康づくりを推進するための講座、会議、地区組織育成等を実施しており、主な支出は保健協力員謝礼金の報償費とウオーキングイベント委託料でございます。平成 30 年 11 月 4 日に実施いたしましたウオーキングイベントの参加者は 121 人でした。

次に、決算書の 177 ページ、3 の事業、ダンス健康づくり事業費をごらんください。決算額は 559 万 8,297 円でございます。概要につきましては、説明書の 169 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、町のオリジナルダンスの普及を

通して町民の健康づくりを推進する事業でございます。支出は吉田町ダンス健康づくり事業費補助金と、平成30年度特別な支出といたしまして、笑っしょいよしだフェスティバルの10周年の記念事業を開催するためのダンス健康づくり事業委託料でございます。この事業は、平成30年11月18日に総合体育館を会場に、毎年行われます笑っしょいよしだフェスティバルの内容に加えまして一体となった形で開催をいたしました。当日は、著名人であるTRFのSAM氏をお迎えし、ダンスワークショップ等を行い、全体で1,640人と多くの方々が来場されました。また、吉田町健康づくりダンス推進会では、ダンス健康づくり事業費補助金を活用し、ダンス練習会、町内イベントでのダンスのPR活動、吉田中学1年生の体育の授業でダンスの指導、笑っしょいよしだフェスティバルの開催等の活動を行っております。

次に、4の事業、健康体操運営費をごらんください。決算額は354万7,078円でございます。概要につきましては、説明書の170ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかその他総合体育館教室受講料181万3,400円でございます。この事業は、町民の皆様の運動習慣の定着を図ることを目的として、総合体育館を会場に若返り貯筋塾を8教室、親子体操を1教室を実施しており、主な支出は臨時職員賃金と講師謝礼金の報償費でございます。

次に、5の事業、食育推進事業費をごらんください。決算額は37万724円でございます。概要につきましては、説明書の171ページと172ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか参加料等その他4万4,900円でございます。この事業は、食と健康に関する知識を学び、実践することを目指す教室の開催や、地域の組織育成、関係機関の連携等を通じて町民の食育推進を図る事業で、主な支出は調理実習材料代、食育普及用材料費代等の需用費でございます。

最後に、決算書の179ページから181ページの8目、2の事業、健康増進事業費をごらんください。決算額は2,655万859円でございます。概要につきましては、説明書の175ページから177ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金65万7,000円と県支出金209万5,000円でございます。この事業では、生活習慣病予防を推進するため、健康相談、各種健康教育、各種がん検診等を実施いたしました。主な支出は各種がん検診等の委託料でございます。平成28年度から実施しております地区健康度アップ事業は、平成30年度につきましては町内4町内会に出向き、合計で102人の方に御参加いただきました。

以上が健康づくり課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時57分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、都市環境課長、お願いたします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課から、4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明により御説明申し上げます。

決算書の163ページをごらんください。1目保健衛生総務費、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金火葬場費は、決算額1,458万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の142ページ、143ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町それぞれで負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の165ページをごらんください。3目環境衛生費、2事業の環境衛生推進事業費は、決算額448万5,046円でございます。概要につきましては、説明書の150ページ、151ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほか清掃許可等手数料、犬の登録手数料、狂犬病注射済票交付手数料102万9,555円と県支出金3万6,420円の合計106万5,970円でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射に関する事務、このほか動物関係の事務や一般廃棄物処理に関する事務などを行っております。主な支出といたしましては、燃料費や注射済票交付事務手数料、死亡等猫の死体収集運搬委託料、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などがございます。

次に、決算書の167ページをごらんください。3目、3事業、ごみ減量リサイクル推進事業費は、決算額762万2,026円でございます。概要につきましては、説明書の152ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、ごみの減量化や廃棄物の削減を図っております。主な支出でございますが、生ごみ処理機設置者に対しまして2万円を補助する生ごみ処理機設置費補助金や、平成28年度よりごみ減量、経費削減、循環型社会の促進に向け、剪定枝等チップ堆肥化事業を吉田町シルバー人材センターに委託しております。

次に、決算書の同じく167ページをごらんください。3目、5事業、地球温暖化防止対策事業費は、決算額142万500円でございます。概要につきましては、説明書の154ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、省エネ意識の啓発と環境負荷の少ないエネルギーの導入を推進し、CO₂の削減を図るものでございます。主な支出でございますが、住宅用の太陽光発電システムの設置者に対しまして2万円、蓄電池システムの設置者に対しまして10万円を補助する地球温暖化防止対策事業費補助金でございます。

次に、決算書の169ページをごらんください。3目、6事業、環境教育推進事業費は、決算額38万7,723円でございます。概要につきましては、説明書の155ページをごらんください。財源の内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、環境に対する関心と理解を深めるために、環境体験学習教室の開催や啓発事業を実施いたしました。主な支出といたしましては、講師謝礼金や啓発物品代、エコチャレンジキッズ事業の負担金などがございます。

次に、決算書の同じく169ページをごらんください。3目、7事業、環境保全費は、決算額2,281万3,042円でございます。概要につきましては、説明書の156ページ、157ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、環境の保全を図るため、公園や河川等の公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄

の回収等の作業が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境整備に係る臨時職員の賃金、作業に係る消耗品代や修繕費、使用車両の借上料と樹木管理業務を吉田町シルバー人材センターに委託する業務委託料などでございます。

次に、決算書の171ページをごらんください。3目、8事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理費は、決算額9,388万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の158ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町でそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の同じく171ページをごらんください。3目、9事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費は、決算額4億3,239万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の159ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の171ページをごらんください。4目公害対策費、2事業の公害対策費は、決算額391万6,388円でございます。概要につきましては、説明書の160ページ、161ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金38万2,300円でございます。この事業は、公害対策特定施設等の届け出に係る事務と河川水、事業所排水、環境中の大気、騒音、ダイオキシン類などの環境調査分析業務が主なものとなっております。主な支出といたしましては、環境調査及び分析調査委託料や協議会への負担金などでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、4款1項3目、4の事業、生活排水改善対策事業費について御説明申し上げます。

決算書の167ページ及び説明書の153ページをごらんください。生活排水改善対策事業費の決算額は2,489万3,500円でございます。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金754万6,000円、県支出金278万円でございます。この事業は、合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としておりまして、浄化槽設置費補助金2,486万1,000円が主な支出でございます。平成30年度は新規が69件、設置がえが5件、合わせて74件分の補助金の支出を行いました。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の177ページから179ページにかけての7目老人保健事業費の2の事業、後期高齢者医療事業事務費をごらんください。決算額は2億6,517万2,074円でございます。概要に

つきましては、説明書の 173 ページ、174 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の 3,527 万 5,000 円と 19 款諸収入の後期高齢者医療広域連合健康診査委託金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金の 270 万円でございます。この事業は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務、資格の管理や各種届け出に係る事務及び健康増進と医療費適正化を図るため健康診査、人間ドックの助成等を行っております。主な支出といたしましては、後期高齢者医療広域連合への事務費と療養給付費負担金の支出及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でございます。

以上が町民課関係の事業の決算内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 次に、5 款労働費、6 款農林水産業費及び 7 款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

初めに、5 款労働費でございます。

決算書の 181 ページ、5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、2 の事業、雇用対策費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 46 万 4,226 円でございます。概要につきましては、説明書の 178 ページをごらんください。財源は、一般財源のほかその他ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 10 万 5,732 円でございます。主な支出としましては、建築技術者の育成を推進するため、牧之原市、御前崎市とともに職業訓練法人榛南職業訓練協会に運営費及び設備費に係る補助金を交付をいたしました。また、新規事業といたしまして、町内企業の人材不足解消や企業 P R の場の提供等を目的に合同企業説明会を開催し、当日は町内企業 13 社と町内外から 44 人の参加がございました。

次に、3 の事業、労働福祉費でございます。決算書の 181 ページから 183 ページにかけてごらんください。決算額は 255 万 2,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 179 ページをごらんいただきたいと思っております。財源は全て一般財源でございます。勤労者への福利厚生への支援といたしまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会にそれぞれ補助金を支出し、地域住民の福祉の向上を初め、中小企業と大企業との間にある雇用、労働福祉などさまざまな格差を縮小するための支援に努めたところでございます。

5 款労働費は以上でございます。

続きまして、6 款農林水産業費でございます。

決算書の 183 ページから 185 ページにかけて、6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 の事業、農業委員会運営費をごらんいただきたいと存じます。決算額は 432 万 2,859 円でございます。概要につきましては、説明書の 180 ページをお願いいたします。財源は、一般財源のほか県支出金として 153 万 2,746 円、その他諸収入 10 万 7,223 円でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費を支出いたしました。主な支出といたしましては、農業委員会委員報酬でございます。農業委員会総会につきましては、毎月 1 回、計 12 回開催をいたしました。

次に、決算書の185ページ、3の事業、農業者年金事務費をごらんください。決算額は16万4,317円でございます。概要につきましては、説明書の181ページをごらんください。財源は、その他諸収入16万4,300円と残り一般財源でございます。この事業につきましては、独立行政法人農業者年金基金からの受託事業で、年金業務担当者会議の旅費や事務用品費等の需用費が主な支出でございます。

次に、決算書の187ページ、2目農業総務費、2の事業、農業総務費でございます。決算額は90万3,158円でございます。概要につきましては、説明書の182ページをごらんください。財源は全て一般財源であります。事業内容といたしましては、静岡県中部農業共済組合など各種農業関係団体への負担金と公用車の車検や修繕等の維持管理費が主なものでございます。

次は、3目農業振興費、2の事業、農業振興費、決算書の187ページから189ページにかけてごらんいただきたいと存じます。決算額は344万9,853円でございます。概要につきましては、説明書の183ページをお願いいたします。財源といたしましては、一般財源のほか県支出金の41万1,000円でございます。この事業の主なものといたしましては、農業用施設の維持管理活動を展開していただいております片岡西中生会農業支援部に対し多面的機能支払交付金を補助しておりますほか、意欲的な農業経営を行う農家や農家組織の育成と会員相互の研さん、連携を図り、農業経営者のふさわしい地位の向上と地域農業の振興に寄与することを目的として設立いたしております農業経営振興会などへの活動補助金でございます。なお、繰越金額1,025万1,000円につきましては、昨年、台風24号により被災をいたしましたビニールハウスの復旧に対しての支援する経営体育成支援事業でございまして、個人2人、法人1社が対象でございます。8月をもって事業が完了をしたところでございます。

続きまして、決算書の189ページ、3の事業、担い手育成総合対策事業費をごらんください。決算額は374万5,682円でございます。概要につきましては、説明書の184ページをごらんください。財源は、一般財源のほか県支出金300万円と、その他といたしまして使用料及び手数料9,000円でございます。農用地の有効利用及び利用権の設定を通じて認定農業者等への農地流動化を促進するための農地利用集積奨励金交付事業と青年新規就農者に対する就農意欲の喚起と就農後の定着などを目的といたしました農業次世代人材投資資金が主なものでございます。農地利用集積奨励金交付事業におきましては、11経営体が対象面積5万1,536平方メートルの農用地利用集積計画が結ばれたほか、農業次世代人材投資資金におきましては、平成26年と平成29年度から町内におきまして就農されております2人の方に対して支援を行っております。

次に、決算書の同じく189ページ、4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。決算額は15万円でございます。概要につきましては、説明書の185ページをごらんください。財源は全て国庫支出金でございます。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、100%国庫補助により転作事業を実施いたしました。

次に、決算書の191ページをお願いいたします。5の事業、耕作放棄地対策事業費でございます。決算額は10万円でございます。概要につきましては、説明書の186ページをごらんください。財源につきましては、全て一般財源でございます。事業内容であります、耕作放棄されました農地を再生させ、営農を再開するための荒廃農地再生事業の実施により1

件 3,832 平方メートルの荒廃農地の解消が図られましたほか、農地パトロールの実施や是正指導、担い手農家へのあっせんなどを推進し、荒廃農地の発生防止に努めたところでございます。

次に、決算書の同じく 191 ページ、4 目畜産業費、2 の事業、畜産業費でございます。決算額は 2 万 3,104 円でございます。概要につきましては、説明書の 187 ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。事業の内容としましては、特定消耗品の需用費と中部家畜保健衛生推進協議会への負担金であります。なお、30 年度におきましては、死亡獣畜の処理に伴う死亡獣畜処理事業費補助金の活用はございませんでした。

次に、決算書の 193 ページをお願いします。5 目農地費、4 の事業、土地改良事業費をごらんください。決算額は 2,235 万 7,059 円でございます。概要につきましては、説明書の 190 ページをごらんいただきたいと存じます。財源は全て一般財源でございます。主な事業といたしましては、大井川土地改良区負担金の国営第 1 期事業元利償還金等でございます。平成 11 年度から平成 29 年度まで国営大井川用水農業水利事業として老朽化に伴う基幹水利施設の機能回復改修工事が実施されたことによりまして、用水の安定供給や管理方法の改善など農業経営の安定化と地域用水機能の維持増進が図られております。

次に、決算書の同じく 193 ページでございます。2 項林業費、1 目林業総務費、2 の事業、松くい虫防除事業費をごらんください。決算額は 351 万 4,700 円でございます。概要につきましては、説明書の 191 ページをごらんいただきたいと存じます。財源は全て一般財源でございます。この事業では、薬剤地上散布防除といたしまして、住吉、川尻地内の保安林帯への薬剤散布を初め、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施しておりまして、松枯れの蔓延防止に取り組んだところでございます。

次に、決算書の同じく 193 ページから 195 ページまでとなります。3 の事業、保安林等保護環境整備事業費でございます。決算額は 422 万 5,876 円でございます。概要につきましては、説明書の 192 ページをごらんください。財源は、一般財源のほか県支出金 3 万 6,443 円でございます。この事業におきましては、住吉、川尻地内の保安林帯の下草刈りを初め、支障木及び台風等による被害木の伐採を実施いたしましたほか、大幡川の桜並木の保護といたしまして薬剤の散布、古損木の処理を行いまして、環境維持・保全に努めました。

次に、決算書の 195 ページ、3 項水産業費、1 目水産振興費、2 の事業、水産振興費をごらんください。決算額は 117 万 4,262 円でございます。概要につきましては、説明書の 193 ページと 194 ページをごらんいただきたいと思っております。財源は全て一般財源でございます。事業内容でございますが、県おさかな普及協議会などへの負担金のほか、水産業振興事業費補助金につきましては、漁港環境改善事業として南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行います漁港の港内清掃活動に、地域水産物イメージアップ促進事業では吉田町煮干協同組合が行う販売促進事業に対して補助金を交付をいたしました。そのほか、4 市 1 町で構成する駿河湾水産振興協議会の駿河ブルーライン事業でございますが、町内外におけるさまざまなイベントに参加いたしまして、平成 28 年度に開発をいたしました商品やメニューなどのプロモーション活動を積極的に展開し、広く PR したところでございます。当町の関連といたしましては、静岡うなぎ漁業協同組合の売店等においてウナギかまぼこを販売しているほか、平成 31 年 1 月からは松浦食品有限会社におきましてサクラエビのポテトチップスを製造、販売していただいております。

次に、3の事業、地域栽培推進事業費でございます。決算書の同じく195ページになります。決算額は46万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の195ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。主な支出といたしましては、榛南地域栽培漁業推進事業等への負担金でございます。榛南地域栽培漁業推進事業ではヒラメとマダイの放流を行っているほか、磯焼け対策や水産多面的機能発揮対策を支援することによりまして、榛南地域における藻場の回復や維持等に努めました。

次に、決算書の197ページから199ページまでとなります。2目漁港管理費、2の事業、漁港管理費でございます。決算額5,216万2,042円でございます。概要につきましては、説明書の196ページと197ページをごらんいただきたいと存じます。財源は、一般財源のほか地方債3,690万円とその他ふるさとよしだ寄附金基金繰入金7万円でございます。事業内容といたしましては、漁港管理会の開催や公用車の維持管理を始め、緊急時において確実に作動するよう漁港内に設置している陸閘、水門、非制御所等の保守点検業務や漁港施設の修繕を実施いたしまして、吉田漁港の適正な維持管理を行ったところでございます。また、平成30年度には、説明書197ページ、取り組み内容、実績の中段下の施設整備内訳にありますとおり、津波高潮防災ステーションの機器に関しまして、保守期間の経過に伴う更新が必要であることなどから、サーバー機器やUPSバッテリー等の更新工事を実施し、緊急時に安全確実に作動するよう維持に努めたところでございます。そのほか吉田漁港多目的広場に関しましては、利活用検討委員会を開催し、多目的広場上部の利活用に関する意見抽出等を行いまして、利活用の検討案を作成をいたしました。

次に、決算書の199ページ、3の事業、水産基盤整備事業費をごらんください。決算額は1,600万円でございます。概要につきましては、説明書の198ページをごらんいただきたいと存じます。財源でございますが、一般財源のほか県支出金1,139万2,000円、地方債330万円、その他といたしまして分担金及び負担金88万円でございます。事業内容といたしましては、老朽化により崩壊した6号岸壁を航路護岸に改修する工事でありまして、平成23年度から実施している事業でございます。平成30年度におきましては、裏埋工2,800立方メートル、植生工590平方メートル、階段工1カ所を施工し、これをもって航路護岸全てが完成をしたところでございます。

次に、決算書の同じく199ページ、4の事業、水産物供給基盤機能保全事業費でございます。決算額は1,570万円でございます。概要につきましては、説明書の199ページをごらんください。財源としましては、一般財源のほか県支出金1,059万7,000円、地方債380万円、その他といたしまして分担金及び負担金86万3,500円でございます。事業内容でございますが、平成27年度に策定いたしました機能保全基本計画に基づきまして大幡川河口部に設置してございます導流堤の改修に伴う実施設計と、矢板の腐食が著しい西側泊地内の4号岸防食工事を行いました。大幡川導流堤の実設計業務委託につきましては、測量業務及び設計業務を行い、4号岸壁防食工事はモルタル被覆防食工を21.6メートル施工をいたしました。

次に、決算書の同じく199ページ、5の事業、漁港環境整備事業費でございます。決算額は492万4,800円でございます。概要につきましては、説明書の200ページをごらんください。財源は、一般財源のほか県支出金246万2,000円、地方債240万円でございます。吉田漁港の東側に防潮堤機能を備えた多目的広場を整備する事業でございまして、平成28年度

から盛り土工事を実施しており、これまで16万5,600立方メートルの盛り土を行い、施設延長548メートルのうち、国土交通省の防潮堤とのとり合い部分を除いた約530メートルの区間について、海拔10メートルの高さまでの盛り土が完成をしております。本工事におきましては、補助対象外部分についてのり面整備工事を実施し、盛り土工1,100立方メートル、のり面整形460平方メートル、シート工340平方メートルの施工を行いました。なお、繰越金額1,800万円につきましては、本年度において引き続き多目的広場は実施設計業務を継続して実施しておるところでございます。

次に、決算書の同じく199ページ、5の事業、漁港環境整備事業費繰越明許でございます。決算額は8,476万円でございます。概要につきましては、説明書の201ページをごらんください。財源は、県支出金6,357万円、地方債1,900万円、その他といたしまして繰越金219万円でございます。事業内容であります。これまでの多目的広場の整備として盛り土しましたのり面部分を保護する工事でございます。護岸工事、階段工としてコンクリートブロック工282平方メートル、側溝工385メートル、集水ます工17カ所、階段工6カ所を施工いたしました。また、護岸工事植生工としてハイ芝4,820平方メートルを施工いたしました。シーガーデンの整備の進捗を図ることができました。

6款農林水産業費は以上でございます。

続きまして、7款商工費でございます。

決算書の201ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、2の事業、消費生活費をごらんください。決算額は82万5,774円でございます。概要につきましては、説明書の202ページをごらんください。財源は、一般財源のほか県支出金33万7,361円でございます。事業の内容は、消費生活被害防止のため町広報紙への掲載やパンフレットを作成し啓発活動を行いましたほか、町内の消費者グループへの活動支援も行ってございます。また、約2年間不在でございました消費生活相談員につきましては、平成30年5月から配置することができまして、火曜日と金曜日の週2日、相談員による相談業務を実施してございます。平成30年度中の消費生活相談件数につきましては72件でございました。

次に、決算書の203ページ、2目商工業振興費、2の事業、商工業振興費をごらんください。決算額は200万9,338円でございます。概要につきましては、説明書の203ページをごらんいただきたいと存じます。財源は、一般財源のほか県支出金1,540円でございます。主なものといたしましては、吉田町商工会が実施しております経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴い商工業振興事業費補助金を交付してございます。

次に、決算書の同じく203ページでございます。3の事業、中小企業振興費であります。決算額は62万9,018円でございます。概要は説明書の204ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。事業内容といたしまして、中小企業者の経営安定のため事業資金の低利融資や利子補給を実施することにより借入者の負担を軽減し、経営基盤の安定化等を図っております。

次に、決算書の同じく203ページから205ページにかけてになります。4の事業、産業支援事業費でございます。決算額は315万9,844円でございます。概要につきましては、説明書の205ページをごらんください。財源は、一般財源のほかその他といたしまして使用料及び手数料22万320円とふるさとよしだ寄附金基金繰入金291万7,884円でございます。内容といたしまして、創業支援ネットワークによる創業応援セミナーを開始し、創業希望者の

掘り起こしに取り組んだほか、平成 29 年度に旧すみれ保育園園舎の一部を改修し開設いたしました創業支援センターの運営を行ってございます。創業応援セミナーにつきましては、6 月と 10 月の 2 回開催し、合わせて 14 名の参加者に対しまして創業実現へのサポート支援を図ることができました。また、創業支援センターの入居状況につきましては、3 室中、これまで社会保険労務士の方が 1 室入居してございました。平成 30 年度末までにもう 1 室入居するという予定でございましたが、入居者の都合によりまして本年 4 月に入居した状況でございます。引き続き創業支援ネットワークの支援機関でもございます吉田町商工会等に御協力をいただきながら、入居者の募集に努めてまいります。

また、町の産業振興及び活性化に大きく貢献する事業を実施する団体等を支援するための産業振興事業費補助金でございますが、イベント交流事業におきましては、南駿河湾漁業協同組合吉田支所主催の第 8 回シラスマーケットが開催されまして、当日は町内外から多くの来場者でにぎわいを見せておりました。また、新規創業事業におきましては、個人 4 人と 1 法人に対して支援を行ったところでございます。

次に、決算書の 205 ページをごらんください。5 の事業、企業立地振興費でございます。決算額は 20 万 1,680 円でございます。概要は説明書の 206 ページをごらんいただきたいと存じます。財源は全て一般財源でございます。この事業につきましては、企業誘致に係る説明会や研修会への参加旅費、県企業立地市町推進連絡会と日本貿易振興機構静岡貿易情報センターへの負担金でございます。また、補助制度のパンフレットや遊休地情報資料等を作成をいたしまして、引き合い企業に対してわかりやすい説明を行うなど企業誘致活動に努めました。

次に、決算書の 205 ページから 207 ページにかけて、3 目観光費、2 の事業、観光振興費でございます。決算額は 3,842 万 3,043 円でございます。概要につきましては、説明書の 207 ページと 208 ページをあわせてごらんください。財源といたしましては、一般財源のほか国庫支出金 75 万円、県支出金 3 万 3,920 円、その他として使用料及び手数料、繰入金、諸収入合わせて 805 万 7,520 円でございます。事業の内容でございますが、臨時職員賃金は展望台小山城及び売店に勤務いたします 4 人分でございます。また、展望台小山城や小山城駐車場トイレ、吉田海岸トイレなどの観光施設における修繕や保守点検などの維持管理費がありますほか、凧揚げまつり委託料、花火大会委託料、小山城まつり委託料につきましては、観光協会へのイベント開催に対する委託料でございます。工事の関係につきましては、公共施設ユニバーサルデザイン化事業によりまして郷土資料館のトイレと海岸トイレの改修を行いましたほか、交差点名表示板設置工事といたしまして、道路標識設置 32 基を施工をいたしました。そのほか、県観光協会など各観光関係団体への負担金がございます。するが企画観光局と連携した吉田のウナギと焼津のマグロの食のイベント「うなとろ対決」を開催いたしまして、県内外に特産品を広く PR することができたと思っております。

次に、決算書の 207 ページ、3 の事業、観光 PR 事業費でございます。決算額は 175 万 7,097 円でございます。概要につきましては、説明書の 209 ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。事業内容といたしましては、小山城パンフレットや小山城歴史パンフレット、ウナギ・シラス食べ歩きマップなどの印刷製本費でございまして、これら観光パンフレットを初め、PR 部長よし吉を活用いたしまして、富士山静岡空港や県内外でのイベントに参加するなど、観光啓発活動に努めたところでございます。また、展望台小山

城と夜桜のライトアップにつきましては、平成30年度来場者3,597人と前年度に比べまして1,200人ほど増加している状況でございます。この事業におきまして、地域に定着してきたというふうに考えております。

次に、決算書の同じく207ページ、4の事業、産業委員会運営事業費でございます。決算額はゼロ円でございます。概要につきましては、説明書の210ページをごらんいただきたいと存じます。産業委員会につきましては、町長の諮問に応じて各産業の振興計画樹立や経営の安定化などを審議し、地域の活性化を図ることを目的としてございます。30年度につきましては支出はございませんが、事務局レベルでの意見交換会を開催し、実務に即した産業4団体の現状と課題を共有するとともに、それぞれの連携を深めたところでございます。意見交換会の開催日につきましては、平成31年3月25日でございます。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し戻りますが、決算書191ページの下段をごらんください。6款農林水産業費、1項5目農地費のうち2の事業の水門排水機場管理費でございます。決算額は549万6,828円でございます。概要につきましては、説明書の188ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、排水機場や水門の維持管理を行い、農地の効率的な利用を推進しております。排水機場の電気使用料などが主な内容でございます。

次に、決算書193ページ、3の事業、用水路改良維持修繕費でございます。決算額は103万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の189ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、農業用の用排水の整備、維持管理に努め、前の事業と同じく農地の効率的な利用を推進しているものでございます。片岡地区の用水路をしゅんせつするほか、堰板などの用水資材を提供しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

8款土木費及び11款災害復旧費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により説明をいたします。

それでは、決算書の209ページから211ページをごらんください。8款土木費のうち1項1目土木総務費の2の事業、土木管理費になります。決算額は1,532万777円でございます。概要につきましては、説明書の211ページ、212ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための委託料や使用料及び賃借料が主なものであり、土木事業の総務費的なものでございます。

次に、決算書211ページの3の事業、防潮堤整備事業費でございます。決算額は737万3,247円でございます。概要につきましては、説明書213、214ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、防潮堤川尻工区の整備に当たり、町道古川川尻線の撤去工事やお地藏様の移設を行っております。

次に、決算書の 213 ページの 8 款土木費、2 項 1 目道路維持費の 2 の事業、道路維持費でございます。決算額は 5,057 万 5,643 円でございます。概要につきましては、説明書 215、216 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。道路維持費については、安全で快適な道路環境を維持するための費用でありまして、維持修繕件数でございますが、住吉 76 件、片岡 39 件、川尻 73 件、北区 101 件の合計 289 件の修繕工事を行っております。

次に、決算書、同じページの 3 の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。決算額は 2,320 万 1,640 円でございます。概要につきましては、説明書 217 ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金 1,159 万 2,000 円と町債 740 万円でございます。事業内容は、工事請負費で町道東名片岡線の舗装打ちかえを行っており、路面性状調査もあわせて行っております。

次に、決算書 215 ページの 8 款土木費、2 項 2 目道路新設改良費、2 の事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費でございます。決算額は 6,448 万 6,580 円でございます。概要につきましては、説明書 218 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか町債 6,440 万円でございます。事業内容は、大幡川にかかる橋梁の下部工左岸側を築造するとともに、上部工を発注しております。上部工につきましては 2 カ年の債務負担行為でございます。

次に、決算書、同じページの 2 の事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業繰越明許でございます。決算額は 2,738 万 7,880 円でございます。概要につきましては、説明書 219 ページをごらんください。財源内訳は、町債 2,730 万円と前年度繰越金でございます。事業内容は、橋梁下部工右岸側を築造したものでございます。

次に、決算書、同じページ、3 の事業、青柳北原 4 号線道路改良事業費でございます。決算額はゼロ円でございます。概要につきましては、説明書 220 ページをごらんください。工事予定箇所隣接する土地利用事業の進捗状況と調整を行った結果、事業実施を見送っております。

次に、決算書、同じページの 3 目橋梁維持費の 2 の事業、橋梁維持補修費でございます。決算額は 1,880 万円でございます。概要につきましては、説明書 221 ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金 1,034 万円と町債 520 万円でございます。事業内容は、湯日川にかかる片岡橋ほか 2 橋の補修設計と念仏橋撤去に係る設計を実施しております。

次に、決算書の 217 ページの 8 款 3 項 1 目河川総務費のうち 2 の事業、河川総務費でございます。決算額は 99 万 3,024 円でございます。概要につきましては、説明書 222 ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか県支出金の水門管理事務費委託金 63 万 6,000 円でございます。河川改修と適切な維持管理業務を推進するものでございます。事業内容は、湯日川水系 3 カ所、坂口谷川水系 3 カ所の水門管理委託料や各種同盟会への負担金補助が主なものでございます。

次に、決算書、同じページの 3 の事業、治水対策推進事業費でございます。決算額は 1,547 万 4,520 円でございます。概要につきましては、説明書 223 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、住吉、川尻地区の河川、水路のし

ゅんせつ工事及び稲荷川の水路かさ上げ工事を実施するとともに、2級河川坂口谷川の水門建設促進期成同盟会へ負担金を支出しております。

次に、決算書、同じページの8款3項2目河川維持費のうち2の事業、河川維持管理費でございます。決算額は957万4,469円でございます。概要につきましては、説明書224ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県補助金5,000円と町債490万円でございます。河川の維持管理に必要な費用で、堤防除草、水路しゅんせつなどが主な事業となっており、2級河川湯日川右岸への排水施設設置に伴う護岸工事を実施しております。

次に、決算書219ページの8款3項3目河川新設改良費のうち2の事業、大幡川改修事業費でございます。決算額は4,149万9,720円でございます。概要につきましては、説明書225ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,280万円と町債2,300万円でございます。事業内容は、大幡川と大窪川の改修工事でありまして、大幡川の工事に係る設計も実施をしております。また、大幡川の工事の一部を繰り越ししております。

次に、決算書、同じページの2の事業、大幡川改修事業費繰越明許でございます。決算額は2,970万5,960円でございます。概要につきましては、説明書226ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金繰越明許987万7,000円と前年度繰越金212万8,960円と町債繰越明許1,770万円でございます。事業内容は、川尻地区大幡川の落差工を改修するものでございます。

次に、決算書225ページの8款4項3目街路事業費のうち2の事業、都市計画道路事業費でございます。決算額は13万8,000円でございます。概要につきましては、説明書233ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。各種同盟会などへ負担金を支出しております。

次に、決算書、同じページの8款4項5目都市下水路費のうち2の事業、都市下水路費でございます。決算額は10万円ちょうどでございます。概要につきましては、説明書235ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、しゅんせつに伴う機械借上料でございます。

次に、決算書227ページの8款4項6目の公園費の2の事業、公園維持管理費でございます。決算額は3,396万1,868円でございます。概要につきましては、説明書236、237ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容の主なものは、都市公園の管理業務でございまして、五つのグループにまとめ、造園業者などに委託発注をし、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを行っております。

次に、決算書の同じページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。決算額は30万円でございます。概要につきましては、説明書238ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園愛護活動を自発的に行う6団体に報償金を交付しております。

次に、決算書の同じページの4の事業、住吉西の坪公園整備事業費でございます。決算額は261万9,000円でございます。概要につきましては、説明書239ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、公園広場の支障木の撤去などを実施するとともに、用地買収単価設定に必要な不動産鑑定評価も行っております。

以上が8款土木費の説明でございます。

次に、11 款の説明に入らせていただきます。

少し飛びますけれども、決算書の 299 ページ、301 ページをごらんください。11 款災害復旧費のうち 1 項 1 目、2 の事業、農林水産施設災害復旧費と 301 ページ、2 項 1 目、2 の事業、公共土木施設災害復旧費につきましては、歳出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、8 款土木費、4 項都市計画費、5 項住宅費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明により御説明申し上げます。

決算書の 221 ページをごらんください。8 款 4 項 1 目都市計画総務費、2 事業の都市計画総務費で、決算額が 51 万 3,869 円でございます。概要につきましては、説明書の 227 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金 1 万 8,496 円でございます。この事業は、榛南・南遠広域都市計画に基づく都市計画事業を円滑に実施するための事業で、都市計画協会負担金や研修会、講習会へ参加するための費用等が主な支出でございます。

次に、決算書の同じく 221 ページをごらんください。8 款 4 項 1 目、3 事業、建築確認事務費で、決算額 15 万 9,418 円でございます。概要につきましては、説明書の 228 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金 6 万 9,309 円でございます。この事業は、建築確認の申請事務に係る支出で、平成 30 年度における建築確認件数は総数で 185 件でございます。

次に、同じく決算書の 221 ページをごらんください。8 款 4 項 1 目、4 事業、土地利用対策費で、決算額 200 万 7,386 円でございます。概要につきましては、説明書の 229 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金 16 万 574 円でございます。この事業は、土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備促進をするための事業でございます。主な支出でございますが、町に帰属された調整池の修繕や緑地等の樹木剪定などがございます。

次に、決算書の同じく 221 ページをごらんください。8 款 4 項 1 目、5 事業、TOUKA I-0 促進事業費で、決算額 1,340 万 1,430 円でございます。概要につきましては、説明書の 230 ページ、231 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金 148 万 1,000 円、県支出金 665 万 2,000 円でございます。この事業は、わが家の専門家診断事業、既存住宅耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の四つから成り、既存住宅の耐震強化を促進するものでございまして、平成 29 年度以降は木造住宅耐震補強助成事業におきましては、補助金を最大 30 万円上乘せして事業の促進を図っております。主な支出といたしましては、各事業の交付金、補助金でございます。

次に、決算書の 223 ページをごらんください。8 款 4 項 2 目土地区画整理事業費、2 事業の土地区画整理事業費で、決算額は 6,141 万 4,410 円でございます。概要につきましては、説明書の 232 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金 6 万 63 円でございます。事業内容の主なものは、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、富士見及び浜田土地区画整理組合へ負担金補助及び交付金を支出するものでございます。

次に、決算書 227 ページをごらんください。8 款 4 項 7 目緑化推進費、2 事業、緑化推進費で、決算額 293 万 3,530 円でございます。概要につきましては、説明書 240、241 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容の主なものは、緑化審議会開催に伴う報酬、みどりのオアシスマつりの委託料でございます。

次に、決算書の 229 ページをごらんください。8 款 4 項 7 目、3 事業、花のまち推進事業費で、決算額 162 万 1,748 円でございます。概要につきましては、説明書の 242 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、花街道における花苗の植えかえや吉田町花いっぱい活動補助金交付要綱に基づき、花いっぱい活動団体として吉田町花の会を含む 11 団体への補助金交付でございます。

次に、決算書の同じく 229 ページをごらんください。8 款 4 項 7 目、4 事業の緑のまち推進事業費でございます。概要につきましては、説明書の 243 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、道路に面している部分に新たに生け垣をつくる場合、その者に対して 5 万円を上限に補助金を交付しているものでございます。平成 30 年度は実績がございませんでした。

次に、決算書の同じく 229 ページをごらんください。8 款 5 項住宅費、1 目住宅管理費のうち 2 事業の町営住宅維持管理費でございます。決算額は 2,130 万 3,600 円でございます。概要につきましては、説明書の 244 ページ、245 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の 388 万 8,000 円と住宅使用料のうち 1,741 万 5,600 円でございます。平成 30 年度末の町営住宅の管理戸数は 141 戸でございます。主な事業でございますが、退去に伴う修繕料と老朽化に伴う修繕で、80 件ございました。また、工事請負といたしまして、長寿命化計画に基づき住吉団地の屋上防水等改修工事と松下団地排水設備設備工事の 2 本を実施いたしました。

以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、8 款 4 項 4 目、2 の事業、公共下水道費につきまして御説明申し上げます。

決算書の 224 ページ、225 ページ及び説明書の 234 ページをごらんください。公共下水道費の決算額は 6 億 3,295 万 1,000 円でございます。財源内訳としましては、一般財源のほかその他としてふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は、公共下水道事業特別会計への繰出金で、職員人件費、管渠建設費、管渠維持管理費、公債費などを一般会計から繰り出したものでございます。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 次に、9 款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9 款消防費、1 項消防費につきまして御説明申し上げます。

決算書の 230 ページ、231 ページ、1 目常備消防費、2 の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費をごらんください。決算額は 774 万 8,000 円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の 246 ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の消防費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金につきましては、消防防災施設整備に伴う公債費に係るものでございます。

次に、3 の事業、消防救急広域事業費でございます。決算額は 2 億 8,377 万 2,578 円でございます。概要につきましては、説明書の 247 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金の権限委譲事務交付金 8 万 8,058 円と地方債の消防救急車両整備事業 1,110 万円でございます。消防広域化につきましては、3 市 2 町で構成する静岡地域の枠組みにより、静岡市への委託方式広域化することの合意がなされ、平成 28 年 4 月 1 日から広域化による事務委託がスタートしたところでございます。この事業につきましては、消防体制の充実、消防力の強化を図るものでございます。主な支出は消防事務委託料でございます。平成 30 年度におきましては、吉田消防署の高規格救急車を 1 台更新するとともに、原動機付自転車を 2 台配備いたしました。

次に、決算書 230 ページから 233 ページ、2 目非常備消防費、2 の事業、消防団運営費でございます。決算額は 1,974 万 9,954 円でございます。概要につきましては、説明書の 248 ページ、249 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金の石油貯蔵施設立地対策等交付金 121 万 5,000 円でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図ることを目的としたものでございます。主な支出としましては、消防団員の報酬、出動手当、訓練手当のほか、消防団運営費交付金でございます。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用しまして防火衣を 24 着配備し、団員の火災現場における安全確保の向上を図ったところでございます。

次に、3 の事業、消防団員福利厚生費でございます。決算額は 972 万 6,829 円でございます。概要につきましては、説明書の 250 ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか 19 款諸収入の退職手当基金交付金 317 万 1,000 円でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るためのものでございます。主な支出としましては、退職団員 11 人分の退職報償金と福利厚生事業における自動車借上料のほか、消防団員等公務災害補償制度に係る負担金、福祉共済制度に係る負担金でございます。

次に、決算書の 234 ページ、235 ページ、3 目消防施設費、2 の事業、消防施設整備事業費でございます。決算額は 4,032 万 8,491 円でございます。概要につきましては、説明書の 251 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金の緊急地震・津波対策交付金 1,000 万円と地方債の消防ポンプ車両整備事業 2,490 万円でございます。消防施設や消防設備の整備及び適正な管理を行い、非常時に備えるためのものでございます。主な内容としましては、消防団第 3 分団と第 4 分団の消防ポンプ車を更新し、消防団の災害対応力の向上を図ったところでございます。そのほか、消防水利の確保及び消火栓の維持管理料でございます。

次に、決算書の 236 ページから 239 ページ、5 目災害対策費、2 の事業、地震対策費をごらんください。決算額は 1,167 万 49 円でございます。概要につきましては、説明書の 253 ページ、254 ページをごらんください。財源内訳ですが、一般財源のほか県支出金の緊急地

震津波対策交付金 233 万 7,000 円、特定発電所周辺地域振興対策交付金 109 万 7,035 円、権限委譲事務交付金 3,279 円と 19 款諸収入の地震津波対策事業交付金 17 万 8,000 円でございます。災害の未然防止や防災組織体制及び災害発生時の対応策の充実を図り、災害に強い町づくりを進めるとともに、津波防災町づくりを推進することを目的としたものでございます。主な内容ですが、防災会議の委員報酬の支出、災害用救急医療セットの更新、避難所用備蓄資機材、非常食の配備を初め、防災資機材などの維持管理を図ったものでございます。

平成 30 年度の特筆すべき事項としましては、式典運営委託料でございまして、防潮堤川尻工区の盛り土工事開始に伴いまして、吉田町防潮堤整備着工式典を開催したものでございます。

次に、決算書の 239 ページ、3 の事業、国民保護対策費をごらんください。決算額は 4 万 2,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 255 ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。国民保護協議会の委員報酬の支出でございます。

次に、決算書 239 ページから 241 ページ、4 の事業、防災意識向上事業費をごらんください。決算額は 1,345 万 9,168 円でございます。概要につきましては、説明書の 256、257 ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか県支出金の緊急地震津波対策交付金 73 万 6,000 円でございます。地域防災力の向上を図るためのリーダーを養成するとともに、地域の防災体制の確立及び防災意識の高揚を図ることを目的としたものでございます。主な内容ですが、委託料で地域防災指導員養成講座及びジュニア防災士養成講座の実施及び防災公園の指定管理料の支出でございます。

次に、5 の事業、情報伝達充実強化事業費をごらんください。決算額は 1 億 1,696 万 7,226 円でございます。概要につきましては、説明書の 258、259 ページをごらんください。財源内訳ですが、一般財源のほか、県支出金の緊急地震津波対策交付金 4,749 万円及び地方債 6,460 万円でございます。災害時における情報収集、情報伝達の充実を図ることを目的としたものでございます。主な支出ですが、情報伝達システムの充実強化を図るために平成 29 年度から継続して実施をしている同報無線デジタル化工事と、その工事に伴う施工監理業務委託を実施したものでございます。また、防災行政無線 MCA 無線、防災メールなど防災情報通信機器の適切な維持管理を図ったものでございます。特に、同報無線につきましては、デジタル化工事を進める中で、電話応答装置も整備をさせていただきました。これにつきましては、同報無線で放送した内容を確認したい場合に、電話で同じ内容が聞けるシステムでございまして、平成 30 年 9 月 1 日から運用を開始をしております。

以上が防災課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し戻りますけれども、決算書の 237 ページの上段をごらんください。9 款 1 項 4 目水防費の 2 の事業、水防費になります。決算額は 143 万 7,927 円でございます。概要につきましては、説明書 252 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。水防資機材の充実、排水ポンプの借り上げを行って水害の軽減を図っております。事業内容の主なものは、稻荷川河口への排水ポンプの設置 6 回でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君）　ここで暫時休憩といたします。再開を2時40分といたします。

休憩　午後　2時27分

再開　午後　2時37分

○議長（増田剛士君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君）　学校教育課でございます。

10款教育費のうち学校教育にかかわる事項につきまして、決算書及び決算参考資料、主要な施策と成果に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

10款教育費、1項教育総務費から御説明いたします。

決算書の243ページをお開きください。1目教育委員会費、2の事業、教育委員会費でございます。決算額は119万392円でございます。概要につきましては、説明書の260ページ、261ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。教育委員会費は教育委員会に関する予算であり、主な支出は教育委員の委員報酬及び先進地視察研修に係る旅費でございます。

次に、決算書の245ページから247ページをごらんください。2目事務局費、2の事業、事務局事務費でございます。決算額は493万8,344円でございます。概要につきましては、説明書の262ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金1万5,000円でございます。事務局事務費は教育委員会事務局の運営に係る予算であり、主な支出は臨時職員賃金などの経常経費でございます。

次に、決算書の247ページをごらんください。3目教育諸費、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。決算額は1,070万9,131円でございます。概要につきましては、説明書の263ページ、264ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。

小・中学校健康診断費は、児童・生徒及び教職員が健康で快適な学校生活を送れるようになるための予算であり、主な支出は校医、薬剤師の報酬、各種健康診断等の委託料でございます。新規事業といたしまして、インフルエンザの蔓延防止のため教職員に対しインフルエンザ予防接種補助金事業を実施し、実績といたしまして、対象者約200人に対して64人が補助金の交付を受けております。

次に、決算書の247ページから249ページをごらんください。3目教育諸費、3の事業、教育振興事業費でございます。決算額は4,640万2,666円でございます。概要につきましては、説明書の265ページ、266ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか地方債2,130万円、その他として教育振興基金繰入金105万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金548万62円、日本スポーツ振興センター納付金99万8,340円でございます。教育振興事業費は、良好な学習環境を維持しつつ、児童・生徒の学力が向上するよう児童・生徒及び教職員を支援する予算であり、主な支出はことばの教室指導員の賃金、公設学習塾支援業務、小・中学校校務支援システム更新業務委託料などがございます。公設学習塾につきまして

は、平成 29 年度までは土曜日の午前中を基本として吉田中学校にて実施してまいりましたが、保護者から送迎が大変であるとの御意見もいただき、平成 30 年度は児童・生徒の放課後の居場所づくりを兼ね各学校にて放課後にて実施いたしましたところ、平成 29 年度の参加者延べ人数、小学生 1,218 人、中学生 371 人が平成 30 年度は小学生 3,066 人、中学生 440 人と、前年度を上回る参加者となりました。小・中学校校務支援システム更新業務につきましては、先生が事務処理しなければならない出席簿、通知表、指導要録などを一元管理するためのシステムであり、これまで使用していたバージョン及びサーバーでは処理速度が遅く、事務処理に非常に時間を費やさなければならない状況でありましたが、今回システム更新をしたことにより処理速度も上がり、また新たな機能の連絡掲示板やメール機能の活用によりペーパーレス化も進むなど事務の効率化が図られ、教職員の多忙化解消につながっております。

次に、同じく決算書の 249 ページをごらんください。3 目教育諸費、3 の事業、教育振興事業費繰越明許でございます。決算額は 2 億 9,511 万円でございます。概要につきましては、説明書の 267 ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金 9,124 万 9,000 円、地方債 2 億 350 万円、その他として前年度繰越金 36 万 1,000 円でございます。教育振興事業費繰越明許は、良好な学習環境を維持しつつ、児童・生徒の学力が向上するよう児童・生徒及び教職員を支援する予算であり、主な支出は小・中学校のトイレ改修工事請負費でございます。これまで悪臭のもととなっていた湿式の床を乾式に改修するとともに、和式の便器を洋式の便器に改修しております。中央小学校につきましては、平成 26 年度に完了してまいりましたので、今回は住吉小学校、自彊小学校、吉田中学校の 3 校にて実施したものでございます。

次に、同じく決算書の 249 ページから 251 ページをごらんください。3 目教育諸費、4 の事業、英語教育推進事業費でございます。決算額は 1,959 万 6,006 円でございます。概要につきましては、説明書の 268 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかその他としてふるさとよしだ寄附金基金繰入金 1,628 万 4,881 円、住宅貸与料 57 万 6,557 円でございます。英語教育推進事業費は小・中学校において英語教育を円滑に推進するための予算であり、主な支出は小・中学校への A L T 配置のための報酬及び国際理解教育推進事業委託料でございます。

次に、同じく決算書の 251 ページをごらんください。3 目教育諸費、5 の事業、教職員等負担金補助金でございます。決算額は 324 万 6,878 円でございます。概要につきましては、説明書の 269 ページ、270 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。教職員等負担金補助金は学校教育の振興を図るための負担金及び補助金であり、主な支出は県大会以上に出場するための経費に対する財政援助である小・中学校活動補助金でございます。

次に、決算書の 253 ページをごらんください。3 目教育諸費、7 の事業、確かな学力定着事業費でございます。決算額は 4,283 万 7,938 円でございます。概要につきましては、説明書の 273 ページ、274 ページをごらんください。財源は、一般財源のほか国庫支出金 11 万 2,000 円、ふるさとよしだ寄附金繰入金 459 万 8,857 円でございます。確かな学力定着事業費は児童・生徒の確かな学力の定着を支援するための予算であり、主な支出は教員補助等の賃金、吉田町学力調査研究委託料でございます。

次に、同じく決算書の 253 ページをごらんください。3 目教育諸費、8 の事業、幼児教育振興事業費でございます。決算額は 3,056 万 6,004 円でございます。概要につきましては、説明書の 275 ページ、276 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 844 万 3,000 円、その他として教育課程研究指定校事業経費補助金 24 万 5,550 円でございます。幼児教育振興事業費は幼児教育を推進するための予算であり、主な支出は幼児教育カリキュラム実施に係る会議開催に必要な経費、町内の私立幼稚園の運営に関する補助を行う運営費補助金、就園奨励費補助金でございます。

次に、決算書の 255 ページをごらんください。3 目教育諸費、9 の事業、小中一貫教育振興事業費でございます。決算額は 29 万 7,967 円でございます。概要につきましては、説明書の 277 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。小中一貫教育振興事業費は小学校と中学校とのつながりのある教育を推進するための予算であり、主な支出は小・中学校のつながりのある教育検討委員会の開催に係る経費、先進地視察研修に係る旅費でございます。

次に、同じく決算書の 255 ページをごらんください。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費について御説明いたします。小学校費は小学校において教育効果を高め、良好な環境で学校教育が展開できるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されています。

まず最初に、決算書の 255 ページから 259 ページをごらんください。2 の事業、住吉小学校維持管理費でございます。決算額は 3,423 万 7,944 円でございます。概要につきましては、説明書の 278 ページ、279 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 2 万 3,000 円、その他として夜間照明及び体育館使用料合わせて 41 万 2,900 円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 124 万 5,000 円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費のほか、フェンス取りかえ工事請負費、備品購入費でございます。備品購入費では、I C T 機器の充実として今回教材提示機器、電子黒板ユニット、タブレット端末を購入しております。

次に、決算書の 259 ページから 263 ページをごらんください。3 の事業、中央小学校維持管理費でございます。決算額は 3,673 万 2,755 円でございます。概要につきましては、説明書の 280 ページ、281 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかその他として体育館使用料 22 万 8,100 円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 124 万 5,000 円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費のほか、備品購入費でございます。備品購入費では、住吉小学校と同じく I C T 機器の充実として教材提示機器、電子黒板ユニット、タブレット端末を購入しております。

次に、決算書の 263 ページから 267 ページをごらんください。4 の事業、自彊小学校維持管理費でございます。決算額は 3,448 万 8,335 円でございます。概要につきましては、説明書の 282 ページ、283 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 12 万 4,500 円、その他として体育館使用料 30 万 6,000 円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 124 万 5,000 円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費のほか、備品購入費でございます。備品購入費では、前 2 校と同じく教材提示機器、電子黒板ユニット、タブレット端末を購入しております。

続きまして、10 款教育費、2 校小学校費、2 目教育振興費について説明いたします。決算書の 267 ページをごらんください。教育振興費は経済的理由により就学が困難となる児童をなくし、児童が等しく円滑に教育を受けられるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されております。

まず最初に、2 の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は 212 万 4,472 円でございます。概要につきましては、説明書の 284 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 1 万 9,000 円でございます。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の 267 ページ、3 の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は 144 万 9,334 円でございます。概要につきましては、説明書の 285 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の 267 ページ、4 の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は 94 万 1,488 円でございます。概要につきましては、説明書の 286 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

続きまして、10 款教育費、2 項小学校費、3 目特別支援学級費について御説明いたします。特別支援学級費は小学校において教育効果を高め、よりよい特別支援教育が展開できるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されています。

まず、決算書の 267 ページ、2 の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。決算額は 46 万 1,249 円でございます。概要につきましては、説明書の 287 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 19 万 8,000 円でございます。主な支出は就学奨励費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の 267 ページから 269 ページをごらんください。3 の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。決算額は 43 万 6,212 円でございます。概要につきましては、説明書の 288 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 17 万円でございます。主な支出は住吉小学校と同様でございます。

同じく決算書の 269 ページをごらんください。4 の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。決算額は 46 万 4,622 円でございます。概要につきましては、説明書の 289 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 18 万 9,000 円でございます。主な支出はほかの 2 校と同様でございます。

続きまして、10 款教育費、3 項中学校費について御説明いたします。

決算書の 269 ページから 273 ページをごらんください。1 目学校管理費、2 の事業、吉田中学校維持管理費でございます。決算額は 5,589 万 6,093 円でございます。概要につきましては、説明書の 290 ページ、291 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 11 万 5,500 円、その他として夜間照明及び体育館使用料合わせて 65 万 8,400 円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 124 万 4,333 円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費のほか、備品購入でございます。備品購入費では、小学校と同じく I C T 機器の充実として、教材提示機器、タブレット端末を購入したほか、老朽化した生徒用の机といす

の更新を行っており、説明書の 291 ページ、一般備品の表中、生徒用つくえ、いすの数量につきましては一式と記載してございますが、全体で 110 セットを購入しております。

次に、決算書の 273 ページをごらんください。2 目教育振興費、2 の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。決算額は 493 万 8,033 円でございます。概要につきましては、説明書の 292 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。本事業の目的は各小学校と同様であるため、説明は割愛させていただきます。支出は全て就学援助支給のための扶助費でございます。

次に、同じく決算書の 273 ページ、3 目特別支援学級費、2 の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。決算額は 91 万 9,946 円でございます。概要につきましては、説明書の 293 ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金 38 万 9,000 円でございます。本事業の目的も小学校と同様であるため、説明は割愛させていただきます。主な支出は就学奨励費支給のための扶助費でございます。

最後に、10 款教育費、5 項保健体育費について御説明いたします。

決算書の 295 ページをごらんください。2 目給食施設費、2 の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金給食施設費でございます。決算額は 1 億 2,053 万 3,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 318 ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合負担金は共同調理場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政である学校給食事業を円滑に執行するための負担金でございます。

以上が学校教育課が所管する決算の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、10 款教育費のうち 10 款 1 項 3 目、6 の事業、ちいさな理科館事業と 10 款 4 項社会教育費、10 款 5 項保健体育費のうち 1 目保健体育総務費と 3 目体育館運営費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により説明させていただきます。

初めに、10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育諸費、6 の事業のちいさな理科館事業です。決算書の 251 ページから 253 ページまでをごらんください。決算額は 691 万 259 円でございます。概要につきましては、説明書の 271 ページ、272 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかちいさな理科館参加代 4 万 8,000 円でございます。この事業では、ふるさとの自然に愛着を持ち、自然の現象に触れる活動を通して子供の自然科学に対する興味や関心呼び起こすとともに、町民の生涯学習を実施することを目的としたちいさな理科館の運営を行うもので、名誉館長講演会などの講師謝礼金の報酬や臨時職員の賃金、清掃管理業務委託などの委託料が主な支出となっております。

次に、10 款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費のうち 2 の事業の社会教育総務費です。決算書の 275 ページをごらんください。決算額は 52 万 3,016 円でございます。概要につきましては、説明書の 294 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか社会教育振興基金 147 円でございます。この事業では、社会教育関係職員を

対象に各研修会や担当者会議への参加や公用車の適正な管理を行い、公用車の燃料代などの需用費が主な支出となっております。

次に、3の事業、社会教育委員費です。決算書の277ページをごらんください。決算額は73万1,860円でございます。概要につきましては、説明書の295ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、社会教育委員を対象に社会教育委員会の開催、各種社会教育、生涯学習にかかわる研修会へ参加し、社会教育委員10名の報酬が主な支出となっております。

次に、4の事業の人権教育事業費です。決算書の同じく277ページをごらんください。決算額は2万5,805円でございます。概要につきましては、説明書の296ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権教育担当者職員を対象にした市町人権連絡協議会などに参加するもので、旅費や人権教育講演会に関する花代などの需用費が主な支出となっております。平成30年度は、当課が主催して11月13日、学習ホールで桂 枝女太氏を講師に迎え、「たっぷり笑って少し考えて～言葉の重み～」という演題で人権教育講演会を開催させていただきました。

次に、5の事業の芸術文化振興事業費です。決算書の同じく277ページをごらんください。決算額は326万8,019円でございます。概要につきましては、説明書の297ページ、298ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか文化鑑賞事業入場料19万1,300円とお花見茶会お茶代7万1,100円でございます。この事業では、芸術文化活動の場を提供し、心豊かな暮らしの創造をはぐくむことを目的として行うもので、劇団たんぽぽなどへの謝礼金の報償費や文化協会文化祭負担金などの負担金及び交付金が主な支出となっております。

次に、6の事業の文化財保護事業費です。決算書の同じく277ページから279ページまでをごらんください。決算額は45万5,899円でございます。概要につきましては、説明書の299ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか町史等資料販売の1万7,040円でございます。この事業では、町の文化財を対象に、文化財保護審議会の開催や文化財案内支柱看板の修繕などを行い、文化財保護審議委員6人の報酬や文化財案内支柱板修繕などの需用費が主な支出となっております。

次に、7の事業、青少年健全育成事業費です。決算書の279ページをごらんください。決算額は60万8,805円でございます。概要につきましては、説明書の300ページ、301ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、町民を対象に、吉田町笑顔いっぱい運動の趣旨に賛同していただいた方に黄色のベストを配付し、児童・生徒の登下校時の見守りや声かけ、また青少年健全育成委員会の開催や成人式を実施し、笑顔いっぱい運動のベスト作製などの需用費が主な支出となっております。

次に、8の事業、生涯学習推進事業費です。決算書の同じく279ページをご覧ください。決算額は11万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の302ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、人が生涯にわたり学びを続け、豊かな生活を送ることを目的として行うもので、生涯学習推進員を対象とした研修会の実施やにこにこ青年講座及びぽっかぽかの会への事業委託などを実施し、委託料が主な支出となっております。

次に、9の事業、地域教育推進事業費です。決算書の同じく279ページをごらんください。決算額は172万6,120円でございます。概要につきましては、説明書の303ページ、304ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県費補助金の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金60万8,000円とふるさとよしだ寄附金基金繰入金28万2,183円でございます。この事業では、地域全体で子供を育てる体制をつくり、子供たちの教育活動の充実及び地域の教育力の再生と地域コミュニティーの活性化を図ることを目的として、各小・中学校での家庭教育学級の開催や、平成30年度は新たに中央小学校区の4時間授業に対応した吉田町放課後子ども教室推進事業、通称どんぐり教室をNPO法人eと吉田に事業を委託し、また町内4地区へ地域教育推進事業を委託し、放課後子ども教室委託料や地域教育推進事業補助金などの負担金補助及び交付金が主な支出となっております。

次に、10の事業のコミュニティづくり推進事業費です。決算書の同じく279ページをごらんください。決算額はゼロ円でございます。概要につきましては、説明書の305ページをごらんください。支出済額がない理由としましては、コミュニティカレッジ研修事業に参加する予定者をコミカレ・ねっとわーく吉田の方に依頼しておりましたが、受講者がいなかったためです。そのため、同団体の長と相談し、令和元年度以降は自治会にも協力依頼をして、研修事業に参加していただける受講者を探すように努力してまいります。今年度は2名コミュニティカレッジ研修事業に参加していただいております。

次に、10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、2の事業、中央公民館運営費です。決算書の281ページをごらんください。決算額は1,004万9,584円でございます。概要につきましては、説明書の306ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか公民館使用料15万380円と印刷代等の4万8,498円でございます。この事業では、生涯学習の場を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的として、中央公民館の施設の維持管理などを行い、3人の臨時職員賃金や公民館清掃管理業務委託が主な支出となっております。

次に、3の事業の中央公民館活動費です。決算書の281ページから283ページをごらんください。決算額は605万9,990円でございます。概要につきましては、説明書の307ページ、308ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか講座受講料536万5,000円でございます。この事業では、生涯学習の一環として中央公民館の学習活動を展開し、生涯学習教室、シニアカレッジなどの講師謝礼金の報償費が主な支出となっております。

次に、4の事業の地域教育活動事業費でございます。決算書の283ページをごらんください。決算額は221万5,995円でございます。概要につきましては、説明書の309ページ、310ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかチャレンジ教室参加料113万7,060円でございます。この事業では、地域の教育力を活用し、町内の児童を対象とした吉田町チャレンジ教室の開催やチャレンジサマーステイを実施し、吉田町チャレンジ教室の謝礼金の報償費が主な支出となっております。

次に、10款教育費、4項社会教育費、3目学習ホール運営費、2の事業の学習ホール運営費です。決算書の283ページから285ページをごらんください。決算額は776万5,380円でございます。概要につきましては、説明書の311ページをごらんください。財源内訳とい

たしましては、一般財源のほか学習ホール使用料 99 万 7,300 円でございます。この事業では、芸術文化の場を提供し、芸術文化の振興を図ることを目的として学習ホールの維持管理などを行い、電気使用料などの需用費や舞台つり物装置保守点検手数料の役務費が主な支出となっております。

次に、10 款教育費、4 項社会教育費、4 目図書館費、2 の事業、図書館管理費です。決算書の 287 ページから 289 ページをごらんください。決算額は 4,411 万 9,016 円でございます。概要につきましては、決算書の 312 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか図書館使用料 44 万 2,000 円でございます。この事業では、図書館の維持管理などを行い、土地借上料などの使用料及び賃借料や清掃業務委託などの委託料、電気使用料などの需用費が主な支出となっております。

次に、3 の事業の図書館活動推進費です。決算書の 289 ページをごらんください。決算額は 2,586 万 7,569 円でございます。概要につきましては、説明書の 313 ページ、314 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金 127 万 5,816 円でございます。この事業では、図書館機能を活用した地域の知の拠点づくりを推進するため図書館のソフト面を整備し、嘱託員 1 名、臨時職員 10 名の臨時職員の賃金や図書費、新聞・雑誌代などの需要費が主な支出となっております。

次に、10 款教育費、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費、2 の事業、社会体育振興費です。決算書の 291 ページから 293 ページまでをごらんください。決算額は 847 万 4,792 円でございます。概要につきましては、説明書の 315 ページ、316 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか各種大会参加料 30 万 900 円と教室受講料 22 万 3,126 円でございます。この事業では、スポーツ振興を目的として、町民 1 人 1 スポーツを目指したスポーツ活動の場を提供することやスポーツ推進員による各種スポーツ教室の実施、また体育協会等への補助金交付などを行い、ソフトランニング教室の講師への謝礼金などの報償費や市町対抗駅伝競走大会への参加などで使用する市町対抗駅伝選手ユニフォーム代などの需要費や体育協会等への補助金などの負担金補助及び交付金が主な支出となっております。

次に、3 の事業の体育施設広場維持管理費です。決算書の 293 ページから 295 ページまでをごらんください。決算額は 888 万 4,928 円でございます。概要につきましては、説明書の 317 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、社会体育にかかわる中央コミュニティ、住吉コミュニティ、高島スポーツ広場等の維持管理などを行い、スポーツ広場等管理業務を委託する委託料が主な支出となっております。

次に、10 款教育費、5 項保健体育費、3 目体育館運営費、2 の事業、総合体育館運営費です。決算書の 295 ページから 297 ページまでをごらんください。決算額は 3,062 万 7,497 円でございます。概要につきましては、説明書の 319 ページ、320 ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか体育館使用料 509 万 7,950 円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金 523 万 2,868 円、スポーツ振興くじ助成金 480 万円でございます。この事業では、リニューアルオープンした総合体育館の維持管理及び町民が快適な環境で安心してスポーツができる場を提供し、トレーニング室運営業務委託、清掃管理委託などの委託料や体育器具類の備品購入費が主な支出となっております。

次に、3の事業の吉田町体育センター運営費です。決算書の297ページから299ページをまでをごらんください。決算額は211万3,946円でございます。概要につきましては、説明書の321ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか体育館使用料75万6,800円でございます。この事業では、吉田町体育センターの維持管理を行い、清掃管理委託料や電気使用料などの需用費が主な支出となっております。

以上で生涯学習課の決算の内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 以上で第36号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時28分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会3日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
-

◎議案第43号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第1、第43号議案 令和元年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これから第43号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。
初めに、歳入全体についての質疑を行います。
質疑につきましては、通知や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関する以外以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、歳出に入ります。
1款議会費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、2款総務費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、3款民生費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

- 12番（大石 巖君） 12番、大石です。
保育園の無償化の件についてお聞きをしたいと思います。

昨日、歳入のほうで国の補助金の組み替えということで、内容確認をさせていただきましたが、1点ですね、これまで保育料の関係で、例えば、副食費は保育料に込みということで徴収をしていたというので、今回、無償化に伴って、給食費やあるいは副食費は日常家庭でも生活をしている中での必要経費という考えが国のほうで示されて、この無償化の対象からも外れたわけですが、私はこれまでの保育園の食育の関係やあるいは好き嫌いをしない、そういった生活をきちんとさせるというような観点から大事な教育の一環だったと思います。そういう観点から保育料の中に副食費も含められていたというふうに思うわけですが、そうした食育の観点からの副食費ということについての考えが国のほうでは習慣化ということで変わってきたように思うわけですが、町の考え方について、この食育という考え方の中に副食費はどう含まれるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

副食費のことについての御質問ですけれども、今回、副食費 4,500 円ということで決めさせていただきました。その副食費は国からの通達の中であくまでも材料費にかかる費用だということで、副食にかかる材料費ですけれども、おやつ代だとか牛乳だとかお茶とか、そういったものは含まれますけれども、あくまでも材料費ということで計算するようというふうな通知が来ております。

食育に関しましては私たちも大変重要なことだと捉えておりますので、今回の 4,500 円とは別に食育は食育でまた子供たちに正しい食生活のあり方だとか、栄養のとり方だとかというようなことはお話をしていきたいと、今もお話をしておりますけれども、今後もお話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。

子供たちにとって、そういう食育は非常に大事な教育の大きな観点だと思いますけれども、全国的にこうした無償化ということで各市町はそうした対応をしているわけですが、新聞報道によりますと、この副食費について市町のほうで負担をするというふうなところも出ているようなんです。やはり家庭の負担を少しでも減らすという観点、それから、副食費を徴収する事務手続もまた必要になってくるわけですので、そうした事務手続の簡素化、それから食育の観点から考えまして、やはりこの副食費についてもぜひ私は無償化の方向で検討をしていただきたいと思いますと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

4,500 円というお話をさせていただいておりますけれども、まだ、決算の審議ではないので、決算のお話をちょっとこの場でというのは難しい話なんですけれども、昨年 30 年度決算の材料費と子供の数を計算しますと、この 4,500 円以上の材料費がかかっているのは事実でございます。そこを私たちのほうでも町の負担を増やすということで、国の通達どおり 4,500 円というふうに決めさせていただいておりますので、相応なる町の負担はしてございます。

食育のことに関しては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

国のほうでこうした給食費や副食費の滞納に対して、もっと簡単にといいますか、滞納が減るような方法ということで、国のほうから児童手当からの徴収というような話も出ているようなんですが、やはりこれは生活保護費も一緒なんですが、御本人のほうにそうした手当は全部支給をした上で本人がどこからお金を出すかは別として、払うというような基本的な原則をやっぱりしないとまずいんじゃないかなと思うわけですが、こうした滞納がある家庭に対して児童手当から徴収をするというような考えはおありなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

給食費の副食費の滞納につきましても、議員おっしゃるとおり国から児童手当より天引きという徴収していいということは認められております。滞納がないことが一番ですので、うちのほうも給食費をお支払いしていただくようお願いはしていくつもりではございますけれども、万が一滞納が出てしまった場合は保護者の同意を得て、児童手当から徴収をさせていただきますような手続も考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今、3点お聞きしました。ありがとうございます。

やはり国のこういう制度で、家庭の負担が減るということは、これは一歩前進だと思いますが、そうした中で今の児童手当からの徴収とかそうしたことがこれから制度的に定着すると、何でも本人が受け取る前にそこから町の必要な部分は取ってしまうという傾向が強まるんじゃないかなと非常に危惧をしているわけです。そういう点ではやはり御本人さんの生活実態も踏まえて、しっかりと本人の支払い方法も確認をしていくということで、強制的な徴収の方向にならないようお願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

22ページの、きのう、全協でも内容確認しましたが、環境保全費の草刈りの委託料が事情があつて、ちゃんとした理由があつて、シルバー人材センターに委託するんじゃなくて6人の臨時職員雇ってやるというふうに向つたわけですが、金額的にも210万ですか、安くなつていて、その少ない金額で同じ、あるいはそれ以上の草刈りでしたら面積ですか、そういうものがちゃんとそれ以上のものができれば、費用対効果というんですかね、それが安い金額でそれ以上の効果ができるということでいいことだと思いますが、実際、これまで

委託という、こちらからお願いして、それに合わせた人数というんですか、そういうものをその現場に充てて、その仕事をして終わるといふふうに考えるんですけども、実際、それがこれまでシルバーでやっていたと思います、今度6人でそれをやる、それ以外の仕事もあるかと思いますが、そうしたとき、この人数でこれまでお願いしていた仕事よりも仕事の効率といいますか、それが金額も安くなっていますが、同等かそれ以上にその6人でその仕事が賄えるかどうかというのが、ちゃんとした先が見えていないと、こうして安い金額でこの人数ということが、もしかしたら6人じゃなくて、七、八人欲しいかもしれないかなということも考えられる。その辺はちゃんとした見通しがついて、こういうこの人数でこれまで以上の実績が上げられるというふうになっているかどうかということをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員の御質問のとおり、人数をとにかく確保して、今と同等のことができるかというところでございますが、きのう、ちょっと御説明をさせていただきましたけれども、今回の中で一番問題になるのが、その請負と派遣という中で、今までは先ほど言ったみたいのうちの方の要望というか、そういうものとうちの方の指示で動いていたというところがございまして、うちのスケジュールの中でシルバーの方を動かしていたと、その中で今まで依頼で受けていたものをこなしていたというところがあります。

今回の一番問題になっていたのが、派遣ということになりますと、あくまでもうちの指示では動けないと。シルバーの方の指示で動かなければならないということになりますと、うちのスケジュールでは動けなくなりますので、そこがやっぱり一番問題になったところでございます。

そのこのところを解消するに当たりまして、シルバーの方と協議をさせていただきました、その今、うちのほうから今まで委託をさせていた6人の方をうちの指示で動けるようにするために、今回うちのほうの臨時職員として迎え入れて、今までと同等以上の成果を上げられるような形に今回そういうふうな形であわせていただいたということでございます。

金額につきましては、今まで委託で出していた分になりますと、今回の派遣の場合ですと20%、経費がかかりますので、その分は臨時職員としてうちに招き入れたときにその分が減っている。それだけではないですけども、そういうこともありまして、金額的には結果的に委託に出していたときよりも臨時職員で招いたときのほうが結果的に安くなっているということでございますので、今回のこの予算の形に変えたところにつきましては、最低今までと同じような形で環境保全のほうの仕事ができるようにというところで考えたのが結果としてこういう形になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

自分はこの委託をやめて、そういう事情があつてそうしたものでということで、その内容についてはきのう聞いたものであれですけども、それが関係してというわけでなくて、ただ、それが仕事をやる量がそういう人たちが来て、確かにこれまで以上の効果があるかどうかということだけ聞いたもので、今の答えだとそれを見込んでいるということをお伺いしました。それはそれで納得はしました。

あと、役場の職員だと作業服とかヘルメットとか安全靴とか支給、貸しているわけだと思いますけれども、そういうものが施されるんですけれども、実際草刈りとかというと、草刈りの機械を使ったりすると、安全靴とかそういうのを履いていないと実際けがをするもと、安全第一ということを見ると。これまでお願いしていたシルバーのほうで何とかしていると思うんですけれども、今回、役場で臨場職員として来てもらった場合、そういう装備といえますか、安全に対する装備、そういうものがここにその下に一般備品とありますが、そういうものでそういうものを賄うのか。それともこの一般備品というのはあくまでもそれに対する草刈りの機械を買ったりしなきゃいかんものですから、自分としては実際、そういう装備まで臨時職員で雇う以上はそれなりの補償といえますか、そういうものについては当たり前だと思うので、そういう安全に対する装備、そういうものはちゃんとしていなきゃいかんと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の安全対策の面につきましては、もともとシルバー人材センターのほうでも自分で用意して、安全靴でありますとか、作業服でありますとか、その辺は本人が用意してございますので、今現在はそのものをそのまま使っていただいて、安全に配慮した形で作業のほうをしていただいているような状況です。

以上です。

○議長（増田剛士君） 課長ね、今の質問の中でほかの備品があるでしょう、必要でしょう。

この一般備品の中にそういったものも含まれているのかということもあったんですが、いかがですか。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の備品の購入につきましては、作業をする、ブローであるとか、手押しの草刈り機であるとか、そういう機械のものを一般備品として購入したいということで、計上をさせていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

それでは、作業に必要な服装とか安全の装備というものは、そのここで臨時さんで雇われた方が個人で全て支度をして、仕事に入るということでよろしいですね。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 今の作業服であるとかそういうものについては、個人で用意していただいて作業をしていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 同じ関係の質問です。

結局、昔の形に戻るとい印象なんですけれども、それをそのシルバーさんに依頼するようになったときの理由というか、それは何だったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

昔、臨時で雇っていて、シルバーのほうに委託を出していなかったというところもございますが、臨時のほうの人数の確保というところも多分あると思います。

今、確かに臨時で雇おうとすると、なかなか人数を集めることができないという中でシルバー人材センターのほうでもこういう草刈りであるとか、そういう環境保全的なところでシルバーであれば、人が集まっているというところもございまして、やはり作業効率を考えますと、今の人数はどうしても確保しなければいけないという中で、臨時で人数をなかなか賄い切れないところをシルバーのほうに委託を出して、今、その人数を確保しながら作業のほうを進めているというような状況ということが考えられるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） シルバーさんですから、お年を召されていくわけですね。そうしたときに、また今のお話でいくと、なかなか確保するのが大変だというお話であれば、シルバーさんと何か契約しておいて補充するようなシステムというか、そういうのをつくる必要はないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはりシルバーのほうでもなかなか今後、今何とか人数6人を雇ってございまして、何とか人数のほうを確保しながらやっているわけですが、今後につきましてもやはりシルバーのほうでもなかなか人数のほうを賄い切れないというところがあれば、また、ちょっとほかの方法を考えながら、何とかこの人数を確保しながらやっていければというふうに思っております。

今後その人数の確保についてはちょっと検討の余地があるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それは了解しました。

今回、派遣の関係でということなのですが、町としてはシルバーさんにほかでも依頼していることはあるんじゃないかなと思うんですけども、今回のことに対する水平展開というか、ほかのことでまた何か雇わなければならないというようなことにはならないのか、そういう水平展開はされているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほどの昔の状況というところから少しさかのぼって答弁をさせていただきますが、以前、今でいうと町民課のところに環境整備班というものを配置しまして、それで草刈り等々の現場対応をする直接の作業チームをつくったというところで、人数としてはやはり5人体制ぐらいで今とさほど変わっておりません。

その当時というのは、まだ吉田町農業従事者も非常にまだいらしたところで、それで、土手の草刈りとかある程度はその耕作をしてくださった方々が自発的に請け負っていただいていたというような、そういう土地柄でございましたけれども、それがどんどん宅地化が進みま

して、そういうボランティア的な活動もどんどん減っているというところから、環境整備に対する町の負担というのはどんどん増えてきています。

本体部分はさほど変わっていないんですが、それだけではとても賄い切れないという需要が発生してきて、それで雇い入れを考えたわけですが、なかなか応募もしていただけないというところからシルバー人材センターの場合は得意分野に従事するスタッフが異なっておりますので、その中で除草作業とかそうした現場を対応していただけるスタッフがいらっしゃるということだったので、シルバー人材センターに委託の形をお願いをすることになったと、そういうのが経過でございます。

そうしていく中で、今回のものは都市環境課長からお話がありましたとおり、委託ではなかなか難しい状況になってきたということから、委託の場合だと車両などもシルバー人材センターで持ち込んで必要な機材は自分で調達してやるわけですが、直接雇用ということになると、町でそういうものも用意しなければいけないというようなことになりまして、そういうところから組み替えをして、先ほど八木議員、13節の委託料とそれと臨時の賃金の差で金額をはじめていらしたような気がするんですが、全体としては4万6,000円の減額ですので、事業費としてはそれほど減にはなっていないというところで、全体として今ある予算を最大限に活用して、最大の効果を出すための今回予算組みを行ったと、そういう状況です。

これは草刈りに特化した出来事ですので、ほかの家事援助サービスとかいろいろなものがあるわけですが、そこまでは波及していないという、そういう状況です。

以上です。

- 議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。
- 5番（平野 積君） 波及していないということは問題なしということでもいいんですね。
- 議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。
- 理事（塚本昭二君） 今のところ、私どもはそう認識しております。

以上です。

- 議長（増田剛士君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） なければ、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

きのうも聞かせていただきました。

32ページですね、17の施設用地と22の施設関連補償費、これきのう聞かせてもらったとおりです。ちょっと残念な、個人的な情報ということで、もし、私が今回のこの案件ということに関して、まず一つは大賛成なんです。それはなぜかという、本来なら自彊小学校、非常に大きくなっていますよね。ちょっときのう理事とも話をさせてもらったんですけども、今、教室が全部普通教室に無理してつくって行って、それを宛がっていますよね。その中で、どうしても必要なことであるし、私は需要と供給のバランスというか、それはここには非常にうまくとれていると思います。

ただ、残念だと思っているのは、放課後児童クラブの第2棟目があの位置へつくったことによって、全体的な、もし早く買ってあって全体的な計画をしてあれば、もっと違った形ができたかもしれないということなんです。

そういう意味では、この大賛成なんですけれども、ただ、きのう知りたかったのは補償費もそうですけれども、この補償の部分が我々の社会通念上の決め方とちょっと違ったものですから、その辺を聞いたんですけれども、きのうは全然回答というかもらえなかったんですけれども、無理のない範囲でのこの情報というのは出ますか。

例えば、その建物を今度、解体をするのをどこでやるのか。それは最終的に町がどういう形で買って行くのか。その部分の説明というか、もしできたらお願いしたいんです。

これはちょっとその次につなげる質問でありますので、ちょっと可能な限りで構いません。無理ということであればいいです。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず、先ほどの放課後児童クラブのほうからお答えを申し上げますが、放課後児童クラブが自彊小学校の敷地内に2棟目建てざるを得なかったという経過でございますけれども、今回、取得を予定している場所については、今取得に乗り出したわけではなくて、もう数年前からずっと取得に向けて、所有者の方とは学校用地として取得をさせてもらいたいというような、そういう意向はお伝えしながら、拡張を含めて、もう少しいい土地利用を考えたいというふうに思っていたわけですが、なかなか所有されている方も、もともとそこにいらした方ですので、愛着を持っていて、しかも事業用にまだ建物そのものも利用しているという状況でございましたので、なかなか応じていただけなかったと。そういうところから放課後児童クラブの建設も急ぐ必要がございましたので、もともとある放課後児童クラブと並びのところに建てさせていただいたと。

そのときには耕地の拡張を実現するというつもりで、それも実施をさせていただいておりますので、全く無計画でどんどんやっていったということではなくて、今回の予定の土地もいずれ取得をさせていただくということを想定しながらやっております。

そういうことで今回取得して、そこに放課後児童クラブを設置すれば、さらにいい結果になったのではないかというような御指摘もあろうかと思いますが、現実的にはそういう動きの中でやむを得ず、そういう土地利用を行ったということで御了解をいただきたいと思ます。

それと、補償でございますけれども、今回、公共用地を取得する場合はちゃんと例えば道路とか公園とかほかの事業用地として用地を取得する場合も全く同じ考え方ですが、そこにある取得しようとする土地にあるものは財産として考えます。その財産を移転してもらって、それで更地にした状態で引き渡しをいただくという、そういう契約になります。

したがって、今ある建物とか流竹木、木とかそういうものも財産として算定した上で物件補償の補償基準ののっとり算定をして予算計上しておりますので、全くほかの公共用地の取得と変わらないという状況で予算は計上させていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内 均。

意味はよくわかりました。我々とはちょっと違う世界かもしれないですね。

そういう意味では納得をせざるを得ないというところです。

ただ、一つだけ心配をするのは、きのうの新聞にも出ました。最近の廃プラスチック、その自然環境の保全を含めて、アスベストに関するすごく厳しい国のほうでは指針を出していただくだろうと。当然アスベストというのは我々が昔のカラーベストとか屋根の材料とか、いずれ入っているものですから、そういうものが出たときに、この今言った関連の補償、補償という部分で、移転をしてもらうという話の中で、移転費用としてひよっとしたらもっと、理事も多分建設のほうからあると思うんですけども、費用として膨らむ可能性というのは十分持っているわけですね。その辺のことを考えていくと、この補償費がかなり大きな補償費なんですけれども、その補償内容もちょっとわからないんですけども、そのときにそういうものの、これから自然環境の保全を含めた中でいろんな制約ができたときに、この金額としてそういうものができたときには町ではどういう対処をしていきますか。

例えば、それなりの補償をアップするのか、そういうことというのはこれから方策としては考えますか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） アスベスト等が含まれた場合はということでございますけれども、今回の移転補償、あくまでも移転をするという主体は相手方ですので、相手方が移転をさせて、それで更地にすると。更地にした段階で私ども取得をしますもので、その移転、きれいにさせていただくというところまでを含めて、その条件で幾らで、補償費に判子を打つというところまで合意をしたところで契約をしますもので、それからの話というのは発生しないというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) そうですね。それでなってくればありがたいと思うんですけども、ただ、こういう解体の部分で、そういう部分で非常にどういう問題がこれから出てくるかというのが非常に不透明なんです。そういうときに確かに相手に移転のための、多分これも補償費の中に入ってきていると思うんですけども、その部分でのそういう懸念というか、できるだけないような形でやっていただければと思います。その辺の懸念というのは全くないと思うんですけども、もし出たときにはという形は答えられますか。

○議長(増田剛士君) 理事、塚本昭二君。

○理事(塚本昭二君) 再々申し上げているとおり、あくまでも移転をするための工事を行うのは相手方ですので、それが町が立ち入るべきところでもございませんので、相手方の責任において、処理をしていただくというような契約になります。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) わかりました。念を押してすみません。

実際に私が思ったのは、あそこの自彊小学校の地域の一角が本当にもっときれいな形で美しい母校になってくれればと思って非常に興味を持っています。その中で、やっぱり美的感覚含めて、しっかりと誇れるようなまたやつをつくっていただければと思って、願いをして終わります。ありがとうございました。

○議長(増田剛士君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(増田剛士君) これで質疑を終結します。

次に、12款公債費について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(増田剛士君) 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(増田剛士君) 質疑なしと認めます。

以上で、第43号議案についての質疑を終わります。

これから、第43号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(増田剛士君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(増田剛士君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第49号議案 令和元年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター反応タンク耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

資料のナンバー14の1ページ、入札の結果表ですね。これ前回もちょっと問題にはしたんですけれども、浄化センターの契約、連続して1社になりますよね。

そして、それがいいか悪いかというのは判断はしませんけれども、私が見るからにきのう言われた28社のうちの2社が応募をさせていただいた。そして1社が辞退をしたと。そうすると、この条件として、条件つきの中でも私のきのうの回答によっては非常にその厳しくはないと思うんですね。

ただ、その中でこういう形で1者しか応募ができなかった。まあ大石建設でやっていただくことに関しては私は大賛成です。

ただし、一つしかできなかったことに関して、何が原因であるのかというものは、きのうわからないという返事だったんですけれども、相手次第だということだったんですけれども、その辺の相手次第というのはどういう意味でとったらいいですか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 昨日の全員協議会でも入札条件についてはお話をさせていただきました、山内議員も条件的には非常に入りやすい条件であるということは前提としていただいている御質問ですので、そういう中で今回も最終的に1社の入札になってしまったという、そういうことについては私どもとしても、もう少し応募があって、複数の業者数の中で参加をいただきたかったなということは思っております。

工事内容としてもこれまで1社入札であった電気設備とか、設備関係のちょっとほかとの連携を持たなければいけないようなそういう難しさがあるような工事でもなかったものから、もう少し多くの業者に御参加いただけるのではないかなというふうに思ってはいたところでございます。

そうした中でなぜこういう事態になったかという要因については、調査すべくもなく、調査もしていないわけですが、ここはあくまでも想像の域を出ないところでございますが、ただいま、建設業界における人材不足ですとか、下請企業の確保の難しさとか、あと、交通整理人の確保の難しさとか多々難しい状況を抱えているということは把握しておりますので、そうしたところから私ども新たにゼロ債務なども議会の皆さんにお認めいただいて、できるだけ早期発注できるような体制を整えながら、今年度は特に早い段階での発注に心がけて、業者の方々が参加しやすいような状況をつくろうということで努力したわけですが、この工事については大体例年と同じような発注時期になってしまったという

ころもございまして、手持ち量からして、なかなかエントリーしにくいような環境があったのではないかなど。

それと、耐震工事ということになりますので、鉄筋等も多々使うところがございまして、今、建築関係でいきますと、ボルトなどの部材が入手しにくくて、工事がどんどんおくらせているとかというのが今の実情でございまして、東京オリンピックの影響というのは多大に受けているということも承知しておりますので、そうしたところから、そういう部材の調達の得意、不得意というのも多分出てくるのではないかなというふうに思っておりますし、そうした要因が今重なってこういう結果になったのではないかなというふうに思っております。

少なくともオリンピックというところがなければ、もう少しエントリーもいただけたのではないかなということは思っておりますが、あくまでも想像の域も出ませんし、結果がこういうことでございましたので、また、町としてはできるだけ御参加いただけるような条件を設定しながら発注を進めていくというところを努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私も全く同じことを考えていて、人材の不足、3Kに対する働き方の部分というのがあるでしょう。それと特に資材もそうでしょうね、当然オリンピック、橋をやったときも大幡の橋もそうですよね。

ただ、ああいうものをにらんでいったときに、今、理事が言われたとおり、早目にやってもらった、前倒しというか早目にね、そのときにやっぱり今、まさに言われた理由はしっかりと探さなきゃいけないわけですね。一般競争入札というそのものが、私が心配するのは形骸化するのではないかと。それを一番心配するわけですね。この次おきた時しようがないじゃないかということはいきませんので、できるだけ合理的な方法でやるのが入札の話でしょうから、そういう意味で、一つは期間、きのうの話でいくと、でき上がりがもう2月ごろでしょう。そうすると、課長には内容をしっかりと聞きました。その中で、現在も進めていて、やる状況になっているということもわかっています。

その中で、その期間の問題も含めて、やっぱりもっと例えば、一つは入札をするための見積もりの期間、見積もりをする期間とか条件とかそういうのっていうのは別に難しいというか、窮屈なやつではなかったということなんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、おっしゃったのは入札条件を設計書を配布してからの見積もり期間のことだと思えますけれども、基本的には10日間以上という見積もり期間を設けています。今回も10日間見積もり期間をとってやっているのです、適正に理由があって短縮しているとか、そういうものは一切ございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今言ったそういう10日間であるとか、そういうもののもうちょっと入りやすくする条件、特にこういう世の中の状況ですので、もうちょっとそれをしっかりとやっていって、競

争入札の中で、そうした一番町にとって、税にとって、非常に税金を使うほうにとって合理的な方法をぜひ考えていただけたらと思います。

そうしないと、入札の一番心配するのは、業者のほうで一つの結論を出しちゃうと一番困るものですから。そうすると、やっぱり理事が言われたとおり、できるだけ可能な限りの緩和と、それともう一つは前々回、全協のときにあったまちづくりセンターで応援するやつがあるじゃないですか。ああいうものを利用していけば、もうちょっとできるじゃないかと。もうちょっと最終的な検査であるとか、処理の進め方であるとか、そういうものがやっぱり影響できるじゃないかということも考えながら、できるだけ入札がしていただけるような状況をつくっていただきたいと、それがすごい私の思っていることなんですけれども、心配するのは、そういう形骸化することは非常に心配と一つは業者のほうで決めちゃうこと、入りたくないとかね、その辺が心配があるものですから、これから町のほうではどんな形で、利用しやすいとか、便利とか、合理的な方法とか、そういうものを考えることがあれば、それを探しながらやっていただきたいと思うんですけれども、もう一度何かありましたら。

○議長（増田剛士君） 議員、これちょっと制度の問題についてはまた別問題だと思いますので、今回はこの議案自体が制度の問題を問っているわけではないと思いますので、いかがでしょうか。お答えします。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 業者が参加しやすい環境ということでございますけれども、そもそもが当町の入札に参加される場合には入札参加資格申請書の提出を受けて、それで町の入札に参加したいですという意向をまず示していただくということが前提になっておりますので、そういう意向を示していただいた方々というのは当町の入札には参加していただけるという、そういう前提がもともとあります。

そうした中で、その今回の入札に参加したいかどうかというのは業者の御事情によって決められているんだというふうに認識をしております。

今回の場合、どうしてそういうことにならなかったかということを想像していくと、見積もり期間が短いとかということが問題であれば、多分、入札公告を行って、ホームページにアップしますので、大体、入札参加資格審査申請書を提出されている企業というのは絶えず吉田町の発注情報というのはリサーチをしていくという体制をとっていただいているものと思っておりますので、公告が行われたことも知らなかったということはまずほとんど考えにくいと。そうしていくと、あと見積もり期間だけが問題であれば、多分問い合わせぐらいはあるんじゃないかなというふうに思っております。

今回の場合というのは、ここで1社辞退されている業者さんがいらっしゃいますが、そこについては問い合わせがあったりもしておりますので、何らかのアクションがあって、入札参加を一旦考えていただいたところまでは行ったとは思いますが、それ以外の業者というのは全くそれすらも考えていただけないという状況に、業者側の事情としてあったのではないかなというふうに思っています。

そうしたところ含めて、常にどういう環境であれば、業者さんが入ってきやすいのかと、一番大事なのは発注時期ではないかなというふうに思っておりますので、少し絶えず1社入札が一般競争入札の場合には1社入札でも入札として有効だという凡例に基づいて行ってお

りますので、有効だということは変わらないわけでございますけれども、複数で競争していただいた結果で価格が決まるというのがベストな状態だと思っておりますので、そうした状況を町としてもできるだけつくっていきけるような環境を整えたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、議長言われましたけれども私としては入札の結果を見て、この結果が、今理事が言われたとおりベストは何かということですよ。そのベストを追求してもらうことがこういう結果しかできないものですから、やらせていただきました。

それによって、一歩でもいいほうに近づいてくれればと思っておりますので、また、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日は、特別会計及び企業会計の決算及び補正予算に関する議案の質疑を総務文教常任委員会の所管に係る議案を行い、続けて産業建設常任委員会の所管に係る議案を、それぞれ議案番号順に行います。途中、説明員の入れかえを行い進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

◎議案第37号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第1、第37号議案 平成30年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第37号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第38号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第2、第38号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから第38号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

説明書の29ページに、県への納付金の額についての記載があります。県への納付金額については、県内で1人平均の納付額が一番高いというふうにお聞きをしました。13万4,393円という金額になるそうですが、この吉田町はそれほど高齢化率も高くないですし、医療費水準も私の見方ではそう高い町ではないというふうに思っているわけですが、なぜ、こうした県からの納付金額が県内で一番高く設定をされているのか、その金額が妥当だということで納付をしていると思いますが、その金額が妥当かどうか、また県内で一番高いという要因が何かということをごどういうふうにご考えているか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

ただいまの納付金の額についてということですが、まず、当町が平成30年度の納付金の1人当たりの納付金額で見ますと県下で一番高くなっているということで、なぜ一番高くなっているかという理由ですが、納付金の算定自体がその町の所得水準、それから医療費ではなくて医療費指数、年齢調整をした後の医療費指数で、大きく言うとその2つで算定をされております。

当町につきましては、県下で見ますと所得水準も一番ということではありませんけれども、高いほうで県下で5番目、それから医療費指数についても、ただいま議員から余り高いほうではないということでしたけれども、医療費自体は確かに県下では真ん中ぐらいにおるんですが、医療費指数、年齢調整をすると上位から、はっきりしなくてすみません、5番以内に

は入っているぐらいになっております。

そのようなことから、当町の納付金額1人当たりになりますと一番高くなってはおりますが、この金額が妥当かどうかということについては、県で全市町対象に共通の算定方式で算定をしておりますので、当町だけがなぜ高くなってしまふのかとか、算定方法がおかしいんじゃないかということに関しては、県で決めた算定方法に従って全市町やっておりますので、そこが高過ぎるんじゃないかということもありますけれども、したがって、納付金額は算定された金額を納付しているということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

県の算定では、そうした計算をする根拠になる指数の水準が高いということが一つの要因になっているというようなお答えですが、結局、県への納付金額が多ければ、それが個人の保険税にはね返ってくるということになると思うんです。そうなりますと、結局、県からのそういう高い水準の納付金額に応じて、吉田町の保険税もこれからは依然として高くなるようなそんな感じがしたわけですが、県の資料を見ますと、納付金額、あるいは保険税については、現在の水準と余り大きな変化がない、激変緩和の措置をとりながら調整をしていくというような言葉も入っていたわけですが、そして、逆に読みますと、吉田町は保険税も高い、それから、そうした所得水準もある程度高い、ですから、今の水準の金額を請求をしても支払う能力はあるだろうというような激変緩和ということでこうした数値の調整がされている結果、この医療費保険税も依然として県内で一番高いような水準になっているんじゃないかなと私は思うんですけれども、そうした県の調整額が働いているというふうに思いますか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

当町につきましても、この平成30年度の納付金額につきましては、国のガイドラインに定められた激変緩和措置がとられております。とられた上でのこの納付金額になっております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の説明は、ちょっと理解がいたしかねる点があるんですが、確かに国の指針、あるいは県の中でも、そうした激変緩和で県内の医療費水準は統一はできないんですけれども、各市

町ばらばらですけれども、納付金額やあるいは保険税について、将来的には県内を統一していこうという話も国のほうで出ているわけです。ですが、今は激変緩和ということで、そういう調整はせずに、現状を余り変更をしないような状態でいこうということになっていると思うんですが、今の話ですと、国の方針がそういう方針だから、今の町の保険税は今の水準でもやむを得ないという考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今の激変緩和措置につきましては、激変緩和が対象となっていない市町もちろんあるんですけれども、全市町を対象に公平にされているものでありまして、当町だけが高い納付金を払っているということではありません。

これも国のガイドラインで激変緩和措置も決まっているものもあるんですけれども、あと、県単位でも激変緩和措置を考慮してありまして、今後、国の激変緩和措置が終わった後も県独自の激変緩和措置も今考えているところですので、それも全市町を対象に、対象になるところ、ならないところが出てきますけれども、公平に激変緩和措置がなされて、当町だけがそれこそ損をするというんですか、高い納付金を払わなければいけないしわ寄せが来ているということではなく、何度も言うようにですけども公平になされていますので、この納付金額が当町にとって高いということも、1人当たりの納付金額で見ますと一番高くなっているものですから、どうしても高いのではないかと、しわ寄せが来ているのではないかとというような見方もできるんですけれども、ただ公平に計算、算定なされた結果でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

それでは、説明書の40ページの基金積立金について伺いたいと思います。

昨年度の基金が2億8,000万ほどです。そして、30年度末で今度は1億5,000万の基金の積み立てがありまして、結局、30年度末では4億3,000万円を超える基金の積み立てがされております。この30年度、1億5,000万円の基金の積み立て、いわゆる剰余金が出たその要因というのはどんなものがあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この剰余金につきましては、一番大きいところで言いますと、保険給付費の過去5年間の

実績をもとに当初予想を組んでおりまして、そこで実際に医療費が予算額まで達しない、予算額以内でおさまったということで、そこで一番大きな剰余金が出ております。それこそ特に大きなこれをやめたからお金が余ったとかそういうことではなくて、一つ一つの積み重ねでこれだけの剰余金になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かに、決算のそれぞれの事業を見てみますと、執行率の低い事業もあるわけですが、町としては国保会計といいますか、健康に気をつけて、医療費も余りかからないようにという努力はされていると思います。そうしますと、これだけの積立金、お金が余るということは、逆に言いますと、皆さんからいただいている保険税が今の予算に対して高過ぎるということになるんじゃないかなと思うんですが、そうした見方はされないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

そうですね、保険税率につきましては、特に1人当たりの保険税の調定額などを見ましても当町は高くなっておりますので、どうしてもやはり高過ぎるのではないかと見られるかもしれませんが、剰余金が出たということはあくまでも結果としてでして、当初予算を組むときにはこの税率が適当だということで予算は立てております。30年度から制度改革で変わって、県単位になりました。30年度が始まって今回1回目の初めての決算になるわけですが、今後、保険料率の統一を県が目指しておりますので、今後どう変わってくるのか、納付金額もどれだけ上がっていくのか、それに対応できる皆さんにおさめていただく税金も確保できるのかということも、まだ少し不透明なところがございますので、まだ県が協議中ということになっておりますので、今の時点ではこの税率で適当ということで、私どもは見ております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

県のほうの今後の算定の表、計算の下を見てみますと、確かに県のほうも値上げをしていく方向というのが見えてくるということで非常に心配はしているわけですが、こうした29年度で2億8,000万、30年度で4億3,000万というような、積立金がどんどん増えていく状況の

中で県単位になったということで、県のほうもこうした会計上の問題があるところに対して補填をしていくような、積立金も県のほうで制度をつくっているわけですよ。ですから、制度が変わって市町でそれだけ積立金をつくる必要もないということで、県のほうも、多分そうした指導をしていると思うんですが、この4億3,000万円、金額が非常に高いわけですが、この積立金を今後どういうふうに使っていくといたしますか、この4億3,000万円の積立金をどういうふうに考えているのか、今後のことも含めて、この金額についての判断基準といたしますか、どこにあるのか、それを伺いたしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この基金の金額につきましては、昨年度来も多過ぎるということでお話をいただいております。

今までは保険給付費が不足した場合に、万が一の場合に備えてためてきたものでございますので、今度、30年度になりましてからは、全額保険給付費が県から補填されますので、支給されますので、もうそちらの心配はなくなりました。

そうしますと急に、今後、この今まで不測の事態に備えてためてきた基金をどう使っていくかというのが一つのやはり大きな問題になっております。今後は、県の納付金も先ほど議員おっしゃいましたとおり、見通しとしては大きい小さいかは別としましてもどんどん上がっていく予定で、今、県も見ておりますので、この納付金額に充てるという大変ですけども、納付金額をしっかりおさめられるように、そちらに基金を充てることも考えられますし、あとは今まで保険給付費に充てるためにためてきた基金なんですけれども、今後は考え方を少し変えないといけないということで、少しでも、皆さんからいただいた税金、国保税の積み重ねの基金ですので、こちらをできるだけ皆様にやはり還元をしなくてはならないということで、具体的なことはないので、例えば、保険事業費、事業に何かもし利用できる、活用できるようなことがあれば、それで皆様に還元できればということをお考えしております。

以上です。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 決算書の8ページ、9ページでありまして、全協でもお伺いしました

けれども、保険税の自動引き落としの率が約60%ぐらいであるというふうにお聞きしました。その率は、年々増えていっているのか横ばいなのか、そこはどのようなのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

国民健康保険税の口座振替率でございますが、確かに昨年度よりは下がっております。これから上げるための努力はしているところではございますが、それとあわせまして、年金から特徴で引き落とされる方もございますので、それと合わせますと現状維持、またはちょっと上がっていくのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 年金から引かれるのを含めて60%とお伺いしたんですが、そうすると、1,400世帯ぐらいがまだ自分でおさめるというような形になっていると思うんですが、一概には言えないかもしれないんですが、どういう方々が自動じゃなくて、現金で支払うというような形になっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

平成30年度で申し上げますと、金額ベースで申し上げますと、口座振替の率が大体66%ぐらい、ごめんなさい、失礼しました。まず、国保の調定の中から年金特徴を引いて、普通徴収の中で考えますと、口座振替の方が66%ございまして、あと残りの方が直接納付ということになります。ただ、口座振替の中でも不納になる方もいらっしゃいますので、それを考えますと大体20%ぐらいの方がおさめていただけていないという状況にはなっております。

今後、直接納付の方につきましても、ことしからコンビニ納付とかを始めさせていただいて、コンビニ納付を御利用いただける方も大分増えてまいりましたので、そのところもPRしながら向上に努めていきたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 平成26年度から比べていきますと、一般被保険者の国民健康保険の医療給付費の現年度分というのは年々減少はしておりますけれども、平成30年度は平成26年の92.6%になっています。そして、平成30年度の収入未済額は26年度の74.5%で、結局、現年度に関しては結構集めてくださるようになってきているというのは非常に評価します。しかし、繰越分に関しても、徴収に関していけば、30年度も調定額の70%ぐらいであるということで、

その額も9,200万で現年度分の約3倍になっております。繰越分は年々累積されていきますので、それを減らすためにはもとを絶つということであれば、現年度分をしっかりと徴収することが重要なことだと思うんです。今、自動引き落としとかコンビニ納付とかやられているということなんですが、それをより強力に推し進めるという手はないのかな、お考えはないかということです。

○議長（増田剛士君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

現年度分の滞納者を減らさなきゃいけないというのは、議員のおっしゃるとおりでございます。現年度分を圧縮して滞納繰越分を減らすということを当課でも目標として掲げてやっておるところでございます。

現年度分でございますが、一番はやはり確かな方法としては、口座振替でお支払いいただくのが一番確実で確かな方法ということになりますので、今までも口座振替につきましては、納付書と一緒に口座振替の依頼の用紙を送付させていただいていたところですが、本年度からは窓口で手続にお見えになった方にじかにそこで説明をさせていただいて、口座振替の依頼書をお渡しして、できるだけ口座振替でお支払いいただくようにということをお願いをさせていただいているところでございます。

それとあと、現年につきましても、督促状が出ましてからお支払いをいただける方もたくさんございますが、督促状を出して、それからしばらく、20日ぐらい、一月ぐらいたってまだお支払いいただけない方につきましては、うちのほうは早目、早目で預金調査等をさせていただきまして、それでその後、電話と文書による催告もさせていただいて、それでもまずお支払いいただけない方につきましては、滞納処分の対象とさせていただいているところで早目、早目の対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほど、同僚議員からも話があったんですが、ちょっと基金のことについてお話を聞かせてください。

30年度は基金として1億5,000万ためて、結果的には4億3,000万ぐらいになっているわけですが、30年度の余剰金が繰越金と基金の積み立て、大きく分けて2つの使い道があるわけですが、29年度までは積立金よりも繰越金のほうが多かったにもかかわらず、30年度は積立金のほうが次年度への繰越金より多いわけです。積立金の額をどう積み立てるかとい

うことに関する町の基本的なお考えというのはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時34分

○議長（増田剛士君） 会議を再開いたします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

お時間をいただいて申しわけありません。

繰越額の約8,300万よりも基金積み立ての1億5,000万のほうが大きいとなっているということですが、まず、繰越額の約8,300万ですが、こちらは国・県への償還分などの必要経費をそのまま残して翌年度に返還をするということで繰り越しております。それ以外の余剰金、こちらを基金へ積み立てております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっと先の話になるかもしれませんが、ことしの補正で7,000万ぐらいになる、要するに、補正、予算の段階でどのくらいにするかというのはお考えがあるのではないかというふうに思っているわけで、この金を繰り越さなければならないから、その残りが基金というのとはちょっと違うイメージを持っていたんですけども、今の説明だと、次年度これに支払わなければならないから繰越金はこれだけ残して、残りは積み立てるといふようなふうに聞こえたんですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 答弁、時間が手間取っております大変申しわけございません。

繰越金と積立金の考え方でございますけれども、まず、積立金というのは支出予定が見込まれないという時点において、純然たる余剰になる分を積立金にするということで、町民課長が申し上げたとおりです。それに対して、繰越金をどうやって考えていくかというところでございますが、繰越金というのは御質問にもありましたとおり、当初予算の中である程度は見込ませていただきます。令和元年度予算の中でも、当初予算の中で繰越金は1,000万見

ておりますので、当初予算で予定した額にプラスしまして、前年度予算の中で、予算といひますか決算の中で用途が決まっている必要な額については繰り越しをして、当初予算と合わせて、今回の場合だったら8,300万が翌年の決算時の繰越金になるような、そういう予算立てをしているということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） わかりました。

その同僚議員もお話があったんですが、その基金の使い道なんですけれども、今度増税がありますよね。そのときにポイント還元というのを政府がやろうとしているわけなんですけれども、例えば、銀行の引き落としをやってくれば保険税を数%還元するというようなことを基金を使って、そうすると、自動引き落としの率がどんどん上がっていくとか、そういうことは考えられませんかというそういうことは。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの御意見ですが、非常にヒントになる御意見だとは思っておりますが、積立金をどう今後活用していくかということについては、先ほど町民課長の答弁にもありましたけれども、今のところまだ検討段階にあるというところでございますが、平成30年度から、国保連合会の県全体として納付金制度を活用した新たな制度に移行したというところで、もともとの国保税の考え方と納付金を主体として給付も連合会からいただける中で制度運用をしていくということになりますと、非常に財政運営そのものの仕組みが変わっているという中で、今後、国保税のあり方もまだ当町の場合、まだ結論まで至っていないという状況でございますので、そうしたところを国保税をどういう仕組みにいつ変えていくかということも含めて、その中で積立金をどうその中に含めて活用方法を考えていくかというようなところで、全体として、積立金も含めた中で収入と支出のバランスというものを考えていきたいというふうに思っております、その前段として、今のような御提案を実施できるかどうかというのはなかなか難しいというふうに思っておりますので、また、そういう考え方も含めて、柔軟に今後の制度運用というものは考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（平野 積君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

◎議案第39号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第3、第39号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから第39号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第40号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第4、第40号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから第40号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

介護保険事業特別会計の中の説明書の10ページですが、介護サービス等諸費の中に、地域密着型の介護サービス給付費という項があります。毎月、町内会の回覧にアスカの里の入所案内のチラシが入っております。これは、内容的には毎回同じ内容でして、見る人がどうしてこんなに入所しないんだろうという、そういうような声も聞かれるぐらいなんです。せっかくこの地域密着型吉田町の住民が利用できる施設があるにもかかわらず、それが十分に活用されていないということは大変やっぱり問題だろうと思いますが、その要因がどこにあるのか、分析がされていたらお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

アスカの里におきましては、定員が29名というベッド数になります。ただいまは、2ユニットを活用していますので、19床が使えるベッド数という形になっています。

今、吉田町では、特別養護老人ホームアスカの里を含めた特別養護老人ホームの待機者は県の計算上はゼロ件という件数になっておりますので、特別養護老人ホームに今すぐ入らなければならないといった方はいらっしゃらないという統計の数になります。まあ、それは統計上のことですので、随時入所したいという方は発生してくるわけなんですけれども、定期的に今まで特別養護老人ホームというのは入所判定会というのを行っていて、その定期のときに入りたいよと希望されている方を判定して入所をかけている状況です。ですが、昨年来から大石議員からもアスカの里についてはお問い合わせがありますように、随時の入所判定はできないかということで町からや包括からも相談をさせていただいたところ、対応のほうも緩めていただいて、入所の希望があった時点で判定会を開いていただいている状況です。

アスカの里において、みとり、最期はそこで亡くなっていく方の分析もさせていただきました。その結果、老衰の方がほとんどなんですが、それ以外に心不全、がん等で亡くなっている方もあります。本当に少ない数ですが、肺炎ですとか誤嚥性肺炎という形で若干予防のできる病気で体力を落としていく方もいらっしゃいますので、その予防のための研修会等も開いていただいて、できるだけ長くそちらの施設で楽しく過ごしていただけるような案内も、研修会がありましたら、こちらからも案内を積極的に行っているところです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

このアスカの里については、町のほうもいろいろと気を配っていただいているというような答弁をいただきましたが、今、日本全体も吉田町もそうですが、高齢化ということで高齢者が増えているわけです。当然、そういう相対的な人口が増えれば、その中で介護を必要とする人も比例して増えていくはずなんですが、この吉田町の介護認定者の数字を見ますと、この数年は横ばい傾向だということで、介護度3以上の方についても今のお話のように待機者はゼロということになっていきますと、今ある施設が、じゃ、これは余剰施設かというふうになっちゃうわけですが、私が考える場合に、介護認定の認定度合いというのが以前よりも厳しくなった結果、介護認定者の数が横ばいで、既にその該当する人、あるいはそれ以前にもう少し介護度が進まないような予防措置をとる人が増えているんじゃないかなと思

うんです。ですから、そういう点ではケアマネジャーさんやお医者さんもいろいろ気を配っているとは思いますが、あるいは介護認定のそうした状況について、もっと実情に合ったような認定をしていただいて、施設も十分にあるわけですので、そういう施設で十分治療をしていただくということも大事じゃないかと思うんですが、そうした今の介護度認定の状況についてはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員、実情に合った認定をということで問い合わせがあったわけですが、当町では議員御承知のとおり、牧之原市とあわせて榛原総合病院組合に認定事務の委託を行っております。認定調査におきましても、調査員の研修等も全国の研修、県の研修、両方へ出席をしていただきまして研修を重ねていただいております。ヒアリングを行った際にも、ほかの地域との差がないようにということで、研修に行き帰ってきた者につきましても施設内での研修も行って、レベルを合わせた研修を行っておりますので、認定についてほかの市町と差があるとか、そういったものはないように勉強のほうはしていただいております。

以上です。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書の12ページ、高額介護サービス事業費ですが、これを見ますと、平成30年度は平成29年度に比べて、件数、金額とも上昇しております。高額介護サービス費支給の金額は対前年20%で、高額医療を合算、介護サービス給付費支給の金額は対前年150%も上がっております。今後、この高額介護というのは上がってくるのではないかとこのふうに思いますけれども、何かそれに対する対策というのはお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

高額介護サービスにつきましては、前年度に比べるとこういった上昇というものもあるんですが、今、介護保険サービスにおきましても、施設サービスの給付というのは、もともとが施設サービスを御利用される方というのは高額に、金額が高くはなっていくんですけども、施設サービスだけを推し進めているようには、少し介護保険サービスとしては立ち行かなくなるということもございまして、介護予防に関するサービスを今重点的に行っております。

重度化していかないようにするための、軽度な方はこのままの維持で、元気な方はさらに元気なといった介護予防事業のほうを推し進めておりますので、今後、高額介護のサービスが増えていかないようにといった施策を打たせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 13ページの高額介護サービス支給状況というところで見ますと、第2段階の方が飛び抜けて多いわけですが、金額もそうですが。これは何か要因があってこの段階が多いということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

今、議員がおっしゃっていただいた表の1個下のところを見させていただきますと、参考という形で利用者負担の限度額月額といったものがあります。第2段階の方につきましては2万4,600円、世帯での限度額が設定をされていたというような形の表になっていると思います。この限度額が低いところに設定をされておりますので、その方たちの数が増えている、金額が町のほうで負担している分が増えているというような形になります。非課税の方たちがサービスをたくさんすごく使っているという形ではなく、こういった限度額の設定の金額のところによって変わってきていると町では見ております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 金額はそういうことですが、件数を見ても第1段階の40倍、もっとだな。要するに、第3段階、第4段階の5倍とか、その段階が飛び抜けて件数も多いという、そこはどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

介護保険サービスを利用するときは、皆さん、まずは何段階ということに関係なく1割なり2割、3割という利用者負担を払っていただきます。その後、この高額のところに係る方は精査して、町からお戻りするような形になるんですが、先ほども件数という前に金額の話もしたんですが、やはり金額のところは第4段階、第3段階の方よりも低いところに設定をされておりますので、そこで該当される方の件数も同じように増えてくるという形で、決して段階の低い方が介護サービスをたくさん使っているというふうには町では見ておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） もう、これを終わりにしますが、そういう方々も先ほどおっしゃった予防という観点で皆さんに周知して、できるだけ健康で健康寿命の長いように指導していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終結いたします。

◎議案第44号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第5、第44号議案 令和元年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから第44号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第45号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第6、第45号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから第45号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第46号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第7、第46号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから第46号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第47号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第8、第47号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから第47号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時02分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議案第41号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第9、第41号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから第41号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

2ページ、4ページ、5ページをちょっと見ていただけますか、資料のほうです。

2ページに関しては公共管渠建設費です。次の4ページに関しては町単管渠建設費です。

その中で、全協で確認をさせていただきました694人が実際にデータから減ったということです。そのデータを起こすに当たって紙ベースからデータ化したと、そのときに減ったという話は聞きました。ただ、これを694人を1軒に4人もし住んでいると計算すると173.5軒、3人でいくと231軒ですよ。データから抹消されたというか、そのデータの違いというか。ただ、これを聞いたときに、私が常に思っているのが公共下水道事業の最大のリスクを感じています。要するに、少子化になってきて、数が減ってきて、それでこういうやつはもう当然こういう形で出てくると思うんですけれども、説明をさせていただいたときに、ちょっと説明が大ざっぱ過ぎてちょっとわかんなかったんですけれども、多分、230軒も突然減るといのは、そこにはかなり分析された理由があるよね。分析されたものがあると思うんですけれども、その分析されたものでちょっと教えてはいただけませんか。特に、空き家、空き地、今まで住んでいて、下水を全部一軒一軒やっけていて、それが3.11からかなり変動が起きてきて変わってきました。その辺がリスクとしてやっぱりしっかり考えていかないといかんと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この下水道処理人口の見直しにより、多く減っている要因の一つの中には、下水道のアパートに住んでいる戸数の考え方が大きく影響していることも一因としてあります。アパートに入った場合に、算定基準が今まで積み上げでやってきたんですけれども、その算定根拠が4人とかそういう数字で積み上げしてきたところで、今回この数字になっている部分も一因としてはあると考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ただ、アパートの場合は、1L、1DKで1軒に12戸あったときに12軒でしょう。そうすると、それで割っていくと恐らく500軒、600軒が消えるわけですよ。それはやっぱりデータとして全然どこか常にそういう形のデータをとってきて、そのデータをとることによって下水、公共下水道をどうするかとか、そこにある不合理さをどうやって解消していくかとか、それはやっぱり考えていかないかと思うんですけども、その辺の考え、急にここで答えてくれというのは難しいと思うんですけども、そういうシステム、例えば、毎年毎年、これからどんどん少子化というのかな、人口が減っていきますので、それも踏まえて、これからこのやつをこういう結果を見ながら、一応、進捗状況とかそういうのをやっていかないかと思うんですけども、特に、空き家とかそういうのに関しては、分析の中ではデータとしては持っていないのですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

減っている戸数とかそういうものについては、水道料金と連動している部分がありまして、実際、個数としてはもともと下水道があるけれども、今、休止中になっている戸数としては約600戸あります。ただ、その数値がどのような分布でというところら辺までは細かく精査はできていないところがあるんですけども、この600戸については、排水については下水道に加入、排水施設として整備したところが今は使用していない、休止になっているところがあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、そういうこと、初めて600戸という数字を聞いたんですけども、そういうものを踏まえて、こういう事業というのはどうしていくか、将来に向かってどうするかというのは、それは大変重要なことになってくると思いますので、その辺は町のほうの考え方というのは公共下水道事業、特に合併浄化槽とかいろんなもの、技術的なものによって、当然どこかで考えていかないかと思うんですけども、こういうのを踏まえて、その分析の中からそういういい方法、一番合理的な方法、皆が享受できる方向へ持って行っていただきたいと、それが多分、こういう分析の中から出てくるのではないかと思うんですけども、多分、その辺の分析というのはまたしっかりとした感じで全庁的にやっていただきたいと。

それで、例えば、理事にお聞きしますけれども、建設省で当然こういう問題というのは、もう人口が減ってくることによってそれで当然出てくるわけですよ。そして、そのときにはやっぱり国のほうではそういうものに対する方針というかそういうものというのはやっぱり私は考えていると思うんですけれども、どうなんですか。やっぱりそういうものというのは建設省そのものの中にもそういう部門があると思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 理事、阿部 聡君。

○理事（阿部 聡君） 阿部でございます。

今の御質問については、下水道が国交省がやってきているわけでございますけれども、それらがこういう少子化ですとか高齢化で空き家も増えていくような中で、本当に今後も有効な形で機能していくのかというようなことに対して、国はどのようなふうに考えていくのかというようなそういった御質問かなと思いますけれども、当然、国交省としては下水道を推進してきましたけれども、一方で環境省のほうは浄化槽というようなことで進めてきていると思います。それらをどのようなふうにうまくやっていくかというようなことについては、総務省も両者を取り持つような形で中に入ってきているというか、そういう指導もしてきていただいています、それを各県に対してもおろしてどのようなふうにやっていくかというのはそういう指導もしているというふうに聞いています。

それは一般的な話として聞いていただければと思うんですけれども、いわゆる総務省と国交省と環境省ということで、3者でもちゃんとした会議を持ったりとか、県もそういうのを市町におろしていくというような取り組みもしていますので、これから具体的な検討というのは必要になってくると思いますけれども、やはり下水だけをどんどん推進していけばいいんじゃないかというようなことはやっぱりなかなかそれだけが一方的に走るのもよくないだろうし、一方で、浄化槽というのも非常に有効な手段でございますけれども、浄化槽法であるような7条とか11条の検査、こちらがなかなか機能していないというところもございまして、そういった点もうまく議論の中に取り入れて、どのようなふうに最良の手段は何かというようなことをやっていくというのは全国的な取り組みとしても、今、課題としてやっているかと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

最後です。

今の理事が言われたように、多分、どこでもそれを考えていると思うんですけども、そういう中で、今言った最初の分析をしっかりとしてもらった中で、やっぱり一番いい方法が何かというやつは常に考えていただきたいと。そういう意味での質問ですので、特に答えはいいです。もし、何かありましたらお願いします。

○議長（増田剛士君） どっちですか、回答を求めるのか。

○9番（山内 均君） あれば。なければいい。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 公共下水道に関してお伺いするのも久しぶりなんで、全般的なことをお伺いしたいと思います。

公共下水道の使用料、手数料が歳入の中の7.6%しかない。それで、一般会計からの繰入金歳入の55.1%を占めておりまして、その87.6%が公債費に使われています。一方、歳出に関して言えば、先ほどの公債費が歳出の49%で、浄化センター維持管理費及び浄化センター建設費を合わせて浄化センターの維持費と考えれば、その額が歳出の25%を占めております。そのために、管渠等の建設に関しては22%しか、歳出の4分の1も満たない状況で工事が進んでいると。公共下水道が始まってもうすぐ30年近くなるわけでありましてけれども、使用料、手数料の歳入が7.6%しかないというようなこと、また管渠の建設が歳出の22%しか進められていないということに関して、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

先ほど議員がおっしゃった使用料で賄っている部分が7.6%、7%程度ということのところについてですけども、当然、この使用料の中で維持管理費を賄っていけるようなことを考えていく必要がありますので、そこは現状でいくと課題として今は受けとめております。今後、そのことについても、何かしらの方法でどういう形が一番適正なのかということもやっていく必要があると思います。

また、管渠建設費のことにつきましては、現状、ここ数年は大体、金額といたらあれですけども、この金額で大体管渠の整備を1.5キロ前後ということでここ数年やらせてもらっている状況で、現状は、今この推移で進めていく考えを持っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 下水道、当初計画したときの計画があったと思うんですが、今の現状というのは、最初の当初の計画に対して何年ぐらいおくれになっているのか、計画どおりなのか、そこはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そもそもの下水道の計画を策定したときと比べると、実際、おくられているのが現実です。最終的に今の下水道区域をやるということについても相当年数がかかるということで、なかなか見通せないところがあります。

一因ですけれども、当初のときからすると、吉田町特有というか地下水が多いこと、そういうことも当初の計画と大分ずれているものだと、地下水が多いためにウエルポイントを使用して下水道工事をしているということも下水道がおくられているというか、計画よりも進んでいないというのは現実にあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっとおくられているということなんですけれども、以前、公債費が平成31年度が公債費のピークになりますと。だから、それまでは増加します。それ以降は、それがピークなんで減っていきますというお話をお伺いしたと思うんですけれども、それは変わっていないのか、ピークを迎えて公債費が減っていくとすれば、その分は管渠建設に回せるようになっていくのか、要するにもうちょっと管渠の進展が早まるようなことになっていくのかということではどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

公債費、償還金のピークについては、元金、利子含めてピークは令和元年度になって、変わっておりません。その分を今後、管渠建設費に充てるかどうかというところについては、そこについてもちょっと、具体的に今示せませんが考えていかなければならないところだと思っております。

以上です。

○5番（平野 積君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終結いたします。

◎議案第42号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第10、第42号議案 平成30度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これから第42号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

◎議案第48号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第11、第48号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから第48号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

資料の3ページ目を見ていただけますか。

この中に、町単管渠建設費の中の13のところに、管路施設改築計画策定業務委託、これに関して、改めて担当課にお伺いして、マンホールポンプの問題が実際に思わぬところから出てきたということでお聞きしました。この場所も、今回のこの場所に関してはヤマザキのところということによかったんですね。株式会社ヤマザキのところ、湯日川を越えるところということでもいいですね。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、業務委託で実施させていただきたい場所については、吉田漁港の東側のヤマザキの工場にあるところのポンプを圧送で古川橋の西側に吐き出し口、そのマンホールで送ったポンプを送る吐き出し口があるマンホール、その部分において腐食環境下にある管路ということで、早急な修繕が必要という結果が出たことによって補正をしていただきたいということで出させていただくものになります。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

場所はそうなんですけれども、実は、マンホールというのは、さびというか酸化のを実際にやらなきゃいかん今の時期が、計画では本来なら50年もつ予定のやつが14年なんです、始めてから。いろいろ中を聞いていくと、硫化水素の問題であるとか、確かにその酸化の原因というのはわかるんですけれども、50年の予定のやつがまさに14年でこういうことが起きるというのは、多分、想定はしていなかったと思うんですけれども、これは一番心配するのは、もとに戻るとちょっとマンホールポンプが8件でしたっけ、6件だけある中で、2カ所がちょっと構造的な部分があると。そういったときに、こういう50年が14年でもうだめになったという、非常に心配をするわけなんですけれども、ほかの部分というのはこれをどういう形で酸化してぐあいが悪いだ、不都合が出てきたというのは確認をしたわけですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、実施した理由としては、平成27年に下水道法が改正された中で維持管理、マンホールの管渠については道路陥没が起きている要因として、腐食環境下における管路、マンホールが傷んだために陥没事故が起きている、その維持管理を適正に実施するために法律が改正されたんですけれども、国交省で出している腐食環境下の管渠、マンホールというのが、当町の場合でその現象が起きる場所がマンホールポンプで送った吐き出し口のマンホールで、その腐食環境下における現象が起きる状況になっているものが基本となっております、その調査を実施、当町ではそのマンホールが6カ所現状あって、そのマンホール調査を全て昨年度調査した結果で、今回補正させていただく部分の1カ所が実際にコンクリートの肉厚が薄くなっていたという調査結果から、早急に実施したいということで出させていただいたものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

一番聞きたいのは、50年の計画が14年でそういうことが出てきたと。そうなってくると、公共下水道事業に関して、酸化するのが硫化水素だけではなくて、当然、その辺を流れる強アルカリであるとか、強酸であるとか、そういうものが来たときに、当然、非常に常に監視をしておかないと大変まずいことになると思うんですけれども、それに関しては、こういう結果を踏まえて、吉田町では検査体制というのは改めて確立をしたということはあるんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この下水道法が改正されて、維持管理を適正にやっていくという中で、腐食環境下におけるところについては5年に1度の程度で計画的にやっていきなさいということになっておりますので、5年に1度程度はこの腐食環境下にあるマンホール、管渠について実施していくものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、言われたのはマンホールの部分だけですか。私が心配しているのは、こういう結果が出ると、全体的にもっと検査を強化して、そうしていかないとまたストックマネジメントじゃないけれども、どこかで不都合が出てきて、その不都合というのは決定的な不都合を生みますので、そういう意味でそういう5年も確かに大事、決められたこともあるでしょうけれども、その中でやっぱりやっていかないと塩分の関係、海の関係もありますから。そういうので、体制というのはまた改めてこれから整えていくことになってくると思うんですけれども、その辺はやっぱりこういう結果を踏まえてということで、当然、これからの課題として浮かび上がってきたということは担当課としては確認をしていると思うんですが、その辺の確認というのはどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

実際、今ある全施設について、ストックマネジメント計画という中で全体計画、全体で耐用年数がどのぐらいで、この時期に調査をしていこうという計画は、概要は今つくってあります。その中で、今回のところについては、先ほど説明したような形で実施していく状況で

ありますけれども、それ以外については、昨年度つくったストックマネジメント計画にのっ
とった調査をして、した結果で更新する必要があるかどうかという判断をして、5年ごとに
見直しをしながらやっていくものになります。

以上です。

○9番（山内 均君） 了解。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただき、ありが
うございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時30分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会 16 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 大 石 巖 君

- 議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。
〔12 番 大石 巖君登壇〕
- 12 番（大石 巖君） 12 番、大石 巖でございます。
私は、町営住宅の入居条件緩和について、町の対応を質問いたします。
町営住宅は、住宅に困窮する低所得者に、低廉な家賃で賃貸をし、生活の安定を図る施設であると考えています。
吉田町内には、町営住宅の団地が 4 カ所あります。添付の資料のとおりですが、やや空室が目立ちます。
第 5 次吉田町総合計画前期基本計画「第 4 章住環境」の分野では、町営住宅の整備について「町営住宅は耐用年数を迎える建物が増えているため、長寿命化や建てかえに向けた計画的な対応が求められています」としています。
そこで、以下の点について質問をいたします。

- 1、公営住宅法の第1条で、この法律の目的として、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅」とし、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」とありますが、現状として、目的どおりの役割を果たしているのでしょうか。
- 2、30年度行政評価結果報告書によりますと、長寿命化計画に沿って修繕及び改善事業を実施する方針とありますが、老朽している松原団地の建てかえ整備の計画はないのでしょうか。
- 3、資料に記載してありますが、空室をなくし、効率のいい運営を図るためにも、入居条件の緩和はできないのかどうか。

その3点について伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町営住宅の入居条件緩和についての御質問のうち、1点目の公営住宅法の第1条で、この法律の目的として、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅」とし、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」とあるが、現状として、目的どおりの役割を果たしているかについてお答えいたします。

公営住宅制度は、戦後復興期における一戸建て住宅や、集合住宅などの既存の住宅数、いわゆる住宅ストックの絶対的な不足の解消を果たすものとして創設され、公営住宅法を根拠とし、国と地方公共団体が協力して、最低居住水準の住宅を住宅市場において自力で確保することが困難な者、いわゆる住宅に困窮しがちな低額所得者に、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を供給することとしたものであり、これまで国民の居住の安定に大きな役割を果たしてまいりました。

その後、住宅市場が変化し、昭和40年代に入りますと、1世帯1住宅という住宅のあり方が一般的となり、以来、量の確保よりも質の向上に重点を置いた住宅政策が展開され、公営住宅についても住宅市場を補完するセーフティーネットとして、住宅に困窮しがちな低額所得者に対して、公平かつ、的確な住宅が供給されるよう制度の見直しが図られ、現在に至っております。

また、平成8年には、地域の実情に応じた公営住宅政策を展開できるようにするための法改正が行われ、地方公共団体における公営住宅政策の選択手段が拡大しております。

このような背景の中で、公営住宅が設置されてまいったわけでございますが、現在当町には、住吉地内に住吉団地及び松下団地、川尻地内に松原団地及びさくら団地の計4つの町営住宅がございまして、合計いたしますと141戸の住宅を町民の皆様提供しております。

この4つの町営住宅につきましては、平成24年までは、公営住宅法の整備基準に基づき、また平成25年度以降は、吉田町営住宅等整備基準に関する条例に基づいて整備しておりますが、目下、全ての住宅で、住宅政策における最低水準、すなわち専用の台所等が確保され、かつ最低居住面積水準以上の住宅という条件を満たすようになっております。

また、家賃につきましては、吉田町営住宅管理条例に基づきまして、入居者の過重な負担とならないように、収入に応じて家賃を算出するようにしておりますが、同種同等の民間賃貸住宅の家賃よりも低廉に設定しております。

このように、当町の町営住宅につきましては、公営住宅法第1条の「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅」として整備しておりますし、また住宅に困窮しがちな低額所得者に対して、低廉な家賃で提供しておりますので、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住宅の目的に十分に合致したものとなっており、その役割を十分に果たしているものと認識しております。

次に、2点目の長寿命化計画に沿って修繕を実施する方針であるが、老朽化している松原団地の建てかえ整備の計画はないかについてお答えいたします。

当町では、現在ある町営住宅をできる限り長く健全な状態に保つことができるように、平成24年度に、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とする吉田町公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。この計画は、それぞれの町営住宅の耐震性能も踏まえて、長寿命化の方向性を検討する内容を含むものとなっておりますが、耐震性能診断の結果といたしましては、さくら団地が耐震性能が最も優れているという耐震性能1A、松下団地と住吉団地が耐震性能がよいという耐震性能1Bであり、松原団地につきましては、1号棟から6号棟までは耐震性能1B、7号棟から11号棟までは耐震性能がやや劣るという耐震性能2と判定されました。

このため、さくら団地、松下団地、住吉団地の3つの町営住宅につきましては、適切に修繕等を施しながら、長寿命化を図る住宅に位置づけ、松原団地の7号棟から11号棟につきましては、建てかえを行うべき住宅に位置づけ、また耐震性能1Bと判定はされているものの、老朽化が進んでいる1号棟から6号棟につきましては、必要な修繕などを行って現状を維持し、7号棟から11号棟までに入居されておられる皆様の移転用住宅として活用し、現計画後にその後の方針を定めることとしております。

一方、平成28年度に静岡県が策定いたしました静岡県住生活基本計画によりますと、平成28年度からの10年間において、当町で必要となる公営住宅の戸数は142戸であると計算されております。これに対しまして、当町における現在の公営住宅の状況を見ますと、町営住宅が141戸、県営住宅が56戸ございまして、合計では197戸を保有している状況であります。しかしこの中には、吉田町公営住宅等長寿命化計画上で建てかえの対象となっております松原団地の7号棟から11号棟までの25戸が含まれておりますので、この戸数を差し引きますと172戸となりますが、それでも静岡県住生活基本計画で示されました必要戸数の142戸を上回っております。

こうした状況から、現計画下の中で建てかえの対象となっている松原団地の7号棟から11号棟につきましても、建てかえの時期を延期しても、静岡県住生活基本計画の中で試算された必要戸数を上回る戸数となりますので、松原団地全体についても、次期計画の中で方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の空き室をなくし効率のいい運営を行うためにも入居条件を緩和できないかについてお答えします。

まず、ことしの8月末における町営住宅の入居の状況を申し上げますと、141戸の管理戸数に対しまして、入居中の戸数は107戸で、入居率にいたしますと約76%となり、34戸の空き室がございまして、これを団地別に入居率で見ますと、さくら団地が約96%、松下団地が約88%、住吉団地が約58%、松原団地が約56%となっております。

二つの団地に空き室が多い理由でございますが、松原団地につきましては、老朽化が進んでいることが、住吉団地につきましては、海岸部に位置することが大きな要因となっておりますので、目下、新たな入居希望者がほとんどあられないこの二つの団地には、積極的な入居案内を行っていない状況でございます。

これに反し、さくら団地と松下団地につきましては、どちらの団地にもほとんど空き室がない状態となっており、松原団地と住吉団地に空き室が点在している実態となっております。

その上で、入居資格要件を見ますと、吉田町営住宅管理条例第5条で、町内に住所または勤務場所を有すること、現に同居または同居しようとする親族があること、入居者の区分に応じた収入条件を超えないこと、現に住宅に困窮していること、市町村税を滞納していないこと、本人及び同居者が暴力団員でないこと、の六つの要件を付しております。

このうち、入居者の区分に応じた収入基準を超えないことの要件につきましては、入居できる対象が公営住宅法の基準の中で最も広がるように、吉田町営住宅管理条例の収入金額の規定を設定していることから、これ以上の緩和措置を図ることはできない内容となっております。

また、他の要件につきましても、決して過大なものではなく、入居者の家賃と町民の皆様税金を財源として運営する町営住宅にあっては、ごく常識的な要件であると考えておりますので、現在のところ、ほとんど入居希望のない松原団地と住吉団地の空き室に入居者を募るために、入居資格要件を緩和する考えはございません。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

再質問をさせていただきたいと思います。

今、町長から答弁をいただきまして、具体的な数字も示していただきました。資料のほうで空室ということで数字が入っておりますが、これは当局の担当課のほうで調べていただいた数字であります。今の説明を聞きますと、松原団地は老朽と、それから住吉団地は海岸に近いということで、なかなか入居希望が少ないというようなお話を伺いました。

実際に、各それぞれの団地の中で、郵便受けにテープが張ってあって、その家は空き室だなというふうに感じるわけですが、実際に松原団地は空室15というふうになっておりますけれども、私の見た条件の中では、21戸の郵便受けにテープが張ってあったということで、当局の空室という数字以上に空き室が多いんじゃないかなと思うわけです。それから住吉団地についても、4戸という数字になっておりますけれども、実際に調べましたら、5戸が郵便受けにテープが張ってあるということで、その違いというのは、何か理由があるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、空室ということで、松原団地につきましては、この数字はちょっとよくわからないんですが、今24戸空室がある状況になっています。

そのテープのことなんですけれども、テープにつきましては、退去時に、退去された後に必ず「いないよ」ということで、郵便受けにテープを張るわけなんですけれども、そのテープは定期的にというか、巡回しながらどういう状況かというのを確認はしていますけれども、いたずらではがされたりだとか、そういうこともありますので、そのテープを張ってあるところと空き室が多少違う場合が時にはあるかもしれません。基本的には、空き室についてはテープを張ってあるような状況で管理のほうをさせていただいております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうしますと、先ほどの私の資料で松原団地15戸というのは、これは24戸の間違いということでしょうか。資料ありますか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、現状の松原団地の空き室につきましては、24戸になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

基本的な点でお伺いしたいわけなんですけれども、先ほど町長の答弁の中に、町の町営住宅、それから県営住宅、合わせて、そうした公営住宅の戸数が197戸という答弁をいただきました。その中で、必要戸数については142戸という数字も出ておりますけれども、この3万人規模の吉田町の中で、町営住宅、答弁では県営住宅も含めてということでもありますけれども、何戸のそうした低廉な公営住宅が必要かということをお聞きしたいわけなんですけれども、先ほどの答弁の中に142戸という数字が出てきています。そうした戸数については、これ県営住宅を合わせてということもありますし、それから、その根拠について、先ほどちょっとお話あったんですが、もう一度その計算根拠なるものと、それから必要戸数の基準が142戸でいいのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど、答弁のほうでありましたとおり、今、県が計画することになっております住生活基本計画という中で、これにつきましては、全国の住生活基本計画を国が作りまして、それに基づきまして、県が住生活基本計画というものをまず策定するわけなんですけれども、その中では、先ほど答弁がありましたとおり、必要戸数が142戸ということで試算がされております。その計算につきましては、統計のデータでありますとか、今の人口でありますとか、そういうものを県が加味しまして、その中で必要戸数につきましては試算をしておりますので、それが今142戸ということで、県のほうでは試算されております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの答弁の中に、県営住宅と合わせますと197戸という戸数があって、必要な戸数142戸を上回っていると。それによって、老朽している松原団地の耐震にやや劣る住宅についても、それを引いてもまだ戸数としては足りるというような答弁をいただいたわけですが

れども、川尻にあります県営住宅、ここを見てもみますと、56戸あるわけですが、現在19戸が空室というふうになっています。ですから、公営住宅というくくりの中では、町営も県営も目的は同じですし、それから入居条件もさほど違いはないと思いますが、入居希望があった場合、県営住宅への入居のあっせんとか、あるいは町営住宅との入居調整とか、そうしたことで、どちらも空室を生まないような効率的な入居ということで、県営住宅のほうとそういうやりとりをしていないのかどうかを伺いたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

県営住宅につきましては、これは町のほうではなくて、静岡県住宅供給公社というところで管理をしております。公営住宅のほうに入居したいというお話があるとき、最初に町のほうに相談に来られるわけなんですけれども、その町に入居希望があった場合は、町に空き室がなければ、県のほうに問い合わせをいたしまして、県のほうで今空き状況がどうかというところも相談をかけさせてもらっています。それに伴いまして、うちのほうの都市環境課のほうの窓口にも、県営住宅の御案内ということで、申込書であるとか、その辺のパンフレットも町のほうに用意いたしまして、一緒に「そちらのほうもどうですか」ということで、お答えのほうはさせていただいております。

県営住宅の募集のほうにつきましても、住宅供給公社のほうから町のほうに、こういう空き室があるということで、ちょっと広報のほうをお願いしたいということで依頼がありますので、そういう依頼がありましたら、うちのほうのでも広報のほうでは発信をさせていただいているという状況でございます。ちなみに広報につきましては、8月に一度掲載させてもらって、今後11月にもう一度、その県営住宅の募集については、掲載をさせていただくような段取りになっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

県営住宅が、こうした空き室があるということで、町民の皆さんから入居の希望というのはどのくらい今受けているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、うちのほうで募集をかけさせていただいておるのにつきましては、今実際、募集をかけて、今現在、去年の5月からなんですけれども、募集をかけさせていただいて、実際に希望があったのは3戸ということで、先ほど答弁のほうでありました住吉団地であるとか、松原団地につきましては、余り希望がないというところございまして、さくら団地あたりで空き室がありますれば、そちらのほうへ入居するような形になりますけれども、実際は去年から1年間では3戸というのが実績でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

実際、私のほうに、いろいろ生活についての御相談とかということで、話がある場合がありますが、やはり低廉なアパート、あるいは町営住宅に入りたいというような話も、ときど

きは受けているわけです。そういう方については、町のほうに相談に行ってくださいという話はするわけですが、

今の県営住宅の横に、以前の雇用促進住宅、それが民間になって、スカイパレスという住宅が今あります。これはRC5階建てで2棟あって、60戸あると思うんですが、見てみますと、ほとんど全ての部屋が入居しているような状況です。以前の雇用促進から、町や、あるいは民間のほうへ移譲という話があったときに、非常に心配をしたわけです。入居者の家賃が上がるんじゃないかとか、あるいは民間になって、うまく利用が進まないんじゃないかという心配があったんですが、結構入っていると。入居されている方は、外国の方も結構おられるというような状況ですが。

町営住宅の場合、入居するときに、連帯保証人という制度があります。この連帯保証人というのは、いろいろ幾つか条件があるわけですが、その一つとして、日本国籍の人という条件も入っているんですが、こういう外国の国籍を持っている人に対して、日本の国籍の連帯保証人をつけるというような条件というのは、ちょっと厳しいんじゃないかなという気はするんですが。

そうした入居条件について、先ほどは今の条件を緩和するつもりはないという回答をいただいたわけですが、そうした外国人の方の入居の希望、あるいは入居条件の緩和という点については、もう少し考える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言った、保証人の関係なんですけれども、実際、今町営住宅のほうに入っている外国人の方もいらっしゃいます。それはうちのほうで設定いたしました入居者資格というものに合致した形で入っていただいております。

そういう中では、例えば、外国人の方であると、勤め先の社長さんであるとか、そういう方が保証人になっていただいて、実際、保証人をつけて入っていただいているというような状況でもございます。

今後につきましては、保証人のあり方につきましても、昨今保証人を必ずつけなければいけないというようなところも、国のほうでも改正がございますので、その辺も含めまして、今後保証人のあり方をどこまで保証人のほうをするかということにつきましては、また検討していかなければならないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

所得の少ない人、あるいは外国から日本にいられて、いろいろ仕事の面もそうですし、それから住居の点についても大変な苦勞をされている方もいるわけですので、ぜひその点については、現実合った、そうした入居の条件緩和について、ぜひ検討のお願いをしたいと思います。

それから、先ほど長寿命化の修繕ということが答弁でありましたけれども、町のほうのそうした計画を見てみますと、長寿命化の修繕事業の中には、財源としては国の補助金、あるいは県の住宅行政連絡協議会負担金というような財源が入っておりますけれども、この県の住宅行政連絡協議会負担金というのは、これはどういう性格のものなのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その協議会のほうなんですけれども、それは直接事業のほうに関係するというよりは、要は公営住宅について検討する、よりよい公営住宅を今後運営していく中で、協議会の中でお互い情報交換であるとか、そういうものについてやっていくというような協議会となっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

第5次吉田町総合計画の前期基本計画の実施計画書というものがあります。その中の町営住宅維持管理事業という項目の中で、これは、今の資料は平成31年から33年ということで、3年間の計画になっているわけですが、その中で、国庫支出金が3,000万円、それからその他として、これも3,000万円ほどの財源内訳というふうになっていますが、今のその協議会というのは、先ほどの答弁ですと情報交換というような話なんですけど、こうした町営住宅に対する協議会の負担金というのは、もう一度伺いますが、どういうふうな性格のものということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど申しましたとおり、そういう協議会への負担金ということで、お互い各市町で負担金を出し合っ、そういう中で協議会について運営していくというような形の負担金になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうしますと、県全体のそうした公営住宅を運営していくための、それぞれの出資金を出し合いながら、必要なところについては負担金ということで交付をしていくというような形ということで考えてよろしいんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

実際、うちのほうの事業をやっていく中で、今、長寿命化計画につきましては、国庫補助の利用と、あとは住宅使用料、そちらのほうを利用しながらやっていくような形になっておると思うんですが、負担金につきましては、こちらから会費という形で、先ほど言った協議会のほうに負担しているような形になりますので、実際うちのほうの事業をやっていくのにつきましては、先ほど言った国庫補助と住宅使用料のほうを利用しながら、事業のほうを進めさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうしますと、この実施計画書の中に、事業内容として、県住宅行政連絡協議会負担金というふうに入っておりますけれども、これは要するに、町からその協議会に出す、負担をするという考え、そういう事業内容ということで考えてよろしいですね。

それともう一つ、その他の財源ということで、それぞれ1,000万円前後の財源内訳があるわけですが、これはその他ということですが、今答弁がありましたように、入居者からの家賃をそこに充当していくという考えでよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言った連絡協議会の負担金ということにつきましては、町のほうから協議会のほうに負担金としてお支払いをさせていただいているという金額になります。

その他の財源につきましては、住宅使用料ということで、住宅を使っている方の家賃ということで、その使用料の徴収の中から財源を生み出しているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほどの入居条件について、もう一度質問させていただきたいと思っておりますけれども、敷金が3カ月というふうになっています。これは民間の場合も大体2カ月、3カ月程度ということであるわけですが、なかなか入るときにそうした一時的にかかる費用というのが相当かかるわけです。ですから、ふだんなかなか収入のない方が町営住宅に入居を希望しても、一時金で支払うお金が高いと、なかなか二の足を踏んでしまうということがあるわけですが、こうした敷金についても同じようなことが言えると思っておりますので、そうした3カ月を月数を減らすとか、あるいは一時期、敷金を一括で支払うのではなしに、毎月の家賃に分割で上乗せをするとか、入居時の負担を減らすような方法というのはとれないものでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の敷金につきましては、吉田町の町営住宅管理条例の中で、3カ月ということであつてでございます。この3カ月につきましては、法律の中でも3カ月以内という中で、この近隣の市町の中でも、ほぼ3カ月ということで、皆さん敷金のほうをいただいておりますような状況です。

この敷金につきましては、住宅の契約時の際の担保といいますか、そういうことでいただいておりますので、退去のときには、敷金については、何もなければそのままお返しするというような性格のものでございますが。

入居につきましては、管理条例の中で、先ほど言った18条の中に、敷金についてうたつてあるわけですが、その2項のところ、家賃同様に、例えば入居者の同居人の収入が著しく低額であるとか、同居人が病気になっているとか、あとは災害に遭った場合には減免であるとか、猶予であるとかという措置をとることができるという条項もございまして、そういう中で、もしどうしてもという方がいれば、それに該当すれば、減免措置であるとか、猶予ということもできるようにはしてございます。

ただ、今入居されている方の中で、敷金でそういう対応をした人というのは、今は該当者はございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

民間のアパートの入居条件についても、入居時にたくさんのお金がかかるということをしてできるだけ避けようということで、そうした敷金なんかも分割払いというような方法をとっているアパート経営、あるいは運営をするような会社は、そうした方策もあるわけですので、ぜひその点も考慮していただいて、検討をお願いしたいと思います。

それから、先ほど連帯保証人の関係でお話ししましたけれども、その中に、町内在住の保証能力のある親族という条項もありますけれども、吉田町にずっと定住されている方はいいんですけれども、吉田町に引っ越しをされてきた方は、なかなか親戚の方もないでしょうし、そうした方に町内の親戚が連帯保証人の条件となるというのは、非常に厳しいものがあると思うんですけれども、例えば、こうした民間の場合ですと、間に保証会社を入れて、家賃の保証、あるいは連帯保証人についても会社のほうで受けるというようなことで、保証人なしでも入居できるようなそういう条件というのが民間でも広がっているんですけれども、これを町営住宅のほうにも適用するというふうには考えないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、お話ありました連帯保証人の関係で、民間の方をというところでございますけれども、今連帯保証人の中で、原則として、町内在住の保証能力のある親族の方という中で、先ほど言った、例えば在住じゃなくても、会社の社長であるとか、そういうことも考慮の中に入れてながら考えているわけではございますが、民間の機関につきましても、そういう例も確かに民間の場合は、家賃の場合ありますけれども、なかなか制度を使うのには、今後また研究をしていかなければなりませんけれども、例えば家賃の滞納であるとか、そういうことがあっても、交渉がなかなか難しいというところもありまして、民間のほうのそういう機関を今のところ使っているところはございませんけれども、そういうものも今後よりよいものになるのであれば、ちょっと研究しながら検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

また、この入居の条件の中に、浴槽・風呂釜などは各自持ち込み、退去時には撤去というふうになっているわけですが、今どき実際にそういうことを実施しているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員のおっしゃるとおり、入居時に風呂釜とかそういうものは一緒に自分で持ってきていただいてやるというのは、条件の中にもございますので、今も実際にそういう形でやっております。

ただ、今後、先ほど言った長寿命化計画の中の居住性改善という中で、今までは長寿命化計画の中で、屋上防水であるとか、外壁塗装であるとか、そういう外周りについて修繕を行ってきたわけですが、今後につきましては、居住性改善という中で、今あります風呂釜であるとか、そういうものについても、その計画の中で実際に設置して行って、そういうものも負担をかけないような形で居住性改善のほうを行っていくという中で考えていくような計画になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

これは、前からのこうした実施要領の中でうたわれているわけですが、今どき風呂おけや風呂釜を自分で持ち込む、あるいは退去のときに撤去するというような、これは普通のアパートでもこういうことはないわけですし、台所、トイレ、風呂、これはもう常に完備している状態というのが普通ですので、こういう条件はやっぱり早くなくしていただいて、これについてもすごく負担がかかるわけです。撤去しても、これまたどこかへ持っていくというわけにはいかないんです。ですから、そういう点での負担をできるだけやっぱりなくしていただいて、御負担がかからない入居をしていただきたいと思いますので、ぜひその点については早急に検討をしていただきたいと思います。

もう一点ですが、入居条件の中で、町民税を滞納している人は申し込めないというふうになっておりますが、やはり収入が少ない人、生活が大変な人の中には、こうした町民税だけでなしに、いろいろ税金を滞納されている方はいるわけです。ただ、本人がどうしようもないということで、それこそ生活のSOSということを出している人というのはかなりいると思うんです。ですから、そういう人たちにこそ、低廉な住宅についてぜひあっせんをしていただきたいと思います。例えば、安い町営住宅に入れば、今までの家賃が少しは浮いてくるというような人もいると思うんですけれども、そうして安くなった家賃の負担分を税金の納付に使うとかということで、分割納付の確約とか、そういうことを担当課と一緒に検討していただいて、できるだけ税金も納めやすくする。それから、町営住宅への入居もできるというような条件をぜひ整えていただきたいと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、おっしゃいます滞納している方が分割で支払うときというお話ですが、もともと町営住宅の目的といたしまして、先ほど答弁の中にもありまして、低廉で、住宅に困窮しがちな低額所得者に対して住宅を供給するという中で、もともとの入居の収入基準が、国のほうで定めております住宅に困窮するところの収入、困窮する方を基準に収入基準を決めておりますので、かなり所得の低い人であっても、負担にならないような収入基準のほうを設定させていただいております。

そういう中で、分割払いということですが、先ほどありまして、やはり住んでいらっしゃる方の使用料であるということと、あとは維持管理にいたしまして、皆さんの税金で賄っている部分もございますので、そういう中でやはり、というのもございますし、分割払いということになりますと、そもそも税金をお支払いいただけない

方の支払い方法としてという前提になってしまいますので、やはりそういう、町が運営するものであるという中では、滞納していないという基準というのはやはり設定しておかないといけないものではないかなというふうに考えておりますので、その辺の分割につきましては、していれば要件を緩和できるというところについては、ちょっと難しいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今は、そうした一括払いでないとだめだよと。となると入居も難しいですし、税金も払えないと。分割納付のそういった約束があれば入居ができるとなれば、お互いにいい面が出てくるんじゃないかと思うんですけども、例えば、滞納している方にこうした分納の関係について、税金の担当のほうから見てどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

今、滞納者の方のお話ということで、税務課のほうから答えさせていただきますと、担当課といたしましては、滞納されている方の税金が、一日でも早く解消されるというところは大きい望むところではございますし、滞納者の方のためにも、一日も早く解消するということは、これからの生活設計のためにも、大変重要なことだと思っております。

ただ、それと、町の施策で入居条件とかほかのものの施策におきましても、滞納がないという条件をつけさせていただいているということとは、またちょっと別のこととなるかと思っておりますので、滞納者の方には、うちのほうから税金のお支払い方法としては御相談を受けさせていただきますし、お話もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

役場の窓口に来られる方で、やっぱり生活が大変だと。そういう税金の面とか、あるいは健康保険の面とか、いろいろな関係が出てくると思うんですけども、町では今、そういう窓口で、ワンストップサービスということで、いろんな関係課がその場で話をまとめて生活を支援するというので方策もやっているわけですので、その一環として、税金滞納をなくすという方法、あるいは生活を改善するために町営住宅に入居をするというようなことでの前向きなそうしたワンストップでの生活改善、それからそういう住環境の整備という点では、ぜひ総合的に検討していただきたいなと思います。

それから、松下団地については、これは近くにスーパーなどがあるものですから、割と買い物については便利だと思うんですけども、そのほかの住宅、さくら団地や松原団地、住吉団地、スーパーなどでの買い物が非常に遠いと、不便だという声があります。そうした買い物などの利便性をよくするため、あるいは生活面で困っていることがあれば、便宜を図るという、何かそうした生活面に対するアドバイスなどを住宅の担当の課として、住宅管理以外について便宜を図っている点、何かありますか。

○議長（増田剛士君） 議員。ちょっと違うんじゃないかな、質問が。

○12番（大石 巖君） いや、これは入居条件の関係ですから。

○議長（増田剛士君） 入居条件とは違うんじゃないかなと思いますが、担当課、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、生活という御質問でございますが、例えばそういうことに関して、何か援助というものは、今実際は当課においてはやっておりませんが、ただ、先ほどおっしゃいました同じ町の中で、都市環境課であったり、例えば高齢者の方であるとか、そういう方であれば、福祉課のほうで、例えば福祉のサービス事業であるとか、そういうものもございますので、そういうものを紹介しながら、そういう中で、町の中でうちの課ではできないことは、福祉課であるとか、例えばそういう税金の問題であれば税務課であるとか、そういったことは連携をとっておりますので、そういう中でももしそういうことを手助けできることがあれば、町のほうではそういうふうな形で紹介したり、そういうことでサービスを提供したりということはやっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

確かに、入居者からいろいろなそういう生活面での話を聞く場合があると思うんですけども、今のお話のようにほかの課とも連携して、ぜひ生活が困らないような、そうした入居者のお話をよく聞いていただいて、便宜を図っていただきたいなと思います。

それから、さくら団地の自転車置き場を見ますと、もう使えなくなったような、いわゆる粗大ごみという自転車が山積みになっているわけですけども、住宅の中でそうした粗大ごみなどは、誰がどういうふうに処分することになっているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

さくら団地の自転車ということでございますが、実際、自転車等につきましては、例えば退去の方とか、そういう方が自転車を持っていらっしゃる方がいれば、退去のときにそういうものは持って行ってくださいということで指導いたしますし、退去のときにうちのほうも立ち合いますので、そういうものが残っていないかどうかというのを確認させていただいているような状況でございます。

今、さくら団地の中にございます小さい自転車であるとか、そういうものがちょっと、何台かあるわけでございますが、多分あれにつきましては、例えば、さくら団地につきましても、20年であるとか、住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますので、例えば小さいお子さんが大きくなって、その自転車を処分せずにそこにずっと置いてあるということもございますので、そこに置いてあるのは、ほとんどが住んでいらっしゃる方の所有物であるというふうなうちのほうは認識しております。

そういうものであっても、やはり、もし使わないものであれば、リサイクルに出すであるとか、どうにか処分してくださいというようなことは、うちの方でも指導させていただいておりますので、また今後もそういうものに関しましては、退去時に関しては持っていかせようことをちゃんと指導いたしまして、確認をさせていただくと。入居者につきましては、

うちのほうからそういうものについては適正に処分していただくように指導はさせていただくようにしてまいります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

資料として添付できませんでしたが、昨年度、30年度の一般会計決算資料ということで、主要な施策と成果に関する説明書というものをいただいております。この中で、244ページ、245ページに町営住宅の管理事業について掲載されているわけですが、植木の剪定手数料が、さくら団地、松下団地で4万6,000円、それから植栽管理委託料が、さくら団地で年2回で81万円というふうなことで、樹木の剪定・管理等の手数料と委託料が出ているわけですが、実際に現場を見てみますと、団地内の草刈りがほとんどされていないというふうに見えるわけですが、こうした樹木の剪定や草刈りも、こうした管理の中に一緒に含まれているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員さんがおっしゃる委託料のほうでございしますが、これにつきましては、実際にうちのほうで委託に出しているのは、例えば、高木で一般の住民の方が管理するのは難しいというところのものであるとか、そういうものについてはうちのほうで委託として出させていただきます。例えば、広場とかああいうところの草刈り等につきましては、あくまでも共有スペースでありますので、その管理につきましては、入居していらっしゃる方をお願いをしているという状況でございします。

なかなか、やってくれる方もいるし、やってくださらない方もいるという中で、やはりその共有スペースにつきましては、皆さんで使うものでございしますので、皆さんで管理してもらえるように、今も指導させていただいております。

今後につきましても、そこにつきましては、住んでいる方に管理していただくということで、うちのほうで指導していきたいというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした住環境の整備についても、よく入居者の方と、その点については調整をさせていただいて、住みよい環境をつくっていただきたいなと思うわけですが、吉田町には、年金暮らしの人や、あるいは所得の少ない若い世代の方も大勢いるわけですので、そういう人たちの定住が進むような形で、町営住宅にその役割を担っていただくということについて、より一層の努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

◇ 楠 元 由美子 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、2番、楠元由美子君。

〔2番 楠元由美子君登壇〕

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和元年第3回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、プログラミング教育について、教育長にお尋ねします。

初めに、文部科学省は、2020年度から全小学校で「プログラミング教育の必修化」を決定いたしました。我が国の競争力を左右するのは、IT力。ヨーロッパでは、IT力が若者が労働市場に入るために必要不可欠な要素であると認識されており、現在90%の職業が、少なくとも基礎的なITスキルを必要としていると言われており、多くの国や地域が、学校教育のカリキュラムの一環として、プログラミングを導入しています。一方日本では、2020年までに37万人ものIT人材が不足すると言われていています。今後、国際社会において、IT力を巡る競争が激化することが予測され、子供のころからIT力を育成して、裾野を広げておかなければ勝ち抜くことができないという思いから、小学校におけるプログラミング教育の必修化が実現されました。

プログラミング教育の円滑な実施に向けて、2019年度から準備を始める実施工程表の一例を挙げています。この例によると、春はICT環境の整備を開始するようになっており、我が町では、既に「TCPトリビンスプラン」の施策の一つ、児童用ICT機器の整備で、各小学校へ生徒用タブレット40台を用意し、ICT教育の推進を進めています。そして、同工程表の一例の夏においては、全学校の特定の教師がプログラミング模擬授業を開始、冬は整備に関する意思決定、予算成立となっており、2020年度の春、本格的始動となっています。

以上を踏まえ、以下、質問します。

- 1、プログラミング教育が始まることによって、これまで町が描いてきた子供たちの将来像にどのような効果があるとお考えでしょうか。
- 2、隣の牧之原市では、中学校の廊下にWi-Fiルーターを設置し、教室内で理科の実験等をユーチューブで視聴できる環境となっていたり、市内民間企業を講師として、ドローンを活用した授業形式でプログラミング教育を学ぶ教員対象の研修ワークショップを開催するなど、我が町と比べると、ICT機器の推進や先生方への研修等への準備が進んでいるように私は考えますが、我が町では、今後のICT機器の推進と先生方への研修の準備をどのように進めていくのでしょうか。
- 3、2020年度から、プログラミング教育とともに、小学校で英語が必修化されるなど、さまざまな教育改革が行われ、教員1人への負担が増えてくることが考えられますが、町では円滑な実施に向けた導入をどのように考えていますか。
- 4、学習指導要領に例示されている単元等で、プログラミング教育を実施するものとして、5年生では算数、6年生では理科となっており、新たな教科書には実施方法が載り、先生方も子供たちへ伝えやすいようですが、総合的な学習時間においては、特に教科書等はないと伺っています。我が町では3年生から取り入れていく方向性で考えているとのことですが、三つの探求課題は、地域や社会に密接した課題となっており、社会見学などを通して地域社会を学び始めた3年生よりも、もう少し経験を重ねた高学年からのほうが、子供たちにも学びやすいのではと私は考えますが、町はどのようにプログラミング教育を導入し、進めようとしていますか。

以上が私の質問の要旨です。明確な御答弁をよろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） プログラミング教育についての御質問のうち、1点目のプログラミング教育が始まることによって、これまで町が描いてきた子供たちの将来像にどのような効果があるとお考えでしょうかについてお答えさせていただきます。

まず初めに、これまで町が描いてきた子供たちの将来像についてお答えさせていただきます。

吉田町では、吉田町教育大綱の中で、教育を通じて、生涯にわたり学び合い高め合う人づくりを目指しています。そして、そのことを達成する一つの柱として、「主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します」を掲げており、さらにその解説として大綱の中で、「目まぐるしく変化する時代の中であって、たくましく社会を生き抜いていくには、豊富な知識を備えていることが必要です。困難な壁に行く手を遮られたとしても、また生き生きと暮らしていく上でも、みずからの力で乗り越え、切り開くための知識と教養の習得を推進していきます」と示しています。

他方、プログラミング教育とは、小学校学習指導要領解説総則編において、「プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったプログラミング自体の技能を身につけることだけが目的ではなく、プログラミングを体験することを通じて、プログラムの働きのよさや、情報社会がコンピューターを初めとする情報技術によって支えられていること。さらには問題解決のためには必要な手順があることといった知識を獲得することや、物事を分解して考えたり、それらを組み合わせたりしながら、どのようにすればより意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考える力を身につけること。さらに、身近にプログラムで動いているものに関心を持ち、それらを上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度を育てることのために行われるもの」とされており。

その上で、プログラミング教育が始まることによって、これまで町が描いてきた子供たちの将来像にどのような効果があるのかについてお答えさせていただきますが、先ほど述べましたプログラミング教育を通じて育まれる知識や論理的思考力は、子供たちがどのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められるものであると考えており、このことは吉田町教育大綱が目指す、生涯にわたり学び合い高め合う人づくりを支える構成要素であるとともに、大綱にあります困難な壁に行く手を遮られたとしても、また生き生きと暮らしていく上でも、みずからの力で乗り越え切り開く力を養う上で、大きな効果をもたらすものと考えております。

次に、2点目の隣の牧之原市では、中学校の廊下にWi-Fiルーターを設置し、教室内で理科の実験等をユーチューブで視聴できる環境となっていたり、市内民間企業を講師として、ドローンを活用した授業形式でプログラミング教育を学ぶ教員対象の研修ワークショップを開催するなど、我が町と比べると、ICT機器の推進や先生方への研修等への準備が進んでいるように私は考えますが、我が町では、今後のICT機器の推進と先生方への研修の準備をどのように進めていくのでしょうかについてお答えさせていただきます。

まず初めに、当町のICT機器の整備状況についてですが、平成28年度の整備で、子供用のコンピューターをタブレット式に入れかえ、パソコン室に集約して配備し、必要なときにタブレット端末を持ち出して使用する形をとることで、効率的な運用を図ってまいりました。こうした活用の結果、小・中学校では計算上、授業において週1回以上のパソコンに触れる機会を設けることができることとなっております。

しかし、学校において整備すべきICT環境については、一昨年12月に文部科学省から発表された平成30年度以降の「学校におけるICT環境の整備方針について」において、最終的には1人1台専用が望ましいが、当面1日1コマ分程度の活用が保障されるよう、3クラスに1クラス分程度の配備を目指すことが目標として示されました。このことは、本年6月に文部科学省より示された「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策最終まとめ」においても研究がなされております。

こうした方針を踏まえ、教育委員会では、令和2年度において、目標達成に必要となる中学校で160台程度、小学校で280台程度の学習用コンピューターの追加導入をしたいと考えており、予算の確保に向けて努力してまいります。

次に、先生方への研修についてですが、吉田町では昨年度、教育委員会が主催し、学習指導要領上のプログラミング教育の位置づけや、具体的な実践事例の紹介等を内容とした研修会を実施いたしました。また民間企業を講師としたドローンを活用した授業を自彊小学校で実施し、それを各学校にも公開しております。さらに今年度は、ICTサポーターを各学校に派遣し、ICTサポーターによるプログラミング教育の研修会や授業プラン、授業の資料作成等の補助を行っております。加えて、それぞれの学校の情報担当者と来年度からのプログラミング教育の全面実施について検討し合う場を設けており、そこでは、吉田町版プログラミングモデルカリキュラムの作成に向けて、鋭意検討を行っております。

検討を進める中で、今年度より各学校では、既にプログラミング教育の実践が進められており、例えば、小学校算数の正多角形を学習する単元で、スクラッチというプログラミング学習用ソフトを活用した実践が行われていたり、小学校音楽の旋律づくりの単元で、同じくスクラッチを用いた実践が予定されていたりします。そのほかにも、生活科や総合的な学習の時間、学級活動などで、プログラミングを活用した授業を行うことを計画しております。今年度中にこうした実践に基づいたモデルカリキュラムを作成することで、より実効性のあるものとするとともに、教員一人一人がその経験やコンピューターへの苦手意識にかかわらず、プログラミング教育を円滑に実施することができるようになることを期待しております。

こうした取り組みを通じて、プログラミング教育の円滑な実施に向けて、学校と協力しながら、必要な環境整備、研修を推進してまいります。

次に、3点目の2020年度からプログラミング教育とともに小学校で英語が必修化されるなど、さまざまな教育改革が行われ、教員1人への負担が増えてくることが考えられますが、町では円滑な実施に向けた導入をどのように考えていますかについてお答えいたします。

まず、プログラミング教育及び小学校における英語教育の必修化など、新学習指導要領に確実に対応するためには、増加する授業時間及び授業準備時間を教育課程の中でどのように確保するかということが、大変重要になってくると認識しております。当町ではこうした課

題に対応するため、TCPトリビンスプランにおいて、授業日の平準化を掲げており、この取り組みを通じて、授業時間数の増とともに、放課後時間の生み出しを通じて、授業準備時間の確保をしていくこととしています。

また、その中でプログラミング教育を円滑に実施するため、先ほども述べましたとおり、ICTサポーターの各学校への派遣、吉田町版プログラミングモデルカリキュラムの作成などを実施してまいります。

最後に、4点目の学習指導要領に例示されている単元等で、プログラミング教育を実施するものとして、5年生では算数、6年生では理科となっております。新たな教科書には実施方法が載り、先生方も子供たちへ伝えやすいようですが、総合的な学習時間においては、特に教科書等はないと伺っています。我が町では3年生から取り入れていく方向性で考えているのですが、三つの探求課題は、地域や社会に密接した課題となっており、社会見学などを通して地域社会を学び始めた3年生よりも、もう少し経験を重ねた高学年からのほうが、子供たちにも学びやすいのではと私は考えますが、町はどのようにプログラミング教育を導入し、進めようとしていますかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、プログラミング教育の実施教科や単元は、学習指導要領上、例示にとどまっており、どの教科、どの単元で実施するかということについては、各学校に任されております。先ほどの質問でもお答えさせていただきましたが、現在町として、どの教科、どの単元で実施するのかということについて、それぞれの学校の情報教育担当者との会議を設け、検討を進めております。

学習指導要領において例示されている算数や理科は、検討する上で大変参考となるものであり、そうした教科が中心となると考えておりますが、現時点では、そのみに限らず、発達の段階や機器の整備方針など、さまざまな視点から検討しております。また今年度、試行的にさまざまな学年において実践がなされることとなっておりますので、こうした状況も踏まえ、引き続き町として、どの学年、どの教科で実践していくのかということを検討してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

今、プログラミング教育が始まることによって、町が描いてきた子供たちの将来像を具体的にお話をお聞きしましたが、プログラミング教育から論理的思考力が養われることによって、相手を思いやる能力も生まれ、互いを尊重し合う人間への成長できると私は期待しますが、教育長は、プログラミング教育によって、子供たちがどう変わっていくとお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほども答弁のところでも述べさせていただきましたけれども、基本的にプログラミング教育というものは、物事を分解して考えてみたりだとか、それを組み合わせることで考えてみたりとか、そういった論理的思考力でありまして、問題解決のためには手順があるというようなことを知識として知るといふようなことを目的に導入されており、我々もそういった趣旨のもとに進めていこうというふうに考えております。

ですので、この導入によって、今申し上げた論理的に考える力であるとか、問題解決のためには手順があるというようなことを知って、それを社会の中でどう活用していくことができるのかというようなことを考えられるような子供が育つのではないかなど。そういうために行われるものではないかなど考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 教育長は、そのような子供たちに成長することによって、今の学校生活がどのように変化していくとお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） このプログラミング教育を導入することによって、学校自体がどう変わるか、そこまで大きな変化を学校教育全体に及ぼすものなのかどうかというようなところまでは、大きく想像しているところはありませんけれども、このプログラミング教育を導入することによって、各教科の学びというものとは深まっていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

プログラミング教育を学ぶことによって、いろいろな問題解決の知識も子供たちが少しずつ気づいてきたりするかと思うんですけども、このプログラミング教育によって、子供たち一人一人が自分の中の新しい才能に気づき、どんな状況でも1人で立ち上げられる前向きな子供たちが増えていくと考えます。そのような子供たちが、吉田町内のイベントのチラシづくりやボランティアなどで活躍できたら、郷土愛も育まれ、もっと豊かな子供たちへと成長できると私は考えますが、町は、そのような子供たちの活躍できる場所づくりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 子供たちが郷土愛を持って成長していくということは、大変重要なことだと思いますし、やっぱりそういう気持ちを持ってもらいたいなという思いは、常に持っております。その中で、今おっしゃられた、例えばイベントのチラシづくりであるとか、そういった町づくりに子供たちが参画していくということについても、積極的に行っていくべきではないかなというふうに思っております。

例えばですけども、昨年度、住吉小学校では、特に住吉地区をどうするかということを経済的な学習の時間の中で自分たちで調べて、課題を見つけ出して、それを町のほうに提言するというような授業を行いましたし、また中学校の美術の授業でも、この町を盛り上げるために、町のよさというのを自分たちで調べて、それを絵にして、実際に缶バッチであるとか、そういったことにして、小山城で配布をするというようなことも行っております。

そうした活動を通じて、日ごろ学んでいることが、実社会・実生活にどうつながっていくのかというようなことを子供たちが理解することができて、さらに町としても、やはり町づくりの担い手の一人として、小学校、特に低学年・中学年は難しいかもしれませんが、高学年や中学生などは、町づくりの担い手の一人として期待できる場所もあるのかなというふうに伺っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） プログラミング教育導入に向けて、着々とした教育活動が行われていることを今いろいろと教えていただきました。

今までの学校生活では、団体、またはグループの中で生き抜いていく力を養うことが多かったと私は考えます。このプログラミング教育の導入によって、一人一人の個性を引き出し広げていくことで、自信がつくと私は考えます。また団体、あるいはグループ活動が苦手な、楽しく学校に通うことができなかつた子供たちにとって、このプログラミング教育は、新たな道に導いてくれる大きなきっかけにつながると私は考えますが、町は、今後子供たちがどのように変化していくと考えますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、プログラミング教育の導入の目的、これは国のほうで示された目的でもありますけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり、問題解決には手順があるということでもありますとか、論理的思考力、物事を分解したり組み合わせたり、それをさらに改善していくというような論理的思考力を身につけるために、基本的には導入されているものと理解をしておりますので、そのことによって、目的としては、何か子供たちに自信をつけるために行っているわけではないんですけれども、結果としてそういうことになれば、もちろんいいのかなというふうに思うところはございます。

これまで、学校教育というのは、当然ですけれども、一定の学年になれば、みんなと同じ内容を学んでというような、それがよさという部分もあったかと思っておりますけれども、協同性であるとか、協調性であるとか、そういったところを重視するところでは実際あったというふうに思います。それはそれで、子供たちにとって重要な学びであったと思っておりますけれども、それだけではなくて、一人一人個性を持った子供たちですので、その個性をどうやってその集団の中で発揮していくのかということであるとか、集団になじめなかつたとしても、自分のいいところはこういうところにあるというようなことに気づくというのは、学校教育の中でも当然大変重要なことだと思っておりますので、それがこのプログラミング教育に全て集約されるかという、すぐにつながるものではありませんけれども、学校教育全体を通じて、そういったことを子供たちにわかってもらえるような教育をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 自信につながるかどうかはわからないけれども、結果的にそういった形の方向性になっていけばいいということで、なかなか学校に通うことができないお子様たちもまだいらっしゃると思っておりますので、そういった子供たちが、また新しく気持ちよく学校生活を送れるようにつながっていけばいいと思います。

次に、町長にお尋ねします。

プログラミング教育によって、いろいろな分野で活躍していく子供たちが増えていくと考えます。町外、県外、または世界での活躍もうれしいのですが、そのすばらしい活躍を吉田町で生かしたら、または吉田町から世界へ発信できたら、ますます活力あふれる町へと発展

していけると私は考えますが、そのような子供たちの活躍できる場所づくりを町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員も御存じだと思いますけれども、こんな言葉がございます。「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」、グローブというのは地球ですから、地球規模で物事を見て、俯瞰して考えて、地域でもってその結果をいろいろ考えて行動しなさいと、そういうことなんですけれども、私の経歴で、今から40年ぐらい前に外務省に行って、ベルリン、当時でいいますと、西が世界のショーウインドーでございますけれども、そこで東ヨーロッパの世界をさまざま見させてもらいました。軍事的な問題もたくさんございましたし、そういう中において、日本というものがどういうふうな立場に置かれているかと考えました。その後、ミュンヘンで国際政治の研究所に行って、政治と軍事の関係ポリティクス・ミリタリーについて考え、日本というものが政治と軍事をどのように考えていけばいいのか、そういうものについても考えてまいりました。

そういう中において、身につけたポリティクス・ミリタリーも、そう考えなきゃならないと、ひとつの修正でございますけれども、今申し上げた「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」、地球規模で物事を考え、それから地域でもって行動しなさいと。私の場合でいいますと吉田町でございます。

2014年だと思いますけれども、IMF、国際通貨基金からある報告書が出ました。「デモグラフィック・チェンジ・イズ・インパクト・オン・インフレーション・アンド・デフレーション」、いわば人口的な変化というものが、インフレであるとかデフレにどういうふうな影響を与えますかという問題ですけれども、今日本では、人口減少と高齢化というものが、二つとも、携えてと言ったら申しわけないですけれども、並行的に動いています。これは世界では日本だけでございまして、基本的に、欧米であるとか、そういう国においては、高齢化という問題は大きな問題ですけれども、人口減少というものは直接的な問題になっておりませんので、今申し上げた高齢化がどういうふうに経済にインパクトを与えるのかと、そういうことを考えているんですけれども、それは今申し上げた2014年ですか、IMFから出た「デモグラフィック・チェンジ・イズ・インパクト・オン・インフレーション・アンド・デフレーション」。そうなりますと、日本では、数字で載っているんですけれども、2016年の日本の人口が1億2,774万9,000人。それが2060年、今からだいたい40年後でございまして、どんなふうになりますかと、8,673万7,000人、すなわち32.1%の人口減少になります。こんな国は基本的にないわけございまして、その表で見ると、アメリカは32.8%増加。それから中国が9%の減。日本が32.1%。主要国で減っているのはドイツ、イタリア、それからロシアですか。ドイツが13%、それからイタリアが7.9%、それからロシアが13%。ほかの国は増えております。とりわけ増えているのがオーストラリア、豪州でございまして、48%。いわば基本的に高齢化というものは、いろんな国では進行しているわけございまして、人口減少というものはないと。

そういう中において、一番憂えなければならぬのは、日本というものが極端な場合には、発展途上国になる可能性というものが指摘されております。もう日本は先進国から脱落して発展途上国になると。これは何としても、やっぱり経済的な意味において、最終的にはあらゆるものは経済というものが基盤にあって、その経済というものがよりよく円滑に動く

ことが最大の問題であると。先ほど申し上げた人口減少は、デフレ圧力なんです。それから高齢化というのは、インフレ率の更新を抑止するもの。いわば、これもデフレ傾向に行くわけですが、これになってきますと、もうデフレスパイラルから逃げ出すことができない。それが日本の、いわば発展途上国になってしまうかもしれないと、そういう危惧の原因でございますけれども。

そういう中において、当然のことながら、日本経済がこのまま没落するのではなくて、よりよく時代の変化に対応していくためには、このごろ、働き方改革というものが言われます。日本では一般的に、働き方改革というものを単に働く時間を減らすということなんですけれども、これは全然反対でございます。一番大事なことは、生産性を上げるということです。もう一点は、経済社会においては、企業というものをより大きくする。世界規模で戦うためには経済規模の大きな会社がないと戦えませんから。それともう一つ、消費を上げるには給料を上げろと。基本的に国がさまざまな形で、最低賃金であるとか給料を上げなさいとしつこく言っているのは、今のままの給料では、消費に回らないと。だから給料を上げなさいと言っているわけでございますけれども、そういうことをするためには、やはり議員がおっしゃられたことでございますけれども、いわばそういう世界。例えば、2060年でございますと、今の小学校に入った子が6歳とすると46歳。中学生が15歳ですから55歳。まさに日本の経済そのものを支えている、いわば人口の帯でございますけれども、その辺の方々が、今うちの町においても、いわば、プログラミング教育であるとか、AIであるとか、コンピューターであるとか、そういうものを駆使するような形で、選択肢がより多い子供たちになってもらいたい。そのためには、当然のことながら学力の向上というものが最大の問題でございますけれども、そのために新しい授業。先ほど教育長が答弁した中において、コンピューターの数を増やすというんですけれども、じゃ、コンピューターの数を増やして、一体どういうふうな学習環境をつくるんだと。すなわち、端的に言ってしまうと、どのような授業をするんだということを具体的に示していかないと、単純に物を増やす、環境を増やすだけではだめで、いわば、どういうふうな授業をすれば、子供たちがこの中学校を卒業するときに、より大きな選択肢を持って世の中に出ていけるかと。そのように考えるわけでございますので、そういうふうな学習環境であるとか、生活環境というものを、当然のことながら、私が直接的にどうのこうのではありませんけれども、今までやったエアコンであるとか、それからトイレの洋式化であるとか、それからLEDの照明であるとか、そういうことは全部環境の問題なんです。だから環境の中にいる子供たちに対して、先生たちが今いったプログラミング教育であるとか、AIであるとか、コンピューターであるとか、そういうものを使ってどういうふうな授業をし、どういった子供たちをつくっていただきたいのか、やはり具体的に出していただきたい。そういうことが一番大事ではないかと。すなわち、この町から、中学3年、15の春に飛び立っていく子供たちが、学力を身につけて、より多くの選択肢を持ってこの町から出て行ってもらいたい。こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 町長のほうから、より大きな選択肢を持った子供たちが卒業できる方向性でというお考えをいただき、本当にこれからの吉田町が新しく変わっていくということをますます実感しました。

2の再質問にいきます。

ICTの機器の推進も進む中、ICT機器を使いこなせる先生に限られてくるかと思えますけれども、町ではそのようなことがないような対策としまして、先ほどサポーターを確保したりというお話がありましたが、このサポーターさんとは、どのような形で選ばれた方でしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今回、ICTサポーターにつきましては、今、町のほうで委託契約をベネッセのほうとしておりまして、そこから派遣をしていただいているものとなります。各学校のほうに月1回程度派遣をして、そこで導入しているソフトであるとか、その使い道であるとか、先ほど答弁にございましたとおり、プログラミング教育について補助をするという形のものをしていただいているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、ICTサポーターさんが各学校に月1度派遣していただくような形でやっていらっしゃるということでしたが、そのサポーターさんはお1人になりますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

1名でございます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） サポーターさんは、今1人、各学校に派遣されているということで、担当の先生方も安心かとは思えますけれども、例えば、今後プログラミング教育が導入されてから、またいろいろと課題が出てくるかと思いますが、そういったサポートとかがその人数で足りるのかと私は考えますけれども、今後はそのようなサポーターさんの人数を増やすとか、そういったお考えはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今回、初めて委託契約して進めておりますので、今後学校と話をしながら、本当にこれから進めていくのに必要な人数等を勘案しながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） いろいろと初めてのことだと思いますので、なかなか教育委員会さんのほうもいろいろと考えることも多いと思うんですけれども、円滑にいろいろと指導できるような形のサポーターさんが、確実にいらっしゃれば安心かとは思っていますので、また今後ともその辺は検討していただきたいと思います。

次に、4の再質問をします。

プログラミング教育の導入によって、今後小学校のクラブなどの変化もあると私は考えますが、町ではどのような形で今後クラブ活動に取り入れていく方針でしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、クラブ活動の位置づけですけれども、小学校において、特別活動の中でクラブ活動というのがあります。年間、学校によっても違いますけれども、数回です。10回以下だと思いますけれども、なので月に1回あるかないかというぐらいの頻度で、小学校では特別活動の中でクラブ活動というものが行われております。そのクラブ活動については、基本的には4年生以上の子供たちで、異学年交流というものを目的として、さまざまな趣味のことであるとか、そういった活動を設けるということになっておりまして、例えば、さまざまなスポーツに親しむクラブであるとか、あとは、それこそコンピューターに親しむクラブであるとか、いろいろなクラブが各学校によって設置されているという理解でおります。

このクラブの設置、こういったクラブを設置するのかどうかということについては、基本的には学校が子供たちの実態などに応じて設置するものでございますので、教育委員会からこのクラブを設置せよというようなことを申し上げるつもりはございません。また学校が子供たちの実態に応じて、必要とあらば、当然設置するようになると思いますし、それよりもっと必要なクラブがあるということであれば、そのような形で設置がなされていくのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 各学校の先生方が、子供たちに応じてまた今後考えていただけるということで、なかなか授業の中だけだと、子供たちも学びきれなかったりとか、さらにもっと深く学びたいというようなお子さんたちも増えてくるかと思っておりますので、またそういった形のお子さんたちの気持ちをいろいろと考えていただいて、いい方向性に行けばいいなと思っております。

次に、ICT機器の操作も、今後子供たちの課題となってくると私は考えますが、タイピングなどの基本的な活用スキルなど、具体的に何年生から取り入れていこうと町は考えていますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員のおっしゃるように、コンピューターのタイピングですか、これはますます重要になってくるだろうというふうに思っております。例えば、CBT、コンピューター・ベースド・テストというような形で、いろいろなテストがコンピューター上で受けるようなテストに変わっていくというような報道もなされておりますし、実際、仕事につく場合であっても、さまざまなレポートをまとめる場合であっても、これからは基本的にはタイピング、コンピューターを用いてやっていくんだらうなということから、そのことは重要であろうというふうに思っております。

一方、小学校に目を向けてみますと、具体的にタイピングをこの時間でやるというようなことを学習指導要領に明記されているわけではございません。学校が工夫によって、例えば小学校のローマ字を学習するような単元の中で、少しローマ字を勉強するときにはタイピングをやってみたりだとか、総合的な学習の時間で、さまざまな町探検をした後のまとめるときに、その前段階としてタイピングをやってみたりだとか、そういった形で徐々にそのタイピングになれさせていくというようなやり方で、現在町では行っております。具体的に、何年

生というところまで、その状況によって決めてはおりませんが、主には少しずつ触れていく中学年・高学年というような形になっていくのかなと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 一応、具体的には考えていないということで、いろいろと活用する授業の内容によって考えられるのが、3、4年生ぐらいからということでお話を聞きましたが、これからこういったプログラミング教育が、ますます活発に円滑に子供たちが学べるためにも、この辺あたりはもう少し低学年からでも考えていただいたほうが、もっと高学年になってから、いろいろと幅広くプログラミング教育を活用できるような方向性に行くかと思っておりますので、また今後とも検討していただきたいと思っております。

次に、総合的な学習の時間で、町の魅力と情報技術が探求課題として追加学習になりました。吉田町の魅力をいろいろと学び、新たな吉田町の課題発見、解決にもつながっていくと私は考えますが、子供たちが発見した町の課題解決策を取り入れていく考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、総合的な学習の時間で何を行うかということですが、議員の質問にもありましたとおり教科書がありませんし、具体的に学ぶ内容というのは、各学校が考えるということになっております。

その中で、「例えば」というようなことで、学習指導要領上、探求課題に例示されているのは、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、これが一つ目です。二つ目が、地域や学校の特色に応じた課題、これが二つ目。三つ目が、児童の興味関心に基づく課題、というのが三つ目です。こういった大きな方向性のもとに、各学校においてそれぞれ総合的な学習の時間というのは、年間70時間程度行われるということになっております。

そういった中で、今町では、先ほど住吉小学校の事例も申し上げましたけれども、やはりこの町のことをよく知ってもらいたい、またこの町に愛着を持ってもらいたい。当然この町の学校に通っている子供たちですので、そう思うところではありますが、そういった形で総合的な学習の時間を各小学校・中学校で展開してもらおうようお願いをしているところでございます。

その中で、当然町にこういった課題があるというような形で、子供たちが探求課題を見つけて、それを調べて分析してまとめて発信するというようなことが、一連の総合的な学習の時間の中で行われることが考えられるわけですが、それをそのまま本当の社会の中で、いわゆる役場の仕事の中にそのまま導入できるかと言われると、もちろんもしかしたらそういうものもあるかもしれませんが、まだまだ吟味が足りなくて、もう少し、それをやるには幾つもハードルがあるよねというようなところもあるかもしれませんし、なので、そこでの課題を取り入れる考えはありますかと言われると、ものを見てみないと何とも申し上げられないというお答えになろうかと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） すぐには、子供たちが学習した内容が町の課題解決策につながるとは考えにくいかもしれませんが、今後何年かこの教育が始まることによって、またいろいろと吉田町の課題につながるような問題解決策が、子供たちの中から見つかってくる可

能性もあると思いますので、またぜひ子供たちの意欲を町のほうでも検討していただいて、このプログラミング教育がますます吉田町が豊かになるための教育になるように、ぜひお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 福 世 義 己 君

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

〔1番 福世義己君登壇〕

○1番（福世義己君） 私は、さきに通告したとおり、安定ヨウ素剤の配布について質問いたします。

中部電力浜岡原子力発電所のUPZ圏内に位置する吉田町は、原子力災害対策を重点的に行う地域となっております。風下側に位置する吉田町は、より多くの放射性物質が広がってくるのが考えられます。被曝の影響を最小限にとめられるように、避難行動や防護措置が必要となってきますが、放射性物質は、人間の五感では感じ取ることができませんので、状況判断が難しいものとなっております。

原子力発電所で、過酷事故による災害が発生した場合、初期の段階では、放射性ヨウ素が多量に発生することが知られています。放射性ヨウ素の甲状腺などへの蓄積を減らすためには、安定ヨウ素剤の事前の服用が有効とされていますが、服用するタイミングによっては、十分な効果が得られないことがあります。吉田町民全員に配布するには、事前の綿密な計画のもと、大変な作業になると思います。

そこで、以下の点について質問します。

- 1、安定ヨウ素剤は、放射性物質が飛散する1日前に服用するのが最も効果的とされていますが、それを踏まえて、町ではどのタイミングで配布するのがよりよい方法と考えていますか。
- 2、配布に当たっては、医師や薬剤師による問診が必要となりますが、必要人数の確保の見通しはどのようになっていますか。
- 3、配布には多くの時間を要すると思いますが、どれくらいの日数を想定していますか。

4、安定ヨウ素剤を服用すると、まれに副作用が出るおそれがある人がいますが、この人たちに服用にかかわる何か対策はありますか。

以上についてお答えをお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 安定ヨウ素剤の配布についての御質問のうち、1点目の安定ヨウ素剤は、放射性物質が飛散する1日前に服用するのが最も効果的とされていますが、それを踏まえて、町ではどのタイミングで配布するのがよりよい方法と考えていますかについてお答えをいたします。

原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被曝防護を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる原子力災害対策重点区域を定めております。

原子力災害対策重点区域の範囲としましては、原子力施設からおおむね半径5キロメートル圏内で、放射性物質が放出される前から予防的に避難を行う予防的防護措置を準備する区域、いわゆるPAZと、原子力施設からおおむね30キロ圏内で、予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避・避難・一時移転を行う緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZがあります。当町は全域が緊急防護措置を準備する区域であるUPZに位置しております。

また、原子力災害対策指針では、安定ヨウ素剤の配布及び服用の態勢について、原子力災害対策重点区域の範囲により異なる措置が定められており、PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに避難と安定ヨウ素剤の服用を円滑に行うことができるよう、平時から事前に安定ヨウ素剤を配布するとされております。

一方、UPZ内においては、全面緊急事態に至った後に、プラント状況や空間の放射線量率等に応じて、避難等にあわせて安定ヨウ素剤を配布・服用を行うことができる体制を整備するとされております。

こうしたことから、当町が安定ヨウ素剤を配布するタイミングにつきましては、原子力災害対策指針にありますとおり、避難、または一時移転の際に安定ヨウ素剤を配布したいと考えております。

次に、2点目の配布に当たっては、医師や薬剤師による問診が必要となりますが、必要人数の確保の見通しはどのようになっていますかについてお答えをいたします。

安定ヨウ素剤の配布に関する医師等の関与につきましては、原子力災害対策指針では、PAZ内の住民は、原則として地方公共団体の開催する住民説明会に参加し、安定ヨウ素剤の配布目的、予防効果等の留意事項について、医師から説明を受け、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を受け取ることとされております。

また、説明会に参加できない住民に対しましては、地域の事情を踏まえ、医師会や薬剤師会と具体的な配布方法等を協議の上、地方公共団体が指定する薬局等に住民が出向き、薬剤師等による説明を受けた上で、安定ヨウ素剤を受け取ることができるとされております。

一方、UPZ内の住民は、原子力規制委員会が原子力施設の状況、緊急時のモニタリング結果等を勘案し、避難、または一時移転とあわせた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性を判断し、その判断に基づき、原子力災害対策本部、または地方公共団体が支持を出すため、原則としてその指示に従うこととされております。

安定ヨウ素剤は、PAZの事前配布の場合と同様に、医師が関与することが望ましいとされておりますことから、町といたしましては、状況に応じて適切な方法により、町民の皆様が安心して安定ヨウ素剤を受け取ることができるよう、静岡県や医師会、薬剤師会との連携を密にし、安定ヨウ素剤の配布に関する体制の整備に努めてまいります。

次に、3点目の配布には多くの時間を要すると思いますが、どれくらいの日数を想定していますかについてお答えをいたします。

先ほども御説明させていただきましたとおり、UPZ内の住民に対する安定ヨウ素剤の配布につきましては、原則として、避難、または一時移転の際に配布することが、原子力災害対策指針に示されております。

このことから、当町におきましても、この指針に従い、安定ヨウ素剤の配布につきましては、避難、または一時移転の際に、町民の皆様に対してできる限り速やかに行き渡るよう配布してまいります。

次に、4点目の安定ヨウ素剤を服用すると、まれに副作用が出るおそれがある人がいますが、この人たちに服用にかわる対策はありますかについてお答えします。

平成25年7月に、原子力規制庁は、原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的な方策を示すため、緊急被曝医療に関する検討チームでの議論等を踏まえ、安定ヨウ素剤の配布・服用についてという解説書を取りまとめております。これによると、安定ヨウ素剤の服用による効能、または効果としては、安定ヨウ素剤は放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したもので、主成分はヨウ化カリウムであり、放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、血中のヨウ素濃度が高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ、血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができるとされております。

また、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用の可能性については、急性のアレルギー反応と甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響が考えられるが、安定ヨウ素剤の服用で副作用が生じる可能性は極めて低く、服用支持が出た際に服用を優先すべき対象者である妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等の服用することを躊躇することがないよう、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被曝リスクのほうが大きいことについて、平時からの周知が必要であるとされております。

その他、安定ヨウ素剤にかわるものとして、仮に安定ヨウ素剤と同量のヨウ素を含む食品を摂取したとしても、消化吸収に時間がかかるため、安定ヨウ素剤と同じ効能、または効果は期待できず、またヨウ素を含む薬品、うがい薬や消毒薬等は、そもそも服用に用いることを前提としておらず、ヨウ素以外の成分が多く含まれており、服用することは大変危険な行為であることから、安定ヨウ素剤のかわりにヨウ素剤が含まれる医薬品や食品を摂取してはいけなし、安定ヨウ素剤にかわるものはないとされております。

このため、安定ヨウ素剤の成分やヨウ素に対して、過敏症の既往歴がある服用不適切者や、安定ヨウ素剤を服用した場合の内部被曝低減効果が危険性を下回ると判断された方などは、安定ヨウ素剤の服用はせず、避難を優先していただくことになります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1 番、福世義己君。

○1 番（福世義己君） 今のお答えの中で、避難、あるいは一時移転のときに安定ヨウ素剤を配布するとありましたけれども、今現在、その安定ヨウ素剤を配布する場所というものは決まっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの御質問の安定ヨウ素剤を配布する場所というところでございますけれども、現在広域避難計画も策定中ございまして、実質的にはまだはっきり配布する場所というものは決定してございません。ただ、ある程度、一時退避、避難をするときに通る場所、主な場所、学校等も考えられますけれども、そうした住民の皆さんが避難する際に一番受け取りやすい場所を今後決めまして、また広域避難計画のほうに示していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1 番、福世義己君。

○1 番（福世義己君） 配布する場所がまだ決まっていないということでしたので、早急に決めていただきたいと思います。それによって、住民の方にどこに取りにいけばよいかというものを事前に周知する必要があると思います。そしてその場所が適切であるのか、あるいはその場所に住民が取りに行った場合、車で避難する方が多いと思いますけれども、その車が十分にそこに駐車スペースがあって、順次受け取ることができるのか、そういったシミュレーションも必要になってくると思います。そして通常の事前配布の場合は、医師、または薬剤師の間診が必要になるんですけれども、その間診になれた人、薬剤師でもこの間診になれた人、それで取りに来る人もある程度の知識がある人の場合でも、1 人 5 分から 7 分ぐらい時間がかかるということですので、非常にこの配布には時間がかかります。1 日や 2 日で終わるといことは想定できませんので、できるだけ早く、そういったシミュレーションをしていただきたいと思います。

それから、配布する時期を国のほうからの指示に従って配布するということになりますけれども、放射性物質が飛散する前は、実際に 90%以上の抑制効果がありますけれども、放射性物質が飛散した後では、16 時間たつとほとんど効果が認められていないということで、できるだけ事前に配布してもらって、あとは飲むタイミングだけという形にさせていただきたいと思います。そしてこれらにも、医師会、薬剤師との連携が必要になってきますけれども、医師会、薬剤師とも連携して、こういった形で配布方法を協議していくのかという話し合いはまだされていないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

安定ヨウ素剤の配布の時期、それとタイミングというところでございます。

町長からも答弁がありましたとおり、町としましては、国等の指示に従って、指針にも示されているとおり、そうした指示によって安定ヨウ素剤の配布、それから服用のタイミングを図って、町民の皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

安定ヨウ素剤の服用、議員からもお話がありましたとおり、1日前というお話もございましたけれども、国のほうの指針によっても、大体24時間前から放射性ヨウ素に被曝して2時間後くらいまでであれば、この時間内であれば、90%ぐらいの効果があるというふうにされております。こうしたタイミングを逸することのないようなときに、国のほうも必要なタイミングで支持を出してくると思っておりますので、そうしたタイミングで町民の皆様へ支持を出していきたいと考えてございます。

あと、こうした安定ヨウ素剤を配布するときに、医師、それから薬剤師の関与というところでございますけれども、こちらについては、まだ静岡県の方であるとか、そうしたところとの調整も今後必要になってくるかと思えます。また今後そうした薬剤師、医師、医師会等との綿密な連携を図って、配布の配備体制、こうしたところを整備していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 2017年度のWHOの提言でも、適切な服用のタイミングの重要性について、平時から住民にわかりやすく周知する必要があることが述べられていますけれども、適切なタイミングで服用してもらうために、町民に対して説明会とか、そういったものを開催する予定はありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

先ほども申し上げましたとおり、現在広域避難計画を策定しておりまして、その中でも安定ヨウ素剤の件も入れ込む予定でございますので、こうした避難計画に含めて、こうした安定ヨウ素剤の服用の件につきましても、説明会を開催していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 町民に対しての説明会ですけれども、人の年齢によって、安定ヨウ素剤の種類も服用する量も変わってきますので、できるだけ早くこういった説明会を開いていただいて、住民に周知していただきたいと思えます。生後1カ月未満の子供には、ゼリー状の内服薬、1カ月から3歳まではそれが2錠、3歳から13歳は錠剤になったものを一つ、13歳以上は二つということで、お子さんの年齢によって大分服用のやり方も違いますので、誤って余分に飲んだり、また違う子供に飲ませたりしないように、ぜひ町民に対して、そういった講習会、説明会を開いて、間違いの内容に。そして、いざこういった事態に陥ったとき、スムーズに回復できるように、説明会等、開いていただきたいと思えます。

ほとんどのことが、まだこれからだということですので、できるだけ早目に対策を立てていただいて、シミュレーションをやって、説明会をやって、町民に周知できるような形でお願いをしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 質問は何でしょうか。

○1番（福世義己君） これから、具体的な方針を決めていくということでありましたけれども、それができ上る時期は、大体いつごろを目安に取り組んでいきますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

先ほども申し上げましたとおり、広域避難計画は、今年度中には策定したいというふうにしてございますけれども、その中に安定ヨウ素剤のことも、服用の件について入れ込んでいきたいというところがございますが、ただ安定ヨウ素剤の配布・服用のことにつきましては、まだほかの自治体も今後の課題としてたくさんの課題を持っていまして、県であるとか、先ほども申し上げました薬剤師・医師会のほうとの調整も必要でありますので、そうしたところも含めて、今後の課題としてはありますけれども、ある程度決まったことがあれば、広域避難計画のほうに載せていただいて、そのことについて住民の皆様にも周知していきたいと考えてございます。

以上です。

○1番（福世義己君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、1番、福世義己君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 零時55分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 盛 純一郎 君

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛 純一郎です。

初質問でございます。つたない部分もあるかと思いますが、町民及び傍聴の方にわかりやすい質問を心がけたく思います。よろしく願いいたします。

2019年4月1日に「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」、通称「静岡県自転車条例」が施行され、来月1日より自転車保険の加入義務化と小・中学生の自転車通学時のヘルメット着用の義務化が施行されます。

当条例の前文において、県知事は、自転車が環境に優しい身近な交通機関として、安全で適正に活用され、本県が自転車の聖地となるようこの条例を制定すること、また第4条の2項において、学校の長は生徒が自転車を安全で適正に使用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならないと規定しています。

今回の質問に関連する静岡県自転車条例については、私の一般質問資料添付の1枚目を参照いただきたく思います。

他方において、現在当町において、吉田中学校への生徒の自転車通学は、その距離や時間の多寡にかかわらず、一切認められていない現状がございます。

しかしながら、全国の中学校事例、あるいは静岡市内の各中学校、また隣接市の自転車通学許可状況を参照した上で、吉田中学の生徒が今後も一律に徒歩による登下校のみという姿勢が継続されることは、該当する生徒及びその家庭と、比較的中学の近隣に住んでいる生徒及びその家庭との間で、日常における時間格差について、非常に公平性や合理性を欠いている現状があるのではないかという考えに至りました。

質問に先立ちまして、ここで少し添付させていただいた資料を議場の方、それから傍聴の方への理解を深めていただくために参照していただきたく思います。

まず、1枚目の裏面です。資料2を参照ください。

資料2は、富山県の富山市立の各中学校が、どのような状態で自転車通学を許可しているかというものが一覧になっているものでございます。なぜ富山市の事例を参照したかと申し上げますと、許可条件及びその考え方が一覧で非常にわかりやすい。駿河湾と日本海の違いはございますが、海と川に囲まれた平野部ということで、非常に吉田中学に近い条件のところもあるということ。そして、許可条件は年々変わっていきまして、それが毎年ホームページ上で非常に閲覧しやすくなっているということが主な理由として挙げられます。また、富山県及び富山市は、全国の学力調査の得点も非常に高く、小中の教育に力を入れている地域であることも付言させていただきます。

この資料から、富山市ではおおむね、直線距離ではございますが、1.5キロから2キロ、徒歩通学30分を一つの目安として、それ以遠の生徒に関しては自転車通学の許可を行っているということがうかがえます。

次に、2枚目の資料3では、それを踏まえまして、吉田町の中学生はどうかということでございます。吉田中学から遠い地域の生徒が、今徒歩でどのくらいの時間をかけて通学しているのかを示したものでございます。生徒による個人差はあるかと思うんですが、主に川尻、住吉の沿岸部、それから大幡全域、そして神戸の北オアシスパークや自彊小学校以北では、おおむね徒歩で30分以上の通学時間になっているようです。また、特に住吉の新田地区、あるいは神戸、大幡の東名高速以北になると、片道40分以上から50分もの通学時間が必要となっているということでございます。

次に、その裏面をごらんください。

資料4は、静岡市の現在の自転車の通学状況をあらわしたものでございます。これを用いました理由は、私はこの中の1番籠上中学校を卒業したもののなんですが、三十有余年前になりますが、当時自転車通学、一切認められていませんでした。ここ30年でかなり条件が緩和されているなということがうかがえます。

ちなみに、自転車通学ゼロのところがあるじゃないかという話なんですが、これは都市部で住宅密集地で学区が非常に狭いようなところ、あるいは逆に都市部ではなくて、山間部で自転車通学自体が危険ということで、バスや家庭送迎などを利用して、しかも生徒も少ないようなところがゼロや一桁の通学状況であると思われまます。

続きまして、資料5です。

近隣の市町、吉田中学に隣接する中学校の自転車通学状況がどうなっているのかということでございます。いずれも、吉田中学の周りの中学校は、現在許可制による自転車通学の実施を行っております。これは、高校でクラスメートになるであろう生徒が多い中学です。特に大井川中学や榛原中学では、現在、実に50%以上の生徒が毎日自転車で通学を行っております。学区の広さに関していっても、そうした中学校と吉田中学では余り大きな差はないものと思われまます。

最後になります。この下の資料6をごらんください。

現在、遠距離を徒歩で通学している生徒が、仮に自転車を利用した場合、毎日、あるいは月間や年間でどの程度時間の創出が見込めるかということを表したものでございます。

徒歩30分以上の生徒を例にしても、1日30分以上、月で10時間以上、年間で110時間以上の時間創出が見込め、この時間を願わくば家庭での宿題やスポーツ、文化活動などに展開できれば、町としてその効果は非常に大きなものがあると思われまます。

許可制による自転車通学認可に関しては、該当する生徒及びその家庭の町民としての福祉にかなうものであり、町が進める確かな学力づくり、あるいはTCPトリビンスプランの考え方も親和性が高く、決して相反するものではないと思われまます。

1日往復30分のサイクリングは、体力づくりの面からでも十分あると思われまますし、後はルールや環境づくり、安全性の担保というものが課題になるかと思われまます。

資料参照、ありがとうございました。

それでは質問に移ります。

- 1、県条例に即した形での小・中学生への自転車利用の教育は、当町でどのように今行われているのでしょうか。
- 2、各家庭の判断において、通学時・下校時に車による送迎が行われていることに対する教育委員会としての所見を伺いたく思います。
- 3、遠距離徒歩通学者、ここでは先ほどから出ている2キロ程度、30分程度より遠いところの許可制による自転車通学の認可について、教育長のお考えはいかがなものでしょうか。
- 4、今後、そうした遠距離の徒歩通学者（ここでは実測で約2キロメートル以上、徒歩約30分以上とする）を対象に、許可制による自転車通学の認可、これを早急に検討していただけるでしょうか。また、そうした際に、どのようなことが障壁になると考えられますか。

1の質問に関しましては以上でございます。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、午前中に少しお話がありました、町内小・中学校のICT環境の整備についてでございます。

令和の時代とともに、小中の学校教育を取り巻く状況は、今大きく変化しようとしています。

資料7にありますが、読売新聞の記事によりますと、文部科学省は来年度以降、全小中高등학교の超高速通信網を利用した「ギガスクールネットワーク構想」、仮称ですが、この整備に本格的に乗り出すこと、そして、自治体への費用補助による学校側の環境整備を後押し

し、これとは別に、近い将来、ネットにつながるタブレット端末などを児童や生徒に1人1台配備する計画も進んでいるということでございます。

I C Tの急速な普及・利用促進により、子供、教職員、保護者等が、添付した資料にあるような事例が実現することによって受ける利益は、とても大きなものになると期待される一方、こうしたI C T環境の整備や運用が、文部省が目指しているわずか数年後に本当に実現に至るのかという疑問もあります。

文部科学省が、非常に近い将来の実現を目指す学校のI C T環境については、最後、3枚目の資料の表裏面を御参照いただければと思います。非常に夢のような仕組みでございます。

そこで、以下質問をさせていただきます。

- 1、現在の当町の小・中学校のパソコン及びタブレット端末、あるいはネットワーク環境の整備状況、それを教職員がどのように利用しているかということを教えてください。
- 2、現状において、当町の小・中学校のパソコン及びタブレット端末やネットワーク環境において、職務上課題になっていること、あるいは改善を望む点というのは、主にどのようなものがあるでしょうか。
- 3、文部科学省の政策発表を踏まえ、当町の学校教育に関する各施策、第5次吉田町総合計画の後期の基本計画や、あるいは次年度以降に新たに策定されるであろう吉田町教育大綱、またT C Pトリビンスプランにこのことがどのような影響がありますか。
- 4、3年後、または5年後の当町の小・中学校のI C T環境はどのようになっていると考えられますか。これは現在でのこうなるであろうという整備、運用状況、あるいはビジョンなどを語っていただければと思います。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いいたします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 遠距離徒歩通学者の許可制による自転車通学の認可についての御質問のうち、1点目の県条例に即した形で小・中学生への自転車利用への教育は、当町ではどのように行われていますかについてお答えします。

議員御指摘の静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、第4条第2項においては、「学校の長はその児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない」と、学校における自転車の安全に関する教育の努力義務が規定されております。

本条例は、本年4月1日に施行されましたが、その施行を待つことなく、当町では以前より、子供たちの実態に応じて、自転車を安全に利用するために必要な教育を行ってまいりましたので、その内容について述べさせていただきます。

まず、各小学校では、発達の段階に応じて、自転車の安全な乗り方など、危険回避の技能を高める交通安全教室を毎年実施しており、その中でも特に、各校の4年生の交通安全教室については、学科指導と実技指導をあわせて行う自転車免許講習会となっております。また毎年、児童と保護者に対して自転車点検を依頼しており、親と子がそろって自転車点検を行うことで、交通安全意識の肝要と整備不良による事故の予防に努めております。

さらに、当町では、自転車の安全運転のための知識や技能を高めるとともに、自転車の安全に係るリーダーを育成することを目的として、毎年小学生が「交通安全子供自転車大会」へ参加しております。本大会へは、住吉小学校が毎年、自彊小学校と中央小学校は3年に1回出場しており、毎年出場している住吉小学校は牧之原地区で11連覇、県大会で3年連続3位に輝いております。

また、中学校においても、学年を対象として、年度始めの全校集会や長期休業前の学級活動において、自転車を含めた交通ルールを守るよう指導を行っております。

次に、2点目の各家庭の判断において、通学時・下校時に車による送迎が行われていることに対する所見はについてお答えします。

吉田中学校の登下校の方法は、吉田中学校教育課程大綱の中の生徒心得と吉中生の一日の規定により、徒歩とされておりますが、この規定は、いかなるときにも徒歩通学でなければならないという趣旨ではないとされております。例えば、生徒の健康状態や気象状況等により、徒歩による登下校を安全に無理なく行うことが難しい場合も考えられ、こうした場合に生徒が安全に無理なく登下校することができるよう、保護者が自動車による送迎をすることは学校も認めております。

こうした状況のもと、子供の安心・安全を第一に考え、各家庭の判断によって適切に行われているものと考えております。

次に、3点目の遠距離徒歩通学者の許可制による自転車通学の認可について、教育長のお考えはについて、お答えします。

まず、遠距離徒歩通学者の許可制による自転車通学の認可についての御質問にお答えさせていただく前に、吉田中学校が徒歩による通学を実施している経緯について御説明いたします。

吉田中学校教育課程大綱には、最大で4キロ程の距離を歩くことは、健康の増進、体力の向上並びに生徒の正しい生活リズムをつくる上で極めて有効である。また、この趣旨は、3小学校区の生徒たちが歩き、集い寄るという開校時よりの町民の熱い思いにも添っているとあります。こうしたたくましさや生きる力を育てるといふ学校の教育的な狙い、また交通事故の発生などの安全面への配慮、さらに中学校設置に当たり、誰もが徒歩通学できる場所という町民の思いを汲んで現在の場所が選定されたとも伝え聞いており、こうしたさまざまな状況を踏まえ、開校以来徒歩通学を実施していると伺っております。

その中で、先ほども申し上げましたとおり、中学校の徒歩通学は学校が制定している生徒心得と吉中生の一日において規定されています。本規定は、学校が学校としての秩序を維持し、生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるようにすることを目的に、生徒の実態に応じて定めているものと理解しており、そうした内容が、著しく公序良俗や社会通念に反する場合は別として、そうでない場合には、生徒や保護者の実態を踏まえながら、まずは学校において判断されるべきものと考えております。

教育委員会としては、今後とも中学校の思いを尊重しながら、必要な指導・助言を行ってまいります。

最後に、4点目の、今後、遠距離徒歩通学者（ここでは実測で約2キロメートル以上、徒歩約30分以上とする）を対象に、許可制による自転車通学の許可を早急に検討していただ

けますか。また、そうした際に障壁となることはどのようなことですかについてお答えします。

先ほどお答えしたように、自転車通学の可否を判断するのは学校となります。本件の場合、教育委員会は、学校の管理者として学校の判断を尊重しながら、必要な指導・助言をする立場でございますので、御質問にあります「早急に検討していただけますか。障壁となることはどのようなことですか」について、お答えする立場にございません。

続きまして、町内小中学校のICT環境の整備についての御質問のうち、1点目の現在の当町の小・中学校のパソコン及びタブレット端末や、ネット環境の整備状況や教職員の利用状況はどのようなものですかについてお答えします。

まず、町内の小・中学校に配置しておりますパソコンにつきまして御説明させていただきます。

パソコンの用途別の種類につきましては、大きく分けて二つに分類され、一つは教職員が公務処理のために使用する公務用パソコン。もう一つは、児童・生徒が授業で使用する教育用パソコンでございます。

まず、公務用パソコンについてですが、公務用パソコンにつきましては、各学校に所属する全教員及び全事務職員に1人1台配備しております。また、現在全小・中学校において、パソコン及びサーバーの老朽化に伴う入れかえ作業を進めており、今回導入するものは、基本的にはツーインワンのタブレットパソコンで、今月末には入れかえ作業が完了する予定でございます。

次に、教育用パソコンについてですが、現在全小・中学校にツーインワンのタブレット端末を43台ずつ配置しております。またネットワーク環境の整備状況につきましては、各小・中学校におきまして、パソコン教室と職員室のWi-Fi環境の整備が完了しており、インターネットの利用が可能な状況となっております。

続きまして、教職員の利用状況でございますが、公務用パソコンにつきましては、全ての教職員が公務処理のために使用しております。

教育用パソコンにつきましては、主に児童・生徒が調べ学習を行う際にパソコン教室で使用するなど、各クラスが調整をしながら、それぞれの学校において計画的に使用しております。

次に、2点目の、現状において、当町の小・中学校のパソコン及びタブレット端末やネット環境における職務上の課題や、改善を望む点は、主にどのようなものがありますかについてお答えします。

現在、教育委員会として把握しております当町の教育現場のICT環境に関する職務上の課題や改善を望む主な点につきましては、教室内でタブレット端末をさらに有効に活用することができるよう、教室のWi-Fi環境を整備してほしいという点でございます。

先ほども述べましたが、パソコン教室と職員室につきましては、Wi-Fi環境の整備が完了しておりますので、それらの場所において教材となるデータをタブレットに保存し、そのデータを教室で大型テレビに映し出すことはできます。しかし、インターネットに掲載されている教育用動画の中には、データ保存できない動画もあるため、教職員からはこうした動画も教室で流すことができるよう、Wi-Fi環境の改善を望む声が上がっております。

次に、3点目の文部科学省の政策発表を踏まえ、当町の学校教育に関する各施策、「第5次吉田町総合計画後期基本計画」や次年度以降に新たに策定される「吉田町教育大綱」や「TCPトリビンスプラン」にどのような影響がありますか、についてお答えします。

現在、国から発信されておりますICT環境整備に関する情報によれば、政府は全国の大学や研究機関を結ぶ世界トップレベルの超高速通信網「SINET」を小・中学校、高等学校などの教育に活用するとしております。

また、文部科学省は、ICT環境を基盤とした最先端技術「教育ビッグデータ」が活用される教育現場ということで、教師、子供、保護者、教育委員会、国、大学等の研究機関の五つの視点からなる、近い将来の学校におけるICT環境のイメージを示しております。

そして、これらの実現に向けて、今年度内に環境整備ロードマップを策定するとしておりますので、教育委員会といたしましては、まずは1日1度は児童・生徒1人1台で学習できる環境の実現を目指しつつ、このロードマップも注視し、必要に応じて、今後改定を予定している「吉田町教育大綱」や、現在、順次実施をしている「TCPトリビンスプラン」に反映してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の、3年後、または5年後の当町の小・中学校のICT環境はどのようになっていると考えられますかについてお答えします。

今後、間違いなく、これまで以上に学校教育のあらゆる場面にICT機器が使用され、教員や子供たちにとって、その使用が日常になります。そして、単純にICT機器に触れる、なれるといったことではなく、それを使いこなすことが重要となってきます。

教育委員会といたしましては、まずは来年度、各校3クラスに1クラス分程度のタブレット端末の配備を目指し、その上で、3年後までには全ての教室でインターネットを使用できる環境を整えてまいりたいと考えております。また、教材を拡大して映し出すことができる大型テレビ等を全ての普通教室にあわせて配備し、これらのICT機器を活用した効果的な授業が実践される状況を目指してまいります。

また、5年後には、先ほども述べました全国の大学や研究機関を結ぶ世界トップレベルの超高速通信網「SINET」を活用できる環境整備が進むことにより、国内外の遠隔地とつないだ双方向型の授業や教員研修がこれまで以上に行われたり、保護者がリアルタイムで学校の子供の様子を確認できたりするとともに、学校のあらゆる場面にAIが導入されることにより、AIが教員に対し児童・生徒の実態に応じた指導案の提案をしたり、児童・生徒の学習記録をデータ化して蓄積し、それに基づいた効果的な問題や興味のある学習分野等の提案が個別になされるようになってきたりすることで、より高度で効率的な学習を進めることが学校教育の主流となっていくと予想されます。

当町の各小・中学校においても、こうした未来の学校に確実に対応することができるよう、教育委員会としては、常に将来を見据えながら、積極的なICT環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛でございます。御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を少し行いたいと思います。

中学生の遠距離徒歩通学者に対する自転車通学の許可制(1)のところでございますが、当町の小・中学生にどのような自転車に関する教育をされているかということで、小学校が交通安全教室を積極的に実施していること、非常にいいことだと思いました。

ただし、中学生に関しての、要は自転車のマナーやルールの啓発、これにもっと力をいれるべきではないかと私は考えます。現在、通学の利用はないものの、中学生はみんな放課後、自転車を扱っています。特に利用頻度、あるいは利用範囲、またその後すぐ訪れる高校への通学手段の主力となり得るものがございますので、座学ではなく、例えばグラウンドを利用して、いわゆる事故の怖さを伝えるような実地の研修、あるいはデモンストレーション、こうしたものを所轄の警察、あるいは交通安全協会の協力を得ながら、もっと力を入れるべきではないかと思うんですが、これに関しては、企画・計画などをしていただくことはできるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 御提案ありがとうございます。

まず、交通安全にかかわらずですが、学校におけるさまざまな指導については、発達の段階に応じて系統的に行われております。なので、小学校につきましては、その発達段階に応じて、例えば、先ほど申し上げたさまざまな交通安全教室でありますとか、小学校の4年時には、実技試験、また学科試験、そういったものを含めた自転車免許を付与するというような形にしていたりということで、段階的にやっております。

その中で、現在中学校においては、先ほど申し上げたように、学期の終わり、始まり、また学級活動の場などにおいて、交通ルールをしっかりと遵守すること。また、答弁にはありませんでしたが、生徒心得と吉中生の一日、これはいわゆる校則のようなものでございますけれども、その中には交通規則を守って事故防止に努めるということでもありますとか、自転車を利用する際には、ヘルメットを着用することでもありますとか、そういったことをさまざまな機会を通じて指導しているというようなところでございます。

また、中学校における校庭を利用したということは、御提案として承るといえるのか、御提案としてお聞きしたいと思いますけれども、中学生において、こういった交通安全の指導が必要なのか、求められるのかということについては、今後もさまざま検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 御答弁ありがとうございます。

特に、中学生に関しては、今も啓発は行っておられるでしょうが、やはり実地といいますか、現場でリアルに交通事故の衝撃などを伝えるような作業で、より啓発を促すという姿勢は、私も非常に大切なことだと思っておりますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

続きまして、(2)家庭送迎に関すること。御答弁の中では、一概に徒歩通学のみではないよと。体調の悪いとき、あるいは荒天時といいますか、雨が激しいときなどは家庭の送迎も特に禁止しているものではないよという御答弁と見受けましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほど答弁させていただいたとおりですけれども、子供の安全・安心を第一に考えて、各家庭において御判断されているものというふうに理解しております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。その確認でございました。

その場合、少し解釈を拡大すると、この家庭送迎、このお話が保護者などに伝わったときに、割合といいますか、頻度といいますか、そういうものが、「ああ、なんだ、送っていてもいいんだ」ということで、今までちょっとしんどい思いをして徒歩で来ていた家庭が、家庭で送迎できる場所はし出すと。結果、学校付近に駐車待ちの車が、あるいは体育館に、あるいは役場に、そういう車が増えてしまう。時間帯によって非常に混雑が発生する可能性があります、それに関してはよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員がおっしゃるように、基本的にはという言い方はおかしいですけれども、交通ルールというのは誰しもが守らなければいけないものですので、その送迎によって、吉田中学校の近辺の交通状況に支障を来しているということであれば、それはそれで、別の問題として改善していかないといけない問題であろうというふうに考えています。

そういったことも踏まえて、学校のほうでは「生徒の送迎者の経路について」というようなお願いを通知として発出していると聞いておまして、とまるときには交通ルールを必ず守ってくださいということでありまして、その場所についても、危険なところというのをあらかじめ事前にお知らせしていると伺っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ということは、特に体調が悪いとか、雨が激しくて、ちょっと帰るのが大変だということに関して、家庭が送迎を行うことに関しては、特に問題はないということだと推察いたしますが、家庭の送迎に関しましては、要は送っていける家庭と、そうじゃない家庭があると思うんです。送っていける家庭は、比較的三世同居をしていたり、どちらか親御さんが時間がたまたまあいていて、送り迎えをするという形なんです。やはり共働きの家庭や単身世帯などは、そうした送迎すらままならないと。そもそも送迎を親がするというのは、その距離を歩かせるのが大変だという認識があるからだと思うんですが、そうした部分で、ぜひ自転車の利用に関しても、また議論を深めていただきたいと思います。続きましての質問をさせていただきます。

続きましての質問をさせていただきます。

遠距離通学者の許可制による認可、今御答弁を聞いておりますと、そこに関しては教育委員会の裁量ではないといいますか、教育委員会が定めることではなく、学校の中での話し合いでどうしていくかを定める、それに対して教育委員会が妥当かどうかを認可していくという形だと、御答弁の内容を判断いたしました。それでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 教育委員会が認可するというと、何か認可行為のようなものがあるような誤解を招くかなということで、もう一度少し言い直させていただきたいと思っておりますけれども、現在徒歩通学ということを決めているものとしては、生徒心得と吉中生の一日という、いわゆる校則でございますが、その中で「登下校は徒歩とする」、例外もそこには書い

てありますけれども、徒歩とするという規定がありますので、現在吉田中学校では徒歩になっていると。これは校則でございますので、基本的には学校長がその学校の秩序を維持したりとか、安全・安心に子供たちが生活できるようにという趣旨のもとに制定をしているものですので、学校長がそういった趣旨のもと、実態を踏まえて制定しているというものですので、すみません、繰り返しになりますけれども、まず一義的には学校長が判断すべきものと。それが公序良俗であるとか、社会通念であるとか、そういったものに著しく反しているというようなことでありますとか、その他支障が生じるようなことがあれば、教育委員会として指導・助言を行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 遠いところから自転車でもって通うということが、公序良俗だとか社会通念に反しているとは、とても思えないものですから、今のお話でありましたら、簡単に申し上げますと、校長先生が認めれば、基本的にそれに関しては、自転車の検討もできるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） そのように考えておりますし、我々としても中学校の思いを尊重しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 私、この問題にかなりこだわりたいものですから、もう少しお願いいたします。

当初、徒歩通学を認めた理念などはよく拝察いたしました。素晴らしいことではございますが、やはり、現代は事情がかなり変わってきておることも資料で申し上げたとおりでございます。今まで徒歩通学であったことをあれこれ申し上げるつもりはないんですが、過去に、例えば、生徒から、あるいはPTAから、または教員から、自転車通学を認めてやらうと、あるいは認めてくださいというような要望は一切なかったのでしょうか。またあったとしたら、どのようにおさめたのでしょうか。教育委員会さんが御存じのところ教えていただければと思います。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 学校の中でどのようなことがあったかというところまでは、承知をしていないというか、学校からは教育委員会に報告は上がってきておりませんので、保護者や子供たちは、例えば学校の先生にどう言ったかというところまでは、報告として上がっていないので、承知をしておりません。

教育委員会に対して直接ということでありまして、すみません、過去ずっとさかのぼるのが難しいですけれども、少なくともこの平成29年4月以降はということになるかと思いますが、具体的な要望として教育委員会に上がってきたというようなことは認識しておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。

潜在ニーズとしては、恐らくあるかと思うんですが、大多数の保護者の立場に立ってみると、要するに、自転車通学をさせたいけれども、大騒ぎして学校にたてつくとか、にらまれるより、3年間がまんさせて、必要なときは送り迎えしてあげればいいなというのが、結構かなり、親御さんの心情かなと思っております。

私がここで申し上げていることが、果たして私のひとりよがりなのかどうかということ、まず、ぜひ何よりも、今期中に吉田中学で、アンケート、実態調査、こうしたものによる状況の把握。要は子供たちや保護者さんが、どのくらいニーズがあるか、自転車通学を切に願っているのか、いやそれとも、歩いて苦になっていないのか。そうしたことをぜひ実施していただきたいと思っているんですが、それを教育委員会さん経由で学校に頼むとか、約束していただくことは可能でしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほども申し上げましたように、基本的には校則という学校の中で決められたものの規定をどうするかという話ですので、一義的には学校において判断される。どういった対応をとるかということも含めて、学校で判断されるべきものだというふうに考えております。

ただ、もちろんこういった盛議員との議場でのやりとりは公開するものでもありますし、また学校のほうにも、一般質問でこういう御質問をいただいているよというようなことは学校に伝えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今回の一般質問を通して、この件に関して、少し前に進むといえますか、結論として徒歩通学がかなり大多数の意見であれば、私はそれはそれで一つの考え方かなと思ってはいるんですが、やはり現状でかなりの時間格差が生じていて、ロスとは言いませんが、やはり徒歩でてくてく歩いていくことが、果たして本当に妥当なのかどうかということに関しては疑問を持っておりますので、またこういう動きになったとか、こういうプロセスで今検討しているとかというのは、注視していきたいと思っています。

では、1番目の質問に関してはここまでにさせていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問、ICT環境の整備についてです。

この話をしないわけにはいかないんですが、8月30日の文部科学省公表、翌日静岡新聞記事にて、教育用パソコンの県内市町での生徒1人当たりの配備率が、吉田町はたまたま12人に1台ということで、結果的に県内で一番低いというデータが出ました。優先度の問題だと思いますので、私としては特に町は、午前中、町長の御答弁にあったとおり、ハード面、耐震補強やトイレ、あるいは教室や体育館の空調設備などに重きを置いたところで、たまたま今のタイミングでは、パソコンなどの配備が後回しとか、少し優先度が落ちてしまっているという事情なんです、この文科省発表における県内のパソコンの配備率に関しての教育委員会さんの所見はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 35市町の中で35位という不名誉なランキングとして発表されたわけですけども、大変情けなく思っております。しっかりと教育委員会として、小・中学校

の環境整備ができていなかったというのは、そのように思っておりますし、反省しています。

ただ、今後しっかりとこの状況を踏まえて、それこそどこにも負けないようなハード整備をこれを踏まえてしっかりとしていきたいなというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 私、実はそこまで攻めるつもりはないんですが、むしろ吉田町は、生徒へのハード面での配備を先にやって、パソコンは後だよという姿勢であれば、最終的にはこれから伸ばしていけばいいことだと思いますので、特に攻めるつもりもまったくございません。

次の質問でございます。

文部科学省の運用計画というか、運用のビジョンが添付資料に出ておりますが、このことに実現に対して、ハード面は今のお話のとおりなんですが、むしろ現場の職員の方の運用スキル、ここが追いついていない感じがしておるんです。教職員のIT及びICTスキル、これを今後向上していくことは必須だと思うんですが、このことに対して、例えば吉田中学や町内小学校の研修とか研究会、要はICTに関する取り組みの研修や研究会を今現在、あるいは今後の計画として実施していくことはあるんでしょうか。そして、それはどのようなものでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、今の御質問にお答えする前に、1点、またパソコンの配備の話を見せていただきたいんですけども、午前中の楠元議員の御質問への回答の中で、町としては各校40台、43台配置しているわけですけども、それを集中的にパソコン室に配備をして、そこで効率的に運用することによって、1週間に最低1度は使うことができるような態勢をとってまいりました。近隣市町においても、恐らく今の現状としては、各学校40台程度なのではないかなというふうに思っております。

ただ、当町の場合には、中学校は県内でも最大規模の学校でありますし、小学校も、特に自彊小などは児童数が増えている現状にあります。ということで、総体的に計算をしていくと、1人当たりの台数というのが、どうしても同じ配備台数であっても増えてきてしまうというような現状があるのかなというふうに思っております。

今後、しっかりと、国が示す方針なども踏まえて整備をしていかななくてはということ、先ほども述べたとおりですけども、決してパソコン全てを後回しにしてきたいというわけではなくて、そのときそのときで、しっかり必要と思われる台数というか、状況は、考えながらやってきたのかなというふうには思っております。

その上で、今御質問にありました教職員のパソコンの運用スキルというようなことですが、これも午前中、楠元議員のプログラミング教育のところでも少しお話をさせていただきましたけれども、ICT支援員というのを雇用して、各学校に回ってもらっています。その役割としては、プログラミング教育をどう実践していくかというようなことを指導してもらおうということも一つも支援員の役割ですけども、それ以外にも、ICTをどう使うのか、それこそそれぞれの、細かいことと言えば、配線をどうするかとか、特に先生方は、教

室で使うときなんかは、なかなかスイッチを入れても作動しない、いざというときに作動しないというようなことも聞いたりしますし、それは一番授業をする上ではストレスになるというようなこともございますので、そういったところも含めて、そのICT支援員というのがサポートするような形になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

諸問題、あるかと思いますが、ICT環境の整備はうまく運用がいけば、教員の多忙感解消、あるいは最近増加していると思われる不登校及び不登校傾向の生徒が、例えば自宅にいながら授業に参加できるというような画期的なところもございます。なので、ぜひとも吉田中及び小学校のハード面が整ったところで、そうした生徒の学習アプローチに大きく寄与できると思いますので、早急な配備計画をお願いしたいと思います。

また、少し戻りますが、1個目の自転車のことと同様、この自転車とICTに関しては、私が議員在職の間は、ぜひとも見守りまして、また時には批判したり、時には協力したりして、ぜひとも進めていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（増田剛士君） 続きますして、9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。

私は、通達してあるとおり、吉田町立学校体育施設の開放及び管理運営についてお伺いをいたします。

質問をする前に、資料として文部科学省から提出されています「文部科学省通知 学校体育施設の開放事業の推進について」、それと「吉田町学校施設利用条例」及び「吉田町立画工施設の使用及び管理運営に関する規則」を参考に質問をさせていただきます。

文部科学省では、学校体育施設の開放事業の推進を行っております。日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、小学校、中学校及び高等学校の運動場、体育館など、学校の体育施設開放事業を推進しています。学校体育施設の開放事業の主体は教育委員会が行う、開放に伴う管理責任は教育委員会にある、学校ごとに施設管理者を指定し、施設の管理、利用者の安全確保及び指導に当たる管理指導員を置くことなどを示している。

運営においては、教育委員会は、スポーツ団体と連携を密にし、効果的な事業の遂行を図るとともに、事故防止や保険制度を利用し、事故に備えること。また、地域及び学校の実態に即し、地域住民の要請に応え、実施方法に工夫を加えて、事業効果が上がるようなものとするとしている。

「吉田町立学校施設の使用及び管理運営に関する規則」には、学校の管理責任のみしか示されていない。

また、平成17年12月議会で同僚議員が一般質問を行い、住吉小学校では、グラウンドと道路を隔てるネットフェンスを飛び越えたボールが、通行車両に当たって起こる事故発生の危険性を指摘した。また、他の小・中学校施設でも同様に、事故発生の危険性や民家への迷惑を与えている実情に対しても質問したが、明確な回答は示されなかった。事故発生の危険性への予測や、近隣へ与えている状況や影響などに対し、教育委員会は管理責任を明確にすべきである。

そこで質問をする。

- 1、事故発生の危険性の認識及び近隣住民への迷惑の現状は把握しているか。
- 2、1を認識したとき、教育委員会は、スポーツ団体と連絡を密にし、効果的な事業の遂行を図るための協議を行っているのか。また協議結果は公開しているか。
- 3、地域及び学校の実態に即し、地域住民の要請に応え、実施方法に工夫を加えてとあるが、地域住民に対する工夫は考えているか。
- 4、近隣市のネット高さ8、ないし9メートルと同等の高さのネットフェンス設置など、具体的な対策は考えないか。
- 5、吉田町教育委員会は、学校体育施設の開放事業の管理責任をどのように考えているか。

答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、栗林芳樹君。

〔教育長 栗林芳樹君登壇〕

○教育長（栗林芳樹君） 吉田町立学校体育施設の開放及び管理運営についての御質問のうち、1点目の事故発生の危険性の認識及び近隣住民への迷惑の現状は把握しているかについてお答えいたします。

現在、教育委員会では、吉田町学校施設使用条例に基づき、学校の施設を社会教育活動の促進及び社会体育の普及・振興等を図るため、学校教育に支障のない範囲において、校舎、屋外運動場、屋内運動場、格技場及びこれら施設に附帯する施設を町民へ開放しております。

その中で、まず御質問にあります近隣住民への迷惑の現状は把握しているかについてお答えさせていただきます。

まず、教育委員会における学校体育施設の開放にかかわる近隣住民への迷惑につきましては、特段専用の窓口を設けているわけではなく、通常業務における電話やメール、窓口対応により把握することとしております。その上で、私が教育長に就任した昨年9月以降、近年において教育委員会が把握している事案につきましては、自彊小学校の少年野球において、ボールがネットフェンスを飛び越えることにより、近隣住民に迷惑をかけているという事案の1件です。

この事案の内容につきましては、少年野球のバッティング練習時の打球が、約5メートルあるネットフェンスを越えて、隣接する公道や近隣の民家の敷地に入ってしまうことがあるということで、近隣の住民の方から、フェンスを越えたボールが隣接する公道を通行する車や人などにぶつかり、けがを負う可能性があることや、ボールをよけようとして、車や自転車が民家や電柱に衝突して、大きな事故につながる可能性があること。また近隣住民の家屋

や車にボールが当たることにより、家のガラスが割れたり車に傷がついたりして、住民に被害を与える可能性があり、大変危険であるとの訴えがございました。さらにその場合、施設の管理責任も問われるとのこともお話もいただいております。

次に、御質問にある事故発生の危険性の認識についてお答えさせていただきます。

学校施設は、その性格上、常に安全を最優先に考え、施設管理を行っておりますが、学校施設は、学校の教育活動の利用に供することを第一の目的として整備しておりますので、当該施設の開放時において、特に学校教育において実施されない競技等を行う場合には、安全面で一層の配慮が必要であり、実施する競技やその使用方法によっては、事故発生の危険性も考えられます。

教育委員会といたしましては、こうした認識を持っておりますので、学校体育施設の開放に当たっては、使用上の注意を示すなどして、使用者側に危険回避を図るよう促してきたところでございます。

次に、二つ目の御質問である、1を認識したとき、教育委員会は、スポーツ団体と連絡を密にし、効果的な事業の遂行を図るための協議を行っているのか。また協議結果は公開しているかについてお答えいたします。

基本的に、教育委員会では、学校施設の開放により、近隣住民等から意見や要望が寄せられた場合、当該訴えの事実確認を行い、その事実が確認された際には、その状況が改善されるよう主要団体に指導を行います。さらに、過去に例はありませんが、再三の指導にもかかわらず、改善がなされず、危険な状態が続く場合には、その危険が取り除かれたと判断できるまで、使用停止を求めることも考えられます。

なお、自彊小学校の少年野球の事案につきましては、平成17年12月の議会定例会における一般質問の中でも触れられており、教育委員会としても認識しておりました。しかしながら、当時近隣住民の方と教育委員会の職員が、本件について話をしたことを聞いており、その後教育委員会に同様のお話がなかったことから、近年当該事案を特に問題として捉えることをせず、その件について利用団体と協議することはございませんでした。今回の事案について、再度教育委員会が解決していないものとして認識したのは、本年7月に、近隣住民の方が中央公民館に来館され、お話をいただいたことが発端となります。

教育委員会では、7月に訴えをいただいて以降、事実確認のため、少年野球の関係者へ聞き取り調査を行いました。そうしましたところ、訴えとほぼ同様の事実が確認されましたので、次に教育委員会の職員が現地に出向き、少年野球の団体が現有の学校体育施設の中で、具体的にどのような活動を行っているかを確認し、さらにネットフェンスの場所や高さの計測等の確認を行いました。続いて、その中で近隣住民の方に配慮しながら、現有の学校体育施設の中で有意義な活動ができるような練習方法の検討を使用団体に要請しました。

その結果、フリーバッティングの練習時に、特に左打者の打ち損じた打球がネットフェンスを越える場合があるということから、聞き取り調査後の7月中旬から、バッティング練習時のバッターの立ち位置を変更することとし、バッターが自彊小の北側の公道を背にするよう、ベースの位置や角度を変更するとともに、少年野球の保護者が準備した防球ネットゲージをバッターの近くに設置し、打球が予期しない方向に飛んだとしても、そのゲージにボールが収まるようにすることで、フェンスを越えないようにするための対策を講じました。

教育委員会では、対応策を講じた結果、現在まで、フリーバッティングの練習時に、ネットフェンスを越えて隣接する公道や近隣の住民の敷地にボールが入ってしまうことはないということを少年野球の関係者から確認しております。

しかし、9月14日土曜日の試合形式の練習時に、右打者の引っ張った打球がネットフェンスを越え、自彊小北側の墓地に入ってしまったと、少年野球の関係者から報告を受け、さらに確認をしましたところ、これまで数回、試合形式の練習時には、自彊小北側の墓地等に打球が飛ぶこともあったということについて、改めて報告を受けました。このことは、少年野球の団体としては、教育委員会からの指導を、打球が一切、公道や近隣の民家に入ってはならないという趣旨ではなく、申し出のあった住民の方の敷地にボールが入らなければよいという趣旨であると解釈していたことから、特段の報告を教育委員会に対してしなかったということでした。

本件を受け、教育委員会といたしましては、改めて少年野球の団体に、再発防止のため、試合形式による練習時の対策を具体的に検討するよう要請してまいります。また、こうした協議の経過及び結果については、現在近隣の住民の方に報告できておりませんが、整い次第報告をさせていただきたいと考えております。

なお、その公開については、場合によっては、申し出をされた方御本人の特定につながることから、教育委員会として、申し出の内容及びその競技結果について公開することは考えておりませんが、今後学校体育施設の利用者が集まる会議において、使用者の方々にその概要を報告させていただき、全体としての再発防止を図ってまいりたいと考えております。

次に、三つ目の御質問である、地域及び学校の実態に即し、地域住民の要請に応え、実施方法に工夫を加えてとあるが、地域住民に対する工夫は考えているかについてですが、御質問の地域住民に対する工夫とは、地域住民の思いを考慮した活動上の工夫と解釈させていただきますと、このことは本質問中にあります地域住民の要請に応え、実施方法に工夫を加えることと同義であると考えますので、二つ目の質問への回答をもってお答えとさせていただきます。

次に、四つ目の近隣市のネット高さ8から9メートルと同等の高さのネットフェンス設置など、具体的な対策は考えないかについてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、練習方法の工夫により、7月中旬以降、フリーバッティングの練習時の打球がフェンスを越えることがなくなったように、試合形式の練習における打球についても、まずは練習の工夫でどのような対応ができるのかを検討すべきであると考えておりますので、そうした検討が行われる前段階の現時点において、ネットフェンスのかさ上げをしようとは考えておりません。

なお、教育委員会では、定期的に状況を確認し、自彊小学校のグラウンドの外にボールが出ることがないように、引き続き使用者側に働きかけを行ってまいります。

最後に、5点目の吉田町教育委員会は、学校体育施設の開放事業の管理責任をどのように考えているかについてお答えいたします。

学校体育施設の開放事業の管理責任については、吉田町立学校施設の使用及び管理運営に関する規則第2条に、住民の利用に供する際の管理責任は吉田町教育委員会が負うとされており、教育委員会にあります。そもそも管理とは、設備などを保存・維持していくこ

と、施設などの現状を維持し、またその目的に沿った範囲内で、利用・改良などを図ることであり、管理責任とは、その管理について責めを負うことと理解しております。

したがって、こうした管理責任を果たすため、教育委員会といたしましては、安全・安心な学校教育活動を行うためというのが一義的な目的ではありますが、定期的に学校体育施設の点検を行い、必要に応じて修繕を行っております。

また、施設の利用に際し、事故発生の危険性が確認された場合や、近隣住民の方から意見や要望が寄せられた場合には、教育委員会の権限と責任の範囲において、その解決に向けて誠意を持って対応してまいります。

なお、施設内におけるけが、その他事故による費用は、吉田町立学校施設の使用及び管理運営に関する規則第12条の規定により、使用者の負担とされており、基本的には施設管理者の管理上の瑕疵を除き、使用者の自己責任となります。

こうしたことを踏まえ、使用者にも学校体育施設を安全、かつ適正に使用していただくため、管理者として学校施設利用に関する使用上の注意を記載した文書を、年度初めの吉田町立学校体育施設利用者会議などで配布し、周知徹底を図るとともに、吉田町立学校施設の使用及び管理運営に関する規則に基づき、使用者の遵守事項についての指導もあわせて行っております。

学校体育施設の開放事業については、学校教育に支障のない範囲で、現有の学校体育施設を有効に活用することが前提であると考えており、こうした前提のもと、引き続き教育委員会として、必要な施設の安全管理や使用者に対する指導を徹底してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 内容を聞かせていただきました。

実は、これをやるに当たりまして、ここに同僚議員のやった平成17年12月の議事録があります。その議事録の中に、先ほどネットフェンスの高さの問題がここにしっかりと調べていただいてあって、私は彼に対して、これを使わせてもらっていいかと。いいよという返事で、今ここにあります。その中に、例えば、焼津の豊田小学校では、8メートルから9メートル。藤枝の高洲南小学校も8メートルから9メートル。大洲小学校も8メートルから9メートルくらいと。大井川西小学校も8メートルから9メートルくらい。こういう実態を示していただいている。それと、そのとき同時に住吉小学校の問題も出ました。ボールが飛び出て車が急ブレーキをかけたと。

それで、実は法律の専門家にこの質問をするに当たって、いろいろ話をさせていただきました。例えば、ボールなどがフェンスを越えて道路に出て、もしそれが車とかに当たって、それが原因で人身事故になったら、それとか、先ほど言った周りの公共の施設に入って、これも人に当たったりとか、そういうことをしたときに、損害賠償が発生したり、そうした案件が起きたときには、当事者だけではなくて、弁護士の先生が言うには、最終的には子供たちが一生責任を負っていくよと。それを避けるためには、どうしてもやっぱり必要なものはやらなきゃいけないじゃないですか。そういう意味でやらせてもらっています。

そこで、実際にはそうならないために、子供たちにも、親にも、周りにも、必要のない責任がいかないためにも、やっぱり最大限の環境の整備、運動スポーツ環境の整備をすることが必要だろうと。そういう回答をもらっています。

その中で、高さに関しては安全だろうと。安全とは言っていませんけれども、やらないよと。イコール私は安全であると判断をしていますので、そのものに関してどうなんですか。例えば今、近隣ではそういう、恐らく道路にほとんど面していますから、ですからそのところはフェンスと越えないようにやっていると思うんです。実際に聞くと、吉中にもあるかもしれないし、住吉小学校でもある。以前はガラスが割れたりとかあったんですけども、そういうものに関して、今の回答で本当にいいのかどうか。それをちょっと聞かせていただけますか。本当にいいのか、それだけで全てカバーできるのか。それをちょっと、ぜひお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まずは、現在の高さで全て安全だというふうに申し上げているわけではありませぬので、そこは申し上げておきたいと思っておりますけれども、議員がおっしゃられたように、例えばその状況であるとか、大きくそういったものにもよると思っておりますけれども、ボールが道路に出てしまって、それが原因で人身事故であるとか、大きな事故につながった場合に、子供たちにも責任が、使用者という意味でかかってくる可能性がある。その状況によってはそういう可能性があるということはそのとおりのことだろうというふうに思っておりますし、その場所を許可している教育委員会としては、子供がそういったことに巻き込まれると言ったらいいか、加害者になってしまうというようなことは、絶対に避けるべきだというふうに思っております。

ですので、今回、出ることがあるよという事実を確認してから、我々もそれは本当にどういったときに出してしまうのかという原因を確認して、その原因を練習上の工夫の中でそれが解決できるのであれば、基本的な学校開放の前提としては、現在我々は、現有の学校施設の中で安全に実施をするというようなことが現在大前提だと今のところ考えておりますので、まずはその中で、どういった安全・安心な練習方法を工夫してできるのか、そこを検討してもらおうのが第一だというふうに考えて、その要請をして、先ほど答弁で申し上げたとおりですけれども、当初フリーバッティングのときに出るというようなことで報告を受けたものですから、それに対する対応としては、今のところ、まだ2カ月ぐらいですか、しかたっておりませぬけれども、2カ月たったところで、フリーバッティングでは一球も出ていないというような報告を受けておりますし、また今回改めて、9月14日に確認できたところで、試合形式のところでも出るということでしたので、それについては、もう出ないように、どう工夫ができるのかというところを検討してもらおうのがまずは第一ということを考えて、答弁させていただいたということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 実際に、先ほど教育長が答弁された吉田町立学校施設の使用及び管理運営に関する規則、これが示されていますが、ただ、この示されている中に、ここにも一つ、文部科学省が、昭和51年ですから、かなり古いやつですけれども、多分変わっていないでしょう。その中に、四のところに施設管理というやつがあります。そこに、教育委員会

は、学校体育施設開放事業に必要な事項を定め、学校体育施設開放を実施する場所及び時間帯を明示し、この場合において学校体育施設開放に伴う管理責任は、教育委員会にあることを明確にすること。これはできていると思います。2番目です。学校体育施設を地域住民の利用に供するであることから、学校体育施設開放時における施設の管理責任者を指定するものとする。これは後で聞きます。それと三つ目が、学校ごとに施設の管理、利用者の安全確保及び指導に当たる管理指導員を置くものとする。四つ目が、学校体育施設開放事業に関する利用者心得、施設設備の破損等に伴う弁償責任、事故発生時の措置等を定めること。これが文科省で出しているものです。

その中に、あともう一つの吉田町の条例の中には、施設の管理責任が確かに書いてありますけれども、この中に、管理は吉田町教育委員会が負うものとし、当該施設の学校長は一切責任を負わないものとする。これが私は非常に適切かどうかを疑問視しています。

実は、目の前にいる人が、最終的には一番わかるわけです。そうすると、確かに教育委員会でやってくれていたとしても、そこにいる人が、一番目の前にいる人がやっぱり、こういうことが書いてあっても、責任を負わないと条例上は書いてあっても、恐らく一番責任を負うでしょう、気持ちの中で。そういうのを考えていくと、もう少しこの辺に、確かに責任は負わないけれども、国が考えるような細かな条例が必要じゃないかと私は思うんです。そしてそれをつくることによって、そこにいる関係者が安心できると思うんですけれども、その辺はどうなんですか。私はこの吉田町の規則に関して、これだけじゃとても足りないだろうと思っていますけれども、その辺はどうなんでしょうか。もうちょっと工夫が必要じゃないかと思っていますけれども。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 実際は、使用者側に対して、学校施設利用に関する使用上の注意、これは答弁上でも申し上げましたけれども、もう少し細かいものですが、それをお配りして、さらに細かいことを規定しております。例えば、その中には、近隣住民に迷惑をかけるおそれのある行為をしないということであるとか、施設設備、児童・生徒の作品、そういった物品等を破損した場合には、その責任を負いますよということであるとか、もう少し使用者側の責任、また使用上注意をしなければならないことを細かく定めた使用上の注意というものがありますので、これらの条例規則、その使用上の注意をもって運用しているというところでございます。

また、御質問の中にありました、学校長は一切責任を負わないというような話もありましたけれども、基本的に学校の開放というのは、学校が終わった後、もしくは土、日、祝日といった休日。学校の先生方のいわゆる週休日と言われる休み、基本、勤務時間外のところで貸し出しを行っております。その貸し出しの許可権者というのは、教育委員会でございますので、貸し出しに対して許可する権限のない、つまり、もちろんその場にいれば多分、人としてというんでしょうか、教員として何か起これば対応はしてくれると思いますけれども、許可権のない者に責任だけ負わせるということは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 私は、実際こういうふうな形で、一切責任を負わないと書くことによって、逆に人間の心理として、必要以上に責任を負うんじゃないかという感覚を持つものですから、その辺でもう少しちょっと、文科省に沿ったものをやったほうがいいかなと。もうちょっと欲しいかなと。実際にはこのところに管理の指導をする人、その人を置くことによって、やっぱりそれぞれの分担をしながら、何かあったときの安全を確保する、安全を担保するには、そういう形が一番いいと思っているので、ぜひそういう意味でこれを見直す、吉田町の管理運営に関する規定が、もう少し細かいものに、国に沿ったようなものができればと思うんですけども、そういうものに関しては、町としては見直すということはないんですか。文科省の方針とか、そういうものに向かって、できるだけ整合性がとれるようなものをこれからやっていかなきゃいかんと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長(増田剛士君) 教育長、栗林芳樹君。

○教育長(栗林芳樹君) さまざまな例規は全てそうかなというふうに思いますけれども、一度決めたら、唯一絶対というわけではなくて、それぞれの実態に応じて変えるべきところがあるのであれば、変えていくということなんだろうというふうに思います。もしこの中で、どこかというところがあれば、また教えていただきたいなというふうに思いますけれども、これは教育委員会規則で決めているものですので、それを踏まえながら、しっかりと教育委員会の中で議論していきたいと思っております。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 実際には、管理運営することに関して、もし何かあったときに大変な思いをするのは、関係者の方でありますので、その辺は「しっかりと」というか、考慮してもらってやっていただきたいと。

教育長は国のほうから来ていますので、ひとつ伺いますけれども、以前にも、多分、都会のどこかだと思いますけれども、サッカーボールがフェンスを越えて新聞配達の方に当たって、その新聞配達の方が大けがをしたか、亡くなったか、そういう事例もあるんです。例えばそういう事例が一つ起きたときに、国としては、必ずそういう通達のようなものが出てくると思うんですけども、そういう事例というのは、国のほうでは、文科省にいたときには結構あるわけでしょう。要するに、インターネットから引っ張ると、そういう事例っていっぱい出ているんです。そういうものがあるものですから、これは大事なことじゃないかなと思うんですけども、国というのは、そういうのは把握なんかはしないんですか。もし何かあったときには、そういう通達みたいなものは出ないんですか。

○議長(増田剛士君) 教育長、栗林芳樹君。

○教育長(栗林芳樹君) 今の立場の仕事と直接的に関係のないことなので、お答えすべきかどうか少し悩むところではありますが、基本的に学校の中でとか、学校の管理下で事故が起こった場合、基本的には報告が上がってくるような仕組みになっているのではないかなというふうに思っています。ただ、それが学校の管理下でない場合であるとか、例えばこういった教育委員会が所管している以外の、いわゆる民事のようなもので進む場合には、必ずしも報告が上がってこない場合もございます。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) なかなか言いにくそうですので、聞きませんけれども。

そういう事例があるんです、確かに。見ていくと。そういうものも含めて守るのが子供たちであるということになるので、やっぱりそれに向かっては、しっかりとしてやってやらなければいかんと思うんです。

あと、もしそういう事例が発生したときは、担当課長にも聞きたいんですけども、そういう話し合いをする、協議をする場がありますよね。その協議をする場所というのは、例えばどういう形でやられているんですか。例えば、メンバーなんかはどういうメンバーでやるんですか。

○議長(増田剛士君) 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長(大井一弘君) 生涯学習課でございます。

協議するメンバーでございますが、例えば自彊小学校の関係者、あとはスポーツ少年団の本部理事長、あとはうちのほうの教育委員会というふうになっております。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 多分、そうだと思うんです。一番欠けているのは、当事者が入っていないということ。当事者というか、それを感じた人をその中に入れて、そして公開性を持った中で、やっぱりやっていかないと、それは自分たちが勝手に決めて勝手にやっているスタンスになっちゃいますから。私はそうなると思うんです。そうすると、できればそういう形を、これからやるのであれば、形ができていけば、それはそれで一個一個が解決していくし、それぞれが近づけるし、近づいていくことも必要だと思うんです。自分はそう心がけているんですけども、なかなか。

そういう意味で、そのときにそういう会議をやったときに、議事録みたいなものはつくるんですか。どんな話があって、どういうものが起きたとか。

○議長(増田剛士君) 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長(大井一弘君) 生涯学習課でございます。

議事録というか、うちのほうで、誰が来てどのような話をしたというような会議録はつくっております。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) そういう議事録みたいなものは公開できるんですか。

○議長(増田剛士君) 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長(大井一弘君) 生涯学習課でございます。

文書ですので、開示請求があれば、うちのほうは出したいと思っています。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 議事録がつくってあって、それをつくることによって、その解決はお互いの譲歩ということができると思うんです。ぜひその辺は、その情報を出していただければ一番ありがたいです。どうしてもそれによってどうってことではないんですけども、でもそれはやっぱり、自分もその中に入っていく、周りの人たちも入っていくことによって、解決策というのは間違いなく出てきますので、その辺は欠けていると思います。

自分のことでいうと、実はもうこれは何十年も前の話なんです。今、教育長はそういう話をしたんですけれども、そういうのが本当にもっとぎっくばらんな形でぬるいようなものができるといいんですけれども。私としては、今言った弁護士の先生も一番懸念をしていたのは、子供たちには十分にスポーツをやってもらいたいと。ただ、その環境をつくることによって、できるだけリスクをなくす。あったら大変ですから。それをやっぱり一番心配していました。その辺で私としては、いろいろなことをやってもらいたい。

その上で、最後にというか、まだ聞きますけれども、さっきのフェンスに関しては上げる気はないと。その辺はどうなんですか。そういう何かがないと上げないんですか。5メートルで安全というこの判断と、先ほど言った周りは8メートル、9メートル。そうやっている判断と私はかなりギャップがあると思うんですけれども、その辺のものに関しては、安全性という面では、どういうふうに考えていますか。高さの部分をもうやらないよという話だったんですけれども。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員が今おっしゃられたように、リスクをなくすということであるとか、子供を加害者にしないということは、教育委員会としても絶対、それはしてはならないことだというふうに思っております。ただそのときに、それをする手段として、まずはできることがあるんじゃないかというようなことで申し上げます。

繰り返しになりますけれども、練習の工夫の中で、そういったリスクをなくしたりだとか、子供を加害者にしないというようなことが手立てとしてできるんじゃないかというようなところで、今実際、これから要請をしていって、具体的な手立てを検討していくことを考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が同僚議員のこの一般質問を見て、一番困ったなと思ったのは、例えば回答の中で、「これは一般論ですけれども」で始まっていって、そして事故が起こったときに、例えば、「それは行政が責任を持つべきとか、そういう発想だと、やっぱり学校開放というものにちょっと無理が出てくるというふうに思います」と、あの当時回答しているんです。全く国のほうでやっている政策とずれているんじゃないかと、そう思ったんです。今はそういうことはないですよ。今はこういう解釈はしないですね。その回答をいただきたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） すみません。もう一度、具体的なところを教えていただければありがたいと思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 平成17年の八木議員の一般質問の中に、143ページ、一番下の段です。声を出して読みませんが。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） これをどういう思いで、どういう文脈でというか、おっしゃられたのか、全て解釈するのは難しいところではありますが、基本的には、先ほどの答弁で申し上げましたように、管理責任と自己責任というのは、どうしてもついてくるものだという

ふうに思っております。その実際の事故が起こってみないと、どういう状態だったのかわかりませんが、そのときそのときで、その使用の方法であるとか、管理の状態であるとか、そういったものによって管理責任が生じてきたり、自己責任が生じてきたりということは、当然起こってくるんだらうというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 余り細かくなっちゃうといかんですので、実は今言われた回答を待っていたわけですが、私としては、本心じゃないと思いますけれども、流れの中でこういうことになって出てくることはあると思うんですけれども、どうしてもやっぱりそういうものが形になると先行しちゃいますので、でも今言われて、これからはこうではなくて、実際にはそうじゃなくて、一つ一つを丁寧に対応していくということで、今伺いましたので、その辺はこれで安心できると思います。

あと、最後にしますけれども、ここに文科省の管理のところの（二）のところ、「学校体育施設を地域住民の利用に供するものであることから、学校体育施設開放時における施設の管理責任者を指定するものとする」、私これすごく大事なことだと思うんです。実際には教育委員会の事務局、その窓口に来てくれという話があったんですけども、なかなかそういう対応って、本当に対応しているって感じないわけです。何かあったら来いという、どうしてもイメージを持ちちゃいますので。できたらこういう形で、そこにもし、これから設置できるとすれば非常にありがたいなど。

いずれにしても、子供たちが楽しくスポーツ活動をやってもらうには、一番必要なことは、先ほど言ったリスクをしょわないこと。そのリスクというのは、ずっとトラウマになるようなリスクに間違いなくなるわけですから、ぜひその辺も含めてしっかりやっていただきたいし、恐らくこういう事例があったときに、事例そのものに対してどういう話ができただとか、どれだけ周りの人たちを取り込んで中で話をするとか、ぜひそういうものをつくっていただきたいと思いますけれども、最後にその考えをお聞きできればと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 子供たちが、「生き生きと」というんでしょうか、スポーツをすること、またそれが恐らく生涯にわたって健全な成長を促していくということにもつながっていくと思いますので、そういった観点から、しっかりとそういう場を提供できるようにしていきたいというふうに思いますけれども、その上ではやはり、繰り返しになりますが、先ほど議員もおっしゃったように、リスクをなくしていくということであるとか、子供たちを加害者にしない、そういうことをしっかりと徹底しながら、その中で何ができるのかというふうなことを常に状況を踏まえて考えてもらいたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 本当に最後をお願いをするんですけども、こういうものに関して、一つ一つ丁寧に。それと住民の人たち、周りの人たちに寄り添った施策をぜひやっていただきたい。それは一にも二にも、誰のためかということ、そこに関係する当事者が全て責任を負うリスクをどうやって回避するかということにつながるということですので、今その辺をお願いして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、9番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時32分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 17 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 平野 積 君

- 議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。
〔5 番 平野 積君登壇〕
- 5 番（平野 積君） 5 番、平野 積です。
私は、吉田町都市計画マスタープランについて質問をいたします。
吉田町都市計画マスタープランは、平成 21 年から平成 37 年を対象として策定され、平成 30 年 3 月に変更されました。市町村のマスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、町づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき町の姿を定めるものです。私は、このマスタープランがプランのまままで終わらないよう、中間チェックとして片岡地域を中心に質問をいたします。
なお、参考資料として、30 年の変更前後の片岡地域に関する記述を 1 として、4 地域のキープロジェクトを資料 2 としてつけましたので参考にしてください。
では、質問いたします。
1、地域づくりの方針中、1 土地利用の誘導方針、①吉田田んぼの環境保全において、「一段の優良農地である吉田田んぼは、本町の貴重な農業生産地であり、広々とした緑の環

境は、本町の貴重な資源であるため、土地基盤整備や施設の近代化、農地の流動化等による経営の安定化により、引き続き環境保全、改善を図ります」と記載されています。この記載は、前期とほぼ同じ内容です。今まで、具体的に何を行い、環境保全、改善を図ったのでしょうか。また、前記文章の続きとして、「また、市街地近郊にある貴重な緑の景観として、継続的に保全するような体制づくりを強化します」と記載されています。

前期プランには、「また、市街地近郊にある貴重な緑の景観として継続的に保全できる手法について研究します」とあります。研究成果は何であり、どのような体制をつくらうとしていますか。

2 地域づくりの方針中、1 土地利用の誘導方針、③商業機能の配置において、「国道 150 号沿いにおいては身近な商業施設を誘導し、既存住宅との調和のとれた土地利用を進めます」と記載されています。身近な商業施設をどのように誘導するお考えでしょうか。また、既存住宅との調和のとれた土地利用とはどのようなことでしょうか。

3 地域づくりの方針中、2 都市施設の整備、1) 道路、3 安全な通学路の確保において、「子供が安全に通学できる環境とするため、通学路の危険な場所を定期的に把握し、グリーンベルトの設置など適切に対応することで安全対策を進めます」と記載されています。通学路の危険な場所を定期的に把握することに関して、どのような頻度でどのような危険場所をチェックしているのでしょうか。また、片岡地域のグリーンベルトの設置状況は、現在十分とお考えでしょうか。平成 30 年度以降、設置した例はありますか。今後の設置予定はありますか。

4 地域づくりの方針中、2 都市施設の整備、2) 公園・緑地、1 二級河川湯日川沿いの散策路の整備と管理において、「堤防を有効に利用して、(都)能満寺山公園と町立図書館から中央児童館までの施設を結び、二級河川湯日川の自然に触れることができるような整備を進めます」と記載されています。具体的構想をご教示ください。また、その進捗状況はどうでしょうか。

5 地域づくりの方針中、2 都市施設の整備、2) 公園・緑地、2 (都)能満寺山公園の整備において、「来訪者の満足を高めるため、高齢者や子供にも配慮した公園散策路の整備を進めます」と記載されています。具体的構想をご教示ください。また、その進捗状況はどうでしょうか。

6 地域づくりの方針中、2 都市施設の整備で 3) 公共施設ほか、1 公共的な交通手段の研究において、「地域内には町立図書館や中央児童館、健康福祉センターなどが整備されましたが、公共的交通手段がなく、高齢化社会の進行に伴い、自動車中心社会において移動を制約される人にとって不便な状況になっています。このため、新たな交通手段の研究を進めます」と記載されています。本年度予算に計上されている新たな交通体系の構築に向けた調査に、本件に関する交通手段の研究は含まれていますでしょうか。

7 平成 27 年から平成 37 年の都市計画マスタープランが平成 30 年 3 月に変更されました。しかし、片岡地区に関する記載では、新規な計画はなく、ほぼ同じ記載がされています。平成 29 年度までの計画の進捗はかなり少ないとの理解でよろしいでしょうか。回答をよろしくお願いいたします。

○議長(増田剛士君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えさせていただく前に、吉田町都市計画マスタープランに求められる役割につきまして申し上げますが、都市計画マスタープランは、国が示す都市計画運用指針によりますと、都道府県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象にして、住民に最も身近な地方公共団体である市町村がより地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに市町村の定める都市計画の方針を定めるものであるとされており、また、中期的な視点に立った都市と将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが極めて重要であり、そうした機能の発揮こそマスタープランに求められていると記されております。

すなわち、吉田町都市計画マスタープランとは、町が県の定める都市計画区域マスタープランにおける都市計画の広域的な位置づけを踏まえた上で、第5次吉田町総合計画及び第3次国土利用計画との整合を図りつつ、どのような都市づくりを行っていくかについて、都市計画の方針を示すものであり、さらには、町民の皆様に個々の都市計画が将来の町の姿の中でどこに位置づけられ、どのような役割を果たしているかなどを具体的にイメージしていただけるように、プランにして公表させていただいているものでございます。

そして、都市計画マスタープランは、将来の都市像を明確にするものであり、道路、公園や用途地域などの個々の都市計画がマスタープランに即したものでなければならぬほか、開発等の土地利用につきましても、マスタープランの内容に沿って規制、誘導をされています。

このような吉田町都市計画マスタープランに求められる役割を踏まえながら、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の地域づくりの方針中、1土地利用の誘導方針、①吉田田んぼの環境保全において、一団の優良農地である吉田田んぼは、本町の貴重な農業生産地であり、広々とした緑の環境は本町の貴重な資源であるため、土地基盤整備や施設の近代化、農地の流動化等による経営の安定化により、引き続き環境保全・改善を図りますと記載をされています。この記載は、前期とほぼ同じ内容です。今まで具体的に何を行い、環境保全・改善を図ったのでしょうか。

また、前記文章の続きとして、また、市街地近郊にある貴重な緑の景観として、継続的に保全するような体制づくりを強化しますと記載されています。前期プランには、また、市街地近郊にある貴重な緑の景観として、継続的に保全できる手法について研究しますとあります。研究成果は何であり、どのような体制をつくろうとしていますかについてお答えをします。

吉田田んぼにつきましては、二級河川湯日川と二級河川坂口谷川とに挟まれた沖積地で、西暦645年の大化の改新以来、古代の土地区画制度である条理制のもと、奈良時代、平安時代、初期には人々が稲作を行い、税を納めて生活するための田んぼ、いわゆる条里田だった場所でございますが、京都の古代史を解く手がかりとなる大切な史跡でありますことから、町教育委員会は、昭和39年4月に文化財として指定し、その保護に努めているところでございます。

また、吉田田んぼは、奈良時代、平安時代初期以降も大規模農地を先代から引き継ぎ、一団の優良農地として大切に守られてきた場所であり、現在も水稻、レタス等が栽培されております。

このように、当町の貴重な農業生産地である吉田田んぼを次代にわたって守り続け、さらに繁栄させていくため、町では、国や県などの協力のもと基盤整備を行うハード事業と農家を守るためのソフト事業を実施しております。

また、ハード事業につきましては、昭和 38 年から昭和 41 年までに実施いたしました団体営第一次構造改善事業及び昭和 41 年から昭和 53 年までに実施いたしました県営圃場整備事業では、147 ヘクタールの圃場を 30 アールの区画に整備し直すとともに、用排水路や農道の整備をいたしました。その結果、当町の第一次産業を牽引する代表的な農地として、現在も保全することができております。

その後、平成 11 年から国が実施いたしました国営大井川用水農業水利事業では、施設の老朽化による機能低下や用水需要の変化等に対応するため、吉田田んぼ内外の水利施設の改修を行い、平成 29 年 11 月に事業を完了しております。

これらの主要な基盤整備に加え、町では、適宜農道の整備や配水施設及び配水路の整備を実施するとともに、榛南農業協同組合が整備いたしました育苗施設やライスセンターの建設に対する支援を行い、農業施設の近代化も図ってまいりました。

このほか、榛南農業協同組合におきましては、吉田田んぼ内における排水不良田の排水機能を回復・向上させるため、平成 27 年度から暗渠排水施設の整備を実施していただきおり、町の特産品で国の産地指定も受けているレタスの生産がさらに容易になり、農家の経営安定にもつながっているものと考えております。

また、美しい景観や豊かな生態系の農村環境を保全することを目的とした県の「ふじのくに美農里プロジェクト」を推進するため、平成 29 年 1 月に片岡西中生会の皆様が農業支援部を設立いたしまして、多面的機能支払交付金を活用しながら、計画的に農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等の作業を実施していただいているところでございます。

次に、ソフト事業といたしましては、農家を守るとともに、農地の環境保全を行う事業につきまして、他市町や国・県の補助制度を調査研究をし、適切な手法の検討を行った上で事業を展開してまいりました。近年の農業者の高齢化や担い手不足に伴う農業就業人口の減少や農産物の価格の下落などの影響は、当町におきましても例外ではございません。

このような状況の中、吉田田んぼ内での良好な営農環境を保つため、農業委員会が農地の利用状況調査を実施をし、不耕作地を早期発見するとともに、町や榛南農業協同組合などが何らかの理由で耕作ができなくなった農地を認定農業者など意欲のある担い手へ集積・集約を進めることで農地の保全と荒廃農地の解消を図ってまいりました。

また、平成 28 年度からは、荒廃農地の解消及び有効利用を図るため、荒廃農地の再生事業を支援する町独自の補助制度である荒廃農地再生事業費補助金を活用し、荒廃農地の草刈り、耕起、整地、作付を行うことでの営農の再開と農地環境の改善を図っており、その結果、平成 28 年度には、吉田田んぼ内において 325 平方メートルの荒廃農地が解消されたほか、本年度におきましても 972 平方メートルの解消が見込まれる状況でございます。

このほかにソフト事業でございますが、町は、平成 24 年 10 月に「人農地プラン」を策定することで地域の担い手を明確化し、農地の利用集積を図ることにより、人と農地の問題を解決し、持続可能な力強い農業の実現を目指しております。本年度に入り、県がこの人農地プランを実質化させる取り組みを行っていくことを推進方針として定めたことから、当町におきましても、今後、農家の担い手の皆様の初め、県や榛南農業協同組合などと連携をし、

地域での話し合いを行い、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのかや、誰に農地を集積・集約化していくのかなど、吉田田んぼを維持・保全していく取り組みを進めてまいります。

このように、歴史ある一団の優良農地である吉田田んぼの基盤整備、近代化や営農環境の改善、地域による環境保全の体制づくりを行っていくことや、今後も適宜改善することで、吉田町都市計画マスタープランに記載してございます吉田田んぼの環境保全、緑と景観の保全につきましても一体的に対応することができ、吉田田んぼを次代によりよくつないでいくことができるものと考えております。

次に、2点目の地域づくりの方針中、1、土地利用の誘導方針、③商業施設の配置において、「国道150号沿いにおいては、身近な商業施設を誘導し、既存住宅との調和のとれた土地利用を進めます」と記載されています。身近な商業施設をどのように誘導するお考えでしょうか。また、既存住宅との調和のとれた土地利用とは、どのようなことでしょうかについてお答えをいたします。

まず、都市計画におきまして、適正な土地利用の規制と誘導を図る上で、基本となりかつ有効な手段といたしまして、用途地域の指定がございまして、用途地域の指定につきましては、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態を制限し、住環境を保護すると同時に、商工業の機能的な配置・形成を図り、それによりまして健全な地域の発展を目指して行うものでございます。

この片岡地域におきましては、昭和59年10月1日に片岡の国道150号沿道の一部を用途地域のうち近隣の住民が日用品の買い物をする店舗やサービス業を受けるための施設を立地する地域である近隣商業地域に指定し、この指定により、建築可能な建築物の用途、建ぺい率、容積率が建築基準法関係法令により規制されることで、大規模工場などの立地が規制により不可能となり、身近な商業施設が立地しやすい状況になっております。

このように、既に片岡地域の国道150号につきましては、近隣商業地域の用途を指定して、規制と誘導を図っているところでございますが、引き続き用途による土地利用の制限を設け、より用途に即した施設を誘導しやすい環境を整え、適切な土地利用を図ってまいります。

また、既存住宅との調和のとれた土地利用とはどのようなことでしょうかにつきましては、国道150号沿いの近隣商業地域の背後には、生活の拠点となる住宅が多く存在するため、第1種低層住居専用地域を初めとする住居系の用途を指定し、良好な住環境を確保しておりますことから、生活環境と利便性を備えた商業との調和がとれた地域を創出することができるようになっております。

次に、3点目の地域づくりの方針中、2都市施設の整備、1)道路、③安全な通学路確保において、子供が安全に通学できる環境とするため、通学路の危険な場所を定期的に把握し、グリーンベルトの設置など適切に対応することで、安全対策を進めますと記載されています。通学路の危険な場所を定期的に把握することに関して、どのような頻度で、どのような危険場所をチェックしていたのでしょうか。また、片岡地域のグリーンベルトの設置状況は現在十分とお考えでしょうか。平成30年度以降設置した例はありますか。今後の設置予定はありますかについてお答えをいたします。

初めに、御質問いただきました通学路の危険な場所を定期的に把握するに関しましては、現在のところ、町または学校が主体となりまして、3つの方法で危険個所のチェックを行っております。

そのうちのひとつといたしましては、各小学校で毎年1回実施しております交通安全リーダーと語る会がございます。この会は、交通安全リーダーである高学年の児童、教員、保護者、地域の自治会、交通指導員、牧之原警察署交通課、町防災課を構成メンバーとして、それぞれの見地から通学路である道路そのものだけではなく、通学路沿いのブロック塀や河川なども含めて、どの場所に、どのような危険があるといった形で意見が出され、その結果を取りまとめたものを教育委員会及び町に御報告いただき、情報を共有することで対策に生かしております。

また、町がおおむね5年に1回の頻度で実施しております通学路の合同点検もございます。これは、道路管理者が主体となり、牧之原警察署交通課、教育委員会、小学校教員、地域の自治会を構成メンバーとして、道路交通上の安全を主眼とした点検を実施することにより、危険個所の抽出と対策方法の立案を行うものでございます。

さらに、防犯面の点検といたしまして、町が毎年2回実施しております吉田町防犯町づくり協議会もございます。この会では、通学路を含めた町全体を対象として、犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる町づくりを進めるための協議を行っており、通学路のうち特に不審者対策が必要となる箇所の把握と対策方法の立案を行っております。これらの方法に加え、地元の皆様からの要望を踏まえ、通学路の危険個所を把握し、その対策を検討・実施しており、その結果に基づく対策の一つがグリーンベルトの設置でございます。

片岡地域のグリーンベルトの設置状況につきましては、現在までに町が管理する道路のうち通学路の指定のある3路線におきまして、総延長798メートルのグリーンベルトの設置を完了しております。具体的には、平成25年度及び平成28年度に町道高畑高島線へ延長355メートルを、平成25年度に町道役場前線へ延長170メートルを、平成26年度に町道中瀬下片岡線へ延長273メートルのグリーンベルトを設置しております。また、平成30年度以降に設置した例も例でございますが、地域の皆様及び吉田中学校からの御要望も踏まえ、平成30年度に吉田中学校北側の町道下吉田線におきまして、道路両側へ延長252メートルのグリーンベルトを設置したところでございます。

これらの設置によりまして、町といたしましては、現時点までに片岡地域で一定の効果を発揮しているものと考えており、現時点において、今後設置を計画している具体的な路線はございませんが、引き続き通学路における点検結果や学校、地域の皆様からの御要望、交通事情の変化などを注視し、現場パトロールも行いながら、適切なグリーンベルトの設置に努めるとともに、さまざまな方法での安全対策を検討してまいります。

次に、4点目の地域づくりの方針中、2都市施設の整備、2)公園、緑地、①二級河川湯日川沿いの散策路整備と管理において、堤防を有効利用して、都市計画公園能満寺山公園や町立図書館から中央児童館までの施設を結び、二級河川湯日川の自然に触れることができるような整備を進めますと記載されています。具体的構想をご教示ください。また、その進捗状況はどうかについてお答えいたします。

二級河川湯日川の水辺環境の整備につきましては、平成4年度に策定をいたしました湯日川緑のマスタープラン基本計画や平成11年度に能満寺緑道基本構想、湯日川環境整備計画

構想が立案をされており、その中では、湯日川への水と緑に囲まれた潤いと落ち着きのある良好な景観形成と町民のニーズに対応したレクリエーション施設の整備を推進することで、水と緑のネットワークを形成する方向性が示されております。

その中の良好な景観形成とレクリエーション施設の整備とは、具体的には、能満寺山公園付近の二級河川湯日川に遊水池の機能を持つ中継池を整備するとともに、護岸には親水広場設置をし、子供たちが水と遊べる空間を創造し、それらが能満寺山公園と一体となるような歴史ゾーンを形成するものとしております。

また、平成 11 年の吉田町都市計画マスタープラン決定時点では、町立図書館、健康福祉センター、中央児童館などの公共施設の整備が完了し、二級河川湯日川沿いのイメージを創造する機運は高まっていたことや二級河川湯日川自体が片岡地域全体の重要な資源であることを再認する機会となり、能満寺山公園と施設の間をつなぎ、二級河川湯日川を含めた全体エリアで地域住民の皆様の愛着が生まれるような散策路を整備していく内容が盛り込まれております。

今後は、湯日川を管理する静岡県が湯日川水系河川整備計画を策定する予定もあることから、町といたしましては、県の河川改修計画にあわせ、整備計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、5 点目の地域づくりの方針中、2 都市施設整備、2) 公園・緑地、②都市計画公園能満寺山公園の整備において、来訪者の満足度を高めるため、高齢者や子供に配慮した公園散策路整備を進めますと記載されています。具体的構想をご教示ください。また、その進捗状況はどうかについてお答えをいたします。

都市計画公園能満寺山公園は、都市計画法で定義されている特殊公園のうち、歴史的環境の保全、文化財の保護活用及び地域住民の利用に供することを目的としたものとして、都市計画決定を行い整備を進めてまいりました。

平成 28 年 9 月議会での大石 巖議員からの一般質問に対する答弁でもお答えしておりますが、能満寺山公園に整備されております展望台小山城について、町の代表的な施設、シンボルとして、この場所のすばらしさをより多くの方に楽しんでもらうために、高齢者や子供に配慮した公園散策路整備が必要であり、町では、長年懸案となっております西門付近への能満寺山公園駐車場整備に取り組んでおります。これまで、西門付近への駐車場整備に向けて用地買収を進めてまいりましたが、未買収の土地もありますことから整備に至っていない状況でございます。高齢者や小さなお子様など、誰もが容易に足を運べる優しい公園の実現を目指し、地権者の皆様の御理解が得られるよう交渉を重ね、整備に向けて取り組んでまいります。

次に、6 点目の地域づくりの方針中、2 都市施設の整備、3) 公共施設ほか、①公共的な交通手段の研究において、地域内に町立図書館や中央児童館、健康福祉センターなどが整備されましたが、公共的交通手段がなく、高齢化社会の進行に伴い、自動車中心社会において移動を制約される人にとって不便な状況になっています。このため、新たな交通手段の研究を進めますと記載されています。本年度予算に計上されている新たな交通体系の構築に向けた調査に本件に関する交通手段の研究は含まれているのでしょうかについてお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、本年度、当町では、新たな公共交通システムの導入に向けた調査研究といたしまして、当町の公共交通の現状について詳しく調査分析を行い、現状に即した最適な公共交通システムの構築に向けた調査研究を行っているわけですが、この調査研究につきましては、全国各地の公共交通政策に精通されており、国土交通省の地域公共交通アドバイザーでもあります名古屋大学大学院環境学研究科の加藤博和教授に御指導をいただきながら、国立大学法人名古屋大学と連携して調査業務を実施してまいりる予定であり、現在、契約締結に向けて準備を進めているところでございます。

この調査研究は、アンケート調査やヒアリングにより、公共交通の現状把握を行うもので、導入が考えられる運行方式のメリット、デメリットの整理、地理的条件や人口規模、財政規模等が類似する自治体における導入事例の収集及び整理、利用者の利便性や事業者への影響、事業性などの観点による運行方式の検討、利用者ニーズと運行サービス水準の整合性の検討などを実施する予定でございますが、当然のことながら、当町の公共施設を初め、病院、スーパーマーケットなど町民生活に関連する情報等を踏まえた上でこの調査を行っているところでございます。

このため、本年度、当町が実施いたします新たな公共交通システムの導入に向けた調査研究は、議員御質問の都市計画マスタープランに掲げている新たな公共交通の研究を包含した事業展開となるものでございます。

次に、7点目の平成21年から平成37年の都市計画マスタープランが平成30年3月に変更されました。しかし、片岡地域に関する記載では、新規な計画はなく、ほぼ同じ記載がされています。平成29年度までの計画の進捗はかなり少ないとの理解でよろしいでしょうかについてお答えをします。

平成30年3月の吉田町都市計画マスタープランの見直しにつきましては、町のシーガーデンシティ構想の内容が上位計画である吉田町総合計画や吉田町国土利用計画に盛り込まれたことや、社会情勢の変化を都市計画マスタープランに反映するために実施したものでございます。

よって、御質問の新規な計画の記載がないことにつきましては、この都市計画マスタープランの中では、新たにシーガーデンシティ構想として計画された北区地域のふじみスクエアを初めとしたふじのくにのフロンティアを拓く取組の物資供給拠点確保事業区域、川尻地域の企業活動維持支援事業区域、防災公園の整備、沿岸部のシーガーデンなどのシーガーデンシティ構想に直接関連する部分を見直しの対象としたためでございます。

しかしながら、シーガーデンシティ構想は、新規計画だけではなく、既存の計画といかに連動させ、新たなにぎわいを創出することが重要となりますので、このマスタープランに掲げた片岡地域の構想などのシーガーデンシティ構想の中では連動していくものとなります。片岡地域につきましても、既存の町立図書館、健康福祉センターなどの文教施設や福祉施設、展望台小山城を核とした能満寺山公園などの観光施設を初めとした重要な資源の活用や適正な土地利用の規制と誘導等により、ほかの地域同様に住みやすく活力ある地域づくりを進め、都市計画マスタープランの実現を目指してまいります。

片岡地域につきましては、昭和59年に、都市計画法に基づき用途地域を決定をしており、法令に基づく土地利用や建築物の用途、形態などを誘導しておりますので、既に住環境を保護すると同時に商工業の機能的な配置・形成が図られている地域となっております。

また、吉田町都市計画マスタープランの当初決定時には、既に都市計画公園能満寺山公園や町立図書館、健康福祉センター、中央児童館を初めとした主要な文教施設や福祉施設を集中させ、利便性の高い地域となっております。その後も町の南北軸となる都市計画道路東名川尻幹線の整備を完了させるなど、公共施設整備の充実を図ってまいりましたことから、バランスのよい地域が形成をされております。

すなわち、片岡地域につきましては、用途指定による適正な土地利用の規制、誘導、文教施設及び福祉施設の整備、農地の適正な管理による環境保全等により、良好な住環境が確保され、住みやすさを高める環境づくりが着実に進められている地域と言えますが、今後さらに、小山城周辺の整備を進め、シーガーデンシティ構想の中で個々の計画が連動することで新たなにぎわいを見出してまいりたいと考えております。

このように、今後も吉田町都市計画マスタープランにおける地域づくりの目標でございます「子供に安全で緑ある笑顔のまち片岡」の実現に向け、地域の皆様の御協力を得ながら地域づくりを進めてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が行われました。

再質問はありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 丁寧な答弁でございまして、また質問も多かったので、もう時間もないので、再質問に関しましては一つについてお伺いします。

能満寺山公園や図書館から中央児童館までの施設を結ぶ湯日川の自然に触れることができるような散策路に関してです。

私もこれ非常に興味を持っておりまして、これができたら地域住民のためならず、観光の目玉にもできるのではないかなというふうに考えておりますけれども、この事業、ずっと休止になっています。いつから始める予定でしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この湯日川の基本構想につきましては、先ほど答弁でありましたとおりマスタープランに基づきまして、湯日川の能満寺公園を核といたしまして散策道を整備していくという計画でございまして。

この計画につきましては、答弁の中でもございました県のほうの整備計画がございまして、県の整備計画につきましては、今年度からその組織を県のほうで立ち上げまして、計画のほうを進めていくということで県のほうに聞いております。その計画の中に今回の計画の進捗を見ながら今回のうちのほうで持っております湯日川の整備計画のほうをどのようにその中に入れていくかということも検討して、その進捗にあわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それですと、実施計画は33年まで休止で、34年からということになっているわけですが、それも毎年更新されて年々おくれていっているわけですがけれども、今の話でいくと、県の進捗によってそれがもっと早まって実施されていく可能性もまだあるということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

確かに、今、湯日川の整備のことにつきましては、やはりハード面も含めまして、どのような形で整備していくかということの中では、町のほうで親水性であったり、そういうものも加味しながら、あとは県のほうがどのようなスケジュールで整備していくかということもございますので、その進捗にあわせて町のほうも考えていくということになると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これから進めていく上で、第3次の国土利用計画には、「住民の意見を反映した土地利用」と題して、「土地は地域社会の基盤をなす住民共有の財産であり、その土地利用は、住民の理解のもと、合理性、計画性を持って進める必要がある。地域コミュニティを活用した住民参加型の町づくりが求められる」となっておりますので、例えばその散策路を計画していくときに、住民の意見、自治会を通してやるとか直接聞くとか、そういうことは進めていくお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この湯日川のマスタープランにつきましては、都市計画マスタープランにつきましても地域の住民の方の意見を聞きながらマスタープランのほうは策定しております。その中でも合同会議というものをこのマスタープラン策定時には開いております、この湯日川のマスタープランの計画につきましても、片岡地区の会議の中では説明をさせていただいて、こんな構想がありますよという中で位置づけておりますので、ある程度今度細かい、要は具体的な実施計画になりますと、また地元への説明というのは必要になってくると思いますが、ある程度こんな形でこういう計画をしていきたいということにつきましては、マスタープランの中で地元には説明をして、それに基づいて町づくりのほうを考えていただいておりますので、実施計画になりましたら、要は今度具体的な話になれば、また地元のほうにも話をさせていただくという方になると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 吉田町の住民への説明を経験していると、もうこれでいくぞというのが決まってから、どうぞ御理解くださいというような説明会がずっと繰り返されているわけで、まず、計画を立てる段階から住民の意見を聞いて、それを活用して計画を立てていくというようなことはやっていくお考えあるのかどうかということはどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。整備の関係等も含めている中で、建設課からお答えをさせていただきます。

実は、令和元年の7月に島田土木事務所、県におきまして、湯日川の基本整備方針というものが示されております。それに基づきまして、湯日川の整備計画というものをつくっていくに当たりまして、流域委員会というものを設置しますというようなことの動きが出始めております。

そういう中で、例としましては、今、住民参画ということの中では、学識経験者ですとか地元の自治会の方々も入っていただきまして、何回かの会議を開いた中で整備計画を決めていきたいということの中で、流域委員会を組織しようとしていますので、必ずしもできちゃったものをお披露目するというようなことではないと思っております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この構想の中に、念仏橋が入っているのかどうかというのはちょっと明確に私も理解していないんですけども、この念仏橋がこの散策路にあって、その上にたらずんで清流を眺めるなんていうのは、なかなかいい光景ではないかなというふうに思っ
て、また名前も念仏橋という情緒のあるものであります。

ところが、念仏橋はもう撤去しようという計画があると。しかし、先日行われました議会報告会において、念仏橋は中学生の通学路や近隣の住民の利便性を考えて、車はもう通行禁止にしていと思うんだけど、自転車とか人が通行できるような橋でリニューアルできないかと。そこは、その散策路に溶け込む橋としても含めてリニューアルするようなお考えというのではないのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。念仏橋のこともありますので、私のほうからお答えをさせていただきますと、構想の中では、まだその念仏橋ということが細かくまではうたっていないくて、山崎橋から一つ上流の山上橋という橋がありますが、その間を親水性を持たせた公園をつくりたいというような構想がございます。

具体的には、湯日川の堤防を段階的にしまして、あそこラバーダムがございますので、水がたまっているところで船を浮かべて船に乗れるようにしようですとか、あくまでも構想の絵なんですけれども、反対側の右岸側のところも公園を整備しまして、子供たちと能満寺山公園とも一体とした歴史的なものをつくらうという構想がございます。その中では、済みません、念仏橋はうたわれていないです。

先ほど申し上げましたように、流域検討委員会の中でもそういうことを語る機会はあるとは思いますが、実は、それとは別に議会報告会でそういう意見があったということ少しキャッチしたものですから、片岡自治会のほうに私のほうで出向きまして、そういう意見がございましたかというようなことを聞きましたら、自治会長のほうから、確かにありましたと。逆に私のほうに、そういう念仏橋を自動車は通れなくてもいいから歩行者は何とか通してほしいというような意見はないかというようなことを私聞かれてものですから、ちょっと調べましたけれども、私どものほうから中学校ですとか自治会さんとかを通してそのような要望というものは現在出ておりません。ですので、私どもとしましては、今の時点では念仏橋は山崎橋と竹橋が代替施設として活用できるということの中で、念仏橋については撤去という方向で動いております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今の説明で、山崎橋より上をしっかりとやるという話ですけども、計画では、能満寺、図書館、児童館ですかね、そこから南のお話だと思うんで、そこには念仏橋は含まれると思うんですよね。

その中で、平成24年の行政評価において、念仏橋に関して、緊急性や実効性等を考慮し、優先順位を決めて各事業を執行しているため、当該事業については、今後3年間に事業を実施しないが、今後においても整備は必要であるので、実施計画としては残すようにするというのが24、25、26と、表現は変わりますけれども、やりますと言っているんですから、27年の行政評価において、念仏橋の架けかえについては実施しないことから事業を廃止するというふうに記載にあったわけです。

この24年では必要だと言ったのが、27年になぜ架けかえをやらないということになったのかという説明はお願いできますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 国のほうから公共施設の長寿命化というものの中で、道路公共物、橋梁点検、トンネルですとか、山梨県のトンネルが少し事故があったことがあって、それから国のほうから一斉にそういう点検が示されるようになりました。5年で吉田町の全部の橋を調べなさいというようなことの中で、念仏橋の点検を行いました。そのところ、一番悪いレベル4という数字が出まして、すぐにでも撤去しなければならないという結果が出た、方向性が示されたものですから、私どももそれに沿って仕事を進めております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 老朽化しているということは、もう平成24年度もわかった上で架けかえ、整備していきましようというお話だったと思うんですが、それは国の方針が出たからといって、じゃ撤去じゃなくてすぐさま架けかえましようというような話にはならないんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

点検結果をもとに、先ほども申しあげました架けかえ、撤去を考えたときに、竹橋と山崎橋が代替機能として、代替橋としてそんなに距離のあるところではないので、活用できるということの判断で撤去という方向を判断しました。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 念仏橋の話もそうなんですけれども、能満寺山整備事業、マスタープランにも出ておりますが、これも平成24年は現状のまま継続、26年も現状のまま継続なんですけど、27年度から休止になっているんですよ。マスタープランの散策路に含まれる図書館の外構整備も27年に休止になって、それまでは実施となっているんですけど、27年に休止になっている。

27年で3つが突然休止になっているというのは、何か相関関係があるのか。それぞれ単独で見てやる必要はないというようなことになったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

図書館の関係は、済みません、私、感知できなくてあれですけども、能満寺山公園の整備につきましては、駐車場の整備ということに限ってお話をさせていただきますと、関係地権者の御理解をいただかないと事業が進められないという中で、用地交渉をさせていただいた経緯がございまして、そのような実施計画上の判断をしているものでございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 能満寺山の話はですね、大体理解しているつもりなんですけど、今後、県も含めて散策路、湯日川の整備に関して計画はできてくるということでいけば、やはりある程度もう竹橋とか山崎橋とかはあるんだけれども、景観ということからすると、何かあそこをリニューアルしてレトロな雰囲気にしてつくとなかなかいい雰囲気になるんじゃないかなというふうにも思いますのでね、その撤去という計画なんですけど、もう一考お願いできないかということですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全体を含めて私のほうからご説明をいたしますが、たまたま27年度に大きな見直しがあったというところ、能満寺山公園それから図書館も含めて、それから橋梁点検等々もたまたま同じ時期に大きく進めようとしたという時期でございまして、その大きく進めようとした時期に2カ所ほど用地交渉が難航してしまったということで、実施計画を定める中では、短期間に動かすことはなかなか難しいだろうというような判断から、少し時期をおくらせたという計画のつくり方をいたしました。

それから、念仏橋につきましては、もともと建設課長から話があった国の動きとして、公共構造物そのものを総点検をして、安心感が持てるようなそういう構造物を残していくというような方針の中で、当町といたしましても、それと連動して点検をしているわけですが、念仏橋については、県の管理の河川、それを占用してつくっているものでございまして、その点検結果というのは、町の意味にかかわらずもう公表されてしまうというような前提の中で行っておりましたので、念仏橋については、もう即座撤去をすべき橋梁ということで公表もされております。

そういう中で、それ以前はできるだけ延命化を図って、存置しながらどういう生かし方ができるかというようなそういう取り組み方だったんですが、全くそんな余裕があるような状況ではなくなってしまったというところから、大分方向を変えたという状況でございまして、

したがって、今のところ、念仏橋を存置するという考えはございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） もう終わりです。

○5番（平野 積君） 時間ですので、はい。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、5番、平野 積君の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、10番、八木 栄君。

10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、令和元年9月の吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように水産基盤の整備について質問をいたします。

町長は、東日本大地震を境に、「津波防災町づくりなくして当町の将来はないという強い危機感を持ち、防災施策に全力で取り組んできた」と一般質問で答えています。確かに、東

日本大震災後、短期間で津波避難タワー15基の設置や防潮堤のかさ上げ、シーガーデンシティ構想事業など完了した事業、現在進行中に事業、今後実施される事業など、津波防災町づくりに向け着々と進んでいます。

川尻海岸の防潮堤整備、シーガーデンシティ構想、住吉海岸の防潮堤整備について計画され実施されれば、当町の海岸では津波に対する防御ができるように思いますが、中間にある吉田漁港においてはどうでしょうか。現在、漁港周囲は胸壁というコンクリート壁で囲われ、出入口には陸閘という門扉が設けられています。海岸線の津波防潮堤が完成しても漁船の出入りする港の整備についてはどうでしょうか。確かに、漁港周辺は胸壁で囲まれています。したがって、いざ津波が襲ってきた場合、整備された津波防潮堤では問題なくても、漁港から居住地へと津波が襲い、内陸まで進んでしまうと考えます。

第5次吉田町総合計画の前期基本計画の中で、水産基盤の整備推進があります。施策の方向性として、「防波堤及び主要陸揚岸壁の耐震・対津波強化（重点）と多目的広場の整備（重点）」が挙げられており、現状と課題、4年後の姿についても記されています。

これらのことから以下質問いたします。

- 1、漁港周囲の胸壁への津波対策整備が強化できなければ、漁港背後地を守ることはできないので、この整備は大変重要であると考えますが、町長はどのように考えているか。
- 2、前期基本計画の中で、「4年後の姿として、防潮堤等の漁港施設と胸壁等の海岸保全施設との多重防護による津波対策の整備を進めることにより、漁港及び漁港背後地の安全・安心が確保されています」と記載されていることと現状とが乖離しているようですが、その原因は何か。
- 3、漁港背後地を守るために必要な胸壁等の海岸保全施設における津波対策整備計画はどのように考えられているか。
- 4、上記事業を実施するに当たり、財源についてはどのように考えているか。

以上、御答弁お願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 水産基盤の整備についての御質問のうち、1点目の漁港周囲への胸壁への津波対策整備が強化できなければ、漁港背後地を守ることはできないので、この整備は大変重要であると考えますが、町長はどのように考えているかについてお答えをします。

駿河湾沿岸部に位置する当町では、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、懸念される南海トラフ巨大地震へ備えといたしまして、命を守る対策、財産・生産活動を守る対策、被災時の生活支援対策の3つの対策を核とする津波防災町づくりを強力で進めてまいりました。

吉田漁港におきましては、財産・生産活動を守る対策といたしまして、1000年に一度の大津波、いわゆるレベル2津波を海岸線で食いとめるため、平成28年度から防潮堤機能を有する多目的広場の盛土工事に着手をし、平成29年度末までに防潮堤との取り合い部を残して海拔10メートルまでの盛土がおおむね完成をしております。また、本年度につきましては、昨年度から実施しております護岸工事を継続するとともに、来年度に予定しており

ます防潮堤との取り合い部の盛土工事が円滑に施工できるよう、現在、国及び県と手続等に関する協議を行っているところでございます。

漁港周囲に設置しております。胸壁等の海岸保全施設におけるレベル2津波対策につきましては、漁港背後地を守る上で大変重要であるとの認識のもと、レベル2津波に対応した構造物で防御することを基本とするように考えておりますが、その具体的な方策につきましては、防潮堤や多目的広場の整備で培ったノウハウ、漁港の特殊性などを考慮しつつ、専門家の知見も加えながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の前期基本計画の中で、4年後の姿として、防潮堤等を漁港施設と胸壁等の海岸の保全施設との多重防護による津波対策の整備を進めることにより、漁港及び漁港背後地の安全・安心が確保されていますと記載されていることと現状とが乖離しているようだが、その原因は何かについてお答えをします。

まず、質問中に、防潮堤等の漁港施設とございますが、防波堤等の漁港施設と読みかえてお答えをさせていただきます。

前期基本計画の4年後の姿につきましては、前期基本計画の対象となる4年間の間に漁港の津波対策を相当程度進め、町民の皆様を初め企業の皆様にも安心感を高めていただけるような状況を創出したいと考え、計画にある姿をあらわしましたが、この事業を推し進める難しさというものは、計画策定時点においても十分認識しておりましたので、あくまで完成させるというイメージを持って表現したものではありません。

しかし、現在、漁港には海拔10メートルの広大な多目的広場も築造することができ、目に見える安全・安心を少しでも皆様に提供できるようになっておりますので、4年後の姿に着実に近づけているものと考えております。

今後におきましても、漁港周辺の津波対策を着実に進めてまいり所存でございますので、議員におかれましても御理解、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の漁港背後地を守るために必要な胸壁等の海岸保全施設における津波対策整備計画はどのように考えられているかについてお答えをします。

1点目の御質問の回答と重複いたしますが、整備の具体的な方策につきましては、防潮堤や多目的広場の整備で培ったノウハウ、漁港の特殊性などを考慮しつつ、専門家の知見も加えながら検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の上記事業を実施するに当たり、財源についてはどのように考えているかについてお答えをします。

これまでの漁港におけるレベル2津波対策の整備につきましては、国及び県の御支援を賜りながら町の負担を最も軽減させる方策により進めてまいりました。今後の整備につきましても、スピード感を持って進めてまいりたいと考えておりますが、財源につきましては、国や県と綿密な調整を図りながら町の負担を軽減させることができるよう最大限努力をしております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

今回の質問は、胸壁のことは第5次吉田町総合計画の中の基本計画の中にも載っているんですけども、割かしまだ真っ白な状態なのかということ自分で質問するもので、なかなか再質問ということにも難しいなというふうに思うんですけども、それでも3番目の質問の胸壁等の海岸保全施設における津波対策整備計画はどのように考えているかということで、今、町長の答弁だと、これまでやってきたことのノウハウをもって対応していく、そういうふうに聞いたんですけども、計画ということで、実施計画にも全然、2019年から2021年の中の実施計画にも載っていないものですから、そういう年度的な何年ころから何年ころにこういうことをやってとかそういうある程度、何というか、計画、そういう計画というのをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に、漁港のレベル2津波対策につきまして、具体的な形での年度の設定はしておりません。

具体的な年度の設定につきましては、現在のところ、国との調整がその結論までいっておりませんので、年度設定はしておりません。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今、川尻の海岸の防潮堤をやっていて、それから町長の言葉で言うと3年ぐらしかかるよと伺っているわけですけども、過去においてね。それが終わってから住吉をやるよということですけども、住吉のほうは全然まだ計画とか具体的なことも決まっていない、どういう形にするかということもわからないよということで、それが今津波が来てしまったら、全然話にもならないわけですけども、自分の考えでいくと、それができてから今度港のほうをやるのかなというふうに港の胸壁ですか、その後それをやっていかないと、真ん中だけぽっかり空いちゃって、よくダムなんか穴が開くとそこからだんだん広がって行って崩壊したよということがあるものですからね、そういうことで、やはり何というか、全体的に津波に対する対応ができていないと、1カ所でももろいところがあればそこから回ってきちゃうということがあると思うものですから、そういうことでなかなか時間的にはこれから長い時間かかるかなというふうに思うですよ。だけれども、長い時間かかるかなという中にもある程度今から考えておかないといけないかなという気持ちがあるものですから、そういうことで質問したわけです。

それで、とにかく、命を守るということは、避難タワーができたものですから、住民の命はということで、あとは生産活動ですか、そういうものも、それは命を守った後に本当に津波が食いとめられれば、皆さんの財産とかそういう企業の生産活動というのも守れると思うんですけどもね。

そういうことで、長い時間かかっちゃうと思うんですけども、私は、やはりそういうことがある中で、今からでも少しでも計画を持って進めていかないと、あまり長いスパンで見ている、ずっと向こうへ送られていっちゃったらいつになるかわからんということが本当にあるもので、その間に津波が来ちゃって、ちっとあそこ早くやっておけばいいかなということもあると思うんですけども、そういうことから、今、町長は全然そういう計画的なものはないと言ったんですけども、そういうことでいま一度、全然ないかどうかということをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、ちょっと誤解をしていますよね、はっきりと私は、国との調整については進めております。しかしながら、具体的ないわゆるものに到達していないので、具体的な年度設定等はそういうものはしていないというだけです。

単純な話ですね、防潮堤の件についても、例えば議会等について何年度からやりますと言ったことございますか。ないですね。基本的に、調整がつかない段階でそんなこと言えないわけですよ。だから、頭の中には、漁港についてもある程度具体的な構想はございます。しかしながら、その構想を具体化するには国であるとか県と到達してそこからG Oサインが出ない限りなかなか無理だというのがあるわけですよ。だから、その到達に至るまでの間は皆様にお話するわけにはまいらないと。だから具体的な年度設定はできないと、そう申しているわけです。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

その考えに当たって、今L1対応ですけれども、L2対応にということで考えていると思うんですけれども、ちょっと周りのところを調べたら、川東の大井川港ですね、大井川港なんかは、平成でいくと34年度までに漁港の東側を胸壁をつくる計画があって、それがL1対応だというふうに一応載っていたですよ。自分でいくと、考えると、やっぱり大は小を兼ねるもので、L2対応のほうが随分いいものですから、そういうことで、あくまでも吉田町としてはL2対応ということで進めていくということによろしいでしょうね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そうです。議員が最初に申し上げたように、例えば住吉であるとか、川尻の防潮堤ができて、真ん中が何にもやっていないといえ、そこにつけるとするのは当然ですから、当然のことはやらなきゃならないですね。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

あと、四つ目の質問で、財源です。国と県と綿密にということで、努力をしていきますよということですが、何か補助金をもらったりなんかするという、何かそういうものも考えられるものがあるでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 農水省においては、レベル2の津波対策についてはありません。議員も、もしかしたらおわかりかもしれませんが、国土交通省は、レベル2津波に対しては、粘り強い構造、いわば天端をして、裏のりをして、裏のりじりをすると、それは、それが粘り強い構造なんです。うちの町のは別に、レベル2津波対策として、国土交通省がここでいきますよと言っているわけでも何でもありませんよ。

要は、粘り強い構造のいわゆる防潮堤というものは、そこで、東日本大震災の後、中央防災会議で出たレベル2の津波の対応にしては、要は多重防護であります。なぜ、それじゃ、単純な話、レベル1の現在の防潮堤に天端工をやって、裏のりや、裏のりじりをやろうかと、いわゆる時間を稼ぐだけです。5分稼ぐと、それだけのことをやっているだけです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今、町長言われたように、粘り強い構造ということで、結局、津波が来て堤防が崩壊、全壊するまでに少しでも時間を稼いで、その間に逃げるということが粘り強い構造ということになっているという、私もちょっと調べましたけれども、そういった中で、実際、しっかりするようになると、防潮堤がそうなように、外にこうもう少し幅が広く欲しいとか何とかという形になるかもしれないし、そうすると、また、今、漁港の周りは道路が通ったりしているもので、そういうことの関係もいろいろあるということも十分、自分なりにも考えてみましたし、そういう中でどういう形にするかとかいうか、一応、今のL1をL2対応にするためにはということで、調査、どういう形かわかりませんが、一応、町長に何も考えられていないということを言われちゃうともうおしまいなんで、聞くこともちょっとあれですけども、せつかくの一般質問の時間があるものですから、そういう中で、L1をL2に改造するのか、それとも、全部とってやり直すのかというのはちょっとわかりませんがね。

そういうことで、調査することということは、先ほど、計画の中で何も考えられないよと言うんですけども、それくらいの調査なら、過去において、そういう調査を1回やったことがあると思うんですけども、それが自分たち、何も聞いていないものですからあれですけども、その辺のまた調査ということに対しては、やるようなことの考えというのはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 漁港において、レベル2津波対策でどういうふうなことが必要かと、現在の胸壁でもってでは対応できないと、そうした場合に、そのシミュレーションは終わっております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

そのシミュレーションが終わって、その結果というものを議会にということよりも、町民にですか、皆さんにお知らせするというような考えはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まだ計画がしっかりしていない段階で、町民の皆様にお話しして、それで事が足りるものではありませんよね。行政というものは責任を持ってやらなきゃならないわけでございますので、最終責任は私が負っておりますので、その責任を果たすということは、最終的に国等と話し合いが終わって計画等が出せると、そういう段階ですから、それまではお待ちいただきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

町長は、結果を残すのが政治家だとよく、自分の一般質問の答弁でもされていたんですけども、そういう中でも、ある程度そこへ結果を出すというか、実際決まっちゃう前に、ある程度のことも報告したほうがいいんじゃないかというんです。これは私の考えですけどもね。町長は、とにかく結果が命だというのは、結果が全てだということを言っているものですから、私は、そこへいくまでの過程も大事じゃないかなというように思っているもん

で、もしそういうことで、じゃ、実際、計画、これからのことを考えて、多少そういうものが皆さんに示せる時が来たら、示していきますよということによろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度もお答えしておりますけれども、その段階に来ましたら、当然計画が表へ出ますので、そのときは皆さんにお話しします。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

前期基本計画の中で、4年後の姿で2020年、まだ1年あるんですけれども、それは一応、特別計画したことであるので、載っていてもということで、私もそう思いますよね。一応、そういう目標を立ててやるということであると思うんですが、ですけれども、ある程度やはり、先ほどに戻っちゃうんですけれども、やっぱり長いスパンの中にでも、ある程度どれくらいをめどにやっていくという、ここに載っていることも、2020年のことが一応計画だもんでということでありましてけれども、一応、大体どれくらいの時期にはねというのは、そういう考え聞いても、また答えは同じかもしれませんが、そういう中で、ある程度、大体どれくらいまでには、例えば先ほど私が言ったように、川尻ができて、住吉ができて、その後やるような、そういう考え方があるかとか、そういうことをちょっと伺いたいんですけれどもね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 川尻ができて、住吉ができて、それで漁港、そんなこと何にも考えていません。単純な話、国との調整が終われば、もっともっと早い段階で行うかもしれませんし、それだけのことです。なので、何年でやりますなんて言って、そんな風呂敷広げて町民の皆さんにむなし希望を持たせるよりも、やっぱり確実にお話しして、やはり町民の皆さんにそういうことなんだなと思っていただけるほうが大事なことであります。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

国との調整ということでお伺いしましたが、漁港自体が吉田町の管理だと思いますが、その辺について、国との調整というのは、どのようなことが挙げられるかちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今申し上げたように、農林水産省は、レベル2津波対策はありません。あり得ないということは、農林水産省に対して、いわばこういうふうなことでやってみたらいかがでしょうかとか、そういう形で、もし国がそうだねと言うならば、そういうふうな段階に動いていきますので、それをもってやっていきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

今の回答でいくと、全然国との調整がつかないよというような、つかないというか、つかないよというような形で、全然こちらが持っていても、レベル1、レベル2の関係があるもんでということと言われたような感じですがけれども、それでも、先ほどの答弁では、国と県と綿密に調整というか交渉ですか、そういうものについて努力するよということであった

もんで、そういう中でどういうものがありますかと、例えばどういう形というか、どういうものがありますかということをお私、伺ったもんですからね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員に何度も言うのは、もう私も切なくなってくるんですけども、防潮堤について、国と調整が終わって、最終的にゴーサインが出た、それが、正確な日付を申し上げれば26年1月15日、国がゴーサイン出した年。それから、それに沿って、皆様にお話ししたことはございませんよね。その後、駿河海岸整備検討会ができて、駿河海岸保全検討委員会ができた、そういうような形で、国というものは、基本的にそういうものをオーソライズしていくわけで、そのオーソライズしていくまでの段階が一番難しい段階ですから、今、議員に何度も申し上げているように、そこにいくまでには、本当に外には話さない段階で静かに交渉していただけます。

だから、そういうわけでございますので、駿河海岸整備検討会や駿河海岸保全検討委員会ができるということは、もう国と調整がとつくのとうに終わっているということですから、それについて御理解願いたいと。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ずっと同じことを繰り返してもあれですけども、結局要望になっちゃいかもしれませんが、私としては、この漁港の胸壁という、ここのL1からL2対応ということをできるだけ早く、シミュレーションが出ているなら、それに対してある程度の計画を持って、計画をして、それから国のほうで予算の、国と県ですか、予算取りのことも、備えとかそういうことがあると思うもんですから、そっちへつなげていただけて、本当にいつ来るかわからないもんですから、地震、津波というものは。

そのために、町長もこうやって一生懸命やってくれているというのは十分わかっておりますから、その一環として、この漁港の胸壁ですか、この辺も一つ、一まとめというか、一つとして考えて、できるだけ早くにその計画をして実行できるような形にさせていただきたいなと、これは本当に要望になっちゃいますけれども、何かそれについて回答があったらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほど来、町長が国との関係でお話をさせていただいておりますが、先ほど平野議員からも事業の進め方という点で、計画段階から住民を巻き込んで、それで事業を進める方法はないのかみたいな質問もありましたけれども、事業によっては、いろんな手法がとれます。全く無の状態から、住民の皆さん方の御意見を参考にして、それに沿って事業を組み立てていくということができるような事業もございますが、この海岸線の防御の事業というのは、全く予断を許さないと。

議員もおっしゃられましたけれども、あした、津波が来ると、もう今の状態でうちの町の結果というのは出るということになりますので、町長も、できる限り早くと、こういうことを、もう23年3月11日、その時点からもうそれを口にされて、それでこれだけ、ほかのところから見ると、もう信じられないような急速度で進んでいるというふうに思っております。

その中で、自分で全てできるのであれば、自分で計画をつくって、それに合わせてどんどんやっていけばいいんですが、川尻の防潮堤一つごらんいただいても、あれだけの構造物を

つくって、自分でやっていくということになると、かなりのお金がかかるわけです。そういう吉田町の財政負担というのを極力招かないような中で事業を、しかも、中央防災会議がL1までしかハード面では対応しないということを公言している中で、うちの町はL2じゃないと町を守れないと、こういうことで、最初から町長はL2対応で防御していくんだということを言っていますので、その時点で、国ともう歩調が合っていないわけです。

その中で、いかに吉田町の財政出動を少なくして、それで目指しているところに持っていくかというのは、本当に至難の業なんです。大石議員が前にこの件で一般質問をされておりますが、そのときにも申し上げましたけれども、本当に針の穴を通すような非常に難しいことを吉田町はやって、しかも、ここまで成果を出しているという状況でございますので、住吉の防潮堤、それから今出ている漁港についても、イメージはいろいろ持っています。

町長、全く計画ないというような御発言でしたけれども、具体的に出せる計画が、今、公表できるだけのものになっていないというだけであって、いろんなイメージはして、また町長の中でも、いろいろ国との交渉を重ねたりして、着々と動かすだけの努力はしているんですが、それを形にあらわしてこうしますというところまでまだ行っていないというだけのことですので、総合計画であらわしているのは、計画として本当に、こう年次をあらわして出していける事業だったら、それが一番望ましいんですが、そういうことができないで大方針のもとで、いつそれを達成できるかと、それもできる限り早く達成しないと、町を安全な状態にできないと、こういうことから、その大方針を掲げる中で、できる限り速やかに完成させていきたいと、こういう町長の指令のもとで我々、当たっておりますので、そういう中ですので、この段階で具体的な計画とか、具体的にどうしていくんだとかいう御質問をいただいても、なかなか答えにくいと、こういう状況になるということをお含みいただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

また同じことを聞くのかと怒られるかもわかりませんが、漁港が吉田町の管理であるということは、胸壁も町でやらにゃいかなかなというふうに私は考えたわけですが、そういう中でも、町長は、国とか県と協議して、努力してということでもありますので、そういう答弁いただいたんですけれども、ある程度補助金とかそういうものがあるかなというふうには思うんですけれども、だけど、基本的には吉田町の、吉田漁港、吉田町の管理の港、漁港であるんですから、町がやるのが当たり前かなというふうに考えていたわけなんですけれども、そういう中でも少しでも町の負担をなくすような形で、国・県と交渉して、町の負担を少なくしてやっていくという考え方、予算、財源のとり方ということによろしいですか。確認の意味ですけれども。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 吉田漁港は、町が国から借りている、占用させてもらってやっているところでございますので、基本的には町が、基本的に町が自分自身でやらなきゃならないと、そういう性格は初めから持っております。だからといって、うちの町にお金がたくさんあれば、そんなもう国の意見なんか聞くことなくどんどんやっていくことができますけれども、お金がないわけでございますので、町の負担をできる限り低めるような形で、国から別

のいろいろな意味での補助金とか、いろいろなものもございますので、そういうものをできるだけ持ってこられるように頑張っていると、こういうことでございます。

だから、国が、吉田漁港に関して整備は、吉田町が基本的に自分でやらなければならない、そういうところでございますね。この基本的というのは、そういうことでございます。だから、何度も申し上げますけれども、国ほうからできるだけ、国とか県からできる限り手厚い支援を受けて、町の負担をできる限り少なくしてやってまいりたいと、こんなふうに考えております。それでよろしゅうございましょうか。

○10番（八木 栄君） はい、了解です。

以上で私の質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時48分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

〔7番 蒔田昌代君登壇〕

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

私は、令和元年第3回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおり、町民の健康づくりについてと健康づくりの目標値についての二つのことについて、町長に質問いたします。

質問事項1、町民の健康づくりについて。

町は、第5次吉田町総合計画の中で、「誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくり」を目指しています。町民の健康づくりのため、町が行う各種の教室にはさまざまなものがあります。総合体育館で行われている若返り貯筋塾においては、教室が対象者を世代ごとに分けていることや、利用しやすい時間などが配慮されていることがわかります。

そうした中、一番身近で取り組みやすい健康づくりとして、町は、ウォーキングにも力を入れています。毎年11月に行われる町内のウォーキングイベントは、健康づくりにウォーキングを取り入れている町民も、その参加を楽しみにしており、このイベントは好評で、参加者も年々増えています。

近年、地球温暖化による影響で自然環境も変化し、夏季は雨や猛暑日が多く、この吉田町も気温が35度を超える日も多くなり、高温注意情報が出される回数も増えました。日中は

とても暑く、また紫外線も強く、ウォーキングを行うには注意が必要で、ウォーキングがまだできるような状態ではなく、ウォーキングを健康づくりに取り入れている方は、早朝の時間帯や夕方4時ごろでもまだ暑いので、日が沈んでから、夜、ウォーキングをしているなど工夫をされて、健康づくりのため、ウォーキングを続けています。

そこで、以下の質問をします。

- (1) 他の健康づくりの教室の利用者数から見て、ウォーキングは町民に浸透、定着していると考えるか。
- (2) 夏季（7、8、9月）は特に暑いですが、健康づくり教室ではどのようなことに気をつけ、開催しているのか。
- (3) 当町には、水泳施設はないが、民間の施設の空き時間を利用し、暑い時期に日中でも心地よく運動できる水中ウォーキングを教室として取り入れていく考えは。

質問事項2、健康づくりの目標値について。

第5次吉田町総合計画の中で、「誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくり」の「健康づくり」の分野で、「いつまでも健康で元気に暮らせるまち」を目指す状態としています。

その中で、支援ニーズが高い妊産婦全員への支援実施割合と7カ月児健康相談実施率は、現状は設定されていません。目標値は、平成31年度、100%と設定されています。この達成について質問をします。

- (1) 支援ニーズが高い妊産婦全員への支援実施割合と7カ月児健康相談実施を町はどのように考え、目標とした理由は。
- (2) 7カ月児健康相談実施後、保護者からの相談には、発達に関することや歯のこと、離乳食についてなど、さまざまな相談があると思うが、どのような対応をしているのか。

以上が私の一般質問の要旨であります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町民の健康づくりについての御質問のうち、1点目の他の健康づくり教室の利用者数から見て、ウォーキングは町民に浸透、定着していると考えるかについてお答えいたします。

当町では、「誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくり」の実現に向けて、吉田町健康増進計画に基づき、がん、脳卒中や脳梗塞、心筋梗塞などの循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病への対策を重点政策として位置づけ、生活習慣病の発症予防と症状の進展や合併症の予防などの重症化予防を重視した取り組みを推進しております。

この生活習慣病の発症予防には、食生活の改善や運動習慣の定着など、生活習慣を改善して健康を増進することが重要で、健診の後の保健指導や健康教育、広報等、さまざまな方法で町民の皆様に情報提供をし、個人に合った健康づくりをしていただくよう普及啓発を行っております。

御質問にあります若返り貯筋塾やウォーキングイベント等は、参加者の健康増進のため、運動を習慣化し、活動的な生活を送っていただくことを目指し実施している事業でございます。特にウォーキングは、道具や環境を必要とせず、いつでも、どこでも、誰でも行うこと

ができる手軽な運動であることから、運動を始めるきっかけの一つとして、ウォーキング教室や保健指導、保健協力員の自主活動、イベント等、以前よりさまざまな方法で個人や集団に対し、普及啓発を行ってまいりました。

中でも、平成 26 年度の津波避難タワーをめぐる 15 タワーぐるっとウォーキングマップの作成、その翌年の町民の皆様から募集して設定した吉田町内のウォーキングお勧めコースを 10 コース掲載しました吉田町ウォーキングマップの作成事業と、平成 27 年度から実施しておりますウォーキングイベントは、運動習慣のきっかけづくりに加え、町民の皆様が声をかけ合い、楽しみながら町内を歩いていただけるウォーキングしやすい社会環境づくりの取り組みでございます。

平成 30 年度のウォーキングイベントには、121 人の方に御参加いただきました。若返り貯筋塾は、総合体育館を会場に、トランポリンやダンベルなどの道具を使い、音楽に合わせて仲間と一緒に楽しみながら運動を行う教室でございますが、平成 30 年度は、8 教室、合わせて 234 人の方に御参加いただきました。今年度につきましては、現在、3 期あるうちの 1 期が終了したところでございまして、参加者数は 196 人となっております。

この利用者数から、ウォーキングが町民の皆様浸透、定着しているかを直接読み取るとは難しいため、ウォーキングを含む運動全体についてお答えをさせていただきます。

まず、平成 26 年度に実施した吉田町健康増進計画、食育推進計画の見直しに当たってのアンケート調査によりますと、日ごろ運動するように心がけている人は 53.6%で、平成 14 年度の 40.4%、平成 21 年度の 47.0%と比較し、年々上昇している状況でございます。

また、1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 回以上、1 年以上実施している運動習慣のある人につきましては 30.1%となっております。この割合を年齢別に見ますと、20 歳代から 40 歳代では 16.8%、50 歳代から 60 歳代では 30.7%、70 歳以上では 41.5%と、年齢が高くなるほど運動習慣のある方が多い傾向が見られます。

身体活動や運動の重要性を認識し、運動を心がけている方が増えていますが、日常生活の中に運動を取り入れ習慣化しているとはまだ言えないのではないかと推測をしております。中でも、働き盛りの世代におきましては、仕事や子育てなどにより余暇時間が少ない場合が多いことから、ウォーキングなどの運動だけではなく、労働や家事、通勤などの日常生活の中で行う身体活動が増加されるような動機づけをさらに行ってまいりたいと考えております。

町の健康増進計画では、運動習慣のある人の割合の増加を数値目標に掲げ、計画の最終年度である令和 2 年度の目標値を 20 歳から 44 歳の青年期は 29%、45 歳から 64 歳の壮年期は 43%としておりますことから、今後も目標達成に向け、健康づくりを推進してまいります。

次に、2 点目の夏季（7 月、8 月、9 月）は特に暑いですが、健康づくり教室ではどのようなことに気をつけ、開催しているのかについてお答えをいたします。

議員がおっしゃいますように、昨年夏の夏は、全国各地で観測史上最高気温を更新し、県内でも 6 月から 8 月の平均気温が観測史上最高となるなど、猛暑に見舞われました。

この時期に実施している若返り貯筋塾は、総合体育館のアリーナや剣道場を会場に行っております。気温が高くなると熱中症が発生しやすくなりますが、この会場には空調設備がなく、室温のコントロールができないことから、昨年度につきましては、空調設備がある会議

室に会場を変更したり、参加人数が多く、会場の変更ができない教室につきましては、窓を開け、扇風機を2台設置するなどの対応をいたしました。

このようなことを踏まえて、今年度につきましては、気温が高くなることが予想された7月中旬から8月末を除いた時期に教室を開催いたしております。また、教室では、講師が運動を始める前からの水分補給を促し、運動中においても、こまめな水分補給を行うよう声かけを行うとともに、参加者が自分自身の体力や体調に合わせたペースを守り運動ができるよう、頑張り過ぎないことや無理をしないように声かけを行っております。

なお、総合体育館につきましては、来年度末には空調設備が設置される予定となっておりますので、設置されるまでの間につきましては、特に運動環境に配慮し、町民の皆様が安全に継続的な運動ができるよう努めてまいります。

次に、3点目の当町には水泳施設はないが、民間の施設の空き時間を利用し、暑い時期に日中でも心地よく運動できる水中ウォーキングを教室として取り入れていく考えはについてお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、町内には、水泳のできる施設はございませんが、水中ウォーキングは、陸上でのウォーキングに比べ、浮力により腰や膝などの関節への負担が少なく、腰痛や手足の関節の痛みのある方でも無理なく行える有酸素運動として、生活習慣病の予防、改善に効果があると言われております。

しかしながら、当町における施設環境等を勘案いたしますと、現時点におきましては、町の事業として水中ウォーキングを取り入れることは大変難しい状況であると考えております。

続きまして、健康づくりの目標値についての御質問のうち、1点目の支援ニーズが高い妊産婦全員への支援実施割合と7カ月健康相談実施を町はどのように考え、目標とした理由はについてお答えいたします。

第5次吉田町総合計画では、「誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくり」の中で「いつまでも健康で元気に暮らせるまち」を目指し、健康づくり分野の施策の一つに母子保健の充実を掲げており、現在、町では、保健師、助産師、栄養士等の専門職が中心となり、妊娠、出産から子育て期までの一貫した母子保健サービスを提供し、安心して出産、育児ができるようサポートしております。

第5次吉田町総合計画の策定作業を行っていた平成27年度当時は、妊娠期から1人で悩みを抱えている方や、心身の不調や家庭環境、生活環境の問題などを抱える方が年々増えてきている傾向が見られ、ライフスタイルや社会が変化する中、支援方法やニーズも多様化してきている状況がございました。

この状況を踏まえ、妊娠中から切れ目のない支援を行うには、まず支援ニーズの高い妊産婦さんを把握していくことが必要と考え、妊娠された全ての方に対し、母子手帳交付時や転入時等に保健師または助産師が面談を実施し、健康状態や家族状況、子育て環境等、今後、出産、育児をしていく中で困ることや心配事等はないかをお聞きするアンケートを実施しながら、必要な保健指導を行うことといたしました。

さらに、若年や高齢で出産する方、治療中の疾患がある方、出産、育児に対し不安のある方、養育への支援が必要な方など、支援ニーズの高い妊産婦の基準を設け、平成28年度に設置しました子育て世代包括支援センターよしにこの母子保健コーディネーターを中心に、

支援ニーズが高い妊産婦さんに対し、誰が、いつ、どんな支援を行っていくのかを明確にした個別支援プランを作成し、これをもとに、これまでに行ってきた支援に加え、よりきめ細やかな個々のニーズに沿った支援を確実に行っていくことといたしました。

このようなことから、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施するために、支援ニーズが高い妊産婦全員への支援実施割合 100%を目標といたしました。平成 27 年度には、支援ニーズの高い妊産婦の基準がなかったため、現状としての数字はございませんでしたが、平成 28 年度から平成 30 年度は、子育て支援を行う部署や妊産婦健康診査や分娩を取り扱う医療機関等の関係機関とも連携しながら、プランを作成した方全員に必要な支援を実施いたしました。

次に、7 カ月児健康相談についてでございますが、この事業は、平成 27 年度から開始した事業でございます。平成 26 年度の状況を申し上げますと、母子の健康の保持、増進を図るため、妊婦健康診査や妊産婦、新生児訪問を初め、成長の節目となる 4 カ月、10 カ月での健康診査、1 歳での健康相談、1 歳 6 カ月、3 歳での健康診査を実施しておりましたが、4 カ月、10 カ月の健康診査については、医療機関へ委託し、個別健診で実施しているため、新生児訪問以降に保健師が全ての保護者とお子さんを対象に行う保健指導は、1 歳での健康相談が初めての場面となっております。

当時、1 歳児健康相談では、離乳食に関することやお子さんの発育や発達、育児に対する不安等の声が保護者から多く聞かれ、また母親の孤立感や負担感が高まっている育児環境の変化からも、1 歳になる前のより早い段階で専門的な相談の場を設け、支援を実施していく必要があると考えられる状況でございました。

このような状況の中、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施していくには、4 カ月児健康診査と 10 カ月児健康診査の中間に当たる 7 カ月児に健康相談を実施し、育児への不安や心配が大きいこの時期に全てのお子さんにお会いして相談を行い、早期に必要な支援を開始していくことが必要と考え、平成 27 年度から事業を開始いたしました。

このことから、現状値につきましては、当時実施しておりませんでしたので数字はございませんが、全てのお子さんの状況を把握して必要な支援を行うとの観点から、目標値を 100%といたしました。

平成 30 年度の 7 カ月児健康相談実施率は 96.7%でございましたが、健康相談に来所されなかった方には、家庭訪問等を実施し、必要な支援を行っております。

この二つの目標値は、母子保健での目標値となりますが、「誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくり」には、妊娠期から子育て期の心身ともに健康な生活を初めとし、全てのライフステージにおける健康づくりはつながりがあるものと考え、目標値といたしました。

次に、2 点目の 7 カ月児健康相談実施後、保護者からの相談には、発達に関することや歯のこと、離乳食についてなど、さまざまな相談があると思うが、どのような対応をしているのかについてお答えをします。

7 カ月児健康相談時やその後におきまして、保護者からは、お子さんの成長や発達に応じてさまざまな御相談がございます。特に 7 カ月児健康相談時には、寝返りやお座りといった体の発達や人見知り、夜泣きなどの情緒の発達に関すること、また離乳食が 1 日 1 回から 2 回へと移行していく時期であるため、その対応方法についての御相談が多い状況でございます。

7カ月児健康相談後には、10カ月児健康診査や1歳児健康相談時にその後の様子についてお聞きしたり、保健師や栄養士、助産師が御自宅にお伺いし、離乳食を与えている様子や授乳の様子など、実際の生活の場面、環境を見ながら、困っていることや不安を感じていることに対し、その御家庭に合った方法で解決ができるよう支援を行っております。

また、家族が心配事、困り事に対しタイムリーに相談をしていただけるよう、健康相談事業以外のときであっても、電話や訪問による相談にいつでも応じることができることもお伝えしております。

さらに、1歳を過ぎますと、言葉に関することや食事に関すること、自我への対応等の相談が多くなるなど、お子さんの成長に伴って、そのときどきで相談内容は変化してまいります。また、町では、お子さんの健康な生活を応援し、安心して子育てをしていただけるよう、成長の節目で健康相談、健康診査を実施し、日ごろのかかわり方や育児方法について、より専門的に答えられるよう、管理栄養士や歯科衛生士、心理士等、各専門職とも連携を図り、迅速に相談できる体制を整えているところでございます。

また、月齢や年齢に関係なく、誰もが気軽に相談ができる場として、月1回、赤ちゃん健康相談を実施しており、同じような不安や悩みを持つお母さん同士の情報交換の場としても利用していただいております。

さらに、来所が困難な方や自宅での相談を希望される場合には、家庭訪問や電話により随時対応をしているところでございます。

今後も、医療、子育て、保育など、各関係機関との連携を図りながら、各御家庭や保護者のライフスタイル、育児に対する考えや思いなど、お一人一人に寄り添った支援ができるよう、母子保健事業を通じて把握した妊産婦や母子の状況やニーズを分析し、必要な体制を整え、安心して出産、育児ができるようサポートしてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 再質問でございますが、まず、1の他の健康づくりの教室の利用者数から見てという回答でございますが、すごく健康に関して町民の意識が高いなということがわかりました。年代別の問題で、年齢、20代、40代は低いですが、50代以上の方は、ほとんど30%以上の方が運動を何かしらやっているということで、この30%というのがやはりすごい大きな意味があると思います。

こういった運動習慣の割合が続いているということで、すごい目標値も設定されておりますが、この中で、町としては、これをどんどん推進していくのにこれからこういったPRとか告知とかしていくつもりでいるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

答弁にもございましたように、健康づくりのための運動習慣を持つ方の割合という目標値を健康増進計画の中で持っております。議員がおっしゃいますように、現在、40歳以上の方は30%くらいかなというお話がございましたが、目標値に向けては、あと10%くらい、10ポイントくらい持ち上げていきたいというふうに考えております。

それにつきましては、今までも行ってきておりますが、広報やそれぞれの個別の健康相談の中、それから健診の事後の運動が必要な方、今現在、運動が不足している方には、生活の中に運動を取り入れる、それから運動を取り入れる時間がない方等、ライフスタイルに沿って身体活動をもう少し増やしていただくといったような個別での御相談、支援を行っていきたいというふうに考えております。集団に対する広報に加えまして、個別の指導も加えて今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

健康づくり、さまざまな健康づくりを町としてやっておりますが、3番の質問、水中ウォーキングを健康づくりとしてどう考えているかということも、町の考えを答弁の中で伺いました。この健康づくりのための水中ウォーキング、今、本当に、自然環境が変わって、日中のウォーキングがまず大変な状況だと思うんですが、やはり町民の中からも、運動は続けたいけれども、もう少し、ちょっと体力的にも大変なので、水中でできればいいなという声をちょっと聞きました。町民が望んでいて、ニーズがあると私は思っております。

また、町民の健康志向とかサービスの一環として、水中ウォーキングの教室を取り入れていくという考えはあるのでしょうか。もし、もうやる、やらないとかというふうな選択肢にしていくと、やらない、やれない理由とかはどこにあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町長の答弁の中にもございましたように、現時点におきまして、町の事業として水中ウォーキングを取り入れることは大変難しいというふうに考えております。今、議員がおっしゃいました、そういった水中でできればいいなとか、そういったニーズがあるといったことに関してでございますが、そういった水中ウォーキングに特化して、そういったことを町の事業として取り入れてほしいというようなニーズというか、要望というか、そういったものは、現在、把握はしておりません。

しかしながら、日中、暑い中、無理に暑い中をウォーキングをするだとか、暑い中、無理をして運動するというをお勧めしているわけではございませんが、やはりそれぞれの生活の中で、実際、議員の御質問にもございましたが、早朝であるだとか、夜間を使ってウォーキングを続けていただいているということは、大変素晴らしいことだというふうに考えております。

町の教室も、暑い中、昨年度実施しましたので、その中の課題として、やはり涼しい環境での現在の教室の運営の仕方を考えていくということで、今年度につきましては、暑い時期の7月中旬から8月末までの教室は、開催しない計画ということで日程を組んでおります。

そうしたことから、それぞれの方の生活習慣、生活スタイルに合った運動を取り入れていただくということは推進してまいりたいと思っておりますが、それがイコール水中ウォーキングかということ、なかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

ぜひ、要望として水中ウォーキングを教室に取り入れてもらいたいと思います。吉田町に水泳施設はありませんが、近隣の市町、市には、公共の水泳施設があります。他市に協力をお願いして水中ウォーキング教室をやる考えということはどうでしょうか。やる考えというのはありますか。もし町民のニーズがあれば。

そのためには、ニーズがなければ、でも、私は、町民の声で、そういうのがあったほうがいいよ、欲しいという声を聞いたので、ニーズはあると思うんですが、このアンケートの調査をするとか、そういったこと、考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町民の方へのニーズ、御要望をお伺いするアンケートについてですが、健康増進計画を策定するための実態調査を町民の方を対象にアンケート調査を行っております。前回は、答弁の中にもございましたが、平成26年度、今年度が次期の健康増進計画、食育推進計画を策定するためのアンケート調査を実施することを予定しております。その中で自由記載の項目もございます。そういったところで御要望はお伺いしたいと思っております。

町外のプール等の施設を利用してというようなお話でございましたが、今現在は、町の中で皆さんが通える中、それから、日ごろ生活をしている中で運動をどのようにしていただくかというところを考えておりますので、町外に出て教室を何か開催するかとか、そういった考えは今のところございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

町の外には、町外には公共の水泳施設があるんですが、町にはないので、町としても、ないですけども、町としては、町内で通える中で運動をどのようにするかということとされているということはよくわかりました。

ですが、やはりこういった日中の、7月、8月、9月はやはり暑いので、じゃ、そのときにできる運動というと、なかなかそんなになくて、限られてくるとは思うので、その中でやっぱり皆さん、そうなるとやっぱり外へ行ったりとかする可能性もあるのかなと思ったりします。なので、近隣の市町との、もしやる場合というのは、協力を得て、実際、もし仮にそういうのは条件がそろえば何かできる可能性はあるんですか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

議員が心配していただいている暑い時期の日中の運動ということでございますが、仮に町外の公営の水泳施設等につきましても、暑い時期は大変混んでいるのではないかなというふうには思っておりますが、もしそういった水中ウォーキングに限らず運動の教室を行っていくときには、その後、御自分でも持続可能な運動、教室が終わってからでも継続して、それをきっかけとして日常生活の中に運動を取り入れていただきたいというふうに、それが主体的な、皆さんに健康づくりをお願いしたいなというふうに思って事業を進めておりますので、そういったところから考えますと、やはり町内の運動できる環境の中でどのように運動するきっかけづくりをさせていただいて、生活の中に運動習慣を取り入れていただくといったところで働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） どうしてもやっぱり暑い時期の一つの運動の選択肢として水中ウォーキングというのを、ウォーキングなり水に関することをしていったらどうかという、なかなかそういうきっかけがないと、わかってはいるけれども、町の何かイベント、そういう事業の中でやっていくと、町民も入りやすいという方がいらっしゃると思います。取っかかりになりやすいという方もいます。

それから継続になっていく可能性もあると私は考えますが、その主要な施策の、今年度の施策と成果に関する説明書の319ページにトレーニング室の業務運営委託費というのがあるんです。これが委託料814万4,158円で、機器の手配とか管理運営、指導というのも含めたのをやっているんですけれども、これも一種の町と民間と一緒にやっている事業ではないのかなと私は思っております。

こういうことを町も今やっているの、今、町が持っている施設の中で来ていただいてやっていますけれども、それをもうちょっと、ちょっと他市町に出してしまうけれども、そういったことで、これを見ると事業はやっております。町はやっているの、できる可能性があるんじゃないかと私は思っております。

この民間の企業等のトレーニング室も、民間の企業等の力をいただいてやっているんですが、どうしても何か壁になることとか、ということは何かあるんでしょうか。民間にお願いするときに。

じゃ、ちょっと変えます。現在、トレーニング室は、民間の業者さんに委託をされているんですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

議員がおっしゃいましたトレーニング室の関係でございますので、生涯学習課からお答えさせていただきます。

生涯学習課が管理しております総合体育館のほうは、民間業者の方に委託をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 民間の業者に委託しているということなので、今年度、健康増進計画の実態調査を今年度、アンケートをやるということなので、そのアンケートにぜひ盛り込んでいただいて、水中ウォーキングの教室があれば参加できますかということをやちょっと、ぜひ聞いていただきたいなと私は要望します。その結果を見て、ちょっと町も努力していただければいいかなと思っておりますが。

次にいきます。次に、2の質問にいきます。

この今回の支援ニーズが高い妊産婦全員への支援実施割合と7カ月児健康相談実施を町はどのように考え、目標とした理由はという答えですが、ほぼ、本当に100%に、実施した数字はほぼ100%に近いので、すごい行き届いているなというふうに思っております。

この中で、主要な施策等に関する説明書、成果に関する説明書の164ページの効果のところに、特定妊婦という、ハイリスク妊婦等の支援が必要な妊産婦に対してというのは、これはこの支援ニーズが高い妊産婦と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この特定妊婦、ハイリスク妊婦等支援が必要な妊産婦という表現でございますが、これが議員の質問でございます支援ニーズの高い妊産婦全てを含んだ形になりますが、支援ニーズの高い妊産婦となります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） じゃ、先ほどの答弁にもありましたけれども、支援ニーズが高いというのは、私的には、妊婦は支援ニーズがとても高いと思っているんですが、その中でも若年者とか病気を持っていていらっしゃる、あともう一つ、要支援が必要という方がいらっしゃるという、そういったのも全部含めての支援ニーズということではよろしいんですね。

そういった方々に母子保健コーディネーターさんと母子保健担当者で連絡して支援をしているということなんですが、この母子保健コーディネーターと母子保健相談担当者の違いというところはどこにあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

母子保健コーディネーターは、平成28年度に保健センター内に機能として設置をいたしました子育て世代包括支援センターのよりにこの業務を行う助産師をいいます。

それから、母子保健担当者というのが健康づくり課の母子保健担当の保健師という形になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

そういった母子保健コーディネーターさんと母子保健担当者が支援が必要な妊産婦さんのところへ行って受けてきた情報というのは、どういうふうに、その中で、健康づくり課の中でのみ情報共有しているのでしょうか。それとも、ほかの医療機関に、支援があるような医療機関の人、産科の方とかほかの方、関係機関と一緒に来てもらって相談する、その後の対応とかというのを考えているというふうにされているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

関係機関との連携につきましては、多種多様なケースがございますので、こうしています、ああしていますというところまでは、なかなか個人情報の問題であるとか、支援をする内容につきましても申し上げにくいところもございますが、基本は、御本人の同意を得て、医療機関等と情報提供をして、お互い役割を持って支援をさせていただいているところです。

なので、情報によっては、取り扱いの方法は、もう課内でおさめるもの、そういうものもございしますが、御本人の同意を得て関係機関で共有したほうがいい情報につきましては、共有をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

町が本当に、今までは、4カ月、10カ月は先生のところで、医療機関でお願いして、10カ月の健診のときだったんですけども、やっぱりそれまでは間があるからということで7カ月児健診を入れたのは、すごい素晴らしいことだと思います。やはり家族の心配事、子育てをしている上で一番多い、7カ月の健診の中で一番多い相談事というのはどういったものがあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

統計で何が一番多いかといったような処理はしておりませんが、やはり答弁の中にもございました、そういった成長、発達のこと、離乳食のこと、それから7カ月児の特徴と申しますと、夜泣きが始まるだとか、そういったお子さんの成長、発達にかかわるものに加えて、最近の特徴といたしましては、保護者の精神的な疲労感であるだとか、そういった負担感に対する御相談が多い状況にあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 最後、もう時間もあれですので、ちょっと最後にしたいと思います。

この町の町民の健康づくりについて、さまざまな健康、また戻ってしまいますけれども、さまざまな健康づくりの教室があるんですけども、これから町民が健康づくりをするにおいて、町長は、どのように健康づくりについて考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 町民の皆さん、お一人お一人にとって一番基本的な価値というのは、自分が健康で日々を送りたいというようなことでございますので、町民の皆様は運動に対して理解をしていただいて、運動を実施していくような動機づけをどんなふうにしていくかというようなことがまず一番大事だなと思っております。また、それについて、さまざまな運動する場とかメニュー等をそろえて、町民の皆様は提示していくというようなことが一番大事なことはないかと思っております。

○7番（蒔田昌代君） ありがとうございます。

では、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、7番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（増田剛士君） 日程第2、町長から第50号議案 令和元年度吉田町立小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約書の締結についての1議案が提出されました。

これから第50号議案 令和元年度吉田町立小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第3回吉田町議会定例会に追加して上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回追加して上程をさせていただきますのは、契約の締結について1件でございます。内容につきましては、第50号議案の令和元年度吉田町立小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田町立小中学校の屋内運動場における空調設備の設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額1億8,700万円で株式会社橋本組、代表取締役、橋本勝策と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程する議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

それでは、学校教育課、お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

〔学校教育課長 八木邦広君登壇〕

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課からは、追加上程いたします第50号議案 令和元年度吉田町立小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをごらんください。

本議案につきましては、地方自治法第234条の規定に基づき、制限付き一般競争入札に付した令和元年度吉田町立小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を1億8,700万円、契約の相手方を静岡県焼津市栄町5丁目9番3号、株式会社橋本組、代表取締役、橋本勝策とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー18をごらんください。

1ページにつきましては、入札結果表でございます。令和元年9月12日木曜日、午前10時から吉田町役場2階、町民ホールにおきまして、入札参加資格委員会において資格確認がなされた5社による制限付き一般競争入札が執行されました。この入札の結果、株式会社橋本組が1億7,000万円で落札し、9月13日、落札額に消費税及び地方消費税相当額である10%を加えた金額であります1億8,700万円で仮契約を締結しております。

なお、この工事の工期につきましては、令和元年9月25日から令和2年3月13日までと設定しております。

次に、参考資料の2ページ、工事等概要書をごらんください。

工事名は、令和元年度吉田町立小中学校屋内運動場空調設備設置工事、工事箇所は、住吉小学校、中央小学校、自彊小学校及び吉田中学校でございます。

次に、工事内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の3ページからの図面もあわせてごらんください。

今回の工事は、町内の4小中学校において、屋内運動場アリーナにLPガスを熱源とした対流式空調設備を設置するものでございます。

まず、住吉小学校でございますが、図面は、参考資料3ページ及び4ページでございます。

住吉小学校につきましては、1階のアリーナに室内機12基とエアー送風ファンを6基設置いたします。屋内運動場外部には、ガス燃料にて自立運転が可能な室外機4基と980キログラム容量のガスバルブ貯槽を設置いたします。

次に、中央小学校でございますが、参考資料5ページ及び6ページの図面をあわせてごらんください。

中央小学校につきましても、1階のアリーナに室内機12基とエアー送風ファンを6基設置いたします。屋内運動場外部には、ガス燃料にて自立運転が可能な室外機4基と980キログラム容量のガスバルブ貯槽を設置いたします。

次に、自彊小学校でございますが、参考資料7ページ及び8ページの図面をあわせてごらんください。

自彊小学校につきましても、1階のアリーナに室内機12基とエアー送風ファンを6基設置いたします。屋内運動場外部には、ガス燃料にて自立運転が可能な室外機4基と980キログラム容量のガスバルブ貯槽を設置いたします。

次に、吉田中学校でございます。

参考資料9ページから11ページの図面をあわせてごらんください。

吉田中学校につきましては、1階の第2アリーナ及び武道場、2階の第1アリーナに空調設備を設置いたします。箇所ごとの機器設置の内訳といたしまして、第2アリーナには、室内機4基を設置いたします。武道場には、室内機8基とエアー送風ファンを4基設置いたします。第1アリーナには、室内機16基とエアー送風ファンを8基設置いたします。また、屋内運動場外部には、ガス燃料にて自立運転が可能な室外機7基と980キロ容量のガスバルブ貯槽2基を設置いたします。

以上が第50号議案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

本案につきましては、本日、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。

議案審議は、24日の本会議で行いますので、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時47分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 18 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日は、提出されました第 36 号議案の質疑を行います。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第 36 号の質疑

- 議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。
日程第 1、第 36 号議案 平成 30 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから第 36 号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入の 1 款から 10 款、20 款についての質疑を行います。
引き続き、歳出の質疑を行います。議事日程のとおり、本日は 1 款から 4 款及び 12 款から 14 款までとし、款別に区切って質疑を行いたいと思います。
説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。
また、歳入の 1 款から 10 款、20 款以外の歳入については、歳出の財源にあわせて行うようお願いいたします。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、明瞭簡潔に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。
それでは、質疑に入ります。
初めに、歳入の 1 款から 10 款、20 款についての質疑を行います。
質疑はありますか。
9 番、山内 均君。
○9 番（山内 均君） 9 番、山内です。
この資料ナンバーの 7、平成 30 年度の吉田町一般会計歳入歳出決算参考資料のその都市計画税決算額の都市計画税の使途内訳 8 ページに出ています。

公共下水道事業に関して、7年間、6年の間やっけていて、だんだんいろいろなものが見えてきたんですけども、それで、この都市計画税はもちろん御存じのとおり、都市計画の目的にあわせた計画税ですね。その中で公共下水道事業、例えば30年度のその数字を見ますと、全協でもお聞きをしましたけれども、都市計画税の決算額が2億3,317万5,000円で、その中に下水道と公債費の公共下水道分それを計算しますと1億7,764万8,000円、よく都市計画税の76.18%ですか、それがそちらに用いられるということですね。同じことで29年度を見ますと、決算額が2億3,791万3,000円で、そのうち1億7,027万1,000円の71.56%が都市計画税から公共下水道事業に入っていると。

28年度も全体が都市計画税の決算額が2億3,677万3,000円、その中から公共下水道と公共下水道の公債費ですね、そこに1億9,776万3,000円、特に公共下水道事業に関しては、都市計画税の都市計画の中で下水道が計画されていない区域ありますよね。それと、まだこれから本当に引くかどうかわからない区域、それに関して、このお金がずっと延々と入っているわけですね。入り始めてもう30年になります。そうすると、この費用使用、この使途の都市計画税の公共下水道事業にかかわる費用に関して、どういうふうに解釈をしているのかということが、ちょっとわからないものですから、教えていただきたいんです。

当然、日本国民としては納税の義務があります。義務と同時に権利が発生します。払って受益が発生します。負担が発生します。当然その中には発生しなければならないものは受益と負担、そういうものがちゃんとあるわけですけども、その辺がどうしても私の中では、なぜ都市計画税にそういう形で回っていくんだらう。全体主義的なものではわかります。全体はわかります。その中でやっけていくと、全体は。ところが払う側の個にすると、それは受益とか、そういうのは全くない中で、その中でそれを延々と払っていくということが非常に不合理かなど。私としては、その辺をちょっと教えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員さんのほうから都市計画税の使途といいますか、内訳ということの中で今御質問いただきました。

まず、都市計画税でございますが、今議員さんのおっしゃられたとおり、この目的税となっておりまして、この使用の使途というのは決まっております。例えば交通施設で都市計画施設ですね。公共施設であるとか、あと道路であるとか、また、公共の公園であるとか、緑地等、それから、あと上下水道等を含めた都市計画施設、また、土地区画整理と事業にということで費用を充てるために、その目的として課された税となっております。

ただいま議員さんのほうからお話がありました平成30年度の都市計画の参考資料の使途のところですけども、まず、こちらですけども、この8ページのところを見ていただきますと、まず、平成30年度におきましては、街路、公園のところは事業がなかったものから、ここがゼロということになっています。この都市計画事業区分ということで左側にありますけれども、これを一番下のところにアスタリスクがちょっとここにありますが、この都市計画税は幾らここというのがなかなか難しい全体で入った中であるものですから。

当町といたしましては、ここを都市計画税は、各都市計画事業に要した一般財源の比率に応じた案分して充当というルールを定めまして、ルールというか、この公表の使途内訳ということでさせていただいているものですから。こうした中で、確かに、都市計画関係の公債費の中で、下水道のところは平成30年度にありましては、先ほど言われましたとおり、1億7,106万9,000円と、それから通常下水道のところを足しますと、比率案分していきますと、76.18ということになっているというものでございます。これは、この都市計画税をこの内訳のところについては、下のほうアスタリスクのとおり、一般財源の比率に応じた案分充当しているということでございますので、そうした形で公表していますので、これが先ほど言いました29年、28年というふうなその年度によって、当然比率が変わってくるということは、そこは御理解いただいているというふうに思います。

例えば28年、先ほどありましたが、下水道については69.24ということで、このときには街路であるとか、道路、公園等も全ていっているという状況です。確かにこうしたこのお金を特定してというのは、なかなか難しい中で、事業費で比率案分を分けているということでございます。そうした中で、ここに明確にこの額というのは、なかなか難しいところがあって、案分比例ということでさせていただいています。御質問の今北区ある地域ということの中で話ありましたけれども、やはり、ちょっと全体にこの使途のところはわかっているかと思えます。ですので、こちらについては、やはりここ単年度、数年では事業の進捗状況によってここ変わってきますので、今後も当然範囲といいますか、そうしたところで広がっていくということになりますので、やはり町政全般として、この都市計画税はいろいろ活用させていただいているということになりますので、その一時点というところではなくて、広く今後都市計画税を有効に活用させていただくということでの御理解をいただきたいというのが、まず、やはり今個々ということがありましたけれども、こちらとしましては、やはり全体として考えさせていただきたいということがありますので、そうしたことから、この使途内訳というのを公表させていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、言われた案分で、それはわかるんです。確かにそのとおりだと思います。ただし、先ほど言った負担と受益、義務と権利、そういう中で、都市計画税の公共下水道から外れた地域とか、それが受益を受けないだろうという地域、その人たちにとって、まことに不合理な税じゃないですか。私はそこを聞いたかったですけれども、その辺は今後もそうですけれども、どういうふうな形で説明というか、丁寧に説明されても困るんですけれども、内容をそれが非常にわかりにくいものですから、そこをちょっとお聞きしたいかなと。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、税の受益というところの中で、この都市計画につきましては、当然道路、下水道ということで今お話がありましたけれども、道路、それから公園というところの中で、広く住民の方が利用に供する施設でも使われておりますので、全く受益がないということはないかというふうに思っております。ただ、やはり公共下水道とかいきますと、やはり認定の区域とかいうところがありますので、そうしたことからということはあると思いますが、やはり計画どお

り進めさせていただいて、その範囲の拡大であるとか、早く事業を完了させるというようなことがあるかと思っておりますので、そうした全般でこの都市計画税というのを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今言われた、それはわかるんですよ。街路であるとか土地区画整理、北区にとってはまだ道ですけれども、それが少なくとも経済の発展とか、そういうものに関しては影響するでしょうと私は思っています。使用料であるとか、いろいろなお金が入ってきますからね。ただし、下水道に関しては、今言った受益と負担、納税の義務と権利、そういう中で非常にわかりにくいというか、非常に我々にとっては、その人たちにとっては、実はこれは選挙のときもあった、そう言われたもんですね。私もそう思っていました。その中で、どういうふうに解釈したらいいんだろうと。もちろん、じゃどうするかと。どうしていただきたいというのは、もちろん、その次にあるわけですけれども、その辺のもしちょっとわかるようにというか、難しいんですけれども、ちょっとわかるように教えていただければありがたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 確かに公共下水道の場合は、直接的な受益とそれが非常に目立つものですから、直接的な受益がないと受益がないというような捉え方もされがちでございますけれども、本来の公共下水道の目的自体が環境の保全なんです。それで、都市計画区域内の環境をどう保っていくかと。それから、利便性をどう上げていくとか、そういうもっと都市計画事業ですので、その都市計画区域全体の環境のよさとか、土地の住みやすさによって土地価格を向上させていくとか、いろいろな目的を持っております。

その中で公共下水道というのは、布設されれば、ほかの手段でも環境を保つことは可能ですが、公共下水道の場合は、より広範に水質を保全できたり、その住環境をよくする効果があるということで、それは直接的な受益者じゃなくても、その環境改善された効果というのは自分にも受益があるというような都市計画事業の場合は、そういう考え方をとっていると認識しております。これは街路などでも一緒ですけれども、公園でもそうだし、そこに公園が近くにある人だけが受益を受けるというような考え方はとっておりませんので、広く都市計画区域全体に利益をもたらすというような考え方ですので、それと同じ考え方をもって公共下水道事業に都市計画税を充てるということは、一般的なことではないかというふうに考えています。

ここで見ると、街路、公園とか全く事業がないように見えているんですけれども、今、直接的に手がけている事業はございませんが、大体都市計画事業の場合は、一般財源が出るというのは余りありません。大体補助金と地方債を充てるというような、そういう財源手当をしてまいりますので、多くは公債費の中に街路、公園などでも公債費の中に含まれて、後々公債費に充てられるというような、そういうものが都市計画税の使われ方の多くになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 当局側として言わなければならんことは、多分よくわかりますけれども、確かにそのとおりだと思うんですよ。ただし、公共下水道の今理事がまさに目的を言っていたかもしれませんが、生活排水、環境ですよ。そのものが一番の目的だろうと、よくわかりますよね。その中に、後でまた出てきますけれども、生活排水の対策のそういうときに、この都市計画税の公共下水道の目的が同じであったならば、例えば合併式の浄化槽が今、国でも始まっています。環境省、主になってやっていますよね。総務省も財務省も始まりましたよね。そうすると、その中に大きく解釈をして目的が同一のものに関して、例えば都市計画税の中の下水道というものがそれにかわる目的が同じだから、それによって充てるとか、そういう形で何かどこかに表現できると非常にわかりやすい。私としては、ここに出てくる、例えば下水道の金額というのは、1件当たり環境省でやって100万くらいですから。657万といっても6件、これ例えば1億7,000というと、170件できるわけですね。そうしていくと、例えば同じ都市計画税の目的が同じであったときに、合併式の浄化槽を使うと、そういう形でもっと短期間に水質改善できるじゃないか。そういう形で思っていますので、細かいことは、またその生活排水の中でちょっと聞きますけれども、そう思っていますので、そういう形での表現というか、それがあれば非常に迷わないというか、どうしても我々は受益を得るための負担、実は受益を得るための負担で大体8%くらいなんです、公共下水道はね。92%が大体補助でやるものですから。その辺で非常に不条理を感じるんですがね。その辺が私のきょうの質問の中でのそういう同じ目的であったならば、そういう形での解釈ができないかなということです。何かの形で表現できれば、非常にわかりやすい。目的に向かってどっちも行くんだということがわかれば、そういう形がわかると非常にありがたいと思うんですが、その辺はどうなんですか。そういう形をあらわす、形としてどうにかあらわすという形はできないんですか。

○議長(増田剛士君) 理事、塚本昭二君。

○理事(塚本昭二君) 非常に決算の中で大きな問題、話題を提供していただいておりますが、議員おっしゃられたとおりでして、その水質に関する環境保全という手段の中では公共下水道だけではないというふうに、もともと当町が始めたころは公共下水道が最も有効な手段だということで、公共下水道普及を図るとするのが最も近道だったわけですが、その後の技術革新等々で浄化槽の性能も非常に格段に上がっておりますので、選択肢は広がっているというふうに思っております。

そうした中で当町でも、非常に時間を要して受益地区を拡大しておりますので、それにこのままの進め方でいいのかなのかということも課題としてずっと持っております、それで経営戦略などもつくる中で、そうしたことも検討の中に入れながら、今後の下水道の事業の進め方ということも検討しておりますので、そうした中で、もう少し本来の事業目的が何なのかということも含めてあらわしていけるように、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) まさにそのとおりだと思います。そうやって解釈していけば、その都市計画税が非常に重要な税であるということが皆さんわかりますよね。それと、最後にしますけれども、1にも2にも1億7,000というと170基ができてしまうわけですね。合併浄化

槽で国の試算でいくと。だから、そういう意味で、もう少し向きを変えていただきたいというのが私の趣旨なものですから。その辺も酌んでいただきまして、また何かありましたら、ちょっと返事いただければと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほどの答弁と同じでございますが、そうしたところも含めて、ここで公債費に出てきている1億7,100万というのは、もう過去に幹線も含めて投資をしている部分の借入れでございますので、これに対して合併浄化槽で処理をした場合とイコールで考えられるのは、ちょっと過去の設備投資ですので。この部分はどうしても負担は今後もなくなるまではやらなければいけないという中で、それを前提として今後そういう負担を継続するのがいいのかどうなのかという視点では、ものを見なければいけないというふうに思っておりますので、十分御意見のほうは踏まえながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） まさに町の人たちがね、非常にわかりやすいというか皆さんがそういう安心できるような活用ができればと思っていますので、その辺もまた、できるだけいい検討と回答をよろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時25分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

説明書の19ページを見てください。

そこに契約管理費というのがうたわれています。その一番左側の下に落札率とか、ア、イ、ウ、①、②がありますよね。その中に30年度の工事の契約の件数が99件と示されています。それでその中に、工事の工事検査結果、検査員による工事の検査結果が45件、担当課に行ってちょっと聞いたんですけれども、その残りの中には、管理契約をして管理をしていると。そういうところがあるということですね。この残った99から45を引いたその管理を管理契約をしているものというのは何件くらいあるんですか。

○議長（増田剛士君） 確認の質問になってしまいましたか。ただ単に数字を聞く……

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今こちらのほうで契約管理費の中で、申し上げている件数につきましては、入札をさせていただいた中でございますので、管理契約というそれぞれの委託契約をしている事業、それぞれ課があると思うんですけれども、その中の管理ですので、ここで今申し上げているのは、工事だけの件数ですので、その件数は今載せているだけの件数が入札にかかっている。そして、こちらの検査の工事検査の結果が45件ですので、管理契約については、こちらのほうに載せてございませんので、あくまでも工事検査です。検査の件数ということで御理解いただきたい。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） わかりました。その中でこれの管理の検査の中で大きなものから小さなものまであるでしょう。大きなものから小さなものまでね。ただその29年度の予算のときに品確法の話をしたと思うんです。品確法、公共工事の品質確保の促進に関する法律と。多分これ体育館のときじゃなかったか。そのときそういうものがあつたときに、実は検査員による検査、じゃ、検査員で誰だと聞いたときに、町の人たちが検査するわけですね、町の人たちが。ところが我々が工事の中にやっていたときに検査でできるのかという話なんです。要は言いたいことは、そういう例えば検査が資格を持った人が経験者でもう退職した人が臨時で入ってもらおうとか、そのときはこういう品質管理の法律の中で促進法か、品確法の中でそういう形でのそういうサポートがあれば、どんな工事であっても、しっかりしたものができるわけですね。例えば、細かいことを言うと、ものすごく難しいことなんですよ。そういう意味で、この管理がそういうものを使うことによって理事であるとか、負担がそれとプロの目が入ってくれば負担も軽くなるだろうし、一番は間違いなくできるだろうということなんですよね。そういう意味で質問をさせてもらっています。そういうものが29年度、28年度のときには入ってきたんだけど、あれからずっと入っていないと。ちょっとそういうものに関してのやっぱり公、プロから見る目、そういうのを入れていただくと、今ものすごく厳しくなっていますので、その辺も含めてどういうふうに考えているのか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

工事の検査員のお話だということでも伺っておりますけれども、工事の検査員につきましては、検査員の任命について町長が任命するということで、今理事というお話もございまして、阿部理事も検査員の中に入らせていただいて厳しく検査のほうもしていただいております。そして、品確法というお話の中で、発注支援のことを恐らく議員のほうもおっし

やっているのかなというところ、プロの目というところで、発注支援のお話もされているのかなというところでもありますけれども、検査につきましては、工事にかかわってきている職員で契約管理の部門の職員が検査の基準を見ながら検査体制を整えながら、検査基準を見ながら、その検査を行っている状況でございます。そして、発注支援の中で検査の支援というところもあくまでも支援でございますので、そここのところの検査に加わるということではできませんので、検査員をこちらで任命した職員が検査に当たるということになりますので、あくまでもその支援をしていただく内容としては、検査の設計内容とか、あと発注の仕様書の作成とか、そういうところの支援だけのところで考えておりますので、今検査の支援というところでは、プロの目は入っていない状況でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

そういうことでしょうか。しかし、工事の管理そのものがしっかりとにかく本当が一番いいのはそういう人がこの中に1人でもいれば、例えば大きなところに行くと言繕課があるじゃないですか。そこにいればその人たちがプロの視点で見られますよね。私が一番心配するのは、こういうものがもし資格なしでやったときに、何かが発生したときに、その人は責めを負うことができないじゃないですか。そのために平成12年からものすごく変わりましたね、建築基準法がね。そういう意味で、ずっとそれを心配していたものですから、そういう意味での当事者同士の負担、そういうものが分散できて、それで確実なものができるということが最大の目的ですので、検査を合格させるのはね。そういう意味で今お願いをしているんですけれども、そういう職員の本当が一番できるとうまいんじゃないかとは思いますが、そういう意味では、どうなんですか。計画的にはできないんですか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

技術職というところの職員の採用ということになるかと思うんですけれども、今、土木専門でやっておる職員も数名おります。その職員も含めて人材を育てていくと。その職員に対しても人材を育ててくれというところで言っていますので、職員の中でもそういった特殊技術を持った職員も採用していきたいというところもあるんですけれども、今も採用募集したりしているんですけれども、なかなかそこは難しい。募集毎年しているんですね。だけれども、今そういう人材が募集に入っていないというところでもありますので、今いる職員の中で、人材を育てていくというところの方法しかないんですけれども、そうはいいましたけれども、いろいろな研修を重ねて人材を育てていくような形にしていきたいとは考えております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今言った人材の育成がそれこそ非常に難しい話であって、我々がやっていて私が見ていても資格の中でやっていますけれども、定年退職した人たちですごい能力を持っている人たちが吉田町いっぱいいるじゃないですか。その人たちがもしそこへ目を向けてくれて、そして、やってくれたとしたならば、もう間違いなく理事にしたって、ここにいる人たちみんなが責任分担の中で安全なものができますので、ぜひその辺で考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか、最後にしますけれども。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今議員がおっしゃられたように、そういうノウハウを持った方がいらっしゃれば、私たちもそういう方のノウハウをいただきたいというふうには感じますけれども、職員の採用の仕方もやっぱりそこを変えなければいけないというところもありますので、今後考えなければいけない課題にはなるかと思えますけれども、人を育てるところも私たちの仕事でありますので、そういうところも加えながら考えていきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書の11ページ、広報広聴事業費の取り組み内容実績の中で町政報告会、これが参加人数が29年度も30年度も102人ということになっているわけで、参加人数が少ないというのは議会報告会も同じなんですけど、この参加人数をふやすということに対して何がしかの努力をやっているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

町政報告会につきましては、毎年町の中の課題とか問題点について、町民の皆様から御意見をいただくような形で、それについて解決策があればこちらでお答えするような形でしているわけでございます。参加人数につきましては、毎年自治会を通して、あと広報とか回覧させていただいてお知らせをさせていただいているんですけども、本当に町政に関心がある方に来ていただいて、いろいろな話をさせていただくというのが一番の目的に沿っていくのかなというふうに思います。そういったところで、人をふやしていくというところでは、各自治会にもお願いしますけれども、私たちも努力しながら、その人をふやしていく方法を、ことしもやらせていただくんですけども、どうして周知していけばいいかどうかというところは、検討しなければならないと考えております。今のところ、ことしにつきましては、回覧で皆様をお願いしているところでありますし、自治会の皆様にも課題がありましたらお願いしますというところで、お願いしているところでございますので、これからも人が多く町政に対して関心を持っていただくように努力していきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 参加したときに、質問とか意見、事前に登録しなければならないということがあって、その場合、行ってもなかなか発言できないという状況だったんですが、去年あたりは、かなりその場での質問を受けてくれて、「おお、いいな」と思ったんですが、そういうことで参加してくださった方もその場でも、どんどん質問を受け入れますよというようなアピールというのがあれば、もうちょっとふえてくるんじゃないかなと思うんで、その辺をしっかりとやっていくというようなお考えはありますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

当然参加された方の御意見というのは非常に貴重な御意見でありますので、そういったところも受け付ける用意もしながらPRしていきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

38ページのシティプロモーションの関係ですが、まちづくり公社への負担金、この金額が云々じゃないんですが、昨年度も決算の関係でまちづくり公社の収支計算の報告を、そうした議会のほうにもこうした決算の報告をしていただきたいと。それから、その年度の事業がどうだったのかという概要についても報告をいただきたいというお話をしたわけですが、29年度の決算書はいただいてありますが、30年度のこの中で開発まちづくり公社の活動がどういうふうな状況で、町としてどういうふうな評価をしているのか。その点について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まちづくり公社の事業内容というか、私どものほうで報告いただいているものもありまして、ちょっと御報告させていただきますが、まず、まちづくり公社ですね。情報発信というところの中でウェブサイト、ホームページありますけれども、そうしたところで「よしだものがたり」というところで、町のイベント等も町の広報もいたしますけれども、公社のほうでも同様に広報発信をしてきていただいています。アクセス数もふえてきているということの中で報告いただいています。

また、もう一つは大石議員も御存じかと思いますが、情報誌を発行して、町内の事業所に配架をされているということの中で、昨年も「旗一楽（H a t a - R a k u）」ということの中で、冊子のほうですね、発行していただいています。町づくりの魅力、それからあと若者の定住化を目的として企業紹介を含めて行っております。それから、あと婚活事業ですね、こちらのほうも行っております。これは町からにぎわい創出の補助金を活用しまして、公社のほうでは婚活事業も実施をしてくれております。昨年も全部で20名の御参加がありまして、カップルも誕生したというようなことで聞いております。あと、指定管理の関係については、あそこの管理運営ということで今施設のほうも適切に行っているところでございます。

そうした中で昨年、地域貢献事業ということの中で、公共施設、地域貢献事業として新規事業を試みられているということの中で、公共施設の環境整備、除草作業等を実施しているというところで、図書館の用地のところ、そうしたところの除草作業等を行っていただきまして、地域への貢献ということで実施をいただいているというものでございます。一応、そうした事業を昨年度行っていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 議員はそうしたものに対する評価は、町としてどう考えているかということ。

○企画課長（谷澤智秀君） 評価のほうでございますが、やはり昨年も含めましてまちづくり公社、できてから数年というところでございますが、徐々に浸透しつつあるというふうに思っておりますので、まだ道半ばというところが昨年度実績ではあるかと思っておりますけれども、大分浸透、また、企業等の活動も精力的に行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

昨年度の事業活動の大まかな報告をいただきましたが、昨年いただいた決算報告書の中に貸借対照表、あるいは収支計算書というのがありますが、これも今年度の決算も議会のほうに報告をいただくということでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 今、議員、貸借対照表ということですが、うちのほうから出されましたでしょうか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

決算報告書というもので、その中に損益計算書、貸借対照表、それから収支計算書というものがついたものをいただいております。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

大変申しわけないですが、これは昨年度もたしかまちづくり公社は一般社団法人ということの中で、うちのほうから決算書をお分けしたということはないと思っておりますけれども。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

申しわけないです。鏡がついていないもんですから、どちらからいただいたかは私もちょっとこの点は不明なんですけど、手元にこれはあります。ですから、30年度についても、同じようなものをいただければ、活動の内容が数字的にもわかるんじゃないかなと思って質問をしたわけですが、これについては、町のほうでも公社のほうの決算については、監査あるいは報告書をいただいているはずですので、それについて議会のほうにもその写しをいただくということではできないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

一応この会計につきましては、一般社団法人まちづくり公社で公表されているということだと思えます。昨年もたしか、そういう話の中で多分公社のほうに行かれたという方もいらっしゃるというふうには伺っております。ですので、これ公表されている資料だと思えますので、そちらのところで取得していただければ一番よろしいかというふうに思います。

以上でございます。

〔「はい、了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 21ページを見てください。

国際交流推進費です。その同時に73ページをちょっと見ていただけますか。73ページには吉田町の人口に占める外国人の割合が、ちょっとそれを含めて質問をしたいと思っております。

実はその外国人の割合が31年度は人口が2万9,636人でうち外国人が1,549人、5.22%の割合でいますよと。30年度は2万9,679人のうち1,357人、4.57%の外国人の占める割合があります。29年度は2万9,691人の中に4.02%が外国人の占める割合、これは見たと

おり、29年、4.02、30年が4.57、31年が5.22、こういう形で毎年100人から200人近くがふえているわけですね。そのときにそれを含めてちょっとお伺いさせていただきます。

国際交流費の全協の中で、いろいろ執行率の問題があつて下がっているということで、理由としてはホームステイの話がありました。多分それがもう決算書を見ると、ホームステイがほとんどでしょう。そういう形でよくわかるんですね。ところが、これからちょっと、そのホームステイについて、ひとつお聞きをしますね。

いわゆるホームステイというのは、オーストラリアからの交流ですね。それが小中学生が約40人くらいということで、きのうもちょっと会長の彼と話をしたんですけども、その中にオーストラリアから、これ執行率を上げていただきたいということなんです。オーストラリアから来るときには、何か向こうの規則があつて子供6人に対して先生が1人つくというルールがあるということですね。要するに今回もことしも去年受け入れるときに6人の先生が来ていただいたと。そういうことを、ただここから行くときには、子供たちと父兄が行くじゃないですか。先生はついていくかどうかはちょっと資料の中にはないものですか。そのときに会長のほうからちょっと出たのが、教育長がいると非常にうまいんですけども、今英語の教育が始まったじゃないですか。その中でお願いしているのは、生きた英語と国際感覚ね。そういうのを、そこで子供たちとか先生方とか、そういう人たちに生きた英語そのものを取得してもらうためには、ぜひそういう部分の応援が欲しいじゃないかという、いただきましたので、一つはそういう形での今吉田町が進めているものに関して、学校の子供たちや国が英語教育の始まったことに関して、そういうものの国際交流に対して指導というか要望というか、多分来ていると思うんですけども、してほしいとか、そういうのに関してのちょっとどういう形のお聞きをしたいんですけども、吉田町で国際交流をやるに当たって、そういう方向への見方というか進め方というか、ぜひそういうのができればと思つて、今お聞きしたわけですけども。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

国際交流の推進ということの中で今お話、こちらにつきましては、やはり多文化共生という中で、こちらに今住まわれている方、先ほど議員からも1,500を超えるいろいろな国の方々が来られているという中で、その方々が私たちと住民と理解をしながら快適に暮らせる安全な町を目指すというのが目的となっています。

そうした中で、今英語教育という中でお話がありましたけれども、こちらについては、ちょっとこの多文化共生のところとはちょっと違う、教育という面が強いかというふうに思います。ただ教育委員会につきましては、これALTのほうを各小中学校に配置をしまして、その英語教育という今先ほど議員がおっしゃられた生きた英語というところを身近に感じるというところで、ALTの配置ということで教育関係についてはそういう形をとらせていただいています。

もう一つは、この国際交流とはちょっとこの事業費という中ではないかというふうには思っておりますけれども、ただ外国人という一つのくくりの中では、そうした協力をしながらというのはありますけれども、ただ、この国際交流の中で、教育というよりも実際には外国人のお子様がいらっしゃいます。お子様もいますし、また、その御家族もいらっしゃいます。そうした中で、この国際交流協会の会員のオオミネさんが日本語教室というような中

で、事業とは別のところでいろいろ御協力をしていただいているということがございます。そうした活動も、この平成 30 年度には入っていたというところがございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 山内です。

今、外国人の先ほどパーセントはだんだんふえているのを示しましたがけれども、そのときに、やっぱり子供たちがこれのちょうど浜松で今国が調査して始めましたね。先日ちょっと全協で言われた。そのときに、やっぱりコミュニティに欠ける。多分、一番重要な会話がなかなかできないということが、そこに存在すると思うんですけども、そのときに、ここにいる福世議員もちょっと協力をしているみたいです。私も行きました。その中で、やっぱりあそこで教えている方々が完全にボランティアなんですね。それで毎週水曜日で、あとその間にいろいろなイベントが入りますので、かなり強烈なというか、すごく労力のいる水曜日の夜 7 時から 9 時までやるじゃないですか。そういう意味で、なかなかボランティアの方の力というか、それを借りるに当たって、やっぱりせつかくこういう形の推進のための費用をとってくれているんです。そういうのを含めてこれから出てくるでしょうけれども、それを含めて、もうちょっと町のほうで力を入れていくようなことができませんかということですかね。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

本当に今議員から話ありましており、国際交流協会の方々本当にいろいろボランティアの中で活動していただいています。本当にありがたく思っております。そうした中で、この辺をまた団体の皆様ともお話をしながらどうしていくかという一つの課題としてはコミュニティの中では出てくるものというふうに思っています。

そうした中、昨年度、当町の事業ではないんですけども、県事業で日本語教室というのをやるということがありまして、東、中、西 3 カ所で昨年行いまして、当町そこにちょっと手を挙げさせていただきまして、当町北オアシスパークで昨年 27 名の方が参加をしまして、20 名ですね、ことしが 27 名ということでした。昨年度 20 名の方が参加をしまして日本語勉強会というのを県が 3 カ月ぐらいかけて研修会というのを吉田町では今行っているんです。実際に外国人の方というのは、企業に働いている方がほとんどですので、その企業とも御案内もさせていただきながら、そちらのほうでも日本語教室ということの中で、機会というか、その勉強する機会を吉田町でということの中で進めさせていただいているということで、町としましても、そうした動きの中で県、それから、あと企業も含めた、にも呼びかけをしながら、その日本語教室を行っているというのもございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 山内です。

国際交流の中では、皆さん知っているとおり、ワールドフェスタの毎年聞きましたら、彼らはやっぱりお金がかからないようにということで、一生懸命節約をしてやっているんですね。どうやらそういう形をきのう教えてもらって。だから、その中でそれも含めて、あそこで日本語教室とかああいうところにいると、いろいろな国の方がいますので、そのときに

我々も国際的な国際交流というかできるわけですね。ぜひその辺で町も支援の中で応援しているものを、例えば今企画課がやっていますので、企画課の中からアドバイスとか、そういうものを作ってもらって、そうしてぜひボランティアの人たちに、もうちょっと温かくというか何とかならないか。補助の中でそういう形が一番望ましいと思うんですけども、そういう意味で、これから多分この決算も見てみますと、どうしても今29年が77.6%の執行率で30年が55.6、いかにも、もったいないもんですから。その辺も含めてやっていただきたいということが私の思いなんですけれども、その辺は計画的にやっていただけるような形というのは考え方ができるでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

やはり外国の方が、日本というか、吉田町の中のコミュニティーの中で生活していくという中で、やはりコミュニケーションというのが非常に大事だというふうに思っております。また、この点につきまして、国際交流協会を含めて、いろいろ今この間も先日全員協議会の中でもお話し合いをしていくということで、させていただいておりますので、また、今後事業展開も含めて団体のほうともお話をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

先ほど、一番最初に言いましたけれども、オーストラリアの子供たちにやっぱり先生がALTもいいですけども、行くことによって感覚が全く違いますから。それも含めてぜひ検討させていただいて、それで先生忙しいかもしれないけれども、その中で生きたものが子供たちに伝われば、それほどいいものはないもんですから。私はそう思っているんですけども、企画課の案としてはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

これ今回今お示しさせていただいているのは、平成30年度決算ということでございますので、今後、より多くの方がホームステイもそうですけれども、参加をしていただく受け入れも含めてですね、そちらのほうにつきましても、ぜひ今外国語教育も始まってくるという中ですので、大変大事なことだと思っておりますので、その辺も含めて今後話をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今、国際交流推進費ですけども、決算というか見ると、結局は国際交流協会、そこに全てお任せをしているというふうに見えるんですよ。町独自の国際交流としての何か事業といいますか、特別これだと町自体は何もしてなくて、国際交流協会に全てお任せで丸投げしてやっている。それしか執行していないもんですからね、そうじゃなくて町独自の何かそういう考えがあったら、ちょっとお聞かせ願えますけれども。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こちらの確かに事業費のほうの補助が主ということに、今予算上はなっておりますけれども、まず、この今丸投げというお話がありましたけれども、決してそうではなくて、私たちは一緒になって官民一体で行っているというふうに思っています。そうした中で、このコミュニケーションの中で、これは先ほどもコミュニケーションが必要だということで山内議員からもお話がありましたとおり、やはり行政だけではなくてまず民間が主となって、当然この国際交流協会には事務補助として当町職員の担当も出ております。毎回こうした事業の打ち合わせも出ておりますので、決して丸投げということではなくて、一つは団体の目的に沿ったところに補助金を出しているということですので、それで一緒に官民あわせて行っているということですので、決して丸投げではないというふうに思っていますので、そうしたことで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

ちょっと言葉が悪かったかなと思いますけれども、やっぱり自分としては、ここで予算が180万3,000円あって決算が100万2,000円なもんで、結局80万くらいはここで浮いてしまっているんですけども、そういったものを町独自のものに使えることもできるわけですよ。だけれども、実際実績としては、国際交流協会に補助金を出した以外はお金は使われていないもんですから。あと交通費が多少あるですけども、そういうことで、できれば町独自の何かそういうものがあればなというふうに私は思ったもので、今伺ったんですけども。官民一緒にやっているよということ、一緒にやっているよということがもう少しわかるような報告ですか、そういうものがあれば、理解ができるんですけども、今、ただこれを読むと、お任せしてしまっていて、やっているかなというふうに捉えたもんですからね。だもので、もしあれならそういうことも考えていっていただければなというふうに要望になります、お願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書の35ページ、吉田町総合計画策定事業費の中で町づくり住民意識調査に関して、回収率が33.4%とアンケートにしては回収率低いかなと。世帯数1,001票送って人口でなくても世帯数で考えても10%、その中で世帯数として3%の回収率なんですけれども、そこに関してはどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こちら御質問ありましたとおり、3,000人に対しまして回収が1,001ですね。この30%ということでございます。確かに回収率が低い状況でございますが、ただこの回収率自体もいろいろなアンケート調査ですと、なかなか回収率が余り高くないということですけども、ただこれがじゃ、結果が大丈夫なのかというところが多分あるかと思うんです。ここににつきましては、「エヌ」値というのがあります、こちらちょっとすみません、数字がちょっとあれだったですが、それ以上の回収があれば、当町の規模であれば、その反映はされるという統計的なのがありますので、十分ここは拾えているかなというふうに思っています。い

いわゆる意向調査ですので、意向というのが細かい要望等はあるかもしれませんが、その物事、いわゆる政策的な意向というのは十分把握できたんじゃないかと。ただ、これだけでは総合計画というのは、これで全部意向がわかったというわけではありませんので、これについては、今年度も団体ヒアリングもあわせて、またいろいろなどころでも広聴機会がございますので、そうしたものも加味しながら、こうした今回の決算を含めた中で次期総合計画のほうに反映させていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛でございます。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、決算書の102ページ及び103ページ、決算資料72ページから75ページ、コンビニ交付サービスの費用対効果について質問させていただきます。

いただいた資料で、この件に関する歳出に当たると考えられるものがコンビニ交付サービス使用料として502万8,460円、コンビニ交付サービス負担金として70万円、計572万8,460円の町からの歳出があると思うんですが、それに対してコンビニ交付を昨年決算時に受けられた件数が157件ということでございました。単価割りしていいものかどうかわかりませんが、ちょっと割り算すると3万6,487円ですね。手数料等差し引いたとしても、コンビニ交付を行うことで1件当たり3万6,000円ほど町が支出しているという形になりますが、このことに対する費用対効果について、今どのようにお考えになっていらっしゃるか教えていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

コンビニ交付サービスにつきましては、平成29年の10月から開始をしております。導入した当時は、利用者の利便性の向上をまず第一に図ること。それから、あとはコンビニ交付サービスというのは、マイナンバーカードがどうしても必要になってきますので、マイナンバーカードの交付の促進を図るという点からコンビニ交付サービスを導入しております。

実際、平成 30 年度中の利用件数は 157 件ということで、全体の交付件数の約 0.5%になっておりまして、まだまだ低い状態でございます。一方で、議員おっしゃいましたとおり、コンビニ交付サービスに係る経費というのは、コンビニへの手数料やシステムの使用料、それから J-L I S（ジェイリス）への運営負担金と約 570 万円ほどかかっております。確かにこの費用対効果だけを単純に考えると、まだ現段階では全く見合っていない状態となっております。先ほども申し上げましたとおり、このコンビニ交付サービスの利用率を上げるためには、どうしてもマイナンバーカードの取得率を上げる必要が出てまいりますので、今現段階でこのマイナンバーカードの交付率というのが直近の令和元年度 8 月末時点ですと、10.2%から参考ですが、同時期の全国の交付率を見ても 13.9%と全体的に低い状況でございますので、こちらのマイナンバーカードの交付率を上げて、そしてコンビニ交付サービスも利用率を上げていくということで、国でもマイナンバーカードの交付自体、取得率自体を上げるためにポイントの還元だとか、あとは令和 3 年の 3 月ですね、保険証と一体化をさせるということも打ち出しておりますし、あと国から近いうちにマイナンバーカードの交付率、取得を上げるためのリーフレットやポスターなどの配布も各市町にあるということ聞いておりますので、そちらを活用しながら、まずはマイナンバーカードの取得率を上げてコンビニ交付サービスの利用にもつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3 番、盛 純一郎君。

○3 番（盛 純一郎君） マイナンバーカードに関しましては、ここ 2 年、3 年でかなり取得率が上がってくるような施策を国のほうが打っているのは、ただいま勉強しております、存じ上げておりました。また、町のほうでも、吉田町サイズでさまざまな企画が出てくることかと思うので、またその結果、コンビニ交付の割合が上がることを期待しております。

もう一つ、お聞かせください。

住民基本台帳事務の中の要は証明書発行事業、今のコンビニサービスもそうなんです、窓口及び自動交付機の全体割合の件について質問させてください。全体の年度末の決算時の件数が 3 万 4,491 件、うち窓口が 2 万 9,294 件、割合で申し上げますと、実に 84.93%ということでございました。対しまして、自動交付機が全体 3 万 4,491 件に対し 5,090 件、全体の 14.75%で先ほどのコンビニ交付 0.5%とおっしゃいましたが、0.455%ですね。これちょっとパーセンテージはわかりにくいので、大まかな比率にさせていただきますと、170 対 29 対 1 という割合でございました。簡単に申し上げますと、申請作業 200 件あったとしてコンビニが 1 件あるかないかと、また窓口が 170 件、自動交付機が 29 件ということでございました。この割合、今後は是正していこうというお考えというか、このことに関してどのように考えていらっしゃるかを教えてください。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

コンビニ交付サービスの利用率については、先ほど申し上げましたとおり、マイナンバーカードの交付率を上げていかないと上がっていかないので、今後、取得の促進については努力していきたいと思っております。それから、自動交付機の利用については、こちら吉田町民カードという小山城の絵が入ったカードがどうしても必要になってまいりますので、ただ、そちらも暗証番号が登録されたカードを持っていないと自動交付機使用できないことに

なっておりますので、どうしても全員の方がお持ちではないものですから、窓口に見えるお客様がやはり一番多くなってしまいます。コンビニについては、今後利用率が上がっていけば、もう少しこの率も上がってくるであろうと。自動交付機のほうにつきましては、コンビニ交付サービスを導入する時点で、自動交付機を今後どうするかという話も出ておりますので、ただ、今の自動交付機の機械をリース契約しております、その間に今後の取り扱いについて今検討しているところでございます。その結果によっては、今後ちょっとこの率も変わってくるのかと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 吉田町のいいところではあると思うんですが、多分窓口がかなり手厚いといいますか、皆さんどうしても窓口でいろいろ申請作業をするほうが結果的にわかりやすい、楽だという現状が今のパーセンテージになっているかと思えます。また今後、その窓口負担が恐らく1日今100件ぐらいならすとあるんじゃないかなと思うんですが、その割合が例えばコンビニ交付とか、あるいは自動交付機に分散することによって、結果、その職員さんの業務の軽減が図れたり、そういうところですね。また、目指していただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今の関連なんですけれども、窓口交付に対して自動機での率が低いというのはそうなんですが、その中で印鑑登録証明は窓口に対して半分ぐらい50%ぐらい結構印鑑証明は自動機でやっている。それに対して住民票なんかは15%ぐらいしか自動でやられていない。この印鑑証明の率が高いということをヒントに、自動交付機での交付をふやすということは何かアイデアはないですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

すみません、ちょっと答えになるかわかりませんが、印鑑登録が確かに一番多いということなんですけれども、そちらはなぜかというところまでは、ちょっと把握はしておらないんですが、もちろん自動交付機で住民票も吉田町民カードがあれば自動交付機でも取得はできます。特に住民票の写しの場合は、それこそ目的によって例えばとりに来られても、その目的によっては、お話をした中で今省略できる手続などもございますので、どうしてもはっきりした理由まではちょっと把握していないんですが、どうしても窓口へ見える方が多くなっていくということで、印鑑登録の場合は、ある程度目的も限定されておりますので、自動交付機でもとれますし、窓口へ見えるお客様もちょっと少なくなっていると考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 自動交付機を始めた理由としては、窓口業務の軽減ということが目的の一つだと思っております。29年度に比べて30年度は窓口件数そのものがかなりふえているとは思いますが。その中で、人件費の話になりますけれども、一般職級が平成29年度より130万ぐらい減っているんですけれども、時間外手当、これは22万ふえているわけです。

よ。要するに残業がふえているということからすると、やっぱりどんどん自動交付機のほうへ回してもらったほうが職員さんの負担も減ると思うので、そこをしっかりと考えて自動交付機でやれるような工夫というのを、これからどんどんやっていただきたいと思いますが、お考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

自動交付機の取り扱いにつきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、ただいまリース期間中でありまして、令和2年の9月に再リース期間が切れて、その後はもう再々リースというものはないものですから。また、継続をして新しい機械を入れて、また多額のお金をかけて新しい機械を入れて継続するのか。他市町などでは、コンビニ交付を導入した時点で廃止している市町もありますので、今度廃止をしていくのか。そうすると、サービスの低下にもつながってしまうというところで、ただいま検討をしているところでございますので、今後その自動交付機の取り扱いによっても職員の対応も変わってくるかと思っておりますけれども、なるべく今時点ではもう自動交付機ありますので、少しでも職員の時間が割かれることのないように、なるべく自動交付機で取得できる方はそちらへ回っていただくようお願いはしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

今の同僚議員が聞きましたマイナンバーカードについてお聞きします。

前回全協のほうで同僚議員のほうで総務課長に町の職員のマイナンバーの取得率をちょっとお聞きしまして、決して高いものではないという御返答だったんですが、今、門田課長から全国平均が13.9%で当町が10.2%ということなんですけれども、まず、下位から正せよということなんですけれども、今職員の方が前に二十何名以上いると思うんですけれども、10%ぐらいの取得率という今顔見合わせたけれども、2人ぐらいしかマイナンバーカードを取得していないんじゃないかなと。もちろん町内から全部来ているわけじゃありませんので、町外からということだったんですけれども、町の職員の皆さんは、やっぱり取得率から見れば町民と同レベルというんですかね、意識的にやはり変わらず、そんなに必要性は感じないということなんですか。それとも、もう時間がなくて窓口に行かれる時間もないということなんですか。ちょっとそのあたり聞きたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員のマイナンバーカードの取得ということではございますけれども、職員がマイナンバーカードを取得したくても、住民票とか取得するのは容易に、職員がこの庁舎の中にいればいつでも取得できるというところのメリットはあるわけです。ただ、マイナンバーカードを持つことでメリットを考えたときに、全町民もそうなんですけれども、今の状況でどれだけメリットがあるのかなというところは、やっぱり考えるのかなというふうに思っております。今、マイナンバーカードを取得することによって、ポイント制とかそういうところも今政府のほうから出ておりますけれども、そういったところで、今後保険証機能を持たせると

いうところがマイナンバーカードに保険証の利用をするということも通知に出ているように、令和3年の3月にはそういうところの利用をしていくというふうな話も出てきておりますので、そういったところで取得については、推進していかなければいけないというところでもあります。それは職員ばかりではなくて全町民が取得できるような周知もしなければいけないし、そういったところで取得がふえたときには、その体制も考えていかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、そのところの職員ばかりではなくて町全体として交付、取得に向けての推進は図らなければいけないと考えております。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

30年度決算ですので、前年度のことはちょっと言うつもりはないんですけども、大分システムの改修でも、このマイナンバーカードをちょっと変えるだけでも大分町でお金を使ったという記憶がありますので、今、総務課長から余りメリットということがあったんですけども、町としたら取得率をやっばり上げていく方向に進んで告知したり、周知したりというのはそれは変わらなくやっていくということなんですか。そうすると、職員のほうも余りメリットも感じないということなんですけども、町全体で町民の方は、余りこの制度に対しては反対というわけじゃないですけども、余りメリットを感じないので、やっばりやっていないということなんでしょうか。やっばり今後も消費税のほうも何かマイナンバーカードを示せば、ちょっとお安くするというようなのが来年度以降出るみたいなんですけども、そのあたりはどういうお考えなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 消費税、関係ないよね。マイナンバーをどう取得してもらおうかというところですよ。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

職員だけではなくて、町内全体でお願いをしていくということですので、町民課のほうでお答えさせていただきますが、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、国でも保険証等の一体化などを考えておりますので、交付率は今よりは上がっていくかと思っておりますけれども、同じく国から今後といっても10月に入るかと思っておりますけれども、マイナンバーカード取得を促すためのポスターやリーフレット、あとは粗品なども各市町へ配布をされるということですので、それらを活用して、町独自でも広報紙やホームページなどで皆さんに周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、14 款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

再開を 10 時 40 分といたします。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 37 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。

次に、3 款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 説明書 119 ページ、子ども医療費です。

子ども医療費は平成 27 年の 1 億 3,000 万をピークに減少しています。30 年度は高校生まで広げたということで金額的には微増しておりますけれども、件数としては減っていると思えます。これは保護者の意識を改革していくとか、いろいろな施策を打って努力された結果だというふうに思っておりますけれども、ここをもう一発ぐっと削減させるような何かアイデアとか、工夫とかございますでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

子ども医療費につきましては、保護者がお支払いする今一般的に言う 3 割分のものをこの費用から出しているものでございます。何か大きなこちらの努力で費用が削減されたというものは、これといったお知らせできるものはないんですけれども、医療費ですので、例えばインフルエンザがすごくはやったときには、どうしても医療費かかってしまいますし、高額な治療が必要なお子様がいらっしゃったときには医療費はかかるというもので、そのどうしても波は出てくるというふうになっております。うちのほうでただ分析しているもので言いますと、どうしても乳幼児、小さいお子さんのほうが病院に行く件数というか、回数というか、というのは多いと。年の高校生とか中学生のかかる一人当たりの医療費よりも乳幼児の方のほうがかかるというような分析はしておりますので、子供さんたちの健康のために、この費用というものは使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5番（平野 積君） コンビニ受診という言葉もありましたように、ちょっと何かあったら病院へ行くというようなことがある、そこに対してやっぱりある程度、啓発活動というのは必要なんじゃないかと思えます。それによって下げていくことができると思うので、それはやっぱり町としてもやっていくべきだというふうに、やっていらっしゃるとは思いますがけれども、積極的にやっていくということを考えていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

その議論は県でも町でも同じように担当するところは考えているところでございます。ただ、今は受診の受けやすさということを重視しております。そのために償還払いではなく現物給付ということで、子供さんたちの健康の維持増進ですね、のことを重視しておりますので、もちろん議員さんがおっしゃるように、コンビニ受診もなくしていくと、削減をしていくということも考えなければいけませんけれども、今の目線としては、子供さんたちの健康ということを重視した制度になっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 85ページをお願いいたします。

これ毎年の話になるんですけれども、この中に避難行動要支援者名簿調査、このやつに関しては災害のときに、どうしても皆が共有しなきゃならん情報だと思うんですね。特に最近昔はよく組単位で毎月の会合をやっていました。多分恐らく今吉田町で半分以下じゃないですかね、やっているの。そうすると、会合をやっているともうわかるんですね。そのうちの子供の数まで、子供とそれと年寄りはもちろんわかりますよね。そういうものに関して、この調査をやっていくんです。調査の結果をどういうふうに要するに個人情報に向かってですけれども、情報をどういうふうな形で町がやろうとしているかということをやっと確認をしたいと思えます。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

今回ここに議会の資料として上げさせていただいたところは、民生委員、児童委員の方たちの活動の中で避難行動、要支援者名簿の調査という形で載せさせていただいております。もともとは避難行動要支援者に対して、町で郵送で名簿の中にあなたのお名前を載せさせていただくんですが、個別調査、個別計画のほうを作成される方は再度提出のほうをお願いするという形で依頼をさせていただきました。なので、まずは手挙げ方式という形になりますが、御自身で名簿にお名前を載せたい方、計画を出したい方に同意をいただきまして、提出をしていただきました。12月以降になりまして、名簿を持って民生委員さんが各御家庭に調査に行ってくださいました。もう既に提出をされている方といない方とありましたので、この個人の計画を出す方、出してある方については、中身の確認と出していない方は制度そのものも理解できていない方もあったので、説明をしていただいて出さない状態でいいですか、それとも出しますかということで、お問い合わせをいただきながら提出をしていただいているんですが、先ほど、個人情報ということもありましたけれども、個別

計画の中には、同意をいたしますということで署名をいただいて提出いただいております。個別計画を出していただいてある方につきましては、自治会や消防署、行政等にこの情報を提出していただいて構いませんということで署名をいただいておりますので、集めた中で、町のほうでは自治会の提示をさせていただいて、例えば災害があった際には、一旦避難所等に集まりますので、そのとき自治会が持っている名簿、個票の中で個別計画の中でまだ集まってきていない方がいらっしゃれば、そこのところをどういうふうに自治会で動くか。あと町内会、組の中で動くかというのを、これからまた検討していかなければいけないということで、民生委員さんの中にも今回調査に行っていただいて、やっぱり疑問もたくさん持たれております。地区によって活動もさまざま、もうこれを出す前に各自治会で別の方法で個票というようなものをつくって提出している地区もございますので、動きが少し地区によって違うということもございます。民生委員さんの意見も聞きながら民生委員ができることと、町内会でできること、あと自治会でやれることというところを、少し防災課等とも相談をしまして、地区ごとで一番いい方法で災害のあった際に、おうちから出られない方をどのようにして支援していく方法があるかというのを検討していくような予定でおります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今の答えは毎年大体似たような答えが出るわけですね。私が常に思うのは、もう1歩踏み込んでということですね。民生委員の方々を見ますと、私よりも年多い人結構いるんですね。それでなかなか手がいないとか、そうしているんですけども、民生委員の人たちに対してやってもらうのはいいんですけども、それが集まってからの情報じゃ遅いということですよ、災害の時釜石のときに見たとおり、防災士の子供たち、ジュニア防災士も含めて今やっていますからね。そういうところにどういうふうな情報を出していくかということですよ。それがやっぱり避難行動に伴った、行動できない人じゃどうしようもありませんので、その辺も実際のところの必要な部分にもっと踏み込むことはできないかと思っているんです。その踏み込むということは、私も以前にも言いましたけれども、年寄りの方のももちろん了解を得て、部屋の間取りを借りてここに住んでいるよと。そのときにどこから搬送するんだと、どこから引っ張り出すんだというそこまでやってくれている人もいますよね。それはもうオーケーをもらえば、その人たちの個人情報から外す形、いいですよという承諾をもらえばできますので、もうちょっと踏み込んだ形、それともう年寄りになってきた。どんどん年が多くなってくる民生委員、児童委員、その人たちに任せることがだんだん難しくなってきますので、その辺を含めてもっと踏み込んだ情報開示の方法と情報開示の目的と情報開示をどこに置くかというやつは、もうちょっとやっていく必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員おっしゃられるとおり、どちらに寝ていてどこの経路で搬出したら一番安全なのかといったところも大事だと思いますが、まずは民生委員であろうと被災者になりますので、地震の際に、自分の身は自分でまず安全を確保していただきたいということがあります。民生委員さんがいち早く要援護者のところへ行って助け出すというのは、東北の大震災の折には皆さんそういうふうには思っていたんですが、それをしていたがために消防隊員とかも逃げお

くれたということもあります。なので、まずは第一に、自分の身を守ってもらって、次に避難所に行った際に、ああ、近所のこの人がいないよといったところで、先ほど議員さんがおっしゃられたみたいに、あの人はここの部屋に寝ているから、そこへ見に行きましょうというような形で助けに行くといった作業をというふうに考えております。

ただ、件数自体がすごく多いものですから、みんなのところ、この人はどこに寝ているとかといったところまで全ての開示は今ではできないところであります。個別支援計画をつくった方の中で手を挙げていただいて、自分の障害のあるお子さんなんです、自分のお子さんのことを知っていただきたいといった方もいらっしゃるし、組と町内会で集まっていたら、うちの子はこういう子ですということを少し理解していただいた御家庭もあります。この計画を作成するに当たって、隠したいというおうちの方もいますが、この子のことを理解して例えば行くよと引っ張っていても余計に混乱してしまっただけで動けなくなってしまう子もいますので、うちの子はこういう子です。だから、急に引っ張るのではなくて、まずは落ち着かせてこういう形で連れて行ってくださいというような情報共有をされた御家庭もありますので、一遍に町内全部は無理ですが、そういった町内の方に理解していただくとか、そういった個を見たケースごとの支援のほうをしていきたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私がね、今もうちょっと踏み込んでいただきたいというのは、今言った避難所へ行ってからいないよじゃなくて、そのときはもう大体遅いですよね。それと同時に、そのときにそこへ向かったことによって消防団員が多くの命を失ったと。そういうのを考えると、あらかじめできるだけ了解を災害のときとか、そういうふうに限って出させていただいて、そういうものを若い人たちがやらないことにはどうにもなりませんよね。例えば研修なんか行きますと、1人の年とった方を恐らく4人、5人がいないと、できないよという話ですね。そういうのを聞いていくと、今のような回答だと恐らく多分対応できないじゃないですか。そういう意味で、もっと個人情報に踏み込んだところのやつがどこまでできるかというやつもうちょっと考えていかないと、あと、それに引き込まれていく人たちもいるでしょうから。するとそういう形が一番いいと、できるだけ早く対応するようなこと。

それで、もう一つ例えば「てんでんこ」という話が出ますよね、津波のときに、出るじゃないですか。ただ私はちょっと疑問を持っていて、もし、てんでんこで逃げて、親がそれで亡くなったら、その人生きている間ずっと思うじゃないですか。そういうのを含めて、もうちょっと中に踏み込んでいく方策、それを今のこういう状況になってくると、そういう人たちって多いと思いますよ。だから、そういうのをぜひやっていただきたいと思うんですね。その辺でできるだけ多くの人たちが助ける可能性、それと今言った1人の方を助けるのに健常者の4人、5人がいないとできないよと。外国人の問題とかいっぱいありますので、その辺も今言ったもっと踏み込んだ形での対応というのを、ぜひやっていただきたいと思うんですけども、その辺は予定としてというか、どうなんですか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員おっしゃられるように、1人の方を若い力で搬出するという方法も大事だと思えます。ただ搬出方法といったところの手段なども若い人たちにもお伝えしながら、どうしたら

うまくお一人でもけがなく搬出できるかといったところの訓練等も周知をしていきたいと思
います。

先ほど、てんでんこの話もありましたが、災害の時間によっても若い人が家にいなくて近
所にいるのは高齢者の方ということもありますので、高齢者の方でも若い方でも搬出方法
のほうを把握していただくというようなことを考えたいと思います。あとは、外国人とか障
害のある方、高齢者の方といった形で対象者の方がさまざまです。やっぱり地域に帰っ
て地域の方たちで、この個々に合わせた搬出方法、対応方法、時間にあわせた対応方法とい
ったものを個々で考えていただけるような機会をまたつくって、どういうふうに昼間であつ
たら対応するか。夜であつたら対応するかといったところを健康教育じゃないですけれど
も、皆さん地元に戻ってのことも考えていただくような機会をつくっていききたいと思っ
ています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

本当にそれを望むわけですね。それで、そのときにやっぱり情報としていかに組に出す
か、組の人たちに出すか、周りの人たちに出すかということが一番大事になると思うんです
よね。それを含めて、その今言った避難所がどうのこうのじゃなくて、あらかじめもう避難
行動ですからね。避難行動の開始をどうするかということですので、その辺をもっとしっか
りと踏み込んだ形で、個人情報を含めてもう言ってもいいんじゃないですかね。最終的に
は、そこへ行くと思うんですけれども。そういう意味で、例えば組の会合を復活するとか、
そういうものは必要だと思うんですけれども、その辺を踏まえて、またしっかりと踏み
込んだ形をとっていただきたいと要望になりますけれども、それでやっていただきたいと思
いますので、よろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書146ページ、感染症予防費に関してこどもインフルエンザ予防
接種費助成に関して、接種人数からすると対象の約3割弱の方が受けているんじゃないかな

というふうに思われます。平成 30 年度からこれを始めたということは、非常にありがたいことだと思っておりますけれども、実際にインフルエンザによる学級閉鎖というのはあると思います。この学級閉鎖をなくすためにも保育園もそうですけれども、多くの子供たちに受けてもらうような工夫というのは今後考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

30 年度から新規事業として開始いたしましたこどもインフルエンザ予防接種につきましては、周知方法といたしましては、対象者のお子さん全員に学校に通っているお子さんには学校を通じて保護者の方に通知をさせていただきます。乳幼児に関しましては、対象者全員に個別の通知を郵送ということで、昨年度からそういう形で行っておりますが、今年度もその予定で今進めております。それから、医療機関等にポスターを張っていただくということで、昨年度も行っておりました。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 先ほど、民生費のところで子ども医療費のことでお話ししたときにやっぱり子供の健康状態をしっかり守ることが重要だというふうに答弁していただいたんですが、そうすると、例えば中学生以下の子供たち全員に町が負担してインフルエンザの予防接種をするというようなことはできないのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

こどもインフルエンザ予防接種につきましては、1 歳から中学 3 年生までの全てのお子さんを対象にしております。インフルエンザの予防接種につきましては、任意の接種になっておりますので、予防接種法に定める定期接種ではまずないということ。それから、任意の予防接種ということは、保護者のお考えによって接種をしていただく予防接種になりますので、町から全員に打ってくださというふうなお知らせではなく、インフルエンザに罹患しないために重症化しないために、予防接種を受けた方には費用を助成いたしますというお知らせをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） そういうことはあると思うんですが、今は希望者には助成しますよという形なんですけれども、基本的には皆さん受けましょと。それに対して保護者の考えもあるし、受けない方は別に。やりますよ、やらなくてもいい人はどうぞという感じの上から目線じゃないけれども、そういうやり方というのはないものでしょうかね。要するに学級閉鎖ということがやっぱり起こるのは現実なので、それを多くの方が接種していればそういうことをかなりの確率で防げるというふうに思うんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

なかなか感染症を予防する考え方というのは、いろいろな考え方がありますので、大変難しいとは思っております。それから、感染症の種類によっても本当に接種をすべき接種義

務がある者等の感染症については、予防接種の接種については、そういったお知らせをさせていただきたいと思っておりますが、インフルエンザの予防接種につきましては、やはり先ほど申しましたように、任意接種になっているということ、それから、このインフルエンザの予防接種を町の助成事業として導入するに当たりまして、町内の小児科の先生にも御相談をいたしましたけれども、やはり、今までの傾向からも予防接種をされる方はされる、されない方はされないといった、そういった傾向が見られるというような御意見もいただきました。そういったことから、やはり、希望する方には助成をいたします。ただ、インフルエンザの予防接種については、こんな効果がありますとか、やはりお子さんのため、保護者の負担軽減のためといったようなお知らせはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

153ページの生活排水改善対策事業費、先ほど一番最初後に触れますよと言ったところで

す。それで、この生活排水の中で循環型社会形成推進地域計画、合併処理浄化槽の設置ですよ。それが27年度から5年間で計画をされましたよね。その計画が400基、5年間で400基で金額として1億5,590万、ところが今30年度で4年間終わった段階で301基が設置されました。そして残りが99基、金額としては301基やることによって9,688万4,000円、残りがあと1年間で、最初に約束したのは5,901万6,000円、これは恐らくは当然今からじゃ無理な話ですよ。そうしたときに、このできなかったというか、計画になかなか届きにくかった理由というのは何か弊害みたいのがあったんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この循環型のこの5年間の27年から31年までの計画で400基ということで26年度に策定しました。この基数が現実的にこの計画まで達しないという理由の一つの要因としましては、吉田町としては、下水道と合併浄化槽を推進している中で、まだまだ汚水処理の普及率がいないんですけれども、毎年下水道の整備、この浄化槽の整備をしていく中で、当初のこの26年の計画のときよりも大分基数が新設で減っているのが確かでございます。26年の計画のときであれば、年間、今80基の計画でいるんですけれども、その前の5年間でいくと、年間でいっても80基以上は設置したこともあって計画段階では80とはしていたものはあるんですけれども、ただ要因としては、そこの一番基数がふえていないというのは、そこが一因もありますし、まだまだ単独浄化槽が合併にかわっていないのも全体的、日本全体で見ても大体2分の1は単独が平成12年までは単独でやっていた関係もありまして、ある関係でそこがもう少し上がっていただければいいとは思っておりますけれども、現実今このような結果になっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

結果的にこういう数字が出たということに関しては、残念ながらもっと頑張っていたきたいと思います。ただ、一番最初のところに都市計画の税のところに理事のほうから公共下水道の目的、それとこの合併処理浄化槽の目的、生活環境の予算ということでやっていくことになっているわけですが、この中で今言われた新設は結構あるんですけども、単独浄化槽から合併浄化槽に入れかえたというものが23基しかないですね、4年間でね。27年が11、28年が3、29年が4、30年が5、多分23件ですね。生活排水を改善するためには、単独浄化槽を合併浄化槽にいかに変えるかということですよ。それで特に心配するのは、生活スタイルが変わってきて今油をたくさん使うでしょう。そうすると、どうしたって、その排水が全て排水溝、水路に流れますからね。だから、当然環境は悪くなりますよね。もっと心配するのは今回九州でもそうですけれども、ああいう形で冠水するじゃないですか。冠水した水というのは全部住吉区、よく冠水しますけれども、あそこに汚れた水が全部行くわけですね。あそこの地域は公共下水道やってあるけれども、ところがそれを上を早くやらないことには、そういう意味で、この入れかえるものの件数、それを今度重点的にやっていただきたいと思うんですけども、その辺で今、来年度で先ほども言った多分できないでしょう、計画どおりにはね。そのできないものに関しては、ごめんなさいいろいろになっちゃった一つだけ。まず最初は、この継続をしてやっていくような形になるんですか。もしできなかった場合というのは。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この生活排水の処理の基本計画が31年度で5年間の最終年度になりますけれども、今後も今年度計画を策定して継続して実施していきます。あと、県ともちょっと浄化槽の単独から合併に切りかえがなかなか進んでいないこともありますので、その辺もちょっと県と協力してやっていくことも必要になってくると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、この合併浄化槽に切りかえることによって、本当に排水の中で重要なことだと思うんですよ。ここに建設課がいたら頼みたいんですけども、例えばですよ、雨が降って冠水したときに、例えば北区の水質、その冠水したところの水質をはかるようなことをやれば、すぐわかると思うんですね。ぜひその辺も含めて、これから計画するに当たって、やってほしいんですよ。そうすれば、いかに排水の改善対策が必要かというのが出てくると思うんですけども、その辺も含めて計画をするに当たって、十分その辺も入れていただきたい。そして今言った調査も含めてやっていただきたいと思うんです。そうすれば、もう必然的に上がっていくでしょう、合併浄化槽への割合がね。ぜひその辺も含めてやっていただきたい。特に合併浄化槽は100万でできますからね。そうすると、1億で100件できるわけですよ、間違いなくね。そういう意味でやっていただきたい。北区にあと1,100軒くらいあるかもしれませんけれども、11億あればできるわけですから。その辺も含めてぜひ今言った調査を含めた形での進展の仕方、より現実的な進展の仕方を考えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃるところ辺も理解はできるんですけども、この計画の中では、今補助金をいただいて事業を実施していくための中では、基数の要件を計画の何基設置する、どういう計画でいくというものはありますけれども、この調査・測定をするというこの補助を使ってというものは現実ない中で、全くそこはちょっと県に投げかけという話にはなってしまいますが、ちょっとその辺は相談しながらどうことができるか、できないかということもありますので、その辺はちょっと話をしてみたいとは思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、私が言ったのは、別に県の補助でやろうとかじゃなくて、町のことにに関して一番重要な生活する排水の要するにいろいろな伝染病であるとか、そういう危険性があるわけですよ、ああやって冠水してしまうと。それを含めてということですよ。でも、今言ったその調査というのは、そんなにかかるわけじゃないし、建設課、環境課か、あそこでもしょっちゅうやっているわけですから、その方法を変えるだけによってできると思うんですよ。その辺はしっかりちょっとやっていただきたいと思っています。特に一番最初の都市計画税のところに戻るんですけども、そういうのも含めて、そこも合併浄化槽でやっていくことによって、水が目的を達することが早くできると。それで、先ほど言いました入れかえの件数がたった23件ですよ。片方は301件のうち23件、建築基準法で合併処理浄化槽しか、もうつくっていませんので、新しいうちは全部なるわけですよ。そうすると、目的は新しいうちに補助することも多分大事なことなんですけれども、環境省が考えているのは、恐らく新しいうちじゃなくて、入れかえをやって公共下水道にかわるものをやれということだと思うんですよ。そういう意味で、問題も含めているようなんですけれども、やっていただきたいと思うんですよ。ぜひその辺も含めて、ちょっとこれからの町の方向性、ちょっとお聞きしたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 議員、決算なので、決算に関してお願いしたいと思えます。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私は決算のものを踏まえてどうするか。決算がよかったかどうかじゃないんですよ。決算なんて否定したってもう終わっちゃっているわけですから。決算の目的というのは、そういうところにあると思うんですよ。それだったら決算なんかやる必要はないですよ。いいか悪いかだけだったら。結果を踏まえて、どうするかというものをやっぱり考えていくというような対策も……

○議長（増田剛士君） 絡めてやってくれればいい。決算を絡めてお願いします。

○9番（山内 均君） 絡めて考えていますよ。この中でまぜてくれればいいだけの話ですから。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 公共下水道の公共下水道といいますが、水質保全についてどういう方向で町が今後臨んでいくかという御質問だというふうに思いますが、今のところ、主要な手段として行っているのは公共下水道の布設ということでございますので、それを一挙に転換できるかどうかという難しさもございます。

先ほども申し上げましたとおり、公共下水道が過去においては、最も有効な手段ということの認識の中で事業を組み立ててまいったわけですが、技術的にはそればかりではなく多様なものが出てきていると。しかしながら、その多様なものでも国のレベルでいっても国交省があり環境省があり、農水省があり、いろいろな省庁にまたがっていろいろな手段を用意してくださっているということで、それが一挙に一つに集まって内閣府あたりで処理してくれればいいんですが、そういうふうにはなっていないということもありまして、補助制度もこれまで受けてきた補助もありますので、そうした補助制度がどう処理できていくのかと。それと次どうそれをつなげていけるのかということも含めて、大きな過渡期にあるのではないかとこの認識はございますので、そうしたところも認識しながら、今後の方向というのは検討してまいりたいということで、今こうするというようなお答えはできないので、御了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私は経済効果も含めて考えていますので、ぜひその辺もやっていただければと、生活排水対策をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今の関連です。153ページの生活排水改善対策事業費で、全協で下水事業区画区域外と区域内の補助の合併浄化槽にする補助金額が違うというのは、国の補助の関係であるというようなお話を聞いたんですけども、区域内とはいえ、いつ来るかわからないというような地域、また新築して家を建てたけれども、翌年下水道が来てしまったというようなこともあると思うんですよね。その補助に関しては、せめて区域内であっても区域外と同じくらいの補助をしてあげることができれば、先ほど同僚議員が言っていた単独槽から合併浄化槽へ変えるというのを促進できるような気もするんですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

下水道区域内における浄化槽の補助金について、現実的に今は町単独の補助金だけでやっております。この下水道区域内につきましても、先ほど議員がおっしゃったように、新築したにもかかわらず浄化槽が入ってしまったということも数件現実的にあります。その辺について、その区域はもう下水道でやるという区域と決定しておりますので、そこについては、もうちょっと全てが対応できるものではないと思っておりますけれども、この住んでいる方が下水道区域、当然全ての方が住んでいる方が下水道区域という認識で家を建てる建てない判断をしないと思っておりますので、そこについてのやり方をちょっと検討していくことは考えなくてはならないと思っております。その区域に国県の足りない補助を出すというのは、今現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 水をきれいに排水をきれいにするという観点からすると、町単独では考えていないということですが、目的が水をきれいにすることからすると、そこに経費を払ってもよくはないかということで、そういう考えを持たないのかということなんですけれども。

○議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 生活雑排水をどうきれいにしていくかという観点から行くと、単独浄化槽を合併浄化槽にどんどん切りかえていくということは有効なものだというふうには思いますけれども、これを実施していくためには、どうしても大きな財源が必要になってくるというところで、今までは町単独でこれを進めるという考え方は余り持っていないで、でき得る限り補助制度がある中で事業展開を図っていきたいという、そういう中で、そうはいつでも区域内でもそういう特殊性があるものに対しては、単独でも補助の道を開こうということで、イレギュラー的にこう開いているものでございますので、これは山内議員の御質問にもちょっと相通ずるものがございまして、今後は町の水の処理をどうしていくかという大きな方向を、もう少し深掘りをして実際にどう進めていくかというところを見きわめた中で考えていくべきものであろうかというふうに思っています、今、単費をどんどんつぎ込んで水質改善をここで一気に進めていくというのは、ちょっと財政的にもかなり厳しいかなというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

説明書の144ページ、予算事業名の災害時医療救護対策事業費なんですけど、執行率が69.7%で当初の予算からすると、決算額はすごく少ないかなと思うんです。特定財源で緊急地震津波対策交付金とか地震津波対策事業交付金とかというのが入っているんですけど、これ取り組みの中で変更があったものとか、中止になった事業というものはあったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この執行率69.7%の主な理由でございますが、こちらにつきましては、需用費、備品購入費の計画をして医療救護に係る備品であるとか、救護所に使用する物品の購入に係る契約の差金ということで、予定していた予算額より安価で契約ができたということが主な理由になります。

当初は講師をお呼びして、医療救護の研修会を行うことを考えておりましたが、榛原医師会、それから中部保健所でたくさんの研修会が開かれましたので、そちらに職員が出席して実施するというので講演会自体は講師をお呼びしてというような研修会は開催はいたしませんでした。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

取り組み内容の中で防災訓練等のところに、地域防災訓練説明会があって、その後、12月2日に医療救護訓練実施を行っています。これは地域ごとに行っているという事業、回っ

ているというのを以前聞いたんですけれども、今後この方式は変わらずに、このスタイルで続けていくのか。一巡したから、またもう1回事業を見直すとかということは考えていますか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この12月2日、毎年地域防災訓練の日に医療救護訓練を平成26年度から始めております。ここに記載しておりますように、地域の方、自主防災会の協力くださる方、また、計画くださる防災会にお願いをして参加をしていただいております。26年度からですので、今現在、5年間実施をしております。今のところ、その救護所で行われるトリアージの内容、それから、そこから赤、黄色、緑と傷病者を設定をしまして応急処置を行う。それから、赤と黄色の方は榛原総合病院に搬送をして、その先でまた訓練をしていただくという方式を牧之原市と合同で行っております。今現在、どちらかという、その医療救護所の運営の仕方であったり、傷病者を搬送するまでの流れであったりその都度、榛原3医師会、薬剤師会、歯科医師会の先生方と確認しながら行っていて、ここで終了ということがございませんので、今のところ、今の形を検証しながら行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

150ページのところを見ていただけますでしょうか。

環境衛生推進事業費です。飼い主のいない猫不妊、去勢手術、実はこれ27年から始まって30年でいよいよ1,100万超えたんですね。1,144万2,700円、それで、これ前回も聞いたんですけれども、これどこまで続けるんですか。私が心配するのは、以前も同僚議員で片方だけやればいいと。安くできるという話をしたんですけれども、どこかに目標がないと毎年のお金がもうどんどん300万近くになってきますよね。それがどこまでいくんだというやつが非常に心配で、その効果が恐らく効果として見えないんじゃないかと思うんですけれども、その金額と金額もさることながら、効果というのはどういう形で評価しているんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術の件でございますが、なかなか効果というものにつままして、この去勢をしてこれで1年で済む、結果が出るとかというのがなかなかすぐ即効性があるものではありませんので、長い期間をかけて見ていくしかないというところでございますが、それこそ、猫のことで言いますと、毎年年に二、三回、発情期があつて1回に5匹から8匹くらい猫を生んでしまうという中で、そういう中でなかなか件数のほうが減ってこない。毎年うちのほうでやっている補助金のほうも、大体200から200以上の件数を補助金として出して今やっているという状況でありますので、確かに今の状況で行きますと、かなり今までに比べると猫の苦情が少なくはなつてはきておりますが、ただ目に見えて何匹減りましたとか、そういうふうなことというのは、ちょっとなかなか効果として出すのは難しいということなんですけれども、ただこれをもしやらないとなると、なかなか今度ふえてい

く一方になってしまうというところもございますので、まだこういう件数、実際実績として上がってきている中では、この不妊手術につきましては、継続していくということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 継続していくのはいいんですけども、それが近隣との調整であるとか、連携であるとか、そういうのはやっているんですか。要するに吉田町へ猫を持ってきてという形がもう出てきているはずなんですよ、絶対ね。そういうのを含めていくと、我々の税金でということになりますからね。その辺のやつはどうなんですか。この決算、こういう中で踏まえてやっていく中に近隣との連携、そういうのはやっているんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、地域の周りにつきましては、各町村、市町ごとにこういう補助金がありまして、その件数の大小はございますが、各市町でその避妊治療につきましては事業としてやっております。あと動物保護協会のほうからも今支部がここ榛原支部なんですけれども、各支部ごとに本会のほうから補助金が出ていまして、それも利用しながら事業のほうは進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

わかりました。それはまたどこかでしっかりと目標値を持たないことには他市町と連携しないことには延々と税金をつぎ込むことになっていきますので、あとどうしても今治療をするところ、医者、獣医さん、吉田町では少ないでしょう。どういう状況があるかわからないですけども、この町がそういうものを使ってお金を使って、そしてそういう役を発展をしていくとか、少なくともだんだん大変になってきていますので、そういうものをしっかりと考えていかないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） この避妊・去勢の手術につきましても、町内の中で手術とかということもやっていただけというのが一番ベストだと思います。そういうことにつきましても、保護協会のほうの榛原支部の中でも、一応そのメンバーの中には吉田町の獣医さんも入ってまして、そういう中で年に1回会合を開くような形はとっています。そういう中でも、やはりなかなか獣医さんのほうも、ここだけに今これだけの件数がある中で、これだけに対応できるかどうかという、ほかのいろいろな動物の治療であるとか、そういうものもございまして、なかなか手をそこにかけていられないという現状もございまして。そういう中で、できれば町内の獣医さんの中で一体となってやるというのが一番ベストだとは思いますが、そういうところも含めまして、獣医さんのほうとは連携をとりながら、話をしながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今言った吉田町で何軒ですか、1軒。例えば吉田町の獣医さんがこうやってやることによって、吉田町のためにやるわけですからね、施策としてね。その辺はやっぱり十分に大事なことです。その辺を踏まえてやっていただきたいと。獣医さんいっぱいいるじゃないですか。要するに説得するのも町の役目でしょうから、やっぱりその辺はやっていただきたいと思いますので、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、町内の中では3軒獣医さんございまして、その3軒とも協議会の中には入っていただいておりますので、そういう話はさせていただいております。ただ先ほど言った獣医さんのほうもいろいろな活動があって、そういう中で治療もあってとか、その仕事の中でそれを入れていくということもございまして、その費用の面もございまして。そういう面でもなかなか今まだちょっと折り合いがつかないというところで、なかなか話がまとまらないというところもございまして、その辺につきましては、今後につきましても、町内の獣医さんとはそういうところでは話をしながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時35分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会 19 日目でございます。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日は提出されました第 36 号議案の質疑を行います。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第 36 号の質疑

○議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。

日程第 1、第 36 号議案 平成 30 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第 36 号議案についての質疑を行います。

昨日に引き続き、質疑は歳出の 5 款から 11 款についての質疑を行います。質疑は款別に区切って行いたいと思いますが、説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。また、歳入の 1 款から 10 款、20 款以外の歳入については、歳出の財源にあわせて行うようお願いします。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

歳出の 5 款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、第 6 款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、大石 巖君。

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。

説明書の 186 ページの耕作放棄地の対策について伺いたいと思います。

これまでのお話ですと、吉田たんぼでの耕作放棄地を防止するといいますか、なくすということで大変努力をされていると。あるいは、私のほうも吉田たんぼの中でごみの投棄があ

ったということで、大変当局とのほうに御協力いただいて、防止対策を行っているというようなこともあります。そうした皆さんの努力についての評価はしたいと思いますが、現実問題として、吉田たんぼ以外の地域で非常に今、急速に耕作放棄地が増えているという実態というのは、これ皆さん御承知のとおりだと思います。

1点伺いたいのは、そうしたお米をつくっていた田んぼが放棄をされて雑草が生い茂ると、あるいは茶畑が放置されて非常にお茶の木は旺盛ですから大きくなるということで、そうした中に害虫の繁殖や、あるいは野生動物などが繁殖するということは、ほかの地域でもいろいろ害が出ているという話聞いていますけれども、吉田の中でそうした耕作放棄地によって害虫や野生動物の繁殖ということが非常に危惧されるわけですが、そうした対策、あるいは、もしそうした動物が増えた場合に、どうした町民に対する影響が出るのか、その辺を分析をしていたら教えていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

議員おっしゃるとおり、耕作放棄地若干増えているという状況がございます。毎年1回農業委員会のほうで農地利用状況調査を行う中で、昨年度に比べまして少し増えている状況ではございますが、吉田たんぼにおきましては、ほぼ耕作のほうはしていただいている状況でございます。

耕作放棄地、非常に多いというところが用途地域内、住吉の浜でありますとか、そちらのほうが多い状態、主に畑でございます。あと、茶畑のほうも耕作者、主に牧之原市の方がやっていたというところもございます。今、荒れているということも議員おっしゃいましたけれども、そういった中で害鳥獣、害獣の関係、おかげさまで町内におきましては、そういったことはないというふうに、農家の方からもそういった特に苦情と申しますか、そういったものは近年ないということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

田んぼが放棄をされると雑草が生い茂りますよね。私の聞く範囲では今のところまだ発生していないんですが、大量のイナゴやバッタやウンカですね、そうした農作物に非常に影響のある害虫が異常発生をする、そうした危険性があるじゃないかということをいろいろ耳にします。それから、茶畑が放棄されたところでは、イノシシとかそうした野生動物が非常に繁殖をしがちだということで、そういう範囲もだんだん吉田のほうに範囲が迫ってきていると。北区のほうではそうした実害も出ているという話も聞いていますので、このまま進むと多かれ少なかれ私たちの暮らしにもかなり大きな影響が出るんじゃないかなというふうに思いますので、その点については今後ともぜひそうした観点も含めて、耕作放棄地の対策を強化をしていただきたいというふうに思います。

もう1点、認定農業者に対して担い手育成ということで、そうした農業をもっとやっていただく人を増やすということも大事だと思いますし、もっとやっていただきたいと思います。特に、農業後継者が今、非常にいなくなっているということで、お年寄りの方がもう農業をやめると、後はいないと。結局その後の土地は放棄されてしまうという状況が出てきています。例えば、稲作をやっている田んぼを放棄される後、ほかの全国的に地域で見ます

と、稲作にかわるものを転作をして、農業の認定農業者じゃなくても農業をやってみようという方が集まれば、そうした転作の農業も可能だということも事例もありますし、それから、お茶畑についてもお茶以外のそうした転作農地に利用するという事例もあります。そうした場合には、農業委員会とか農協とか行政とかが一体となって、そうしたものをつくって、それから流通させるというシステムをつくらないと、なかなか1人が田んぼやるとか畑やるとかというわけにはいかないものですから、ぜひそういう点で行政がリーダーシップをとっていただいて、放棄地を米以外、お茶以外の何か利用して、みんなが転作が利用できて、それが流通に乗れるような、そういうシステムをこれからぜひ考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ人・農地プランというものがございまして、それを今年度県のほうの推進方針が示されまして、実際に現状を調査して、農業者、認定農業者にアンケート調査等を行いました。実際農地のほうを耕作できるのかという話し合いを今後していくということで、町のほうも今年度以降、来年度にかけてアンケート調査とか、その話し合いを行っていくという方向で今、進めようとしております。もちろん関連する、今おっしゃいましたハイナン農協でありますとか、もちろん県、そういったところと連携を持って耕作放棄地をなくしていく、農業の活性化につなげていくということで進めてまいりたいと思います。

認定農業者なんですけれども、今35名いるということで、その後継者を見ますと、今、農業経営振興会で酪農部会、若い方の農家の方の部会があります。そこでも二十数名の方がいるということでありますので、将来的にはそういった方々が規模拡大をして、吉田町の農地のほうを耕作していけるのではないかと考えておりますが、今後そういった話を、人・農地プランの実質化ということでございます。そのほうを今後進めていくということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時13分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま出席議員数は13名であります。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

資料のほうの230ページのTOUKAI-0促進事業費というところで、執行率が43.7%で、わが家の専門家耐震事業委託が43件ありまして、その中でも木造住宅耐震補強助成事業ということで実際行った方が9件ということで、診断した割には実際やる方が少ないということで、耐震補強工事もかなりの金額がかかると思うんですよ。それで、補助金が入るわけですけども、全体の工事金額から補助金の金額を引いても、かなりの金額が残ると思うもので、それで思い悩んだりするのかなということも思いまして、公共下水道に、このしおりありますが、この中に、当町で実施しています公共下水道の排水設備工事資金の融資あっせん制度というのがこれあるわけです。それで、こういったものがあるもので、これ吉田町の独自のものでですけども、この耐震補強においてもこういったものがあれば、少しでもまとまったお金を払うじゃなくて、ある程度分割して払えるようになると思うもので、そういう制度があればいいじゃないかなというふうに私は思ったんですけども、そういうことで、この耐震補強のほうにもこういったものが考えられないかどうかということをお伺いしたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

TOUKAI-0の修繕の経費に当たって補助制度みたいなものがあるかという話でございますが、実際の補助制度とは別に、実際例えば、TOUKAI-0で診断がだめだというふうになったときに、建てかえであるとか、あとは補強工事であるとか、そういう手段があると思いますが、それにあわせて、県のほうで借入金に応じて利子補給をするというものと、改修に当たっては融資制度というものもございまして、そういうものを活用していただくように県のほうで「住まいづくり支援ガイド」という一つの冊子になったものがございます。そのものにつきましても、当課の窓口のほうには設置してございまして、実際そういう銀行からの融資とかそういうものを使いながらやりたいという話もあれば、そういうもので御案内をさせていただいたり、そういうものを利用していただくような形でうちのほうも紹介させていただいて進めていっているような、県のほうでそういう制度がございまして、以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

私の調べがちょっと足りなかったからちょっと、私はそういう制度がないと思ったものですから、町としてのこういう融資制度があれば、少しでも皆さんの役に立つんじゃないかなという思いで今、質問したわけですけどもね。

そういう制度がもともとあるなら、それを実際やる方に広くお知らせしてやらないと。自分が知らないということはほかの町民の方は知っているかもしれませんが、割かし、その役場の窓口行って、そこで相談をした上でその資料を見ないと、それがあかないかというのがわからないものですから、実際やりたいなと気持ちを持ったときに、そういうものがあるよというのがわかれば、ある程度それを使ってというふうに進めようという気持ちが働

くと思うんですけれども、全然そういうことが、担当課のほうはそれがわかっている、全然いざ必要とする方にそれが伝わっていないとしたら、全然役に立たないと思うんです。なので、それを今ここで私もこう初めて知ったわけなんですけれども、今後この執行率も少ないものですから、これを上げていくために皆さんにお知らせして、1件でも2件でも補強が行われないと、せっかく避難タワーつくっても、避難タワー行く前に死んでしまったら元も子もないわけですよね、命が助からないもんですから。そういうこともあるもんですから、そういうことはもう少し広くお知らせしてやらなければいけないと思うんですけれども、その辺についてはそういうお知らせの仕方とか、今後のそういう実際実施に向けた数を上げていくためにも、何かお考えあったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

こういう制度の周知ということでございますが、先ほどお答えさせていただきましたが、窓口相談に来た方につきましては、うちのほうからこういう制度がありますということで説明をさせていただいておるんですが、やはり実際これを使う方にまだ広まっていないというところもございますので、今それこそうちのほうで耐震工事の対象となり得る家に対して、個別訪問、建築士の方も協力いただきまして戸別訪問をしておりますが、その戸別訪問の際にも、今まではこういうふうな補助制度がありますということは御説明をさせていただいておるんですが、こういう融資制度もありますよということに関しては、余り積極的にうちのほうから広報していなかったものですから、そういう戸別訪問を利用しながら、そういうところでもこういう融資制度を使ってやっていただければということで、御案内をこれからはしていこうかなというふう考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

ぜひ、その補助制度と、それと融資制度とあわせてきちんと説明して、少しでも多くの方が安全な生活ができるようにしていただくようお願いしたいと思います。要望になりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） ほかにございせんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

217ページを見ていただけますか。吉田町内の道路舗装修繕事業費ですね。全協の中でも聞かせていただきました。当初が6,000万で減額をやって、最終的には2,320万、執行率100%ということになっておりますけれども、中でお伺いしたのは、多分この当初との違いというのが、国との補助金の金額のパーセントというか補助する金額が実際下がってきて、それによって補正かけて採択されたんですよね。

それで、道路の場合、非常にかなり傷んでからしか進まないじゃないですか。例えば富士見幹線だったかな、ずっと上がって途中まで終わりましたよね、富士見幹線ずっと上がって行って東名の手前で、そのときの話を聞いたときに、すぐ国の補助が少なくなったからあそこまでやると、その次はまたことしやってくれるようなことは言っていますけれども、そのときに、道路の必要なものというのは実際には生活をする上、それと通勤をする上に非常に

悪くなっている道路に対してこれから計画を立ててやるわけでしょう。そのときに、国の制度もそうですけれども、国の補助金を最大に使うことは一番最も必要なことでしょうけれども、例えば下水のような感じ、ほかでもやっていますよね。本当に必要なものをまかなえないものに関しては町のお金で、要するに税金の中でやるとか、そういう形での進め方というのはできないものではないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

道路の維持補修の財源も含めた取り組み方というお話だと思います。まず、その前に、おわかりだとは思いますが少し説明をさせていただきますと、今、議員のおっしゃったとおり、昔は事後保全、ことが起こってからとか悪くなってからの直しだというのが流れであったんですけども、今は予防保全ということで、長寿命化という中で調査をしたりですとか、なるべく今あるものを長く使えるようにしようということの中で、国の指導もありまして、そういうことで路面性状調査等を行って、なるべく悪くならない前の状態で補修をしていこうという取り組みをしております。

そんな中で、議員がおっしゃったように国庫補助事業だけに頼っていていいのかというようなことで、実際この補装修繕につきましては6,000万要望したんですが、2,000万ぐらいの補助が来まして3割弱という内示率だったわけではございます。そんな中で私どもとしましても、今言ったように、議員がおっしゃった、じゃ、単費をとというようなお話もございましたけれども、有利な財源、例えば、まだ相談してございませんが起債等を適用するだとか、そういう新しい仕組みへの取り組みを始めていますので、なるべく私どもも早く直したいという気持ちはありますので、そういう段階にあるということで説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

現実的なことを言いますと、東名から出て東へ向かう道があるじゃないですか、太陽建機のところまで前回やりましたよね。あれから1年たってまだ全然手をつけていないですね。要するに、ちょっと心配するのは、確かに悪い前に予防的にやるとは言っていますけれども、ほとんどが苦情が出るわけですよ。例えば、トレーラーが空でやってきて夜中に大きな音を出して寝れないとか、そういう中で要するに生活道路の中でそういう苦情というのは、その苦情を解放するためには、当然できるだけ早い範囲が欲しいわけです。そうすると、計画の中で途中まで計画をしておいて、国の予算が少なかったと、今言った30%、それで、この次、じゃ、次の年にやったときまた30%、最終的に何年かかるかわからないというのが出てきますよね。そういうのが皆さんの強烈な要望とか不満とかそういうものになってくるものですから、その辺が新しいというけれども、要するに新しくなくて考え方の違いだけの話であって、吉田町がやっていないだけの話であって、それはそういうのできないかな、それをやることによって長寿命化はより延びることができると思うんですけども、その辺はどうなんですか。

やっぱり、例えばさっき言った富士見幹線を引くと、途中までやったけれども、この次やりますよというけれども、本当に確実にやれるという状況じゃないわけでしょう。そういう

意味で、そんなやつをいかに確実にやれるかというやつをどこかで我々も知りたいわけですよ、できるだけ早くやるのが一番いいんですけども。そういう意味でお願いというか、なるんですけども、そういうものに対しての考え方はどうなんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 参考資料のページ数で申し上げますと 217 ページに舗装修繕費というものがあまして、215 ページには道路維持費というものがございます。私が申し上げたいのは、全協のときにもバイクだとかそういう穴ぼこが一番危険ですよ、そういうのを重要視していますというようなお話もさせていただきました。それというのは、小さい穴でも至急埋めていますよという意味合いもあって説明をさせていただいたことです。

議員のおっしゃるように、トレーラーが走って道が振動するだとかというところの原因を探っていきますと、例えば側溝のところでは道路が沈んでいるからたた一んとなってしまうというような、応急的な部分的なものについてはこの 215 ページのものも含めてすぐにやっています。なるべくそういう振動だとか騒音だとかというものがないように手当てはしております。217 ページのほうは帯状に全延長を例えばやり直してしまうだとかという、大きなものに 217 ページの事業を使ってやっております。

ですので、私が申し上げたいのは、苦情はあるんですけども、至急やらなきゃならないものは手当てをしております。先ほども申し上げましたように性状調査もしていますので、そういう中で長期 10 年とかの長期的な計画を立てた中で、路線で優先順位をつけて修繕をしていきますので、それによって進んでいきますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 今言った 215 ページに関しては前回聞きましたのでわかりますよ、289 件ね。私が言っているのは、例えば、一つ、ここで最後に、じゃ、聞いておきます。東名から東へ向かう道に関して、もう 2 年やっていませんけれども、あれってどのぐらいでやる予定で計画を立てているんですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

その路線とはちょっと外れますけれども、先ほど来お話のあった富士見幹線という路線をちょっと一つお話をさせていただきます。あれは県のほうで広域農道ということでつくっていただいて、農道タイプで、少し言うと柔らかい舗装ですね、高機能舗装ではなくて、そういう舗装でやっております、構造的に。ですので、そこへ予想外に大型車両とかが乗ってきたものですから、ちょっと傷みが激しいというような状況がございます。そういうところのものも今言いましたように局所的に手当てはして直しております。帯状に延長で直したということは、そこの路線はまだないですけども、局所的には直してございます。

吉田インターから東へ向かうインター前の通りにつきましては、今のところは帯状に延長で直してきまして、局所的に傷んでいるところ、へこんでいるところは直しておりますので、今のところはとくにあそこのところは延長で工事をするという対象路線にはなっていない状況でございます。

○議長（増田剛士君） 9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） これ最後にします。

今言われた当局で考える道路の仕様と、それに対する不備というか不満とか、そういうのに関するのと、生活している人の不満というのと、それとその必要性というのは全く今、聞いているともう感覚的に違うなという感じがするものですから、ぜひその辺は感覚的に違ったものをできるだけ縮めるような方策を、町単を含めてやっていただきたいと思うのがお願いですので、ちょっと聞かせていただきましたけれども、ぜひその辺を考えてやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料の244ページの町営住宅維持管理費の中での住宅使用料ですけれども、この間もらった決算と審査、意見書、吉田町監査委員の意見書の中4ページ、歳入に関して特別に町営住宅のことが書いてありまして、町営住宅使用料の収納率は本年度80.3%（現年度分95.7%、滞納繰越分11.6%）となり、前年度より1.2ポイント低下している現年度分の収納率が3.9ポイント、滞納繰越分も5.0ポイント低下したことで全体の収納率が低くなっている。公平負担の原則及び財源確保の観点からも、収納率向上に最大限努められたいということで、収納率が下がっているということでありまして。それで、ここに公平負担の原則及び財源確保の観点からも収納率向上にとありますので、この公平負担の原則、財源確保の観点からの収納率向上とありますが、これについてのお考えをまず伺います。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

ここにあります公平負担の原則及び財源確保の観点からもということで、確かに町営住宅に住んでいらっしゃる方、この方がいいとかこの方が悪いとかということはございませんので、公平の立場からいって収納率を上げて家賃を払っていただいて、財源の確保に努めたいという考え方は当局もございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

過日、同僚議員からの一般質問も町営住宅に関してあったんですけれども、そういう一般質問のあれを聞くと少しハードルがということで、中へ入る人のことを考えて、あと、そうすると、こういった使用料のほうの支払いのほうにもそれがちょっと影響してくるかなというふうに思ったものですから、今、伺ったんですけれども。あくまでも、入っている方はそれなりの条件の中で公平負担ということでしっかりと使用料をいただくよというふうに、今、答弁をいただきました。

それでは、その収納率向上に向けての方法とございますか、そのためには何らかのしっかりしたやり方をやらないと収納率が上がるということないと思うんですけれども、上げるための何かお考えがあったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはり家賃というものにつきましては、管理条例の中にもありますとおり、各個人の所得に応じまして家賃算定をさせていただいて、支払っていただくということで、お支払いをい

ただいております。そういう中で、今までは訪問しながら、家賃を滞納していらっしゃる方であるとか、未払いの方がいらっしゃるところには訪問して面会をして払っていただいているという状況の中で、やはり訪問して徴収するというのも原則的に続ける中で、やはり一体、じゃ、どういう形であれば家賃のほう払えるのかということ、やはり払ってもらう方にも自覚を持ってもらいたいということもございまして、平成28年に吉田町住宅家賃滞納整理要綱というものをつくりまして、まず基本的には滞納していらっしゃる方、払えない方についてどういう形であれば払えるのかということで、納付誓約書をその方にこちらのほうに提出していただいて、じゃ、今の家賃をどういう計画、月幾らで、現年はもちろん払っていただくんですけども、過年度のもし例えば未払いの分をどのように払っていくかということ、その計画を本人に出していただいて、その計画どおりと、そこで一応御本人さんに自覚を持っていただいて、そういう中でうちのほうから、誓約書を出してもらった中で徴収に行って支払っていただくということで進めております。実際こういうことで進めておる中では、かなり収納率のほうも、出していただいて徴収に行く方が収納率は上がってきております。

そういう中で、あとは通常であれば督促通知を出して、1回目出した後に、この要綱の中では2カ月、3カ月にまたお支払いが滞っている方については、うちのほうから催促状を出して支払いを促すということもうちのほうで行っております。そういうことで進めております。事務処理要領をつくりまして、そういう中でなるべく訪問するのは訪問するんですけども、とにかく御本人さんにある程度自覚を持ってもらうということも含めて、お支払いのほうをしていただくということで進めております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

了解しました。そのようなことで来年の決算には収納率が上がったよと言えるように努力していただきたいと思っております。要望です。よろしくお願ひします。

○議長（増田剛士君） ほかにございせんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 同じ244ページの町営住宅維持管理費です。全協でもちょっとお伺いしたんですけども、30年度の住宅使用料として入ってきた分に関しますと、過年度分も含めると2,736万8,940円、それに対してこの維持管理費に使ったその分は1,741万5,600円で、その差額が約1,000万円あるんですが、もう率直に言って住宅使用料を値下げすることはできないのかということですが、どうでしょう。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ちょっと財政的な面があったものですから、私のほうで回答させていただきます。

今、御質問ありましたとおり、今年度家賃収入で約922万円ほどですか、差額が使用料としてあるかと思っております。実際にこの維持修繕ということで経費としてありますけれども、当然人件費というところもかかってまいります。そうしたところに、先ほどの滞納もそうですけれども、事務費等も当然出てくるわけでございますので、そうしたところにも充当させて

いただきますので、家賃はその収入に応じて変わってくるということで使用料条例で定まっておりますので、そうした観点から事業費として考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 人件費に使われているというのは全協でもお伺いしたんですけども、都市計画総務費の人件費が3,700万ぐらいで、この約1,000万でいくと29.6%ぐらい占めているわけですよ、余ったお金が。そうすると、都市計画総務費に関してこの町営住宅に関する業務がそれだけあるのかということはどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、先ほど来、今お話が議員からありましたとおり、人件費については都市計画総務費のほうのところの人件費に足していただいておりますけれども、この事業というのは、先ほど私、事業費という言い方で人件費を今、主に今回、言わせていただいたわけですが、当然これまでの起債等もありますので、そちらのほうにもこれまでの工事関係のですね、修繕工事の起債等もございますので、そうしたところの中でトータル的なということになりますけれども、当然その経費というのはもっと大きくかかっている、これまでの経年的なものも踏まえた中でいるということでございますので、そうしたことで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そういう話が出てくるだろうというふうには思っているわけですが、結構建てたっていると思うんですが、まだ公債費は残っているんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

すみません、具体的なちょっと今、数字のところがあればですけども、通常起債の場合ですと、元金ですと3年据え置きで20年、それから30年という償還期間がございます。そうしたこともございまして、ちょっと今、起債の数値、今、出ていないですが、一般的にそうした長いスパンで償還しているということがございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 先ほどちょっと217ページ、建設課長の、先ほど聞き漏らした広域農道の富士見幹線。広域農道で県のやつという、県の仕切りというか県の施工、そのやつをやったんですが、そういうのっていうのは、例えば確実にやれるんですか、ことあたり、来年あたりというか、計画的なもの。ちょっと計画を聞きたいなと思ったんですけども、東名から東へ向かう道に当たっての、両方とも、広域の。

○議長（増田剛士君） 決算なので……

○9番（山内 均君） 決算で結果的に出ていなかったということですか、できていなかった、途中でやめちゃったんですか……

○議長（増田剛士君） だから今年度はこの辺までやりましたというところから出ていると思うんですが。

○9番（山内 均君） だから、その中で広域農道が話が出て、今、初めてそういうの出てきたものですから、それに対して、要するに期待をしているものに関して当然……

〔「見通し」の声あり〕

○9番（山内 均君） 確認をしておきたいなということです。確認というか、まあそういうことです。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

県の農業関係で農道として整備をさせていただきまして、その後に町道として移管をされていますので、町があそこに手を出すということはできます。じゃ、いつ直すんだということにつきましては、路面性状調査をやった中の結果に基づきまして、今の時点では来年やるかどうかというところはちょっと明確にはお答えできない状態でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

聞きたかったのは、広域農道と、それと東名から東への道。計画的にはどのぐらいまでかかるかなということだったんですけども。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

大変申しわけありません。東名から東へ行く東西の道に関しましては、先ほどお話しさせていただいたように、帯状に延長で悪いところはある程度直しておりますので、局的なところも直してありますので、今のところではトータルで直すような計画にはなっていないという状況でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時48分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 山内です。

256 ページを見ていただけますか。防災意識向上事業費です。

この中に地域防災指導員養成講座とか、ジュニア防災士養成講座、確かにやっていますよね。それで、この資格を持っている人たち、それと組織があるんですけども、その組織そのものが全然動いていないいろいろな問題が浮上してきました。その中に、この防災士をつくらうとした目的は何なんだったんですか。

○議長(増田剛士君) 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監(大石剛久君) 防災課でございます。

地域防災指導員の養成講座につきましては、もともと県のほうがこうした地域防災力の向上、あるいは地域防災リーダーを養成するための養成講座を開いております。そうした中で、そうしたところに県のほうに行って養成講座受けていただくよりも、自治会のほうからの要望もありまして、ここの地元で養成講座を行って開催をすると、そうした中で地域の防災リーダーを養成をしながら地域防災力の向上、底上げをしていきたいというような目的で開催をし始めたというようなことでございます。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 地域防災力といいますけれども、その地域防災力そのものというのはどういう意味を持つんですか。例えば、言葉の中で、机上論で地域防災士よくわかりますよね。でも、その机上論をどうやって発揮させるか、要するに災害があったとき。それに向かってどうやって発揮させるかという一番の目的はそこじゃないかと思うんですが、こういうものをつくる目的が。そうすると、それに向かってのやることって非常にたくさんあると思うんですけども、今、町でやっていることが非常に曖昧過ぎちゃって、どこで、いろんな話が出たときに、持っていくところがないですね。例えば、今、地域自主防災、そのところへ話が行っても自主防災は毎年変わりますからね、そうでしょう。そうすると、そのやつが引き継ぐわけでもないし、要するに組織的に非常に曖昧な、全く引き継いでいくような、本当に何が必要かというやつが毎回毎回変わっていくようなものがあって、その中で一番大事なことは、地域防災士がそれを束ねる人がいて、それを吉田町という地域にとって何が一番大事かというやつを調査しながら、そしてそれを全町的に広めていく、同じスタンスで。全く違う人が全くがちゃがちゃやっていって、そんなこと最終的にできるわけじゃないですか。それが一番、今、この地域防災士に関しては物すごい無理があるというか、不合理というか。

それがあつるもんですから、だんだん問題浮上してきましたけれども、そういう意味で、これから何をしたいのかというやつをちょっとはっきりしておかないかん。今、言われた地域防災力は何に向かって地域防災力をつけるのか、どういう形でつけるのか。それがないと地域防災士の組織ができていても何をしたいかとか全くわからないですから、場当たりのものしかできないですね。その辺をちょっとしっかりとやっていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長(増田剛士君) 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監(大石剛久君) 防災課でございます。

指導員の役割であるとか、今後どうした方向性でだとか、そんな話だと思います。これまでも、例えば議員もそうなんですけれども、県が開催する講座なんかにも毎月自己啓発みたいなことを行っていただいて、大変ありがたく思っておりますが、そうした指導員個々がそうして得た知識なんかも、災害が起こる前の平時のときの活動として、そうしたものを地域の住民の皆さんに知識としてお話をさせていただいたり、あるいは、まず初めにもう家庭内の防災対策をどうということをしていったらいいのかといった基礎的なところから、そうしたものも啓発をしていただきましたというふうに思っています。

それこそ、地域防災指導員の皆さん、そうした講座を受けた中で一定の意識であるとか、知識を持っておりますので、そうしたところを地域住民、地元の方々に住吉のほうと北区のほうではちょっと危険性も違いますので、そうしたところを本当の地域の自主防災会の防災委員という立場として、地域住民の皆さんの中に入り込んで防災の知識を広めていてもらいたいと思います。

また、それこそ今、議員もおっしゃるには、何をやっていったらいいのかというところもありますけれども、地域防災指導員としては、やはり何をやってほしいというのを待っているということではなくて、自分からみずから地域の中で何ができるかというところも考えながら自主防災会の中に入っていただきたいというところも期待しておりますし、そうしたところもお願いをしたいというふうに思っております。

それから、今、地域防災指導員の協議会もできていまして、会長さんもいらっしゃいますし、各地区の代表の方々もいらっしゃいますけれども、例えばそういった協議会の中では、そうした個々に活動しているその中で報告をし合いながら、こういうことをやっているんだよというようなところを聞きながら、また指導員の皆さんのスキルアップもしていただきたいと思いますというふうな感じのことを思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、聞いていると、何か本当に何をしたいのかというのがわかっていないような気がしているんですけれども、地域防災士がたくさんおりますよね、ジュニア防災士いますよね。例えば、私、時々J I A Mというところ行くんですよ、全国市町村国際文化研修会とかで。そこでこういう資料をもらってくるわけ。例えば、この中に山口大学の先生、おもしろい先生がいて、そういう人たちがいるわけです。どこへも行きますよという話ししたときに、例えばそういう人たちの何か一つの講演であるとか講義であるとか、それを聞いて、その防災士の人たちが共通の認識を持ったとしたら、それは大きな力を持つと思うんですけれども、今の協議会やろうが何しようが、それはもう全然集まるための組織ですからね、ぜひそういうのやってほしいんですね。特にこの中にはクロスロードありますよね、皆さんやっているジムとか、そういうものをやっぱり定期的にやっていかないと、防災士ができて資格を取ったからみんな知っているでしょうという、全然知らないですよ、絶対知らないです。そのためにやるわけですから、勉強って、資格取るためにね。そういう意味で、これからこういうものが見ていただくとありがたいんですけれども、こういうものをぜひやっていただきたいんですよ。そうして、地域防災士が何をしたいのかというやつを、この中にたくさん詰まって

いますので、そういうものをしていただきたいと思います。その辺をちょっとどうですか、ぜひ考えていただきたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

これまでも地域防災指導員の皆様のフォローアップ研修もやってきたというところでございますが、今後も引き続き、今、議員がおっしゃるようなところも含めて、やはり講座を受けていただいただけということではなくて、フォローアップをしていくというようなところの研修会も引き続きやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 最後にします。

確かに皆さんいろいろやっていることに関しては非常にいいことなんですよ、本当にいいことなんです。ただ、そのいいことが組織の中に生かされていないということだけなんです。何かそれを勝手にやっていますからね。だから、そういう意味で、とにかく町のほうで指導力を持つこと、一つは。それともう一つは、自主防災の人だって毎年2年おきぐらいに変わっていくから、それを引き継がないと、だからもっとこういう中にも出てきますけれども、昔の区長さんであるとか、そういう人たちが必ずやる人がいますので、そういう人に任せること、そういうことを進めてやっていかないとこれ進んでいかないです、絶対に。それと何をやっていいかという曖昧になってきますからね。その辺もどう考えますか、ぜひやっていただきたいと思いますと思うんですけれども、どう考えていくかと最後に聞きたいと思いたすけれども。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

地域防災指導員の組織のほうでございますが、私どもの認識としましては、やっぱり地域防災指導員の皆様が自主的に活動されていっていただきたいと思いますというところは最終的に持っておりますけれども、そういったところも含めて町のほうもまだバックアップというか、そういうことをやっていかなければならないと思いたすし、せっかくの会も何かうまくいかないとなると困りますので、そういったところはやっぱり町のほうもちょっとバックアップをしながらやっていきたいというふうに思っています。

それから、自主防災会のほうにつきましては、議員おっしゃるように自主防災会長さんは平均的に2年で変わってってしまうというところで、そうした中で地域防災指導員を自主防災会の中の防災委員という形で、会長さんをバックアップをしていただくというようなどころでお願いをしていきたいというふうに思っていますので、そこは御理解いただきながら、また地域のほうでお願いをしていっていただきたいと思いますというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今聞きたかったのは、指導力を持てませんかということなんです。やってくださいということなんです。そこはどうですか。町が指導しなきゃ誰がするんですかという話です。防災会に丸投げはだめですからね。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

もちろん地域防災指導員につきましては町のほうで認定をしている方々でございますので、町としましてもできる限り指導力を持って、資質向上も含めてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内。

聞きたいのは、町の指導です。自主防災会に任せるんじゃないで、町が主導していかなくちゃいかんじゃないですか、やっぱり。だからその辺の指導力を持つことに関して町のほうでぜひやっていただきたい、バックアップは幾らでもしますから。その辺の町の意気込みというか考え方というか、そこを聞きたいんです。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

災害につきましては、やはり行政だけではなくてももちろん地元の方々にもお願いをしなければならぬということが多々ありますが、そこら辺も含めて町のほうとしましても、指導力を持って地域防災力が向上できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内。

言おうとしていることはわかるでしょう。どこかが主導していったままとめていかないことには、どこかで空中分解しますよということですよ。その一番上に関しては、皆さんが防災課にいろんなことを相談に行くでしょう、そこが發揮してくださいよということですよ。要するに町のほうで發揮をしてくださいということですよ。主導する力を持ってくださいということですよ。ぜひその辺をちょっとはっきりと答えてほしいです。だめならだめでいいんです、やりますから。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員おっしゃるのは、想像するには、地域防災指導員の会という意味でしょうか。ではなくて、全体的に町がということですか……

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が言いたいのは、指導員だけではなくて、そういうものを組織をしてできたときに、組織を指導する力を町が發揮してくださいということですよ。要するに補助金出してくれるわけですから。そういう意味でやっていかないと空中分解しますよ、統合できませんよ、組織ばらばらになりますよということですよ。

例えば三角形の頂点にいてくれればいいわけですよ。常に監視をしている。そして、我々が行ったときに一つの正確な答えを出すこと、今みたいに曖昧じゃなくて、弱さじゃなくて強さを持ってやってくれれば、我々はいつでも応援する覚悟を持っていますよということですよ。その覚悟を聞きたい、そうしてくれれば我々の周りにはいる防災士も力發揮しますからね、幾らでも説得できますから、その辺を聞きたいんです、意気込みを。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

議員おっしゃることも十分承知しているつもりでございます。やはり、指導員含めて地域住民も含めて、みんなでやっていかないと災害乗り越えられないと思いますが、ここは町としまして指導力を発揮してやっていくというところは、これまでもやってきているつもりでありますし、今後もそうしたつもりでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書の253ページ、地震対策費の防災訓練、ここに記載があるのでお伺いします。でも言いたいことは同じようなことを言うわけですが、

参加率というか、参加人数が総合防災訓練が8,251人で、何回もやるけれども3割程度の参加率で大体ずっと来ているわけですが、この3割ということを防災課としては、まあこれでいいと思っているのか、まだまだやらないかんと思っているのか、そこはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災訓練の参加者の件ということでございます。この30年度の決算からいきますと、ごらんのとおりの参加人数というところですが、以前は目標としまして、参加率を2割5分くらいというところで、昔はもう少し少なかったわけで、それぐらい伸ばそうというところ来まして、そこはクリアはしているじゃないかなとは思っています。30年度の決算ではありませんが、今年度の総合防災訓練につきましては、ちょっとあれが外れますが、過去10年のうちで一番多い参加人数になってございます。

ただ、そこら辺としてもやっぱり3割超えるくらいというところではございますけれども、以前、普通の日に防災訓練をやっていたり、やはりそこだと昼間お仕事に行く方々が防災訓練に参加できないということもありまして、ここ数年はずっと日曜日に開催をしているというところもあって、参加しやすい体制にもさせていただきましたけれども、町としましてこれでいいということではなくて、また参加人数を増やしたり、必要性をアピールしながら訓練もっと参加しやすいように自主防災会の皆さんにもお願いをしながら、町としまして参加できるような体制をつくっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この30年度は私も自主防災会に入って参加者を増やしたいと、片岡東低かったですからね、それを上げたいということで結構努力したんですけども、普通並みまでは持っていけたんですけども、そういう中で、私自身が会長じゃなかったのでよくわからない点がありますけれども、連絡会みたいなやりますよね、防災会と。そこでの指導というか、何かこういう計画を出しますけれども、それに対してこれでいいのかとか、そういう話がないような気がするわけです。出させて人数は報告させるんですけども、じゃ、それでどうだという話はなかったような気がしています。やっぱり同僚議員も言うように、そういうことに対して町がしっかり指導して自主防災会というのを強めていかないと、やっぱり人

を救うということはなかなか難しいと思うんで、そこを実際やっていただきたいというふうに思うわけで。

その中において、この効果のところ、防災訓練を通じ災害発生時における災害応急及び災害復旧についての活動内容や防災体制について確認できたと記載されているわけです。実はこれ去年も同じことを書いているわけで、この30年度の防災訓練を通じて何を確認して、それをもとにどういうことをやっていこうかというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、防災訓練につきましては、訓練を始める前に各自主防災会の皆さん集まっていたいて、ことしはこんな目標を持ってやっていくというようなところをまず説明をさせていただきながら、重点項目こんな感じですよというふうにやっています。30年度につきましては、今回は違いましたけれども、もちろん津波災害、それから地震災害に特化して突発地震型の訓練をやろうと、そんな中でやはり住吉と北区のほうではちょっと違いますので、そこは自主防災会それぞれ地域の実情に合った訓練組み立てながらやってくださいというようなところもやってきました。

町としましてもそれぞれの各部が災害対策本部ができれば各部ができますので、各部がどういった動きをしていったらいいのかというようなところも訓練の中で、自主防災会とは別にこちらで訓練をした中で、災害が発生したときから復旧といたしますか、そこまでの流れの確認をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） では、確認されたということですがけれども、それをもとに今後それをどう生かそうかということに関してはどうなんでしょう。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

町も各部もそうなんですけれども、各自主防災会の皆さんからも訓練の実績とともに反省事項等ももらっています。町としましても、各部からこんなふうにしたらいいじゃないかとか、こういうところが反省点でしたというようなところもありますので、そうしたものをまとめながら今後の訓練に反省点を生かしていきたいというふうに思っています。

また、町長を初め、各自主防災会の皆さんがやっている訓練場所に行っていたというところもありまして、そんな中でいただいたお話を挙げてくださっていますので、そこら辺も含めて今後の訓練のほうの内容に反映をしていくというふうに考えています。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これで最後にします。

反省とか出しました。集まってきたんでしょ。それが返ってこないんですよ。要するに、出したけれども、それがどうなっているんだというのは自主防災会としてもわからんし、自治会も多分わかっていないんじゃないかなと思うんで、やっぱりそれまとめて、町としては今回の訓練に対してはどう考えるということをしっかり説明していただければ、今後の各会の今後の方針というかやり方というようなことが、また変わってくるような気がしますので、そういうことをフォローしていただければと思います。

同僚議員もおっしゃっていましたが、今後やっぱり町が指導して自主防災会、基本的に任せるとするのは自主防災だからそれはそうなんだけれども、そこをしっかりとめて、地域によってやり方違うはずですので、個々の自主防災会を育てていくということをやっていたらと思うので、今までもやってきたけれども、これからはやるじゃなくて、一層やっていただきたいということを我々言いたいので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 1点お伺いをいたします。

ページ252の稲荷川下流ポンプ設置であります。予算144万2,000円、執行率99.7%となっております。機械借上げ料113万9,199円、稲荷川下流ポンプ設置6回となっておりますが、このリース、この期間6回の日数は幾日ぐらい借りたのか。また、この1回のポンプの借上げ賃は幾らぐらいなのかお聞きします。

○議長（増田剛士君） それは内容確認ですよ。質疑をお願いします。

○11番（河原崎昇司君） はい。

この常設なる機場設置がこれ一番いいですが、そうはいかないと思います。ですので、最近集中豪雨大変多い、常設の排水設備が今、仮設されているわけですが、常設をすることはできないか伺います。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 御質問にお答えする前に、少し状況をお話しさせていただきたいと思えます。

まず、この経費で賄っているところは稲荷川の下流ということで、湯月川との合流点になります、下片岡のところなんですけれども。それと似たようなところで、牧之原市との境に流れております坂口谷川のところにも2点、同じように浄化センターのところと、十石橋のちょっと下流と申し上げたらよろしいでしょうか、そこに二つ応急的に仮設のポンプを設置していますというところを御承知おきいただきたいと思えます。

ここの執行しております稲荷川のところにつきましては、今、議員のおっしゃったように、仮設的なんですけれども、借り上げてやっているというところが常設にならないかというお話のところ、ほかの2カ所と決定的に違いますのは、あそこところはポンプを据えたりですか、発電機を置いたりする場所が民地でございます。ほかのところは官地の中で何とかやりくりをしておりますけれども、そういう地域的な条件もございますし、どちらかという、稲荷川のところは設置する回数も少ない状況が、ほかの2カ所から比べるとありますので、状況を見ながら一番適当と判断をしたのが、借り上げて発電機を置いての排水の補強という結論をいたしておりますので、今後も良好な排水を保つために行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 大変、最近の異常気象下での雨が多い、そしてまた被害も各地域あるわけですので、率先して稲荷川にも排水機場設置、あるいはポンプ常設をお願いをしたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書 256 ページの防災意識向上事業で、全協でもお伺いしましたけれども、この防災公園指定管理委託料に関して、上限を決めて出来高払いというようなことをやっているというような説明を受けましたけれども、これは公社だからそういうことがやれるのか、ほかにもやっていることなんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

私どもの管理をしている防災公園の指定管理、まちづくり公社にお願いをしているというところでございますが、ここだけではございませんで、ほかの指定管理につきましてもそうした協定を結んでいるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明の中で、上限を決めて、結果として使った額を支払っているというような説明があったと思うんですよ。そういうシステムというか、そういう契約をいろんなところでやっているのか、それは公社だからそういうことをやられているのかという質問です。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

指定管理の関係も行革等もございますので、うちのほうから回答させていただきますが、まず一つ、公社だからということではございません。これは施設のところの目的とか性格によって変わってくるかと思いますが、それぞれ基本協定、指定管理の場合はその施設ごとに基本協定というのを結びまして、その後、年度協定、それを金額ということになっています。恐らく最後に清算という形をとって年度協定を締結しているということでございますので、特に公社だからということではないということでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そうしますと、限度額は決まっているんだけど、お金の流れというか、要するに最後の最後で支払うのか、前もってこれぐらいは渡しておいて、足りない分は最後に支払いますよというような形になっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災公園の指定管理という中で話をさせていただきます。今お話をしました年度協定の中で事前に払うものと、あと中間に払うものと、あと清算払いという形で年度協定の中で定めさせていただいた金額の範囲内というところで支払いを行っているという形です。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そこは理解しました。29年度に比べて30年度は400万増やしたというふうに記憶しているんですけども、全協の説明で、この400万分というのはどういうこ

とをやっていたとということで400万増やしたんでしょうか。この次のページの効果とか実施内容について説明が全くないもので、そこに関する。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。大変失礼しました。

29年度の指定管理料につきましては、年度協定の時点におきましては890万程度を計上させていただいております。それから、30年度につきましては1,090万程度という形です。ですので、差額としましては100万ちょっとという形です。そんな中で、30年度が増えたというところは人件費でございます、職員の部分がちょっと増やさせていただきながら、指定管理の管理のあれもありますので、シルバー人材センターのほうからのお手伝いとか業務員をお願いをしたというようなところら辺で、若干その程度が増えているというような形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その額に関してちょっと私の勘違いだったかもしれませんが、実際は1,094万9,000円だとすると上限を超えているということですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

指定管理の決算額としてはうちが年度協定で定めた上限の金額を超えているということでございますが、その部分はまちづくり公社の自主財源で賄っているというような形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） それは違うじゃない、じゃ、この金額何よ。その分引いた額じゃなきゃおかしいでしょう。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

年度協定の中では、この1,094万9,131円という形でございますので、全額お支払いをしているというような形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、上限を決めてというのは、もともとこの額が上限として決めていたということですか。いや、全協でお伺いしたのは、大体こういうときは大ざっぱな数じゃないかと。この1円単位まで出るんでどうしてですかということからこの話になってしまったんですけども。

○議長（増田剛士君） 全協のときには、人件費等積み上げていってこの金額になりましたよという説明をいただいています。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ちょっとこの指定管理料の設定の仕方でございますけれども、先ほど公社だからこういう設定をしているかと、こういうような御質問がございましたが、公社だからということではなくて、もともと防災公園指定管理始まったのが28年の10月からということで、まずこの防災公園を維持管理をするために幾らの経費が必要かという実績がまず

積み上がらなかったと。29年度丸々1年間経過をして、それで今は大体1年間にどれぐらいの経費が必要なのかと、こういうこともわかって、30年度はそれに基づいて積み上げを行って、ようやく30年度の指定管理料の年度協定額というのが計算できる中で見積もることができたということで、その人件費も含めて見積もって出した年度協定額というのが1,094万9,131円であったと。ただ、実際に公社が指定管理を行って使った経費というのはそれより若干上回っています。その分については施設の貸し出しなどは利用料金として公社が収入できるようになっていますので、それを当てて補っているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それに関しては理解しました。この取り組み内容、実績とか効果のところ、委託しているんだから書かないのかもしれないけれども、防災公園には委託してどういう事業が行われていたとか、それによってどういう効果があったのかとかというのを来年度から書いていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。再開を10時40分からといたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛でございます。

10款教育費の5項保健体育費、3目体育館運営費、資料の319ページ、トレーニング室の業務委託料に関連してちょっと質疑させていただきます。

実は、三輪議員は前から、私も今月から利用させていただいて、非常にありがたいというか、体力づくりで、恐らく町長の肝いりで町民に安い値段で運動させるということなんです、この運営委託料と料金ですね。午前中と午後が3時間以内ですと100円、夜は200円という今、料金体系になっているかと思うんですが、この受益のバランスといいますか、業務委託料に対して、要は利用している人の金額でどのぐらいなのか。もちろん営利企業ではございませんので、そこに利益を求める必要はないと思うんですが、どの程度の今、割合であるのか。そしてそれが妥当なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

総合体育館のトレーニング室でございますが、まず、委託料でございますが、委託料が811万4,158円というような金額になっております。それで、使用者でございますが、延べ1万4,774人というような日数になっておまして、それで議員がおっしゃったように、昼間の場合は100円、夜の場合は200円ということでやらせていただいております。町民の方からは、安くて継続できて大変いいよというようなお話をいただいております。

そして、今、議員さんが言ったように、午前中が何人で幾らというのは今、少し計算できておりませんが、私としましては町民の方に低料金でここを使ってもらって健康づくり、また体力づくりに一役を担ってもらえる施設であればいいということを考えておりますので、今のところこの金額が妥当ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。

ということは、また30年度決算では一応このような数字なんですけど、また今後は特に急激な料金の変更とかはないと考えてよろしいかということ。私どもは、利用させていただいて端的に言うと、こんな安くていいのぐらい思っております。それはただ受益負担でもう少し本来いただくべきではないかというところもちよっと感じましたものですから、このような形で、来年以降は特に変更はない予定でしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、この10月から消費税等がまた上がりますので、その分は転嫁させていただきますが、今、担当課としましては、この金額でいきたいなというふうに考えておりますが、また財政当局とまた話をしないとまずいのかなというのもあります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ありがとうございます。

なので、あとは、例えば今、利用者が非常に増えているということなので、お部屋のスペースの問題ですとか、マシンがあれでいいのかとか、あるいは今、初心者講習がいわゆるボトルネックになっておまして、なかなか何カ月待ちというような現状になっておりますので、そういうところはまた予算で聞きたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

全協でもちよっとお伺いしたんですけれども、265ページの教育振興事業費ですけれども、効果というところで全協でちよっとお伺いしたんですけれども、公設学習塾の支援業務として、ベネッセコーポレーションに委託をしているわけですけれども、そういうことでベネッセさんがその会社の独自のやり方で、苦手なところを克服するように取り組んでいるというふうに思うんですが、実際に参加している児童・生徒、この子供らの学力アップにつ

ながっているかどうか。その結果がどうなっているかという確認をどうしているかということをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

実際の公設学習塾に参加されている児童・生徒のテストの点数的なものはちょっと整理できていないんですが、実際アンケートをとらせていただいております。参加者に、「わからないことがわかるようになりましたか」という設問で聞いております。そのうち、「とてもわかるようになった」「まあわかるようになった」というものは、全体 440 人中 409 人がそういった回答をいただいておりますので、定着のほうにそれだけ効果があったのかなということを考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10 番、八木 栄君。

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木です。

本来でいきますと、もう少し細かく実際のところは、個々のここへ参加している子供たちの実際のものが上がったかどうかということがちゃんと確認できればいいですけども、今、アンケートが大ざっぱという言い方ちょっとあれかもしれないですけども、それによって、それでもわからないじゃなくてわかるようになったということがあれば、それはそれでアンケートの質問の仕方もあるかもしれませんが、それはそれでそういう結果が出たよということであれば、今はそれを聞いて効果があったというふうに思うしかないものですから、わかりました。了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

6 番、山口一博君。

○6 番（山口一博君） 同じところを聞きます。ページ数でいうと 265 ページ。

公設学習塾ということで、毎年お邪魔しましてことしも三輪先生と担当課長に説明を受けました。前教育長から、常任委員会が来るべきだということだったんで、ことしは 1 期目の議員と募ってお邪魔をしました。そのときに、八木課長からどういうプリントを使っているのかとお聞きしましたら、前年度の学力調査で苦手なところをメインにしてベネッセにつくっていただいて、それをプリントを行っているということだったんですが、延べ人数がここに書いております。住吉小学校で 1,174 名と書いてあって、今、同僚議員が聞いた 440 名のうちの 409 名ということだったんですが、一番お聞きしたいのは自主的に参加する者です。なので、前年度学力調査の結果が余りよくなかった生徒が来ているのかということをお聞きしたいと思うんです。この 440 名のうちの 409 名は上がったというお返事だったんですけども、実際に、例えば点数がとれていない苦手な生徒が、実際に来ているのかどうかということはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、公設学習塾は自由参加というか、申し込みをしていただいているものになります。申し込みしていただいた個々の児童・生徒について、その時点でどういった学力かということまではちょっと把握をしていないものですから、それについてはお答えできません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 4年、5年ぐらいですかね、もう見させていただいた結果、月に1回の公設学習塾、去年までは吉田中学校1校で行ったものが今、各小学校で行っているということだったんですが、見ていて一番気がつくことをちょっとお話しさせてもらうんですけども、出欠の記録はあるんですが、確かな学力をつけるということで公設学習塾は始まったと思うんですが、記録も何も残っていない。記録も残っていないということは、例えば、前月行った指導の内容に関しても、じゃ、今月はこの生徒は具体的にどのような結果が出るかというものを、ただ毎月毎月プリントをやらせてみて、その結果が次の月に基づいたものに、要するに継続的な指導が何もできていないような、何年も見て結果を今、言っているわけなので、去年だけ、ことしだけ見て言っているわけじゃないので。確かな学力をつけるために公設学習塾を行っているんですけども、生徒の記録、児童の記録が何も残っていないというのは、私はおかしいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

プリント教材につきましては、やはり個々に回ごとに配布させていただいてそこに組みこんでいただいているというもので、その後の追跡というのはちょっとできない状態ですが、ことしから始めたタブレットでの教材につきましては、パソコンの中に取り組んだデータが入っているので、そこについては継続というかはできるかなということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

すみません、期待した答えが返ってこないのので、次に273ページをお聞きしたいと思いません。

確かな学力定着事業費ということをお聞きします。13節ということで、吉田町の学力調査研究費が500何万、学力調査業務委託料409万ということで、約1,000万近く、昨年度使いました。私も一般質問をしましたけれども、ラーニングプラン事業で4年間で6,200万円を使いまして、ただいまTCPトリビンスプランを今、行っておりまして、基幹のメインのテーマは教員の多忙化解消と確かな学力ということをメインにしていると思うんですけども、この金額に対してラーニングプラン事業4年目で、小学校6年生と中学3年生の学力を全国平均並みにするということができなかったという事実があります。この1,000万近く使っている金額に対して、4月に行った学力調査の結果が今月の末ぐらいに我々議員のほうの手元に多分届くと思うんですけども、この金額に見合うものが我が町の子供たちに実際に結果が出ているのかというのが一番心配なんです。確かな学力というものが実際についているのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず委託費の関係なんですけれども、今、1,000万とおっしゃられていますが、こちらに使っているような518万5,560円で、学力調査につきましては497万7,000円、あと20万がその分析という業務で使っているというのが内訳になりますので、ちょっと金額のほうかそういうこととなっております。

確かな学力の定着につきましては、学力調査を行った上で分析をして、それを授業改善に生かしているというところで、教育委員会としましては、子供の学力の定着に向けて学力調査の結果を生かしてはいるという状況です。

今年度の状況につきましては、まだちょっと公表していないものですから、また公表はさせていただきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） じゃ、最後にします。

先日、みんなで吉田中学校の3年生の教室を見学させていただきまして、授業もちょっと見させていただきました。そこに中学3年生のここの目標ということで、高校のどこに行きたいのかというような目標数が書いてありました。今、何を言いたいのかというと、以前、吉田中学校からは約10年前までは、偏差値50以上の高校へ進学する方が約100名ぐらいいたと思うんですが、ここの目標が50名でした。それがいいとか悪いとか言っているわけじゃなくて、前年度の偏差値50以上の生徒が40数名、吉田中学校から行った子がそのぐらいの人数です。なので、今、学力は確かに落ちていると思いますし、吉田中学校の父兄から聞くと、もし高校進学するなら学校の勉強だけじゃなくて、塾とか家庭教師とかをつけないとなかなか進学できないという声も聞きます。何が言いたいのかというと、この調査に基づいたものに対して、確かな学力は実際に、繰り返しますけれども、ついているかどうかをちょっと教育長にお聞きしたいと思うんですが。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） その前に1点ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、今、中学校の目標の中で偏差値50以上の学校に何名というようなことをおっしゃられたけれども、具体的にそういう目標を学校が掲げていたということなんでしょうか。余りちょっと考えられないことなので確認をさせていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 中学3年生の教室の後ろのほうに、高校の目標として実際にお名前出すと、例えば榛原高校とか、例えば藤枝東高校とかという実際の名前が書いてありまして、中学3年生全体でここの目標は何名というのは書いてありました。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） ということは、偏差値何十以上とか、どういう学校に何名入れようという目標ではなくて、それぞれの子供たちがどの高校に行きたいのかというような、どこどこ高校、どこどこ高校というところに何名、何名というところを、議員がこの高校は偏差値どのぐらいだからというようなことで解釈をされて、今、御発言をされたということよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） そうです。このあたりの偏差値というのは大体もうわかっておりますので。それで合計数を計算して今お話ししました。吉田中学校3年生の全体の数字で全部合わせて目標が50名でしたということで、確かな学力というのは、学力が今落ちているというお話なんですけれども、10年前は吉田中学校から100名近くそのあたりの高校に入ったという記憶があるんですけれども、今、半減しているという原因は、学力がついていないん

じゃないかなということをお聞きしたいので、確かな学力つけるためにどのような方法をとっているのかとお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、直接お答えさせていただく前に、中学校における進路指導のあり方というのを少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、それこそ10数年前までは単純な話ですけれども、このぐらいの点数をとればこのぐらいの学校に行くというような、ある意味偏差値に偏ったような進路指導をなされてきたというのは事実としてあるかと思っております。つまり、高校によってはいろいろな特色があって、例えば専門高校、工業高校や商業高校や特色のある高校もさまざまありますけれども、そういった自分が今後、将来何をやりたいのかということではなくて、点数に基づいて進路指導がなされてきたというような現状があります。ですので、ある程度の点数をとる子供たちは、この点数であればもうこの高校だよというようなことがなされてきたんだらうというふうに思っておりますけれども。

現在の進路指導としてはもちろんそういう面も決してないわけではないかもしれませんが、将来どういう職業に就くのかというようなところから、それであれば普通科よりも工業科だよというようにあります。議員、よく御承知なので言うまでもないかもしれませんが、そういったところで偏差値が必ずしも低いから悪いというわけではなくて、逆に言うと高いからいいというわけでもなくて、将来どういう職業になりたいのか、どういう職業に就きたいのか、どういうことを専門的に学んでいきたいのかというようなことに基づいて進路指導がなされていますので、一概に偏差値何十以上の高校に入っている子供たちが少ないからといって悪いというわけではないというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

その上で、子供たちの学力がついているのかというようなことですが、先ほど課長から今年度の全国学力学習状況調査の報告自体がまだしっかりと議員の皆様にご報告できておりませんし公表しておりませんので、具体的にここで申し上げることはできませんけれども、小学校についてはある程度安定をしてきていて、全国平均や県平均を上回るというようなところに来ているのかなというように判断されるようなものは、数値として出てきているというふうに私としては理解しております。一方、中学校においてはなかなか安定することはできずに、それでも全国平均には近づいてきているけれども、静岡県自体が全国の中でも高い状況にあるということもありますけれども、なかなか県の平均には及ばないという状況が続いておりますので、ここにはやはりしっかりとどういうことが原因であるのかということを見きわめながら手だてを講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

先ほどのところでございますけれども、公設学習塾の支援事業委託が398万3,040円ですか、それが高いか安いかわからないのはちょっとわからないですけれども、一応はお金を使った費用対効果ということがないと困るというふうに思うんですけれども、先ほどアンケートで440分の409がということがあったんですけれども、それしかこの確認しようがないのかどうか、だ

もんで、これから今後もずっとこのアンケートだけで克服されたかどうか、自分の苦手なものが克服されたかどうかというのを確認するのか、それともちゃんと児童・生徒の個々が目にわかるような形でちゃんと上がっていったよということを確認するのかどうか、その辺をね。何だかこのアンケートばかりで毎年これやるんじゃ、何か自分としてはちょっと理解できないものですから、ちゃんとしたものを確認するためにも、それで個々のものをきちんとしていったほうがいいじゃないかなと私は思ったものですから、今後どうしていくのかちょっとお伺いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

公設学習塾来てくれた方の効果とかはかることについて、それぞれのテストの結果を取りまとめられるようであれば、また今後そういった方法も考えたいと思います。なるべくやった結果がそこで出たよというようなことをお知らせできれば一番いいと思うので、ちょっとやり方については今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ちょっと方向変えまして、維持管理ということでお聞きをしますね。

この中に、全協でちょっと聞きましたけれども、吉田中学校の維持管理の中に倒木、すみません、ページ数が290、12節の一番下に出ています倒木の例がありますね。自彊小のこれにも同じように、これは282ページ、倒木。これを見ていて非常に感じたのが、決算で大事だなど思うのは、これは倒木って初めてこういう項目が出てきて、台風、去年の8月24日の被害に関しては、この地域もかなりあったですね、被害がね。そのときにそういう結果が出ていて、今回の台風10号の悲惨さを見てみると、こういう決算から出てきた倒木の問題であるとか、初めて出てきたものに関して、やっぱりもっと機敏な対応というかしなきゃいかんと思うんですね。例えばなぜかという、外に電線が通っているうちがあるじゃないですか。我々が工事やっていて電線の環境を1個傷つけると、大体一つの企業飛ぶんですね、何億と補償が出てきて。そういう意味で考えると、学力も大事なんでしょうけれども、そういう維持管理の部分が町にとって非常に大事な部分じゃないかと思っているんです。その維持管理という部分にどのような意識を持っているのか。余りそういう管理に関してちょっと見ていないものですから、実際やっているところを。どんな意識を持っているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

維持管理につきましては、基本的には学校のほうで現状を確認をしながら危険な部分であるとか、そういったものはまず対応をさせていただいております。今回、倒木というのは本当に風が強い中で今回倒れたというのが、中学校と自彊小学校にあったと。こちらについては、予備費のほうを充当させていただいて緊急に対応させていただいたというものなので、これだけ出ております。あと、学校の中で木が大分大きくなってきている部分もありますの

で、今の予算の中で対応できる分については当然全体のバランスを見ながら、とにかくまず対応しなきゃいけない緊急度等を見ながらやっているという状況でございます。

今後、今、議員おっしゃられたように、電線にかかっている部分であるとか、ちょっと枝が外に出ている部分等ありますので、また学校のほうとその辺は検討しながら対応のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

確かに学校にいる人が、先生が一番わかると思うんですけども、その意見をとるのに、もし躊躇するような部分があると非常に困るものですから、特に電線に関してとか災害に関しては今回の台風10号がもし来ていたとしたら、とてもじゃないけれども、ひょっとしたら全部可能性として出てくるわけですよね。それが一番の問題ということなものですから、そういうのは、例えば維持管理やったときの周りの人たちみんな見えていますから、そういうやつをどういうふうな形でやったかという公表をする必要があるじゃないかと思うんです。要するに、近くの周りの人たちって、いろんな学校から見える危険性であるとか、そういうのと周りに住んでいる人たちの見る危険性と明らかに違う場合がありますよね、生活の中ですから。そういうのを一番わかるような形でやっていって、維持管理、そういうものをしっかりしていくことが私としては大事だと思うんですけども、その辺をこれからどういうふうな形でやれるかというやつをちょっと考えがあればお聞きをしたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

基本的には学校のほうで見ていただいておりますが、学校教育課自体も学校に行って、そういった危ない部分とかも確認はしたり、近所のほうからそういった御意見いただければ、それについては十分対応していると考えておりますので、言われるのを待つのではなくて、私たちのほうからも見ながら適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 説明書の273ページ、確かな学力定着事業で、学力調査委託として497万7,000円使われていると。吉田町の場合、全国学力テストも含めれば年2回テストを各学年でやっている。その中の単なるテストだけじゃなくて意識調査というのをやっていて、私これ非常に重要だというふうに感じているわけですけども、これはどういった、想像として先生が分析・評価されていると思うんですけども、どういうデータが先生に渡されるのでしょうか。要するに生データみたいなものがぼーんに行くのか、ある程度まとまった形で個々のデータが渡されるのか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） いわゆる質問紙調査と呼ばれるものかと思っておりますけれども、例えば毎朝朝ごはんを食べて来ていますかとか、計画的に学習を行っていますかというような質問が相当数子供たちにあるわけですけども、それが返ってくるものとしては、全国学力学習状況調査の場合には、各学校のまとまったデータとして送られてくるということになってお

ります。また吉田町学調の場合には、もちろん個別のものも見ることもできますし、それを学校ごとにまとめたものとしても見ることができます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） それを生徒指導に生かしてくれているんだというふうに思っているわけで、やっぱりそれは小学校であれば担任の先生がそれをしっかり分析して、この子にはどういう指導をしていこうというようなことをやってくれていると思うんですが、その分析にかかる時間というのは人によって違うと思いますが、どのぐらい時間かかっているものなんでしょうかね。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 基本的には学校では研修日というものがあまして、それを研修の時間、恐らく1単位当たり1時間程度かと思えますけれども、それを二、三回繰り返しながら分析をして、その分析結果をもとに、例えば三者面談のときとかに講評としてお貸しするときに使ったり、また日々の生徒指導の中で使ったりというようなことが行われています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっと私のイメージが狂っていたのかもしれない。車座会議ってやったじゃないですか、先生方と。その中において先生方はこの分析が大変だと、本当に2回もやる必要があるのかというようなお話があったと思うんで、結構時間かかっているのかなと思っていたんですが、そうでもないというその数時間で終わっているとすれば、本当にそのデータをしっかり利用して指導できているのかというのが不安になるんですけども、そこはどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 車座対話の中で、この学力調査の分析というのが一つの負担であるというような声が上がったのは、議員がおっしゃったとおりでございます。その中では、一つはやっぱり質問紙調査の結果の分析というものもあるでしょうけれども、学力調査のほうの分析、またそれをクロス集計するような分析というようなところで、その負担の原因としてはいろいろなデータが来るので、個人としてどうそれを活用していいかわからない。また、こういったらあれですけども、分析する見方というか力が自分たちはなかなかないんじゃないか。分析した結果を伝えた、そもそも後は分析する時間がないというような話の中で、その負担感があるよというようなことであつたというふうに私としては理解をしております。

その中で、実際にある学校に全教職員がやるときに、全体として集まる時間としては、今申し上げた2時間から3時間程度ということだと理解をしておりますけれども、それ以外でも全教職員で集まって話をしたときに、あと自分なりに解釈をしてどう伝えようかということであるとか、自分なりにもう一度個々に分析をし直してというようなところが出てきようかと思いますが、個人によって差があつて、全体の分析の中でそれをもってやる方もいらっしゃるかもしれませんが、さらに丁寧にとすることで、細かく自分なりに自分のクラスの子ということでやる先生もいると思いますので、それによって負担のバランスというのは違ってきているんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 人によるということもあるんで、いろんな分析をして、やり方によっていろんな分析、貴重なデータだと思うんですよね。そういうことを生かして子供の教育に生かしていこうとすれば、その先生方にお任せするのではなくて、人件費かかるんですけども、調査分析員みたいな形で人を採用して分析してもらって、担任の先生とか、先生方にわかりやすい説明文みたいなのをお渡しして、その方々も学校を回って、この子はどういう子だということをわかった上で分析していくというようなやり方というのは、教員の多忙化解消にもつながるといふふうに思うんですが、そこに関しては予算かかるので何とも言えないかもしれないけれども、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 個々のというところまで入り込んで、例えば何年何組のこの子のいふふうにやっていますと、やはりこれは日々相対している教員以上にその子のことを理解して、分析結果をその子のために返せる者はいないのではないかなといふふうに思っておりますので、負担は解消してあげないといけないんですけども、そこをしっかりと使うためには、やはり最後は教員でないとできないことになってくるのではないかなといふふうに思っています。

ただし、我々としても町全体のことであるとか、あとはその学校ごとのことであるとか、少し教育委員会事務局として分析を行って、例えばクロス集計の結果などを昨年度から公表しておるんですけども、例えば生活習慣が身についている子供ほど学力が高い傾向にあるとか、自分で自分の学習計画を立てられる子供ほど成績が学力調査の結果が高いとか、そういった生活習慣と学力との相関関係を示したグラフなども示しておりますので、その傾向といふのは大きくは学校の傾向と変わらないものだと思いますので、それを我々が行ったものを学校に活用してもらおうといふようなことで負担の軽減を図っていききたいなといふふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

317ページになりますが、体育施設広場維持管理費ですけども、この中で、ソフトボール場のほうに土を入れて修繕したとなって、これたしか1枚目にあるのはサッカー場のほうじゃないかなと思うんですけども、その上のソフトボール場でしたか。こうして、災害の後の復旧でまた皆さんが新しく使えるということでもいいと思うんですけども、当たり前、これはこれとして、スポーツ施設ってインドアといいますか、建物の中でやるものは、体育館なんかは耐震補強とかそういうものを買ってもらって、皆さんが安全・安心に使えるようになっていと思うんですけども、外のことは割かしおろそかになっているんじゃないかと私思うんです。それで、河川敷なんかも鉄で工作したものなんかさびたりとか、あとネットなんかもうぼろぼろになったりとかで、ああいうところも使えるようになってもう二十数年たっているとは思うんですけども、そういう中でできれば定期的に。

この間も言ったかも知れませんが、きちんとしていただきたいなということもありますし、土なんかも台風で大井川の水が流れてきてはいなくても、ある程度豪雨が来れば雨によって土が流れる、水は高いところが低いところに行くものですから、自然に土も一緒に流れていくんじゃないか。強い風が吹けばほこりとなって土が飛んでいくということで、グラウンドの土って消耗品じゃないかなというふうに思うんですよ、私は。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、高島グラウンドの維持管理というようなことでございますので、うちのほうですね。

まず、維持管理はシルバー人材センターのほうに委託しているのはありますし、また職員が週1回施設の見回りをして維持管理には努めております。そして、土でございますが、土のほうは私たち見させてもらって、本当に使用者にけが等が、安全をまず第一に考えておりますので、安全にできない場合はまた予算の範囲の中でやるように心掛けていますつもりでございます。

また、それ以上に、八木議員が言う、八木議員は野球をやられておりますので、野球場の砂のことはよく私どものほうにも来ますけれども、やっぱりそうじゃなくて、私たちは全体のバランスを見ながらやっていきたいというふうに考えておりますので、まずは安全にできているかどうかということが必要だと私は思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

私、どことは言いませんが、グラウンドの土が先ほど言ったように雨が降れば流れていく、高いところから低いところへ。それで風が吹けば舞っていく、ほこりになってということで消耗品じゃないかなというふうに私は思いますが、どう思いますかと聞いたんですよ。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 申しわけございませんでした。

今の質問でございますが、うちのほうの維持修繕料の60万という予算がありますので、その中で予算を見ながらまたやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 課長、あぁいったグラウンドの砂とかというのは消耗品じゃないのか、そういう扱いでできないんですかというようなことだと思うんですが。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） すみません、生涯学習課でございます。

八木議員はグラウンドの土は消耗品ではないかというような考えということですが、私たちはあくまでも、私の担当課では今、修繕、砂を入れることは修繕費の中でできるというふうに考えておりますので、消耗品でなくて修繕費の中で砂の搬入などは考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

では、消耗品ではないという今、考えで、修繕するための材料ですか。じゃ、細かいこと言わせていただきますが、私、野球やっています、実際。野球場ですけれども、グラウンドの周りフェンスがあるんですけれども、その前にコンクリートが一枚一枚打ってあるんですよ。それよりも土が低いわけですよ。コンクリートが露出しちゃっているんですよ。表面はゴムのラバーで金属のスパイクでも滑らないようになっているんですけれども、そうすると、土のほうが低いもんでコンクリートの分が出っ張っちゃっているもんで、そうすると、じゃ、修繕なら平らにしにゃいかんというそういう考えになると思うんですけれども、それいかがですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、グラウンドが土の件だと思いますが、土を入れただけでは何もなりませんので、土を入れてまた作業員が作業することになりますので、あくまでも消耗品ではなくて、うちのほうはこういう作業をすることも含めて修繕費というふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 課長ね、今の質問また違うんですよ。修繕と言うんだったらちゃんとそうした不備のあるところを修繕するのがという御質問なので。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

もう少し詳しくお話ししますと、町長も野球のこと詳しいかもしれませんが、フェールラインというホームからレフトとライトに向かって線が引いてあって、そのところ周りが外野のほうにいくと芝生というか草というかなっていて、そのラインが引いてあるところだけ、定規でやると5センチくらいへこんでいるんですよ、幅が30センチくらいで。そうすると、走って行ってそこへ足が落ちたときぐれちゃったりして、もしかしたら骨折するかもしれない。だから、そういう意味では修繕で平らにしておかないと危ないですよ。修繕だったらそれやらにゃいかんじゃないですかと、そういうことを言っているんですよ、私。

それは、さっきはコンクリートの部分が出ちゃっているもんで、そこも平らにしないとイケないじゃないですか、それは修繕なんですかと私聞いたんですよ、消耗品じゃないと言ったもので。じゃ、修繕ならそこを修繕する必要があるじゃないですかという。あるかないかはそちらの回答次第ですけれども、私はそう思ったもので聞いたから、お答え願います。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、町が施設として貸し出している、山内議員の一般質問にもございましたけれども、貸し出しているものについては管理者としてしっかり安全上の配慮をしなければいけない義務といたしますか、そういうものを持っているというふうに思っております。

今、議員が指摘されたところ、私、具体的に見たわけではありませんので、そこについて具体的にどうこうと言えるまでしっかりと確認ができておりませんが、基本的にはそういった施設を安全に使用していただけるような、施設上の安全管理を行うのが我々の責任だと思っておりますので、もしその施設に安全上配慮が欠ける部分であるとか、著しく危険

性を伴うような箇所がある部分ということについては、貸し出しを許可している我々の責任においてしっかりと対応していく必要があるんだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

教育長はそういうふうにお答えいただきましたが、その場合は、じゃ、そういうやっている方がそういうことを感じた場合は、じゃ、窓口としてどこへお知らせしに行けばいいんですか、教育長のところですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 生涯学習課のほうに言っていただければと思います。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

生涯学習課のほうは割かし私のこの質問に対しても回答もないし、割かし理解してくれているとは思いませんので、もしあれなら教育長のほうにまたお話ししに行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 私たちは拒むものではありませんので、そういうことであれば私のほうに言っていただいても結構でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 266ページをちょっと見ていただけますか。公設学習塾の件です。

ここの右側のところに、参加人数と各小・中学校の年8回の実績が出ていますね。それでこの8で割っていきますと、住吉小学校が1回当たり146人、中央小学校が147人、自彊小学校が89人、吉田中学校が55人、この一番最初この設定をするに当たって、三つの小学校があつて二つはもうほとんど同じ147、146、ところが、自彊小学校は少ないですね。こういう予想、分析の中で教育委員会が目的としていたもの、公設学習塾に対して目的としていたものに対してのこれだけの数字に対して、これでまあまあもちろん満足じゃないでしょうけれども、この数字の分析というのはどんな形でやっていますか。なぜ自彊小学校が少ないとか、その辺の形とか考え、分析なんかはしていますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

あくまでもこちらにつきましては参加者の御意志等になりますので、自彊小自体が何でここまでほかと差があるのかについては明確な回答は今のところちょっと持ち合わせていない状況でございます。ただ、家庭の状況等で各家庭それぞれありますので、放課後児童クラブに通っているうちもございまして、うちでそれ以外のこともやっている方もあるということで、ちょっとこの人数についてはちょっとそういった状況でございます。

町としまして、この人数についてこれでいいかどうかというのは、なるべくこちらに参加してくれる方が多くいて、確かな学力の定着を進めばいいかなということで思っておりますので、今後またそういったところについて、またPR等しながら事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

吉田中学校の55人はまた多分塾とかそういうやつが関係してくると思うんですけども、もともと私は義務教育そのものが中立で公平でないといかんと思っています。この効果に関しては参加した人の学力が向上できた。一番大事なことは、私はこういう義務教育の中では全てのボトムアップ、底辺が落ちこぼれないように、それが一番だと思うんです。こういう形でもし平均点を上げようと思ったら、できる子は来ますよね、その子を上げることは簡単なことなんです。ところが、そういう形でいくとやっぱり大事なことは、今言った89人、自彊小なんか少ないのは家庭の事情も含めてしっかり分析をして、教育の平等ということの中ではもうやっていくことが必要かと思っているんですけども、その辺どうなんですか。今ここに参加した児童・生徒の学力定着に寄与したと書いてあるけれども、余りにそこばかりこだわることにしては、私は余りいいことじゃないと思うんですけども。全体的な話をしないかんと思うんですけども、義務教育ですから。それはどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課（八木邦広君） 学校教育課でございます。

公設学習塾のほうは誰でも参加できるようになっておりますので、そういった意味では機会としては平等にそれぞれにあるのかなと考えております。

それ以外の学力定着につきましては、各学校で授業改善であるとかそういったところで、学校の義務教育の中で、学力の定着については取り組んでいるということでもありますので、全体が底上げされるように頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今言われた誰でもできるようにしているけれども、なかなか家庭の事情があると。だからこういう公設学習塾のようなものがこういうふうにとれて、大勢の人が来るのであれば、本来は学校の中での授業に戻していくべきだと思うんですけども、そういう形で、そのためには子供たちがみんなが落ちこぼれというかわからない子が出ないように、そして、例えばどういう授業をしているかわからないですけども、私は算数とかそういうのはどこかですき間があったときに、必ずそこからもう上へ行けないじゃないですか。その辺をしっかりとしたこういう中で分析をしながらやっていくのはいいんですけども、その辺はこういう公設学習塾に対する評価というか、そういうのはどういうふうな形で感じているんですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 冒頭といいますか、先ほど課長のほうから述べましたように、この公設学習塾自体は、まさに議員のおっしゃったようにすき間を埋めるといいますか、どこでつまづいているのかというところが確認できた單元について、公設学習塾でことしにつきましては冒頭講師のほうから少しその分野の講義を行って、その後プリント学習をするというようなことで年間通して行っております。ですので、そういったつまづき、できてしまったすき間を埋めていくという意味で効果が発揮できるようにという仕立てで行っております。

ので、そういう意味では、そういった効果を数値としてというところまでは、まだ先ほど申し上げたとおり御説明することはできませんけれども、効果を上げるような取り組みになっているのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

私も必要なことはそういうことだと思うんです。ただし、子供たちも含めて勉強をわかった子、特に数学なんていうのは答えが一つか二つしかないから、そういうやつが出る子に関しては絶対興味を持ちますよね、わかればね。ところが、つまずいた子というのはそこでストップして興味がそこでなくなっちゃうということです。その辺のうまく埋め合わせが、今、教育長が言うみたいにそういう形のしっかりした分析をしながら、子供たちに興味を持たせて、それがこういう形で反映できればと、数字の中に反映できればと思っていますので、その辺の中でまたしっかりと子供たちの楽しい授業ができるような状況をつくっていただきたいと、そういうふうには思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

これを持って第36号議案についての質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時34分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 23 日目、最終日でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議につきましては、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、決算及び補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第 36 号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 36 号議案 平成 30 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第 37 号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第37号議案 平成30年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第38号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第38号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第39号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第39号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第40号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第40号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第41号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第6、第41号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第42号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第42号議案 平成30年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第44号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第44号議案 令和元年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第9、第45号議案 令和元年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第10、第46号議案 令和元年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第11、第47号議案 令和元年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第12、第48号議案 令和元年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これで、一般会計並びに特別会計等の決算及び補正予算に関する議案の審議が終わりました。
これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第13、第31号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 3 2 号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 14、第 32 号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 3 3 号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 15、第 33 号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第16、第34号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第17、第35号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この消費税・地方消費税の関係の条例の改正ですが、これまでの内税方式での料金表、これを外税方式にするということでの改正ですが、条例の中の金額はこれまでの料金を108で割って100掛けるということで、108分の100ということで非常に端数が出ているわけですね。それに今度は実際の利用料金というのは、その使用料に対して1.1を掛ける金額ということで、10円未満の端数は切り捨てにしても、これまでおおむね100円単位であった利用料、使用料が10円単位になるということになります。

そうしたことで、一つは改正後の条例の金額がそのまま利用する金額イコールではないということで、非常に町民にとってはわかりにくい金額になっていると。本来であれば内税方式で、この料金表がイコールその利用者の支払う金額ということになるのが町民にとって親切なやり方にはなるかなと思います。あえてこの外税方式にしてこういう金額にしたのはどういう理由からでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から御質問がありました、これまで内税方式となっていたということでございますけれども、この件に関しましては、町が事業者として対価を行います資産の譲渡、貸し付けとか、また役務の提供、これは公共施設の利用料含みますけれども、こうしたことは課税対象になるということになります。これは議員も御存じかと思えます。現行、内税というのは、いわゆるその中にもう税が入っているという状況でございます。当町、これまで内税のもの、外税のものということになっておりましたので、今回、税を明確化させるということの中で外税方式に統一をするということがまず1点ございます。今回あくまでも消費税の増税分とか、その分だけの適正な転嫁ということの中で、今回端数を10円未満を切り捨てているということで、これも統一をさせていただいております。

今、議員のほうから町民にとって非常にわかりづらいじゃないかということでございますが、これは全員協議会の中でも申し上げましたとおり、確かに規定上は今現在も今、消費税が入っているものですので、まず、消費税と現行の消費税が含まれていないものをまず分けて行っているということが一つありまして、また住民に対しましては、窓口で実際の金額を消費税の分を掛けた形の中でわかりやすい表記をして提示をさせていただくということでお話をさせていただいております。ですので、住民の方々にわかりづらいということはなく、窓口でしっかりとした表示をさせていただきますので、その中に幾ら税というような形もわかるような形を出させていただきますので、そうした住民にとってわかりづらいということはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

外税表記で統一をするということですが、今後のことを考えますと、私のうがった見方ですけれども、この料金表は変えなくても、今後、国のほうが消費税率を上げた場合には、その備考欄の100分の10という数字のところを変えればそのまま金額が変わってくるとい

うような、将来を見越した消費税が上がるということを見越したような、こうした料金体系になっているのではないか。これは事務的にも一番楽な方法だと思いますが、逆にそうした今現在のことじゃなしに、将来的なことを見越してのこういう外税方式というのはいかがなものかと思いますが、そうした見方はないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回この利用料金、税の関係を明確化するということがまず一つ目的がございます。今、議員から今後というお話がありましたけれども、これにつきましては、私どものほうではちょっとどういうふうになるかというのはありますけれども、そこまで、今、議員がおっしゃられたようなことを考えてやっているわけではございません。

それと、あと条例を改正する場合は必ず議会の議決が必要となりますので、幾ら、例えば料金表を変えようが、条例の消費税率のところを変えようが、議会の議決というものが必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

12 番、大石 巖君。

〔12 番 大石 巖君登壇〕

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石でございます。

第 35 号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について意見を申し上げます。

まず、消費税に対する私の見解を申し上げたいと思います。

消費税は 30 年前に、1989 年、税率 3 % で開始をされまして、その後 5 %、8 % と引き上げられてきましたが、政府の理由としては、安定財源の確保、あるいは社会保障充実ということですが、国の予算からは社会保障関連の予算が毎年削減がされてきています。また、赤字国債の解消についてもまだめどが立たない状況にあります。さらに、増税のたびに消費が落ち込み、景気の悪化、経済の低迷が続いているのが現状です。政府は消費税について広く・薄く・公平・公正な税制であると、安定した財源の確保ができるということをおっしゃっていますが、私たちの生活必需品やサービスに課税をされ、低所得者ほど負担が重い逆進的な税金であります。

消費税導入から 2017 年度までの消費税の税収は 349 兆円というふうにおっしゃっていますが、減税などによる法人税の減収が 281 兆円、約 8 割が法人税の減税・減収の穴埋めに使われている税源ということになりまして、税収ということではほとんど役に立っておりません。

10月から10%の増税に対しまして、多くの国民が反対をしておりますし、複数税率の導入やカード利用でポイント還元など、制度の複雑化で混乱が拡大をしております。家計消費は5年連続でマイナスとなっています。こうした状況の中での増税は私たちの生活をますます苦しいものにし、消費不況の深刻化、貧困の格差がますます拡大するおそれがあります。これ以上の重税負担はすべきではなく、私は消費税の増税に反対をいたします。

その上に立って、本条例改正議案に二つの点で反対をいたします。

まず、1点は、住民の福祉の増進を目的とし、住民の暮らしを守るべき自治体の役割に反して、国の方針だからといって無条件に町民の利用する施設の使用料や利用料金を値上げすることは、住民サービスの低下となります。消費税の増税といえども、サービスの向上を図る措置がなければ納得できるものではありません。

2点目に、各施設の利用料金の多くが内税方式で決められておりましたが、改正により外税方式に統一をされます。条例文中の金額に100分の10を乗じて得た額10円未満の端数を切り捨てることになっておりますが、改正料金表を見るだけでは幾らになるのかわかりません。各施設に料金表を表示するとの説明ですが、不親切な条例だと思います。条例にしっかりと表示し、10円単位の料金についてもこれまでと同様に利用しやすい100円単位に切り捨てるべきではないでしょうか。また、料金表を外税方式にした理由として、将来消費税上がっても備考欄の改正だけで済むという安易な考え方がなかったか、この点について質問をいたしました。この点についてはないというお答えをいただきました。しかし、町民の暮らしを守る立場から、本条例の改正に反対をするという意見を申し上げて、私の意見といたします。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。

第35号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、私は賛成の立場で討論を行います。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が平成28年11月18日に交付され、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることになりました。ついては、使用料、利用料、占用料について、消費税相当額を適正に転嫁するために条例の一部を改正するものであり、改正する条例中使用料等が内税表記のものについては外税表記に変更し、例規上の表記を外税方式に統一するとともに、軽微な文言等の整理をあわせて行うものであります。

本条例の一部改正による内税表記のものについての外税表記への変更は、現行の使用料、利用料、占用料を8%相当の100分の108で除した額に10%相当の100分の10を乗じて得た額、消費税率及び地方消費税相当額を加算した額としている。また、条例ごとに算出され

た額の端数に対する処置が明確に示されています。よって、外税方式の変更による料金の価格構成は極めて明確であり、極めて合理的であると判断し、賛成をいたします。

以上です。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第18、第50号議案 令和元年度吉田町立小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 19、発議案第 3 号 吉田町議会議員の吉田町議会基本条例を遵守する決議を議題とします。

本案について、提出者、大石 巖君の趣旨説明を求めます。
12 番、大石 巖君。

〔12 番 大石 巖君登壇〕

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石 巖でございます。

発議案第 3 号 吉田町議会議員の吉田町議会基本条例を遵守する決議。

上記の議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。

令和元年 9 月 24 日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、吉田町議会議員、大石 巖。

賛成者、吉田町議会議員、福世義己、同、楠元由美子、同、盛 純一郎、同、中田博之、同、平野 積、同、山口一博、同、蒔田昌代、同、三輪美由紀、同、山内 均、同、八木 栄、同、河原崎昇司。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

吉田町議会は、平成 28 年 12 月 16 日に吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議を議決をしております。このたび、中田博之議員が起こした、令和元年 6 月 17 日、議長からの注意勧告の後、一般質問答弁書を非公式な文書と知りながらフェイスブックに掲載し発信した行為、令和元年 6 月 27 日に開催された住吉小学校の家庭教育学級開級式における栗林教育長発言を事実と違う内容でフェイスブックに掲載し、誤解を招く発信をした行為及び令和元年 7 月 8 日、第 25 回参議院議員選挙、通常選挙期間中において、公職選挙法に抵触する行為、また、山口一博議員が起こした、学校の活動風景を撮影してユーチューブに投稿し、子供の肖像権、プライバシー権を侵害した行為について、吉田町議会基本条例第 4 条に規定する議員の行為規範及び第 18 条に規定する議会及び議員の責務に抵触するか全員協議会において確認するとともに、平成 28 年 12 月 16 日の決議及び吉田町議会基本条例遵守について協議をいたしました。

その結果、両議員におけるさきに掲げた個々の行為は事実であることを確認し、改めて吉田町議会基本条例を遵守する旨の決議を議会として発議することを決定するとともに、町民及び関係各位に多大な御迷惑をおかけし、議員と議会全体の信頼を失墜させたことを重く受けとめ、こうした行為の背景には、議員は町民の代表者であるという自覚及び議員のコンプライアンスの欠如に起因するものと認識しております。

以上を踏まえ、当議会は、吉田町議会基本条例を補完する議員の政治倫理に関する規定を早期に制定し、ここに吉田町議会議員の吉田町議会基本条例を遵守する決議を提出するものであります。

それでは、決議文を読み上げます。

吉田町議会議員の吉田町議会基本条例を遵守する決議。

我々吉田町議会は、中田博之議員が起こした「令和元年 6 月 17 日、議長からの注意喚起の後、一般質問答弁書を非公式な文書と知りながらフェイスブックに掲載し、発信した行

為」、「令和元年6月27日に開催された住吉小学校の家庭教育学級開級式における栗林教育長発言を事実と違う内容でフェイスブックに掲載し誤解を招く発信をした行為」及び「令和元年7月8日、第25回参議院議員通常選挙期間中において公職選挙法に抵触する行為」、また、山一博議員が起こした「学校の活動風景を撮影してユーチューブに投稿し、子どもの肖像権、プライバシー権を侵害した行為」において、町民及び関係各位に大変な御迷惑をお掛けし、議員と議会全体の信頼を失墜させたことを重く受け止める。

当議会は、先に挙げた個々の行為が吉田町議会基本条例に規定する第4条（議員の行為規範）の「議員は、自らが町民の代表者であることを自覚し、公正性及び透明性を重んじ行動し、町民に疑惑や不信を招くことのないようにしなければならない。」及び第18条（議会及び議員の責務）の「議会及び議員は、法令並びにこの条例に定める原則及びこれらに基づいて制定される規則、規定等を遵守して議会を運営し、それぞれの使命を果たさなければならない。」に抵触する行為であることを確認した。

こうした行為の背景には、議員は町民の代表者であるという自覚及び議員のコンプライアンスの欠如に起因するものと認識する。

以上を踏まえ、当議会は、吉田町議会基本条例を補完する議員の政治倫理に関する規定を早期に制定する。

今後は、議員一人ひとりが町民の負託を受け、常に町民の代表者であることを自覚し、町民の皆様に疑惑や不信を招かないよう、吉田町議会基本条例を遵守することを誓います。

以上決議する。

令和元年9月24日、吉田町議会。

以上で説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから発議案第3号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

大石議員、御苦勞さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 20、発議案第 4 号 中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者、大石 巖君の趣旨説明を求めます。

12 番、大石 巖君。

〔12 番 大石 巖君登壇〕

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石でございます。

発議案第 4 号 中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書について、別紙のとおり吉田町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。

令和元年 9 月 24 日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、吉田町議会議員、大石 巖。

賛成者、吉田町議会議員、福世義己、同、楠元由美子、同、盛 純一郎、同、中田博之、同、平野 積、同、山口一博、同、蒔田昌代、同、三輪美由紀、同、山内 均、同、八木 栄、同、河原崎昇司。

それでは、本発議案の趣旨について説明をいたします。

中央新幹線建設における大井川水系の水問題については、私たち吉田町議会を初め、大井川流域の市町議会は、流量の全量回復と確実な環境保全措置の実現を目指し、令和元年 1 月に 8 市 2 町の議長連名で要請書を J R 東海に提出するとともに、県中央新幹線環境保全連絡協議会等で協議経過を見守ってきましたが、現状を踏まえ、この問題に対処していく必要があると考え、本意見書を国に提出するものです。

それでは、意見書を読み上げます。

中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書

リニア中央新幹線建設に伴う大井川の流量減少に関して、平成 30 年 10 月に J R 東海は「トンネル湧水の全量を大井川に戻す措置」を表明し、その後、静岡県中央新幹線環境保全連絡協議会の場で、その手法や監視体制等に関する有識者の知見を交えた協議が進められてきた。

私たち吉田町議会をはじめ大井川流域の市町議会は、流量の全量回復と確実な環境保全措置の実現を目指し、本年 1 月に 8 市 2 町の議長連名で要請書を J R 東海に提出するとともに、県中央新幹線環境保全連絡協議会等での協議経過を見守ってきたところである。

しかし、協議の内容を確認する中で、改めて南アルプスの複雑な地質構造に由来した地下水脈の変動、それに伴う表流水の減少、さらには地中の有害物質が及ぼす大井川の水質悪化に関して、J R 東海が説明する対応策が確実に実行され、担保されるのか疑問を抱かざるを得ない。

ユネスコエコパークの認定を受け、希少な動植物が生息する南アルプスからもたらされる大自然の恵みは、今なお流域の豊かな緑を育み、清き流れとなって駿河湾をより碧く深いものになっている。この尊ぶべき自然環境を私たちは現時点だけを見据えることなく、将来にわたって引き継がれていくようにする義務がある。

よって、町民を代表し下記の事項について要望する。

記

1 国においては、将来にわたって流域住民の安全・安心な生活が確保されるとともに、企業活動に弊害が生じることのないよう、水資源及び自然環境の保全に万全を期す対策が示されるべく、J R 東海と調整されたいこと

2 国においては、水資源及び自然環境の保全対策について、流域住民の理解を最優先とする説明が完遂されるよう、J R 東海と調整されたいこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 24 日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官です。

吉田町議会。

以上で説明を終わります。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから発議案第 4 号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

大石議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 21、発議案第 5 号 中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者、大石 巖君の趣旨説明を求めます。

12 番、大石 巖君。

〔12 番 大石 巖君登壇〕

○12 番（大石 巖君） 12 番、大石でございます。

発議案第 5 号 中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書について、別紙のとおり吉田町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をいたします。

令和元年 9 月 24 日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、吉田町議会議員、大石 巖。

賛成者、吉田町議会議員、福世義己、同、楠元由美子、同、盛 純一郎、同、中田博之、同、平野 積、同、山口一博、同、蒔田昌代、同、三輪美由紀、同、山内 均、同、八木 栄、同、河原崎昇司。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

中央新幹線建設における大井川水系の水問題について、私たち吉田町議会を初め、大井川流域の市町議会は、流量の全面回復と確実な環境保全措置の実現を目指し、令和元年 1 月に 8 市 2 町の議長連名で要請書を J R 東海に提出するとともに、県中央新幹線環境保全連絡協議会等で協議経過を見守ってきましたが、現状を踏まえ、この問題に対処していく必要があると考え、本意見書を県に提出するものです。

それでは、意見書を読み上げます。

中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書

リニア中央新幹線建設に伴う大井川の流量減少に関して、平成 30 年 10 月に J R 東海は「トンネル湧水の全量は大井川に戻す措置」を表明し、その後、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の場で、その手法や監視体制等に関する有識者の知見を交えた協議が進められてきた。

私たち吉田町議会をはじめ大井川流域の市町議会は、流量の全量回復と確実な環境保全措置の実現を目指し、本年 1 月に 8 市 2 町の議長連名で要請書を J R 東海に提出するとともに、県中央新幹線環境保全連絡会議等での協議経過を見守ってきたところである。

しかし、協議の内容を確認する中で、改めて南アルプスの複雑な地質構造に由来した地下水脈の変動、それに伴う表流水の減少、さらには地中の有害物質が及ぼす大井川の水質悪化に関して、J R 東海が説明する対応策が確実に実行され、担保されるのか疑問を抱かざるを得ない。

ユネスコエコパークの認定を受け、希少な動植物が生息する南アルプスからもたらされる大自然の恵みは、今なお流域の豊かな緑を育み、清き流れとなって駿河湾をより碧く深いものにしていく。この尊ぶべき自然環境を私たちは現時点だけを見据えることなく、将来にわたって引き継がれていくようにする義務がある。

よって、町民を代表し下記の事項について要望する。

記

1 静岡県においては、将来にわたって流域住民の安全・安心な生活が確保されるとともに、企業活動に弊害が生じることのないよう、流域自治体、利水関係者の声を汲み取っていただき、水資源及び自然環境の保全に万全を期す対策が示されるべく、J R 東海との調整に引き続きリーダーシップを執っていただきたいと

2 静岡県においては、J R 東海に対して、水資源及び自然環境の保全対策について、流域住民の理解を最優先とする説明が完遂されるよう要請されたいこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月24日、提出先は静岡県知事であります。
吉田町議会。

以上で説明を終わります。

- 議長（増田剛士君） 説明が終わりました。
これから発議案第5号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
大石議員、御苦労さまでした。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第22、発議案第6号 町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定についてを議題といたします。
本案について、提出者、八木 栄君の趣旨説明を求めます。
10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

- 10番（八木 栄君） 10番、八木 栄でございます。
発議案第6号 町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定について。
町長の専決処分委任事項の指定について（昭和63年3月24日吉田町議会議決）の一部を改正する指定を別紙のとおり制定する。
令和元年9月24日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。
提出者、議会運営委員会委員長、八木 栄。
それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。
このたび、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定した町長の専決処分委任事項の指定を見直し、本指定に所要の改正を行うものです。
改正文を読み上げます。
町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定について。

町長の専決処分委任事項の指定について（昭和 63 年 3 月 24 日吉田町議会議決）の一部を改正する指定を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 24 日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、議会運営委員会委員長、八木 栄。

町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定。

町長の専決処分委任事項の指定について（昭和 63 年 3 月 24 日吉田町議会議決）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「により町へ収入される金額の範囲内」を「に定める保険金額の最高限度内」に改める。

次の 2 項を加える。

3 項、町が加入して組織する一部事務組合について、当該一部事務組合を組織する他の地方公共団体の名称変更に伴う、当該一部事務組合の変更に関する関係地方公共団体の協議

4 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年吉田町条例第 5 号）第 2 条に規定する議会の議決に付すべき契約につき、当該契約を最初に締結したときの契約金額（当該契約が変更により議会の議決に付すべき契約となったものであるときは、当該変更により議会の議決に付すべき契約となったときの金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額が 500 万円を超えるときは、500 万円とする。）の範囲内において変更契約を締結すること。

説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから発議案第 6 号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

八木委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 23、発議案第 7 号 地震財特法の延長に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者、八木 栄君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会長、八木 栄君。

〔10 番 八木 栄君登壇〕

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木 栄でございます。

発議案第 7 号 地震財特法の延長に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに吉田町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和元年 9 月 24 日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、議会運営委員会委員長、八木 栄。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

地震財特法に基づく地震対策緊急整備計画が、令和 2 年 3 月 31 日で期限切れを迎えますが、今後実施すべき事業が数多く残されています。また、平成 23 年 3 月の東日本大震災を初めとする近年の地震災害の教訓を踏まえ、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実を務めていく必要があることから、当該計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を延長するように要望するもので、本町においては、平成 27 年の同法延長時においても平成 26 年第 3 回議会定例会において意見書の提出をしておりますが、このたびも本意見書を国に提出するものです。

それでは、意見書を読み上げます。

地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 24 日、宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官、以上です。

静岡県榛原郡吉田町議会。

説明は以上でございます。

- 議長（増田剛士君） 説明が終わりました。
これから発議案第7号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
八木委員長、御苦労さまでした。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
〔「動議、議長」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。
○9番（山内 均君） 山内 均でございます。
動議を提出いたします。
山口一博議員に対し、辞職勧告を求める決議の動議を提出いたします。

- 議長（増田剛士君） この動議に賛成者の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

- 議長（増田剛士君） 御着席ください。
ただいま、山内 均君ほか6人から、山口一博議員に対し、辞職勧告を求める決議が提出されました。
この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。
ここで暫時休憩とします。
休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。
再開は議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時24分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。

◎日程の追加について

○議長（増田剛士君）　　ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、山口一博議員に対し、辞職勧告を求める決議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君）　　異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君）　　追加日程第1、発議案第8号　山口一博議員に対し辞職勧告を求める決議を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、6番、山口一博君の退場を求めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前10時25分

再開　午前10時25分

○議長（増田剛士君）　　休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

提出者、山内　均君の説明を求めます。

9番、山内　均君。

〔9番　山内　均君登壇〕

○9番（山内　均君）　　9番、山内でございます。

発議案第8号　山口一博議員に対し辞職勧告を求める決議、上記の議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

令和元年9月24日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、吉田町議会議員、山内　均。

賛成者、吉田町議会議員、三輪美由紀、同、蒔田昌代、同、八木　栄、同、平野　積、同、楠元由美子。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

令和元年7月12日、教育委員会は学校から「山口一博議員がユーチューブに投稿した平成30年度学校行事の動画について、動画に写っている子供から迷惑であり、削除の要請がある」との連絡を受け、議会事務局へ報告が入りました。山口一博議員は過去にも学校行事

を動画投稿し、教育委員会から削除の申し入れを受けておりました、このたびは2回目となります。これらの動画投稿は無許可で行われており、肖像権及びプライバシー権の侵害に当たる行為であります。

この事案について、吉田町議会は全員協議会の協議により、吉田町議会基本条例第4条に規定する（議員の行為規範）及び第18条に規定する（議会及び議員の責務）に抵触する行為であると確認し、認めました。インターネットによる投稿は、投稿した本人の管理下で対処できない事態となることが予測され、投稿された人物に多大な迷惑、被害を生ずるおそれがあり、また、この事案は議員として学校行事に招待を受ける中で、これらの行為に及んでおり、議員と議会全体の信頼を失墜させたことを重く受けとめなければなりません。あわせて、吉田町議会は平成28年12月16日に「吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議」を決議しており、当時、山口一博議員はこの決議に賛同したにもかかわらず、このような事態を招いたことは非常に遺憾であり、法令遵守の観点からも議員として大きな過失があったと認めざるを得ません。

よって、山口一博議員に対し、辞職勧告決議を発議するものであります。

それでは、決議文を読み上げます。

山口一博議員に対し辞職勧告を求める決議

令和元年7月12日、教育委員会は、学校から「山口一博議員がYouTubeに投稿した平成30年度学校行事の動画について、動画に映っている子どもから迷惑であり削除の要請がある。」との連絡を受け、議会事務局へ報告を行った。

山口一博議員は、過去にも学校行事を動画投稿し、教育委員会から削除の申し入れを受けており、この度は2回目である。

これらの動画投稿は、無許可で行われており、肖像権及びプライバシー権の侵害に当たり、今回の事案においては、学校を通じて、子どもから迷惑であるとの訴えもあった。

更に、投稿された動画は、他のサイトにも拡散されており、山口一博議員が管理出来ない状況となった。

この事案について、吉田町議会は、全員協議会の協議により、吉田町議会基本条例第4条に規定する「議員の行為規範」及び第18条に規定する「議会及び議員の責務」に抵触する行為であると確認し、認めた。

インターネットによる投稿は、投稿した本人の管理下で対処出来ない事態となることが予測され、投稿された人物等に多大な迷惑、被害を生じる恐れがあり、又、この事案は、議員として学校行事に招待を受ける中で、これらの行為に及んでおり、議会全体の信用失墜に当たり看過できない。

併せて、吉田町議会は、平成28年12月16日に「吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議」を議決しており、当時、山口一博議員は、この決議に賛同したにもかかわらず、このような事態を招いたことは、非常に遺憾であり、法令遵守の点からも議員として大きな過失があったと認めざるを得ない。

よって山口議員に対して議員の辞職を求める。

以上決議する。

令和元年9月24日、吉田町議会。

説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

これまで全員協議会の中でこの問題については何回となく議論を進めてきましたが、こうした行為が議会基本条例に抵触するというので、本人も深く反省を表明しております。また、先ほどの基本条例の遵守決議にも賛成をしております。その議員が、どうして辞職を勧告するのか、その基準は何かを伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

決議文の中にもありますとおりです。同じことを2度、取り返しのできないことが2度起きています。しかも、その間に、我々が定めた議会基本条例に対して署名をしながらやるということは、署名の意味が多分わかっていないんじゃないですか。まことに安易だと思います。これによって我々が吉田町議会が本当に信頼を失墜するような、5市2町とか、そういうところで皆さんが協力してくれているものに関して、間違いなくなくなるわけです。それはやっぱり2度目であるということ、これ非常に大きなことです。議員ですから、大人ですから、やっぱりその辺はしっかりと守っていかなきゃならない、私はそう思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

町長から議長に対しまして、その事実関係と厳しい御指摘をいただいているわけですが、その町長からの文書の2の(2)の中に、議会として厳正に対処し、その結果を当局に知らせていただくとともに、町民に公表することというふうな文書があります。また、それに続いて、2人の不適切な行為は、河原崎議員の場合と異なり、単なる疑惑ではなく、当局としては実態として法を犯している行為であると認識しており、続けて、議会の対応の仕方に変な興味を持っておりというふうな文書がありますが、今回、こうした発議をした理由には、町長のこうした考え方と同じような発想、あるいは考え方があるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

ありません。我々議員がよりどころにするところは議会基本条例です。議員にとって、議会にとって、議会基本条例は議会以外の何物でもありません。そうすると、我々は周りからのいろいろなあらゆる発言、忠告よりも、議会が何をするか、議会がどう決議するか、それだけだと思います。基本条例は恐らくそういう形で先人が思いを込めてつくっていただいたものであり、我々はそれを粛々と守っていく、それしかないと思っていますから。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

議会ではこの間こうした基本条例に抵触するかどうかということで、その行為についていろいろ議論を重ねてまいりました。その結果、本定例会においても基本条例を遵守する決議

を全員で採択をしているわけです。その中には、早期に政治倫理規定をつくって、議員のコンプライアンスを徹底するというようなこともありまして、一致して議員の資質の向上、あるいは議会改革に前向きに取り組んでいくという確認が議会としては確認をされているわけですが、この辞職勧告決議をこうした議会、議員全員の前向きな姿勢にいわゆる水を差すといえますか、そうした障害になる決議案だと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

責任の範囲内だと思います。我々ではなくて、吉田町議会の議員が何をするかということは、もう明らかじゃないですか。その中で2度ですよ、公式の中で2度。それはもう1回やって、当然次は考えてもらっていかないかんですね。

反問させてもらっていいですか。議長、反問いいですか。

○議長（増田剛士君） どうぞ。

○9番（山内 均君） 大石議員に反問します。

そうすると、それを決めているとか、今の発言によって何回まで求めますか。何回まで許しますか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 大石でございます。

これまで議会の中でこうした事実についての確認を、議論をしてきましたし、議会としても今後政治倫理の規定を早急につくっていくということで一致をしているわけです。ですから、これまでの本人のそうした行為については、そういう事実を認めておりますし、今後とも町民に対して行った無責任については十分反省をしているというふうな言もありますので、そういうことについて本人の前向きな姿勢を評価をしたいと思っておりますし、何回目ということじゃなしに、これからどういうふうに進むかということが大事じゃないかなと私思うわけですが、そういう点で今の質問をいたしました。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今の趣旨に関しては私も全く同感なんです。それと、もう一つは、我々が議会基本条例を先人がつくってきてくれた中で、もしそこに座っていたら、見ていたらどう思いますか。まさかそんなことを想定しているわけじゃないですか。そうすると、やっぱりこの議決に関しては、どこかで決断をしなきゃいかん、そう私が思っていますので、私の考えとしては、

以上が私の考えであります。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

山内議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

12番、大石 巖君。

[12番 大石 巖君登壇]

○12番(大石 巖君) 12番、大石でございます。

私は本決議案に反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

まず、これまでの経過については皆さん御承知のとおりでありますし、山口議員の行為は明らかに議会基本条例に抵触をする行為だということで、本人もこれを認め、今後係ることのないように十分反省を表明しているということは御承知のとおりだと思います。その上に立って、議会としては議長からの嚴重注意を行い、議会として結論が出たときは町議会フェイスブックに謝罪や対応策を掲載をし、議会だよりも掲載をすることを確認をしております。さらに、役職を辞任をし、議員個人のフェイスブックなどを中止をすると、そして早期に倫理規定をつくるということで、それまでの間、コンプライアンスの徹底や倫理規定制定に向けての議論を深めていくということを議会全体として確認をしております。

議員によるこうした行為が二度と起こらぬように、町民の皆さんに疑惑や不信を招くことのないように、そして町民の皆さんに御迷惑をおかけするとこのないよう、議会基本条例遵守の決議も今したばかりであります。この辞職勧告決議案は、これまでの議論やこれからの議会全体としての努力に水をかける行為と言わざるを得ません。

次に、田村町長からの議長宛ての文書の2の(2)で河原崎議員の飲酒運転問題を例に挙げていますが、河原崎議員の飲酒運転の行為も問題ではありますが、その後の議会に対する弁明の低迷ぶりから反省の色が見えず、議会が混迷するということになり、町民からの批判が増すばかりとなりました。議長からの議会活動の謹慎と自粛を促す決定を通知したものの、目撃をした議員を相手取り訴訟を起こすなど、まさに議員としての資格を問われる失態行為を繰り返したことから、やむを得ず辞職勧告の決議に至ったわけであります。2期以上の皆さんはその経過については十分認識おいでのことと思います。

田村町長が河原崎議員の問題を引き合いに出し、今回の問題を議会の対応に大変興味を持っておりますと踏み絵を踏ませるような挑発的発言をすることは、議会に対する挑戦と受け取らざるを得ません。

私は、議員の行為は議会基本条例により判断をし、議会の努力によって解決、改善し、町民の皆さんにしっかり説明をする責任があると思います。議会が今やるべきことは、議員、議会が一丸となって町民福祉の向上と町の発展に努めるとともに、議会議員が責務を全うし、最良の意思決定ができるようにしなければならないことです。この決議案は、こうした議会の役割にプラスになるのでしょうか。私は議会全体がより質の高い議会活動ができるよう、そして町民の負託を受けた代表者としての責務を全うできるよう、全議員が努力くださることを念じ、この決議案に反対の意見といたします。

○議長(増田剛士君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

いかがですか。

10番、八木 栄君。

[10番 八木 栄君登壇]

○10番(八木 栄君) 10番、八木 栄です。

この件につきまして賛成の立場で討論をいたします。

この件は、先ほど大石議員が述べました河原崎議員とは全く別の問題で議会として考えております。そうした中で、先ほど山内議員より説明がありましたとおり、この前の発議、議会としての基本条例を遵守する発議も2度目の署名となります。前回署名したにもかかわらず、今回それを守らなかったということもありますし、その説明の中でも、ユーチューブへの投稿も2度目であり、1度言われてまた同じことを繰り返したということは大変問題であります。そして、もしかして、それに載った方が、いろいろ全国的にも問題になりますが、どこからかDVとか家庭内の問題で引っ越してきたとかして、もしそこへ写ってしまったがゆえにそのの所在が知れて、また何かそれから事件が起こったりとか、そういう問題も全然ないというわけではありません、可能性があります。そういうことから、この件は今回非常に重く議会として受けとめまして、私もこの件に対して賛成をいたしました。

以上、賛成としての討論とさせていただきます。

○議長（増田剛士君） 反対討論ありますか。

いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、6番、山口一博君の入場を許可します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議員派遣について

○議長（増田剛士君） 日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

吉田町議会会議規則第123条の第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日などが確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。
-

◎議会閉会中の継続調査について

- 議長（増田剛士君） 日程第 25、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第 71 条の規定によって、お手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

- 議長（増田剛士君） 以上で令和元年第 3 回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 市長（田村典彦君） 当局が出しました議案につきまして可決していただきまして、まことにありがとうございます。

議会というのは、おもしろいところでございますね。発議案で 3 号、4 号、5 号、8 号ですか、非常におもしろく受けとめさせていただきました。また、いつも私、思うんですけども、議員の皆様は私と比べて自由に使える時間がたくさんございますよね。私なんか本当に土日もないくらいで、その合間を縫って資料に目を通したり、それからまた書籍を購入して、またその書籍を読むと、そういう時間に充てています。

各大井川の流量の問題、リニア新幹線の問題ですけれども、議員の皆様さんというのはマスコミの報道について目を通すことはないんですか。この中でまず 1 点、これ一般的なあれですよ、吉田町が置かれている問題について別に何も触れていませんよね、はっきり申し上げ

げて。例えば、発議案の中ごろで協議の内容を確認する中で、改めて南アルプスの複雑な地質構造に由来した地下水脈の変動、それに伴う表流水の減少、基本的にこういう問題が出されていますけれども、吉田町については表流水の問題ももちろんありますけれども、もっと大きな問題は伏流水の問題ですよね。いわば地下水脈がどんなふうになるかと、これについて自分の町の置かれているポジションを何ら考慮しない意見書で、非常に議員としてももう少し勉強していただきたいと思っております。

それから、9月14日、静岡新聞に出ましたけれども、要はあるところから100キロまでですね、それ以下は中下流でございますけれども、ここに書いてございますけれども、JR東海の宇野副社長が13日に、中下流域の水資源に影響が出た場合の補償についてはっきり言っていますよね。少なくとも中下流域の影響が出た場合は補償の対象になると普通に思う人はいないのではないですか。だから、はっきり言うと中下流域について影響が出た場合でも、基本的にJRは考えていませんよと言ったんですよね。なぜこういうふうなことについて議会というものが意見書の中に、こういうふうなものを指摘しないんですか。非常に私は不思議に思いますね。議会の意見書というのは非常に重要なものですよね。皆さんもそう思っているわけですから。そういうところで考えるならば、大井川のほうの流量の減少問題は我が町にとってどういうふうな問題になるかと、その辺をはっきりと認識した上でこの決議案の中にはあらわさない。吉田町の皆さんは代表でございますので、その代表がほとんど吉田町の利益について全く問題意識がないと怖いことになりますので、今後またよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、山口議員の問題で、それから中田議員の2人の問題で、発議案3号で吉田町議会議員の吉田町議会基本条例を遵守する決議といたしますけれども、これ発議して決議した時点で遵守義務はもう課せられているんですよね。例えば、皆さんおもしろいと思いませんか。法律が施行されて、法律が効力を発した、そのときに法律に違反した場合、その人は処罰されますよね。当たり前のことなんですよ。そういうときに、またその法律を守りましょうというそんな決議をする人どこにいますか。国会がそんなことやったら笑われますよね、はっきり言って。議会基本条例って皆さんがお決めになって、条例として制定されて効力を発するわけですね。それを改めてまた遵守すると、まさに普通の言葉で言うと、奇妙きてれつですよ。法律を違反したら、私も法律守りましょうと、国会はもし決議するとしたら、まさに本当に噴飯もんですよ。それ皆さんはやっているんですよね。非常に不思議なものでございますけれども。

今回の問題については2通りのいわゆる対応が考えられるわけですよ。一つは、議会のあり方そのものについて、もう一つは中田議員と山口議員がやったことについて議会としてどのように対応しますか、この2点ですよ。

倫理規定を設けるとか、それらのことについては議会のあり方に関する問題ですから、それはそれでよろしいかと思っておりますけれども、先ほど八木委員から河原崎議員と全然別だと、整合性を問われた場合、どういう説明をするんですか。本当に皆さんは決議とかそういうものが全く独立していて、全く脈略はないと、関連はないと、常に皆さん整合性を問われますよね。その整合性って皆さんどんなふうに説明されるんですか。何か山口議員、もう当然のことながら辞職勧告決議案が成立したわけでございますけれども、山口さんの場合は累犯だから。累犯ですよ、累犯だからやると。中田議員は初犯だからいいんだと、そういうふう

なふうに私は受け取ったんですけれども、基本的に法律に触れたら初犯だろうが累犯だろうが関係ありませんよ。本当に議員の皆さんというのはダブルスタンダードどころじゃなくて、本当にダブルじゃなくてトリプルとか、本当にそういうところありますので、ぜひともそうしたところが議会の信頼というものを失墜させることになるわけですから、ぜひとも一番大事な問題について、ぜひとも思いを致していただきたいと思っております。

本当に、私は議員になったことはありませんので、議員さんというものがどういうふうに物事を受けとめ、どのようにそれに対応するか、よく私わかりません。議員さんお一人お一人が代表ですよ。1人で思っていることはないはずですよ。御自分の意見を正々堂々と、言論の府ですからそこで戦わせる。問題があればそれについて指摘し、それがいわゆる議員さんに町民の皆さんが対するまさに願いであり、それに応えるその責務が皆さん自身の責務ですよ。本当に私はこのリニア新幹線の県外流出の問題も、吉田町の置かれている問題について全く言及しない決議案、それと同時に、議会基本条例遵守する、何か起こるたびに遵守決議があるんですか。こんなことやっていたら本当に町民の皆さんにばかにされるのは当たり前ですよ、こんなこと。

それから、議会に挑戦すると、別に挑戦していませんよ、何も。ただ、議会がどういうふうな対応をするか常に注視すると、これ当然ですよ。私は何かあれば私は自分で自分の首を切りましたから、それは一番大事なことだと思っていますよ。法律に違反すればその責めは自分が追うんですよ。そんなことは当たり前のことです。3歳の赤ん坊だってそんなこと知っていますよ。

私も出張の時間が迫っておりますので、これで終わります。

ぜひとも次が12月議会でございますので時間もたくさんあります。ぜひともマスコミの報道の端から端まで読んで、また自分の置かれている状況、この町の置かれている状況について、ぜひとも思いを生かして議員活動に励んでいただくことを切にお願いしまして私の挨拶にいたします。御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 本日、ここに令和元年第3回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月2日以来、23日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

今定例会におきまして、我々議会は極めて重大な決断を行いました。今後、この決断を皆さんの活動に常に頭の中に入れて活動いただきたいと思います。

議員各位におかれましては閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げます。まことに意を尽くしません。閉会の御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和元年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分